

袖ヶ浦市地域防災計画

<第2編 地震・津波編>

第1章 総則

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目次

第1章	総則	1
第1節	地震・津波対策の基本的視点	2
第2節	想定地震と被害想定	4
1	袖ヶ浦市地震防災基礎調査の概要	4
2	千葉県地震被害想定調査結果	10
3	津波浸水想定	18

第1章 総則

節	項目
1	地震・津波対策の基本的視点
2	想定地震と被害想定

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

最大クラスの地震等に対して施設で守りきるのは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではないことから、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、市民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。「比較的発生頻度の高い地震等」に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超える地震等に対しては、ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要である。

そのためには、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や防波堤等を組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が発生したほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設等にも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸北部の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、道路・橋りょう、河川施設、海岸保全施設、上下水道等のライフライン、学校、農業用施設等に被害があった。

千葉県の調査では、千葉県、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

首都直下地震緊急対策区域においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。なお、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、被害が最大となるよう想定を行うものとする。

4 計画の効果的な推進

首都直下地震対策の推進に当たっては、防災対策を一義的に担う市・県と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国との総合的な連携が極めて重要である。本計画に示された施策や課題については、国、県等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていくこととする。

また、首都直下地震対策については、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めるものとする。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年東日本大震災）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）等の相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

市では、こうした状況に鑑み、平成7年度に「袖ヶ浦市地震防災基礎調査」を実施し、関東地震及び直下型地震が発生した場合の被害量等を算出した。次にその概要を示す。

1 袖ヶ浦市地震防災基礎調査の概要

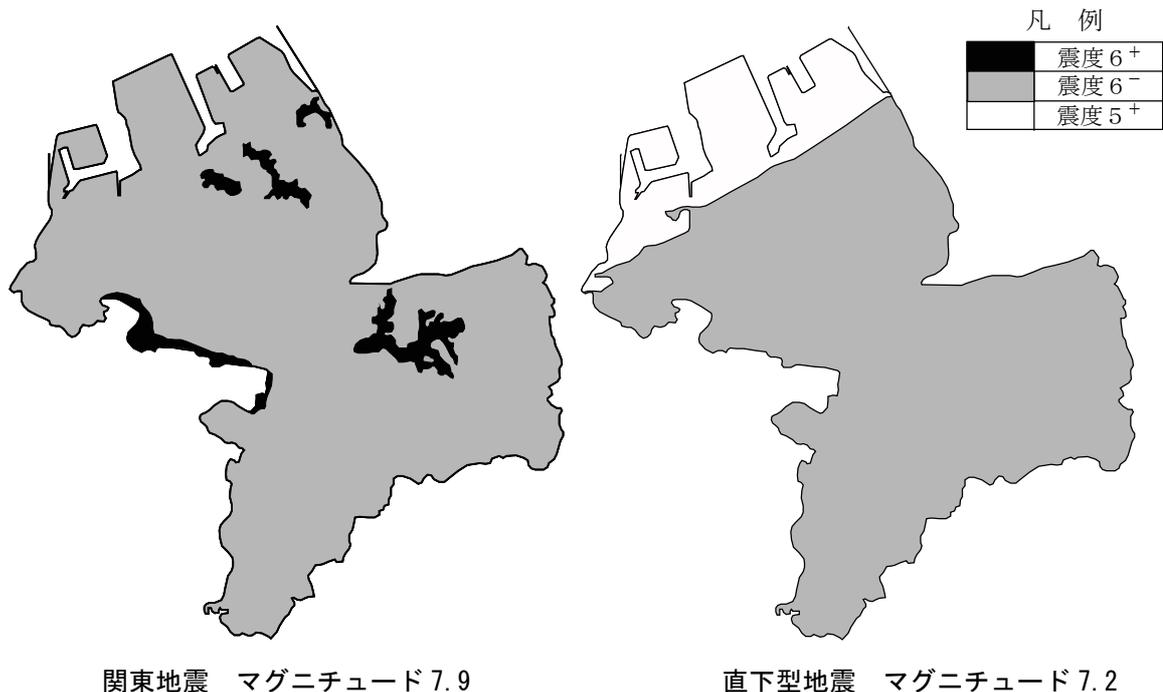
(1) 地震動予測

大規模な地震が起こった場合の市内の震度を予測した。地震の規模は、関東地震、直下型地震の2つの震源を想定し、震源からの距離と地盤構造から地震動を予測した。

想定地震の概要

想定地震名	マグニチュード	震源までの距離
関東地震	7.9	32km
直下型地震（市直下を震源とする地震）	7.2	16km

震度分布図



(2) 液状化危険度

液状化の発生する可能性の高い地域は、臨海部の埋立地、小櫃川流域周辺の広い範囲、小さな河川の周辺である。その他の台地、丘陵地等は、液状化の発生する可能性のない区域である。関東地震と直下型地震の判定結果はほぼ同様である。

(3) 建物被害想定

建物の被害が高いのは、丘陵地沿いの低地に立地する古い集落で、関東地震が発生した場合は、約半数の建物が被害を受けると予測された。一方、被害が低いのは、新興住宅地である。

関東地震による建物被害想定

建物種別	総棟数 (戸)	大破棟数 (戸)	大破率 (%)	中破棟数 (戸)	中破率 (%)
木造建物	19,082	3,404	17.8	4,406	23.1
非木造建物	3,955	351	8.9	627	15.9
合計又は平均	23,037	3,755	16.3	5,033	21.8

直下型地震による建物被害想定

建物種別	総棟数 (戸)	大破棟数 (戸)	大破率 (%)	中破棟数 (戸)	中破率 (%)
木造建物	19,082	1,294	6.8	3,332	17.5
非木造建物	3,955	143	3.6	371	9.4
合計又は平均	23,037	1,437	6.2	3,703	16.1

(4) 地震火災危険度

① 出火想定

最も被害の大きくなる冬の場合、関東地震では27件、直下型地震は14件の出火が想定された。

地震別・季節別の出火想定

想定地震名	季節	一般火災器具からの出火 (%)	化学薬品からの出火	危険物施設からの出火	延焼
関東地震	春・秋	7件(0.13)	1件	0件	0箇所
	冬	26件(0.53)			6箇所
直下型地震	春・秋	4件(0.06)	1件	0件	0箇所
	冬	13件(0.26)			0箇所

※ 冬:午後6時(最も被害が大きくなるケース)、風向 北西、風速5m/s 湿度 50%
春・秋:正午(関東地震発生時刻)、風向 南西 風速5m/s 湿度 70%

② 延焼想定

関東地震が冬に発生した場合(想定される最悪のケース)のみ、出火点27箇所中6箇所が延焼に至り、589棟を焼失させる結果となった。その他のケースでは延

焼には至らない。

(5) ライフライン危険性想定

ライフライン施設の被害想定について次に示す。

① 上水道管被害想定

上水道管の被害率は、関東地震で約 6.7 (箇所/km)、直下型地震で約 7.9 (箇所/km) と想定された。特に、人工改変地、低地、臨海部の埋立地などは、液状化の影響によって、浮上・沈下や地盤の移動による管渠施設への被害が懸念される。

一方、配水場・浄水場は、台地・丘陵等の比較的良好な地盤上に存在するが、構造的に問題のあるものが見受けられる。

上水道管被害想定

地震名	上水道管被害箇所数	上水道管被害率
関東地震	2,982 箇所	約 6.7 (箇所/km)
直下型地震	3,488 箇所	約 7.9 (箇所/km)

② 下水道管被害想定

下水道管渠は、昭和 48 年より敷設された比較的新しいものである。しかし、人工改変地、低地等は液状化の影響で被害率が高くなっている。

処理場のある臨海部は埋立地であり、処理場・管渠施設への被害が心配される。

下水道雨水管被害想定

地震名	管種	下水道雨水管被害箇所数	下水道雨水管被害率
関東地震		22 箇所	約 1.2 (箇所/km)
直下型地震		41 箇所	約 2.2 (箇所/km)

下水道雨水ボックスカルバート被害想定

地震名	管種	下水道雨水ボックスカルバート被害箇所数	下水道雨水ボックスカルバート被害率
関東地震		2 箇所	約 0.9 (箇所/km)
直下型地震		2 箇所	約 1.2 (箇所/km)

下水道污水管被害想定

地震名	管種	下水道污水管被害箇所数	下水道污水管被害率
関東地震		224 箇所	約 1.6 (箇所/km)
直下型地震		262 箇所	約 1.9 (箇所/km)

③ ガス管被害想定

ガス管の被害は、単純にガス導管等の施設に対する被害だけでなく、都市ガスは、火災発生時には引火の原因となり、供給停止による被害や復旧に時間のかかるところが特徴である。ガス管の被害率は、関東地震で約 1.4（箇所/km）、直下型地震で約 1.6（箇所/km）と想定された。

ガス管被害想定

地震名	管種	ガス管被害箇所数	ガス管被害率
関東地震		140 箇所	約 1.4（箇所/km）
直下型地震		163 箇所	約 1.6（箇所/km）

④ 配電用電柱被害想定

市内には、電柱 15,451 本存在し、その 98.2%がコンクリート柱である。木柱も 263 本あるが、そのほとんどが人口密度の低い地域に分布している。

関東地震を想定した場合の折損・倒壊による被害は、15,451 本中 291 本で約 1.9%であった。

一方、断線による被害は 15,451 本に対して箇所中 701 条・スパンで被害率 5.13 条・スパン/100 本となっており、被害は若干低いと想定された。

配電用電柱被害想定

被害形態 被害率等	木柱		コンクリート柱		断線による 被害
	折損	倒壊	折損	倒壊	
関東地震	0.09	0.38	0.40	1.51	5.13
	0	1	61	229	701
直下型地震	0.09	0.38	0.40	1.51	5.13
	0	1	61	7	701

上段：被害率（本又は条・スパン/100 本当たり）

下段：被害箇所数（本又は条・スパン）

⑤ 電話施設被害想定

市内には、電話柱（配電用電柱も含む）が 6,790 本存在する。そのうち 56.2%がコンクリート柱であり、木柱は 0 本、鋼管柱は 2,974 本（43.8%）ある。

関東地震、直下型地震を想定した場合による被害は、6,790 本中 40 本で約 0.59%である。

電話施設被害想定

被害形態 被害率等	木柱		コンクリート柱		鋼管柱		断線による 被害
	折損	倒壊	折損	倒壊	折損	倒壊	
関東地震	0.03	0.12	0.12	0.46	0.12	0.45	1.07
	0	0	5	18	4	13	169
直下型地震	0.03	0.12	0.12	0.46	0.12	0.45	1.07
	0	0	5	18	4	13	169

上段：被害率（本又は条・スパン/100 本当たり）

下段：被害箇所数（本又は条・スパン）

(6) 急傾斜地崩壊危険度

市内 22 箇所の急傾斜地のうち、地震による危険度が高い地区は 13 箇所、降雨による危険度が高いのは 9 箇所と判定された。

① 急傾斜地崩壊危険度

地区名	がけの分類	地震による危険性	降雨による崩壊の危険性	総危険度	斜面の整備状況
		A：高い B：やや高い C：低い	A：高い B：やや高い C：低い	5↑高い 1↓低い	○：整備済み △：整備中 ×：未整備
長 浦	人工	A	B	4	○
奈良 輪	自然 + 人工	A	A	5	○
神 納	人工	A	A	5	○
神 納 2	人工	A	A	5	○
飯 富	人工	A	B	4	○
飯 富 2	自然 + 人工	A	B	4	△
下 新 田	自然 + 人工	A	A	5	○
岩 井	自然	A	A	4	×
下 泉 3	自然	B	A	4	×
下 泉 2	自然 + 人工	A	B	4	△
下 泉	自然 + 人工	A	B	4	○
上 泉	人工	B	B	3	○
上 泉 2	自然 + 人工	B	B	3	○
野 里	自然 + 人工	C	C	1	○
房 根	自然 + 人工	B	B	3	○
表 場	自然	A	A	5	×
林 3	自然 + 人工	C	B	2	○
林 2	自然	C	B	2	×
林 1	自然 + 人工	B	C	2	○
滝 の 口	自然	C	C	1	×
上 宮 田 1	自然	A	A	5	×
上 宮 田 2	自然 + 人工	A	A	5	○

(7) 道路構造物危険度

① 橋りょう危険度

兵庫県南部地震において、一本柱の橋脚（橋脚の厚さと幅の比が 1：3 未満）を持つ橋りょうの落橋等の被害が多く発生したことから、一本柱を持つ橋りょうか否かで橋りょうの危険度判定を行った。一本柱を持つ橋りょうは 31 箇所の橋のうち次の 2 箇所である。

橋りょう危険度想定

橋名	道路種別	路線名	橋脚の厚さ	橋脚の幅	厚さとの比
小櫃橋	県道	木更津・袖ヶ浦線	1.6m	3.8m	1：2
成蔵橋	県道	長浦・上総線	1.2m	2.8m	1：2

② 道路切土・盛土斜面危険度

地盤及び切土・盛土の条件から調査した結果、Aランクの危険度の高い切土斜面は 8 箇所、盛土斜面は 13 箇所と判定された。

道路切土・盛土斜面危険度想定

ランク	内容	切土斜面	盛土斜面
A	被災の程度が大きく、また、発生確率が高いと予想される斜面	8箇所	13箇所
B	被災の程度がやや大きく、また、発生確率がやや高いと予想される斜面	10箇所	15箇所
C	被災の程度が小さく、また、発生確率が低いと予想される斜面	19箇所	9箇所

2 千葉県の地震被害想定調査結果

千葉県では平成19年度及び平成26・27年度において、近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの地震を想定し、阪神・淡路大震災並びに東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施した。次にその概要を示す。

(1) 千葉県地震被害想定調査の概要

① 想定地震

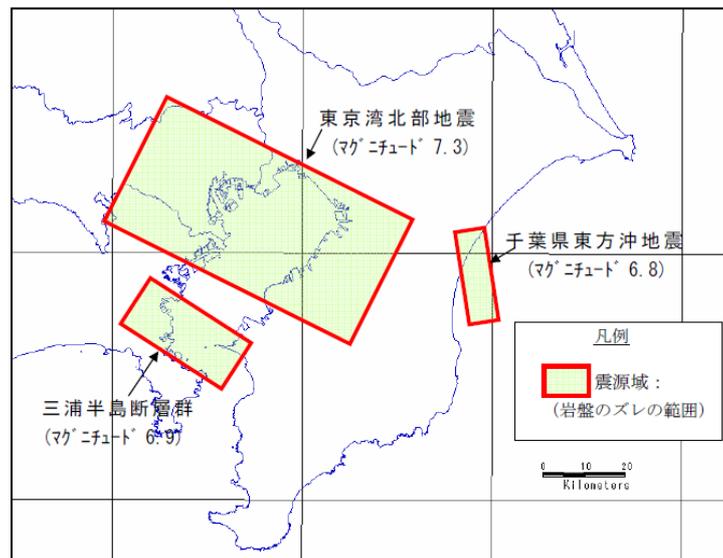
本調査では、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる次の3つの地震を想定し、想定地震ごとに季節、時刻及び風速の条件を設定し、被害想定を行っている。

想定地震の概要

	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

想定地震の震源域位置図



資料：平成19年度千葉県地震被害想定調査

② 地震動の予測

ア 東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。震度7の地域はなし。

イ 千葉県東方沖地震（マグニチュード6.8）

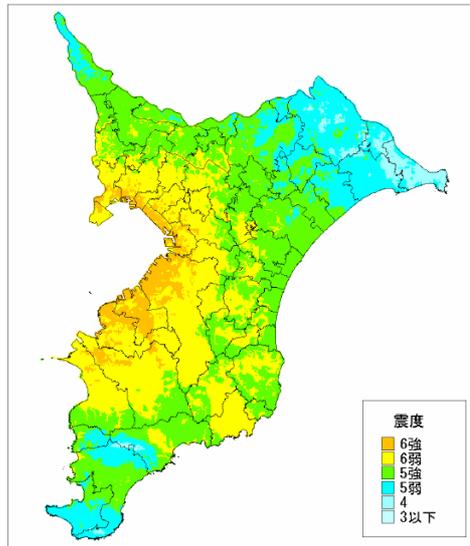
茂原市、東金市、八街市、いすみ市等に震度6弱の地域が散在するが、震度6弱の地域は、県土の約0.3%にとどまっている。

ウ 三浦半島断層群による地震（マグニチュード6.9）

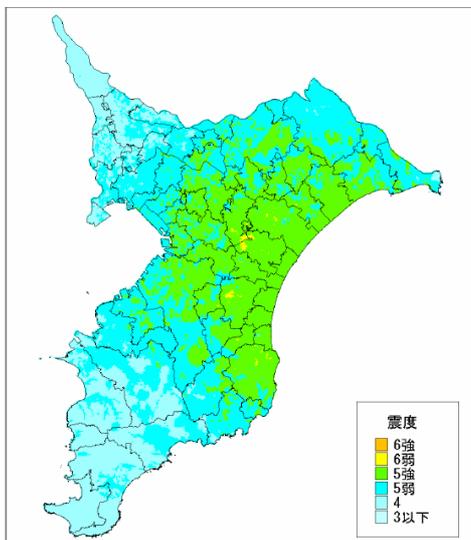
富津市、君津市、木更津市の内房沿いを中心に震度6弱以上の地域が広がり、富津岬並びにその周辺で震度6強の地域がみられる。震度6弱以上の地域は、県土の約5%となる。

市では、東京湾北部地震での地震動が最も大きくなる。

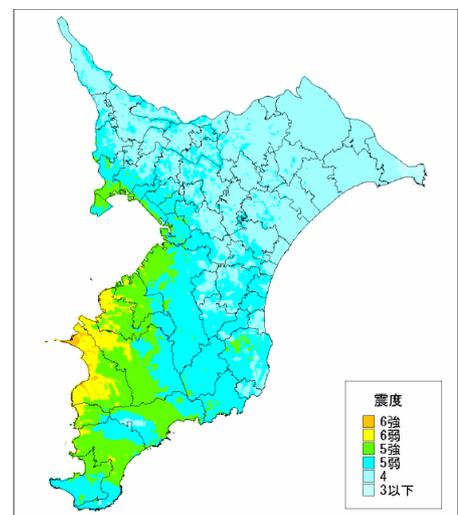
震度分布図



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

③ 液状化危険度の予測

ア 東京湾北部地震

東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、液状化危険度が高い地域が広く分布する。九十九里地域での液状化の危険度は、一部を除きあまり高くない。

イ 千葉県東方沖地震

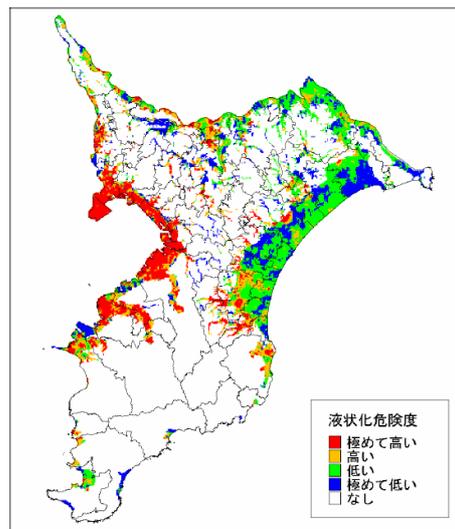
九十九里低地の一部及び東京湾沿岸の低地部の一部に液状化危険度の高い地域が分布する。

ウ 三浦半島断層群による地震

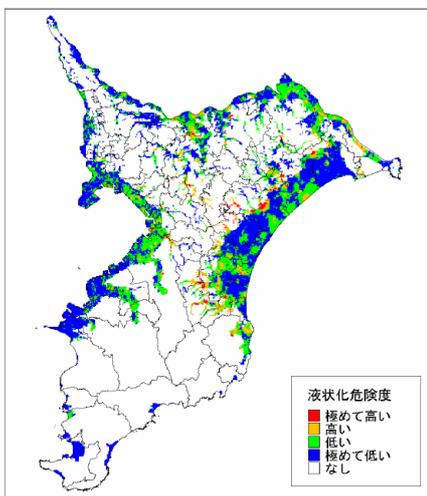
千葉県南西部の君津市、富津市等の東京湾沿岸地域に液状化危険度の高い地域が分布し、それを囲むような地域や小櫃川沿いに液状化危険度のやや高い地域が分布する。

市では、東京湾北部地震での液状化危険度が最も高くなっており、臨海部の埋立地や小櫃川流域周辺の広い範囲、小さな河川の周辺等で危険度が高くなっている。

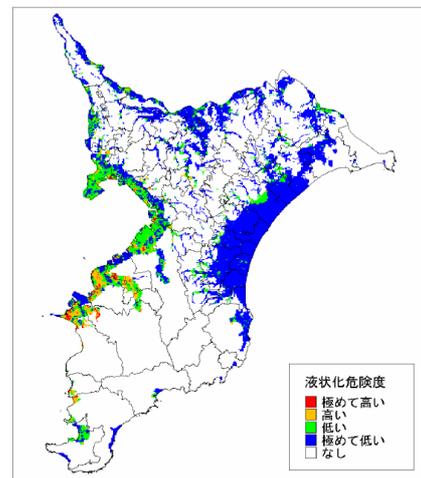
液状化危険度分布図



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震— 地震・津波編 (総則) 12 —



三浦半島断層群による地震

④ 被害の概要

市の想定地震別の被害量は次のとおりであり、東京湾北部地震による被害が最も大きい。

想定地震別の市の被害一覧表

(冬5時、風速9m/秒)

想定項目			東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島 断層群地震	
物的被害	建物全・半壊	全壊	揺れ	1,473 棟	0 棟	17 棟
			液状化	34 棟	6 棟	14 棟
			急傾斜地崩壊	19 棟	1 棟	3 棟
			小計	1,525 棟	8 棟	34 棟
		半壊	揺れ	4,506 棟	1 棟	384 棟
			液状化	87 棟	17 棟	40 棟
			急傾斜地崩壊	44 棟	3 棟	8 棟
			小計	4,637 棟	21 棟	432 棟
人的被害	死者数	建物被害	40 人	0 人	0 人	
		火災	0 人	0 人	0 人	
		急傾斜地崩壊	1 人	0 人	0 人	
		ブロック塀等の転倒	0 人	0 人	0 人	
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	
		小計	41 人	0 人	0 人	
		負傷者	建物被害	987 人	3 人	65 人
			火災	3 人	0 人	0 人
			急傾斜地崩壊	17 人	1 人	3 人
			屋内収容物の移動・転倒等	24 人	2 人	6 人
			ブロック塀等の転倒	1 人	0 人	0 人
			屋外落下物	0 人	0 人	0 人
	小計		1,032 人	6 人	74 人	
	うち 重傷者		建物被害	31 人	0 人	0 人
		火災	1 人	0 人	0 人	
		急傾斜地崩壊	8 人	1 人	1 人	
		屋内収容物の移動・転倒等	7 人	0 人	2 人	
		ブロック塀等の転倒	0 人	0 人	0 人	
		屋外落下物	0 人	0 人	0 人	
		小計	47 人	1 人	3 人	
要配慮者死者数			6 人	0 人	0 人	
自力脱出困難者数			399 人	0 人	5 人	

※小計、合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

資料：平成19年度千葉県地震被害想定調査

(2) 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査の概要

① 想定地震

「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」では、内閣府及び千葉県におけるこれまでの知見や最新の研究成果を踏まえ、次の4つの想定地震を設定し調査を行っている。

想定地震の概要

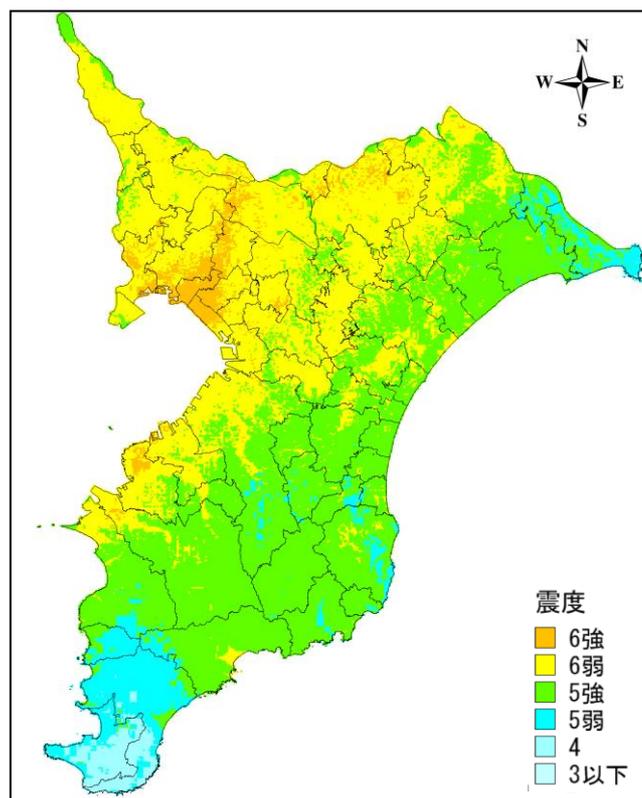
想定地震名	マグニチュード	概要	30年以内発生確率	想定項目
1 千葉県北西部直下地震	7.3	防災・減災対策の主眼におく地震	70%	地震動、液状化、地盤災害、被害量の算出
2 大正型関東地震	7.9	長期的視野に立った対策を実施する地震	0~2%	地震動、液状化、地盤災害
3 防災リスク対策用地震 (プレート内一律) 防災リスク対策用地震 (地殻内一律)	7.3	地域の防災リスクを考慮するための地震	70%	計測震度
	6.8		70%	計測震度
4 房総半島東方沖 日本海溝沿い地震	8.2	東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域で、津波被害を想定する地震	7%	津波高、浸水予測、津波被害

② 地震動の予測

ア 千葉県北西部直下地震

震源に近い千葉市、習志野市、船橋市、市川市等で震度6強の地域が広がり、市を含む県北西部一帯は震度6弱となっている。

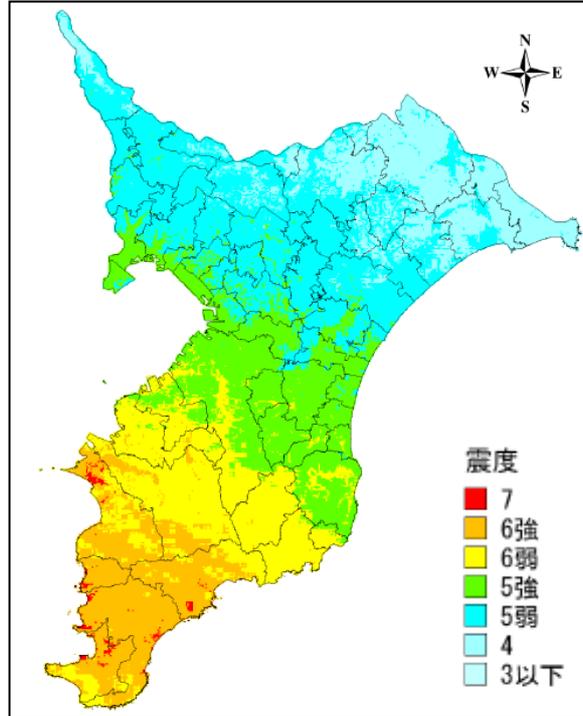
千葉県北西部直下地震の震度分布図



イ 大正型関東地震

館山市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、鋸南町の一部地域で震度7となり、震源に近い県南部では震度6強以上の地域が広がる。市は、震度5強から6弱となることが想定されている。

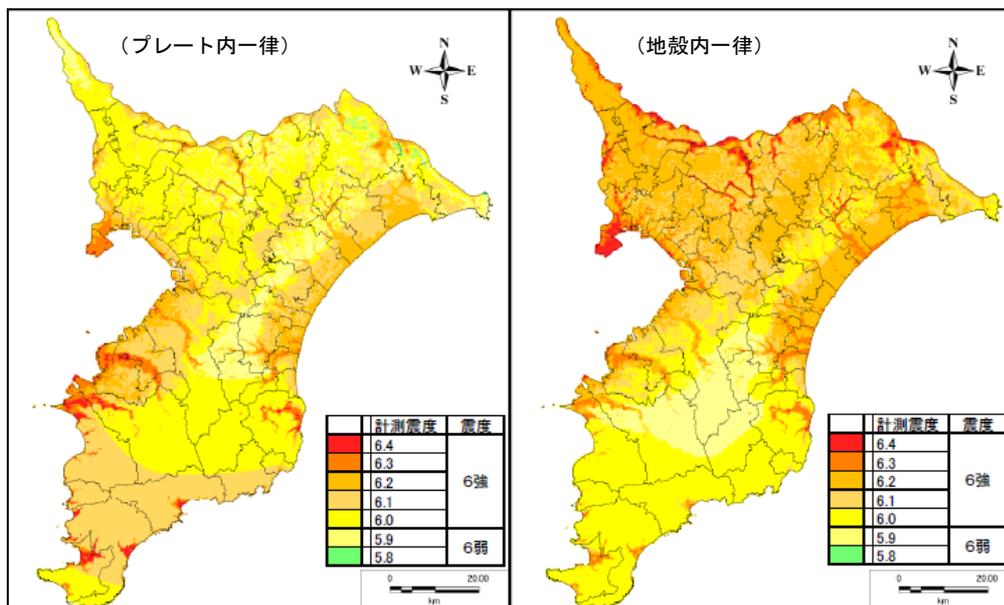
大正型関東地震の震度分布図



ウ 防災リスク対策用地震

全県で震度6強あるいは6弱の地域が広がり、市は6強となっている。

防災リスク対策用地震の震度分布図



資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査

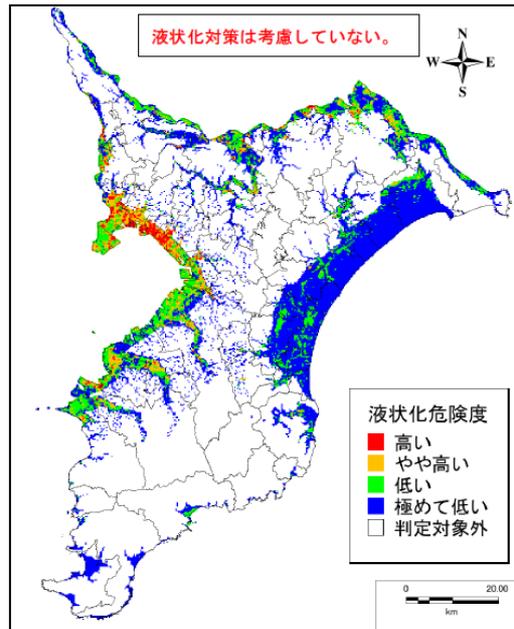
③ 液状化危険度の予測

ア 千葉県北西部直下地震

震源に近い浦安市から千葉市にかけての埋立地で、液状化危険度の高い領域が広がっているほか、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部においても液状化危険度が高くなっている。

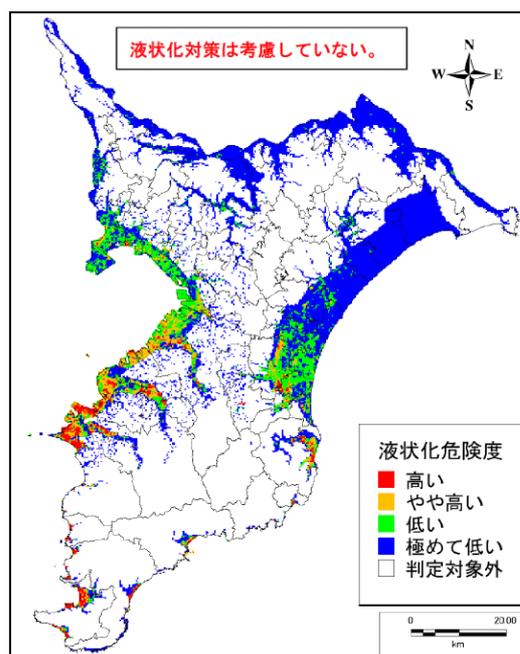
市の液状化危険度は、「低い」又は「極めて低い」区域が大半を占めている。

千葉県北西部直下地震の液状化危険度分布図



イ 大正型関東地震

市原市以南の海岸低地や九十九里の砂州の一部において液状化危険度が高くなっており、市では、東京湾に面した区域の液状化危険度が高くなっている。



資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査

④ 被害の概要

市の千葉県北西部直下地震による被害量は、次のとおりである。

千葉県北西部直下地震による市の被害一覧表

(冬5時、風速8m/秒)

想定項目			被害状況
物的被害	全壊・焼失棟数	揺れ	600 棟
		液状化	10 棟
		急傾斜地崩	0 棟
		火災	0 棟
		小計	620 棟
	倒壊棟数	揺れ	50 棟
半壊棟数	揺れ	2,400 棟	
人的被害	死者数	建物倒壊等	10 人
		急傾斜地崩壊等	0 人
		火災	0 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	0 人
		小計	10 人
	重傷者数	建物被害	60 人
		急傾斜地崩壊等	0 人
		火災	0 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	0 人
		小計	60 人
	軽傷者数	建物被害	490 人
		急傾斜地崩壊等	0 人
		火災	0 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	0 人
		小計	490 人
	自力脱出困難者数		50 人
	エレベーター閉じ込め	台数	0 台
人数		0 人	

※十の位を四捨五入して表示。ただし5～99は一の位を四捨五入して表示。

資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査

3 津波浸水想定

千葉県は、県の沖合近傍で発生する大規模津波を対象に、津波シミュレーションを実施し、「平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書」にまとめている。これによると、市に関係する津波モデルは、「元禄地震（1703年）津波」と「東京湾口10mクラス津波」の2つの津波モデルである。

(1) 元禄地震による津波浸水予測

元禄地震襲来時の最大津波高は、代宿の最大津波高1.5mで、第一波の最速到達時間は、南袖の約36分と予測されている。（防潮施設が機能しない場合と機能する場合共に同じ結果）

代表地点別の最大津波高等の結果

■防潮施設が機能しない場合

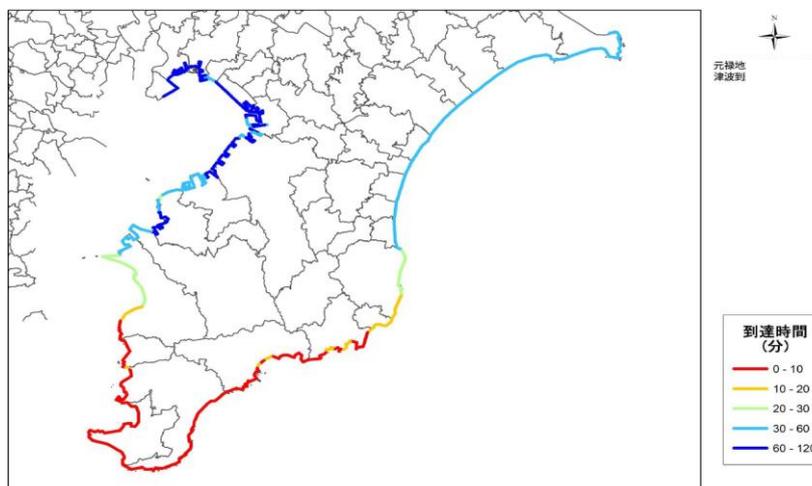
代表点名	最大津波高 T.P (m)	津波到達時間 (分)		最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)	地盤変動量 (m)
		第一波	最大津波高 (cm)			
代宿	1.5	64.5	164.9	0.0	0	-0.2
長浦	1.3	59.9	169.1	0.0	0	-0.1
今井	1.4	34.6	173.5	0.0	0	-0.1
南袖	1.4	35.9	171.4	0.0	0	-0.1

■防潮施設が機能する場合

代表点名	最大津波高 T.P (m)	津波到達時間 (分)		最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)	地盤変動量 (m)
		第一波	最大津波高 (cm)			
代宿	1.5	64.5	164.9	0.0	0	-0.2
長浦	1.3	59.9	169.1	0.0	0	-0.1
今井	1.4	34.6	173.5	0.0	0	-0.1
南袖	1.4	35.9	171.4	0.0	0	-0.1

※上記の表について、防潮施設が機能しない場合の代表点の被害は0であるが、袖ヶ浦市奈良輪雨水ポンプ場周辺等の市内の一部において浸水被害の発生予測あり。

元禄地震津波 第一波沿岸到達時間分布図



資料：平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）

(2) 東京湾口 10mクラス津波襲来時の津波浸水予測

東京湾口 10mクラス津波襲来時の最大津波高は、代宿の最大津波高 2.4m で、第一波の最速到達時間は、今井の約 22 分と予測されている。(防潮施設が機能しない場合、機能する場合共に同様)

代表地点別の最大津波高等の結果

代表点名	防潮施設が機能しない場合			防潮施設が機能する場合		
	最大津波高 T.P (m)	最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)	最大津波高 T.P (m)	最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)
代宿	2.4	0.0	0	2.4	0.0	0
長浦	2.1	0.0	0	2.1	0.0	0
今井	2.2	0.0	0	2.2	0.0	0
南袖	2.2	0.0	0	2.2	0.0	0

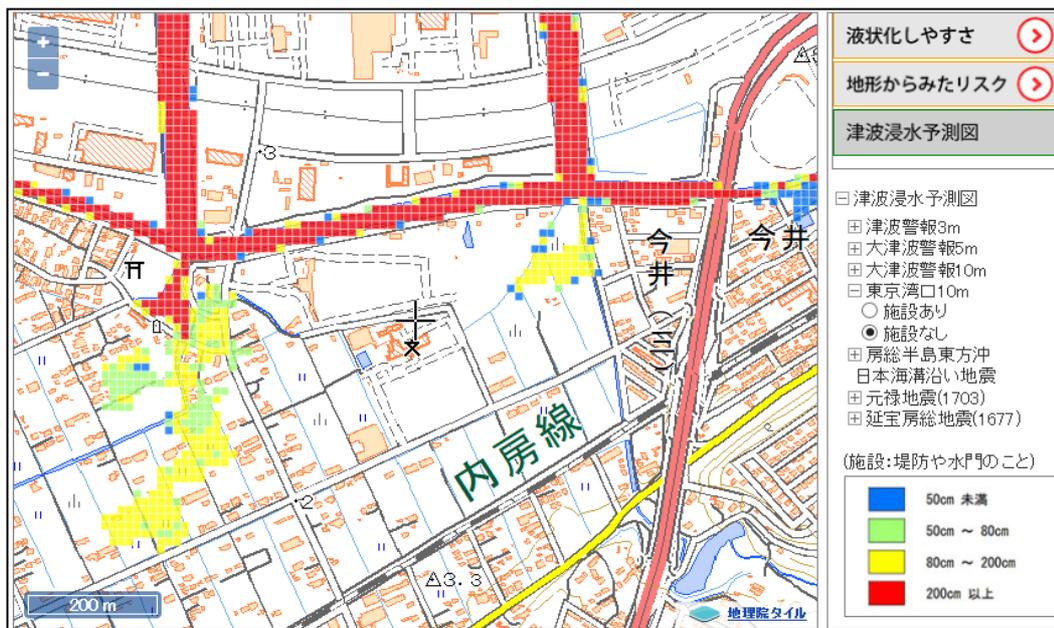
※上記の表について、防潮施設が機能しない場合の代表点の被害は 0 であるが、袖ヶ浦市奈良輪雨水ポンプ場周辺などの市内の一部において浸水被害の発生予測あり。

湾口（洲崎に津波が到達）からの津波到達時間

代表点名	防潮施設が機能しない場合 (分)		防潮施設が機能する場合 (分)	
	第一波	最高津波高 (cm)	第一波	最高津波高 (cm)
代宿	29.4	150.8	29.4	150.8
長浦	23.8	156.4	23.8	156.4
今井	21.8	157.4	21.8	157.4
南袖	22.2	158.1	22.2	158.1

資料：平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）

東京湾口 10mクラス津波による浸水予測図（奈良輪小学校付近）



※施設（防潮施設、水門等）無しの場合の浸水予測図である。資料：千葉県防災ポータルサイト
 ※奈良輪小学校付近は、浸水深 50 cm～80 cmと予測されている。

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第2編 地震・津波編＞

第2章 災害予防計画

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目次

第2章	災害予防計画	1
第1節	防災活動の啓発　《総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会》	2
1	防災知識の普及	2
2	防災訓練	5
3	調査研究	5
第2節	防災体制の整備　《総務部、福祉部、消防本部》	6
1	防災組織・体制の整備	6
2	自主防災体制の強化	8
3	ボランティアの育成・確保	13
4	情報連絡体制の整備	16
第3節	防災都市づくり　《環境経済部、都市建設部、消防本部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》	20
1	震災に強い都市づくり	20
2	道路及び交通施設の安全化	22
3	建築物の不燃化及び耐震化等	23
4	ライフライン等の耐震対策	27
5	有害物・危険物等の安全化	32
6	土砂災害の防止	34
7	液状化対策	36
第4節	安全避難の環境整備　《総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署》	40
1	避難施設の整備	40
2	避難路の整備	46
3	安全な避難誘導	46
第5節	備蓄体制の整備　《総務部》	49
1	食糧・生活必需物資等の供給体制の整備	49
2	備蓄倉庫等の整備	51
第6節	緊急輸送の環境整備　《総務部、都市建設部》	52
1	陸上輸送の環境確保	52
2	航空輸送の環境確保	53
3	海上輸送の環境確保	54
第7節	火災予防対策　《消防本部、消防団》	55
1	出火防止・初期消火	55
2	消防力の強化	57
3	消防水利の整備	59
第8節	津波災害予防対策　《総務部、環境経済部、都市建設部、消防本部、消防団》	61

1	総合的な津波対策	61
2	津波避難対策	64
3	津波防護施設等の整備	66
第9節	救援・救護体制の整備 《市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道 広域連合企業団》	69
1	救助救急体制の整備	69
2	応急医療体制の整備	70
3	給水体制の整備	70
4	し尿処理体制の整備	72
第10節	要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本 部》	73
1	要配慮者の安全確保に対する基本的な考え方	73
2	避難行動要支援者に対する対応	75
3	要配慮者全般に対する対応	77
4	社会福祉施設等における防災対策	79
5	外国人に対する対策	80
6	福祉のまちづくり	81
第11節	帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》	82
1	基本的な考え方	82
2	一斉帰宅の抑制	82
3	帰宅困難者等の安全確保対策	83
4	帰宅支援対策	84

第2章 災害予防計画

節	項目	担当部班等
1	防災活動の啓発	総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会
2	防災体制の整備	総務部、福祉部、消防本部
3	防災都市づくり	環境経済部、都市建設部、消防本部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団
4	安全避難の環境整備	総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署
5	備蓄体制の整備	総務部
6	緊急輸送の環境整備	総務部、都市建設部
7	火災予防対策	消防本部、消防団
8	津波災害予防対策	総務部、環境経済部、都市建設部、消防本部、消防団
9	救援・救護体制の整備	市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団
10	要配慮者の安全確保	企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部
11	帰宅困難者等対策	企画政策部、総務部、教育委員会

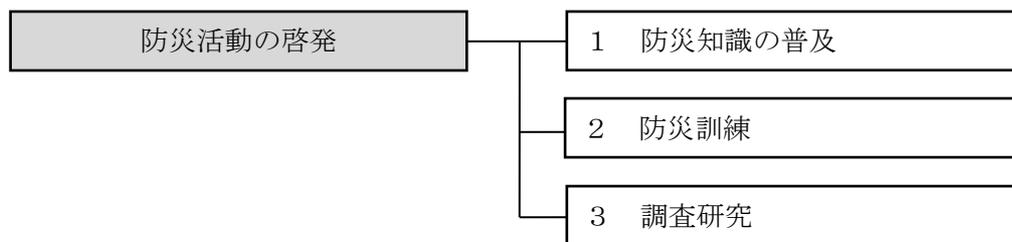
第1節 防災活動の啓発 ≪総務部、都市建設部、消防本部、教育委員会≫

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、平常時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

そのため、市及び防災関係機関は、相互に密接な連絡を保ち、市民に対し、防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、実践的な防災訓練を実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

【体系】



1 防災知識の普及

(1) 防災教育・啓発

① 市職員に対する防災教育

市は、災害時における迅速かつ的確な判断力を養い防災活動に円滑を期すため、職員に対しあらゆる機会を利用して防災教育の普及を図る。

市職員に対する教育の内容

- ア 災害に関する知識
- イ 災害関係法令
- ウ 災害対策本部の組織、事務分掌
- エ 動員、配備体制及び任務分担
- オ 市が実施している防災対策
- カ 最低3日、推奨1週間分の非常用食糧等を各自で備える。

② 児童生徒に対する教育

児童生徒に対する防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、共助の活動に関する知識を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

また、市教育委員会においても、地震対策等の指導書を作成し、これに基づき、教職員等に対し統一した指導の徹底を図るとともに、児童生徒に対する避難、保護等、災害後の災害応急対策等について、防災教育を実施する。

児童生徒に対する教育の内容

ア 一般的な指導

- (ア) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、地震や津波などの基礎的な知識及び地震が発生したときの対応策について指導する。
- (イ) 地震防災のための資料を作成配布し、防災活動の徹底を図る。
- (ウ) 過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、防災意識の向上を図る。

イ 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急看護等の実践的な技能の修得の推進を図る。

③ 市民に対する防災知識の普及

市では、災害への日頃の備えや災害時の具体的な行動等をまとめた「防災総合ガイドブック」（平成29年1月発行）を作成しており、本ガイドブックの周知と活用推進により、市民等の防災意識の向上を図る。

また、自主防災組織及び区等自治会を通じ、地震や津波などの災害対策についての知識等の普及を図る。

また、地震、津波、洪水、土砂災害、ため池決壊等によるリスク情報を一元的に把握可能なサイト（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の各種災害リスク情報を重ねて表示できるサイト）を構築し、マルチハザードのリスク認識を促す。

普及の内容

ア 自らの身を守るための知識

- (ア) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- (イ) 地震発生時に備えた食糧、飲料水等の備蓄、生活必需物資の備蓄
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 出火防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- (カ) 緊急地震速報の活用方法

- (キ) 警報等や避難指示等の意味と内容
- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (ケ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (コ) 避難場所、避難経路、避難方法及び避難時の心得
- (カ) ライフライン（上下水道、電気、ガス、電話等）の震災時の心得
- (シ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ス) 地域の地盤状況や災害危険箇所
- (セ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (ソ) 帰宅困難者の心得
- (タ) 地震保険の制度
- (チ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (ツ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- イ 地域防災力を向上させるための知識
 - (ア) 救助救護の方法
 - (イ) 自主防災活動の実施
 - (ウ) 防災訓練の実施
 - (エ) 過去の災害教訓の伝承
 - (オ) 企業の事業継続計画（BCP）
- ウ その他一般的な知識
 - (ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
 - (イ) 地域防災計画の概要
 - (ウ) 防災関係機関等が講ずる応急対策等の理解

普及の方法・手段

- | | |
|-----------------|--------------|
| ア 広報そでがうら | キ テレビ・ラジオ |
| イ 出前講座・講演会 | ク ハザードマップ |
| ウ ホームページ | ケ 防災総合ガイドブック |
| エ そでマップ | コ 広報車 等 |
| オ ビデオ・DVD | |
| カ パンフレット、リーフレット | |

④ 防災関係機関が実施する啓発

防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関する防災対策について、職員に対し教育を実施するほか、利用者等についても啓発する。

(2) 人材の育成

市民の自助・共助意識の高揚を図るためには、地域における防災活動のリーダーとなる人材育成を図る必要がある。

そのため、市は、自主防災実務者講習会（災害対策コーディネーター養成講座）の

開催及び講習会への市民の参加促進を図ることにより、災害対策コーディネーターの育成を推進する。

2 防災訓練

- (1) 災害対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、市民の協力を得て、各種の防災訓練を実施する。
- (2) 実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。
- (3) 特に、避難所の運営については、災害時に市民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、市民、市職員等の役割分担を明確化する。
- (4) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。
- (5) 防災関係機関については、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。
- (6) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

3 調査研究

(1) 関係機関との情報交換

市は、国、都道府県、政令指定都市、その他区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

(2) 図書・資料等の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(3) 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる重要な施設については、耐震診断等の専門的調査・研究を実施するよう努める。

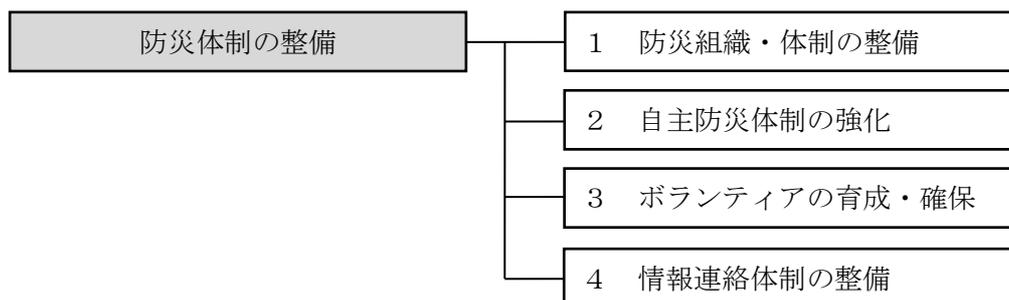
また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展にあわせて、随時防災アセスメント調査等を実施して、総合的な防災特性の把握に努める。

第2節 防災体制の整備 <<総務部、福祉部、消防本部>>

大規模災害時における迅速な初動体制を構築するため、平常時から防災組織・体制の整備や情報連絡体制を構築しておく。

また、市は、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図るほか、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に実施できるよう環境の整備を図る。

【 体系 】



1 防災組織・体制の整備

(1) 市

市は、災害応急対策等を遂行するため、あらかじめ地域防災計画を策定する。策定に当たっては袖ヶ浦市防災会議条例に基づき袖ヶ浦市防災会議を設置する。

また、災害が発生し、あるいは災害が発生するおそれのあるときは、袖ヶ浦市災害対策本部条例又は本計画に基づき、市災害対策本部を設置する。

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

① 市の防災体制

ア 袖ヶ浦市防災会議

設置の根拠等	災害対策基本法第16条 ※資料編 資料1-1 袖ヶ浦市防災会議条例
所掌事務	(ア) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。 (イ) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (ウ) (イ)に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (エ) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。
組織	袖ヶ浦市防災会議は、次の資料編に示すとおり組織とする。 ※資料編 資料1-2 袖ヶ浦市防災会議の構成

イ 市災害対策本部

設置の根拠等	災害対策基本法 第23条の2 ※資料編 資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例
所掌事務	本計画の定めるところにより、市の地域の災害予防対策、災害応急対策及び応急復旧対策を実施すること。 なお、応急対策を迅速かつ適切に行うことができるようマニュアルの充実に努める。
組織	市災害対策本部組織は、第3章第1節で示したとおりの組織

② 業務継続体制の確保

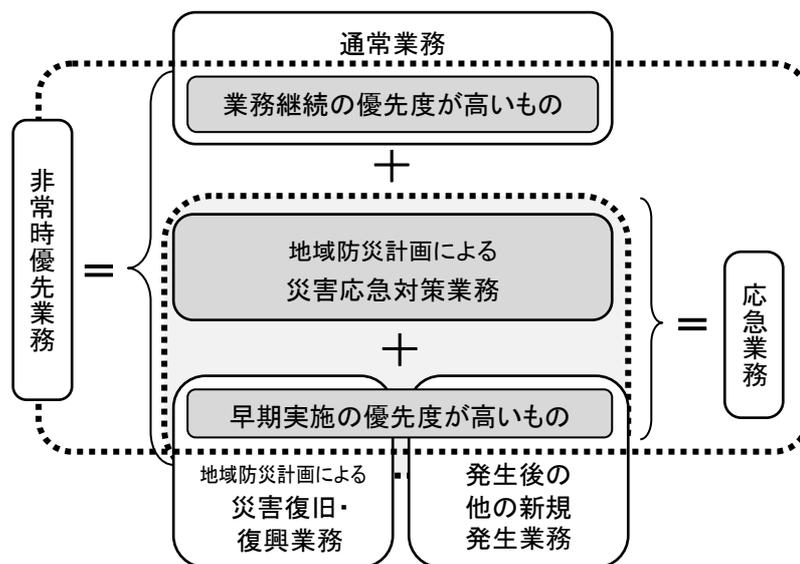
ア 袖ヶ浦市業務継続計画（震災編）について

市では、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制や非常時の優先業務等を定めた「袖ヶ浦市業務継続計画（震災編）」（平成26年3月）を定めている。

イ 計画の推進及び見直し

- (ア) 最初から業務継続体制を完全に構築することは困難であることから、本計画に基づき継続的に取り組むことにより、業務継続体制の整備及び改善に努める。
- (イ) 各課等においては、災害時の状況を想定し、職員の意識向上、非常時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資機材の確保等を通じて、業務継続体制の向上を図る。
- (ウ) 計画の推進の過程において課題が新たに判明した場合等であって、業務継続計画の修正が必要なときは、適宜見直しを行い、同計画についても継続的な改善を図る。

非常時優先業務のイメージ



資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府（防災担当）平成28年2月）

③ 受援計画

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために受援計画の作成を行う。

④ 広域応援体制の整備

市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムの活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

また、「災害が発生するおそれ」の段階で、市が避難先・避難手段・広域応援の協議・要請を行える仕組みの制度化を行う。

⑤ 広域避難者の受入体制の整備

市は、広域災害が発生した場合に、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

⑥ 防災体制の強化

市は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進することにより連携強化を図るものとする。

また、災害対策本部の置かれる市庁舎においては、自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保等、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働可能な非常用電源対策を行う。

(2) 千葉県

千葉県は、市町村を包括する団体として、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する応急対策の実務を助け、かつ、総合調整を行うため次の防災組織を設置する。

- | |
|-------------|
| ① 千葉県防災会議 |
| ② 千葉県災害対策本部 |

(3) 防災関係機関

市の地域を所管又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上、国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上、公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、知事が指定するもの）、及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、千葉県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

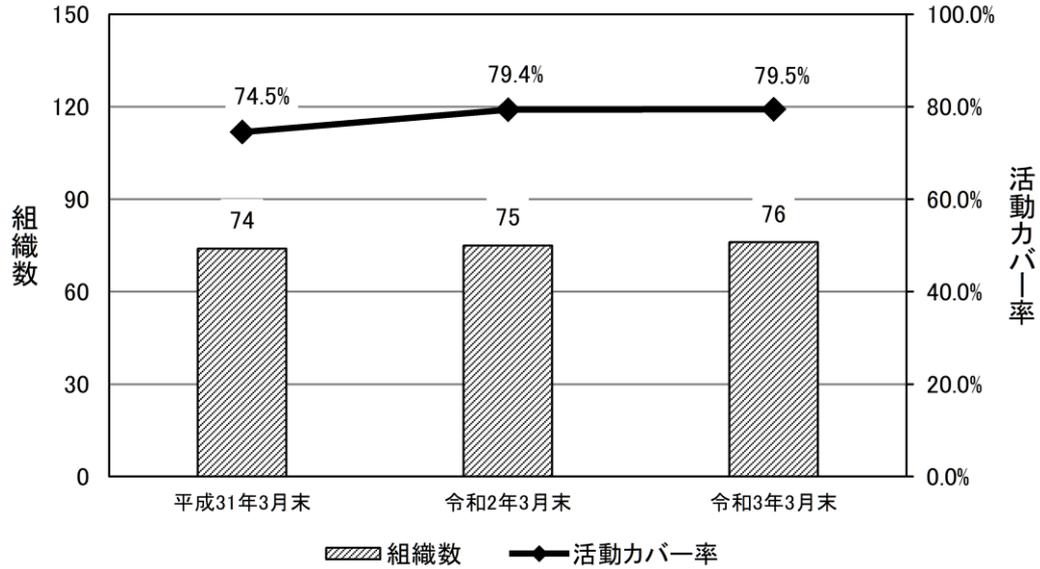
2 自主防災体制の強化

(1) 自主防災組織の目的と現状

市では、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、市民の共助の精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成促進に努めており、令和3年3月末現在の自主防災組織数は76組織、活動カバー率は79.5%と、自主防災組織数、活動カバー率ともに着実に増加している。

なお、自主防災組織の結成促進に当たっては、区等自治会などを単位としている。

自主防災組織数の推移



※活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）

資料：袖ヶ浦市

(2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

そのための「統一様式」を活用し、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を引き続き促進する。

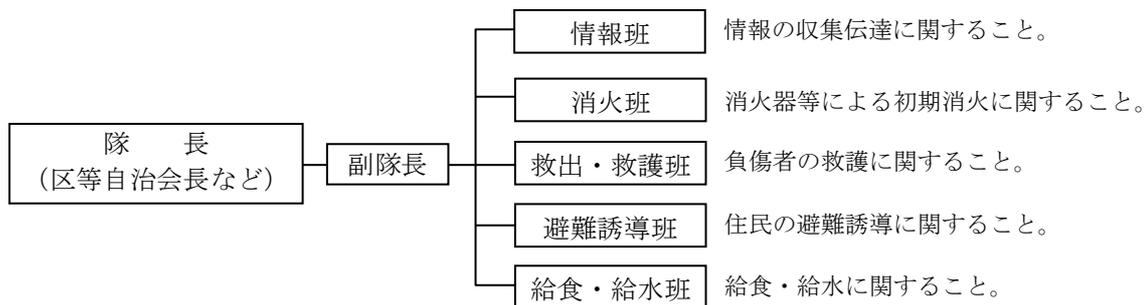
(3) 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきことであるが、標準的な例としては、概ね次のとおりとする。

なお、その活動に当たっては、平常時から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用し、女性の視点を生かした指定避難所の運営等について対策を強化するよう努めるものとする。

① 組織系統

自主防災組織系統図



② 活動内容

平常時の活動	(ア) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (イ) 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域等、地域の災害履歴、ハザードマップ） (ウ) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (エ) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (オ) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、初期消火用、救出用、救護用等） (カ) 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） (キ) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所の運営訓練）
災害時の活動	(ア) 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難情報） (イ) 出火防止、初期消火 (ウ) 救出・救護（救出活動・救護活動） (エ) 避難（避難誘導、指定避難所の運営等） (オ) 給食・給水（指定避難所での食糧や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

(4) 組織の育成・強化

① 組織活動の促進

ア 自主防災組織の育成について

市は、市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の災害時における適確かつ迅速な行動力の育成を図るため、消防本部、警察署等の防災関係機関と連携して、大規模地震を想定した初期消火、救出救護、避難訓練等に自主防災組織の参加を促進する。

また、自主防災組織に対して、適切な指導を行うとともに、地域の要請に応じ、自主防災活動等に関して助言等を行う。

イ 避難行動要支援者の救出救護体制について

市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を

進める。

② 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備を促進するため助成を行う。

③ 相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするため、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携について促進に努める。

※資料編 資料1-6 袖ヶ浦市自主防災組織防災資器材貸与要綱

※資料編 資料9-3 袖ヶ浦市自主防災組織一覧

(5) 施設の防災組織

学校、病院その他多数の人が出入りする施設の管理者は、その社会的責任に基づき自らの負担と責任において、災害を防止軽減するため、最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し防災対策を着実に実施する。

また、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

(6) 事業所の防災体制の強化

① 防災・防火管理体制の強化

消防法第8条及び第36条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所のほか、地域の安全と密接な関連がある事業所についても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

そのためには、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるとともに、市が実施する防災事業に積極的に協力する。

防災活動の内容（例）

- | | |
|---|---------------|
| ア | 防災訓練 |
| イ | 従業員の防災教育 |
| ウ | 情報の収集・伝達方法の確立 |
| エ | 火災その他の災害予防対策 |
| オ | 避難対策 |
| カ | 応急救護対策 |
| キ | 地域の防災活動への協力 |

消防法第8条の規定（読み替えて準用）

— 消防法第8条（第1項）— 第36条読み替え前（読み替え箇所は、下線点線で表示）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（中略）その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

— 消防法第8条（第1項）— 第36条読み替え後（読み替え箇所は、下線点線で表示）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（中略）その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行なわせなければならない。

② 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防機関は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

さらに、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、千葉県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

危険物製造所等設置状況

（令和3年4月1日現在）

製造所	屋内貯蔵所	貯蔵所 屋外タンク	貯蔵所 屋内タンク	貯蔵所 地下タンク	貯蔵所 簡易タンク	貯蔵所 移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	合計
54	109	687	4	18	2	227	41	49	1	9	203	1,404

資料：令和2年版消防年報（袖ヶ浦市消防本部）

③ 事業継続の取組み推進

各事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事

業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

※事業継続マネジメント(BCM)

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

(内閣府作成 事業継続ガイドラインより)

(7) 地区防災計画の啓発・普及

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

市は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等について啓発・普及に努める。

個別避難計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別避難計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、保健、医療などを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

3 ボランティアの育成・確保

市及び関係各機関は、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効活用を図るものとする。

(1) ボランティアの登録・育成

① 市の活動

ア 市は災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを登録、把握しておくものとする。

イ 市は、災害に備えた指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても配慮するものとする。

- ウ 消防機関は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、平常時からボランティアの研修への協力を行う。
- エ 毎年、1月17日の「防災とボランティアの日」、及び1月15日～21日の「防災とボランティア週間」の期間中、特に広報を実施する。
- ② ボランティアリーダーの養成
一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。
そこで、災害対策コーディネーター養成講座などの講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。
- ③ 袖ヶ浦市社会福祉協議会の活動
袖ヶ浦市社会福祉協議会は、市と協力してボランティアの登録、育成を行うものとする。
- ④ 県警察（警察署）の活動
県警察（警察署）は、市と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災市民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体と十分な情報交換を行うとともに、必要な協力を求め、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。
- ⑤ 日本赤十字社千葉県支部の活動
日本赤十字社千葉県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平常時より防災ボランティアを養成、登録するものとする。また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう、千葉県、市、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。
- ⑥ 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画
日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。
また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティア・リーダー（コーディネーター）の養成を進める。

防災ボランティア養成・研修計画

項目	対象	実施内容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者会員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他、次の9赤十字奉仕団が災害に備え、個別に研修・訓練を実施する。

赤十字奉仕団の災害時における活動

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、指定避難所での運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	指定避難所での運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、指定避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	指定避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	指定避難所での子どもたちに対する遊びや学習の支援等

(2) ボランティアの果たすべき役割

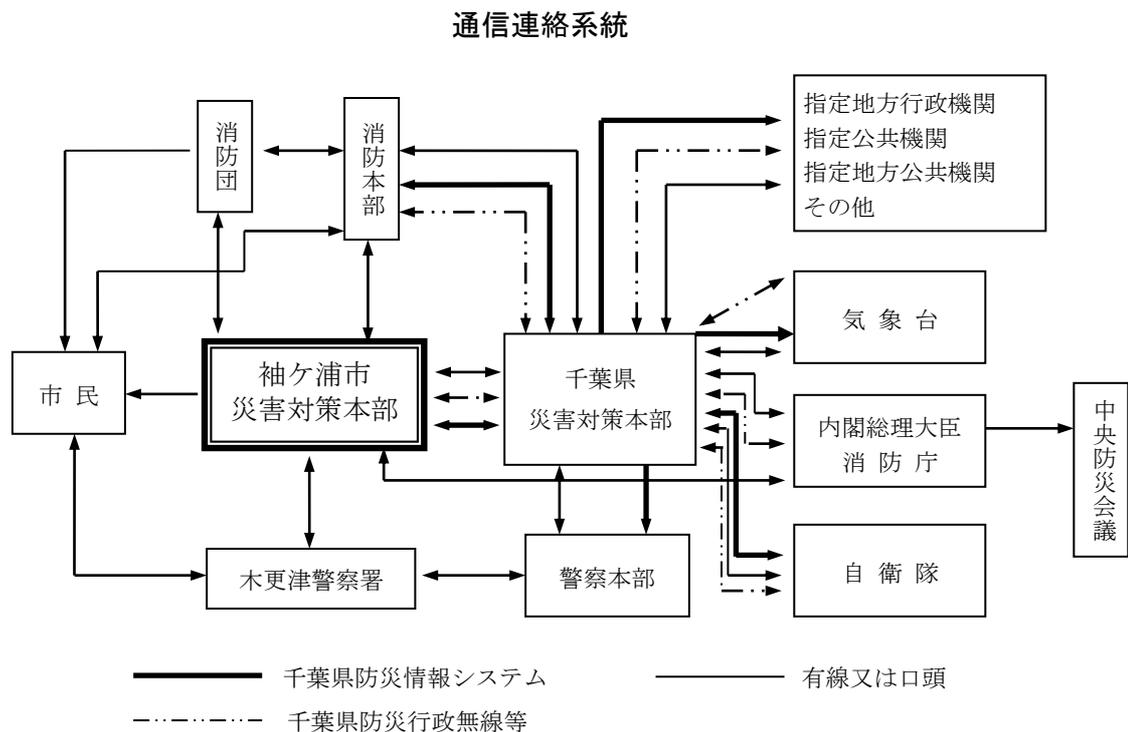
ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- ② 要配慮者（高齢者、障がい者（児）、乳幼児等）の介護及び看護補助
- ③ 清掃
- ④ 炊き出し
- ⑤ 救援物資の仕分け及び配布
- ⑥ 救護活動
- ⑦ 保健医療活動
- ⑧ 通訳等の外国人支援活動

4 情報連絡体制の整備

(1) 通信連絡系統

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。なお、災害時の通信連絡系統は次のとおりである。



(2) 市における災害情報通信施設の整備

市及び防災関係機関は、有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集・伝達体制を確立する。

特に、県防災行政無線の活用を図るとともに、市の無線通信手段等の整備強化を図る。

① 無線施設の整備状況

市の防災行政無線通信施設は、資料編に示すとおりである。

また、国が発した緊急情報を受信し、自動で市の防災行政無線を起動させ放送する全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用を平成21年4月から開始している。

その他、市役所と消防本部、中央消防署、長浦消防署、平川消防署、市民会館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館、平川公民館、平岡小学校幽谷分校に衛星携帯電話を導入している。

※資料編 資料4-3 市防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所

② 災害通信施設の整備拡充

市は、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの災害関連情報等の収集や市民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、市は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

ア 防災行政無線（固定系）の整備

防災行政無線の聴取困難な地域については、屋外子局の増設及び戸別受信機の拡充を図る。また、定期的な点検を実施し、維持補修に努める。

イ IP無線機の整備

災害現場や避難所との通信確保のため、防災拠点となる施設に設置しているIP無線機の定期的な点検を実施し、維持補修に努める。

ウ 広報車の管理

老朽化した広報車は更新するなど、適切な管理を図る。

エ 耐震化・停電対策

無線局舎の耐震化を実施するとともに、機器の固定状況を定期的に点検し、耐震性の確保を図る。

また、無線局に予備電源装置を設置するほか、庁舎発電設備等との接続を図る。

オ 市職員安否確認手段の確保

市職員参集・安否確認メールシステムについて適切に運用するとともに、訓練を通じて操作方法の習熟を図る。

※資料編 資料2-37 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））

※資料編 資料2-38 袖ヶ浦市情報発信ツールの活用に関する協定書（東京瓦斯（株）千葉支社）

(3) 千葉県における災害情報通信施設の整備

① 千葉県防災行政無線の整備

千葉県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用しており、県庁と地域振興事務所、県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置しているほか、これらの機関との間を地上系通信回線及び衛星系通信回線で結んでいる。

※ 資料編 資料4-1 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）

② 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

③ 防災情報システムの整備

千葉県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

④ 震度情報ネットワークシステムの整備

千葉県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、国立研究開発法人防災科学技術研究所や気象庁、千葉市、松戸市の82地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

(4) 県警察における災害通信網の整備

① 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して、整備に努める。

② 知事、市長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（千葉県警察本部）により警察通信施設を使用できる。

(5) 東京電力パワーグリッド（株）における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド（株）は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(6) 東日本電信電話（株）千葉事業部における災害通信施設等の整備

東日本電信電話（株）千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

(7) （株）NTTドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備

（株）NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

(8) KDDI（株）事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI（株）では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

(9) ソフトバンク（株）の災害通信施設等の整備

ソフトバンク（株）では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保

できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

(10) 無線従事者の確保

市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に奨励し、無線従事者の増員・確保を図る。

※資料編 資料 1-4 袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程

(11) 非常無線通信の活用

市は、災害時に市の防災行政無線及び一般加入電話が使用できない場合や、使用が困難になった場合には、電波法第 52 条に基づく非常通信の活用を図ることとし、平常時から利用可能な無線局の把握と非常通信の伝送訓練等を行うことで通信体制の強化を図る。

※資料編 資料 4-2 袖ヶ浦市非常通信ルート

(12) その他通信網の整備

インターネット、Wi-Fi、CATV等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

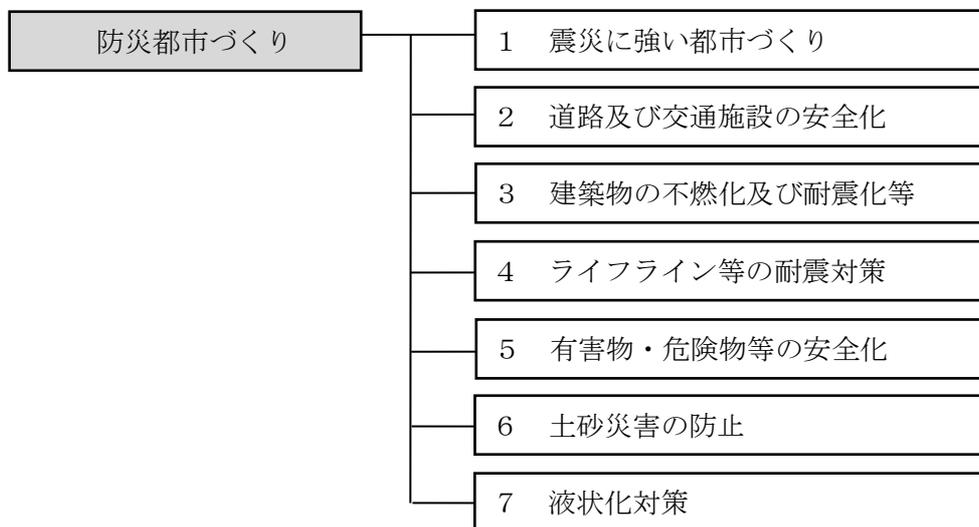
第3節 防災都市づくり <<環境経済部、都市建設部、消防本部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、かずさ水道広域連合企業団>>

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。

そのためには、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保や、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化等を推進する。

また、要配慮者の視点を踏まえながら防災都市づくりを推進する。

【 体系 】



1 震災に強い都市づくり

震災対策の基本的な方策は、震災に強い都市構造につくり変えることであるため、計画的な都市計画事業の推進を図るとともに、地区特性に応じた整備手法により防災都市づくりに努める。

(1) 都市計画の推進(地域地区制度の活用)

市の全域が都市計画区域となっており、そのうち約 23%に当たる市域が市街化区域に指定されている。災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことである。それには秩序ある土地利用計画が基本となる。

このため、定期的に行われる都市計画法に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を分析・解析し、必要に応じて用途地域等の地域地区の見直しを行う。

都市計画関係面積等

(令和3年4月1日現在)

都市計画区域	9,493ha	都市計画道路	44.79km
市街化区域	2,199ha	都市公園	75箇所
市街化調整区域	7,294ha	都市緑地（緩衝緑地含む）	116箇所

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

地域地区別等面積

(令和3年4月1日現在、単位：ha)

第一種低層住居専用地域	484	工業専用地域	1,184
第一種中高層住居専用地域	64	第一種高度地区	140
第二種中高層住居専用地域	6	第二種高度地区	198
第一種住居地域	213	防火地域	12.2
第二種住居地域	55	準防火地域	17
近隣商業地域	21	生産緑地地区	8.03
商業地域	21	地区計画区域	213.8
準工業地域	100		
工業地域	52		

資料：袖ヶ浦市都市計画マスタープラン

(2) 市街地の整備

既存市街地の中には、老朽木造建築物が密集した地区があり、地震による建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあるため、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などの面的な都市基盤の整備により、防災上安全性の高い市街地形成を図る。

また、土地区画整理事業等により新たに開発される地域については、防災上安全で健全な市街地が形成されるよう、基盤整備とあわせて地域地区の設定と地区計画制度の活用を図る。

① 土地区画整理事業

市では、計画的な市街地整備を図るため、組合施行、個人施行及び公共施行による土地区画整理事業を行ってきた。市内では、これまで組合施行8箇所、個人（共同）施行2箇所、公共施行1箇所の444.1haが土地区画整理事業により整備されている。

土地区画整理事業一覧

(令和3年4月現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	計画人口 (人)	事業年度※
北袖ヶ浦住宅団地	千葉県企業庁	28.3	3,396	昭和44年度～昭和52年度
長浦駅前北口	千葉県企業庁	4.5	540	昭和48年度～昭和52年度
福玉台	土地区画整理組合	104.9	10,480	昭和44年度～昭和58年度
蔵波台	土地区画整理組合	123.6	12,360	昭和45年度～昭和58年度
長浦駅前	土地区画整理組合	90.4	9,000	昭和46年度～昭和59年度
今井	土地区画整理組合	23.7	2,370	昭和45年度～昭和55年度

地区名	施行者	施行面積 (ha)	計画人口 (人)	事業年度※
まきば	土地区画整理組合	2.7	260	昭和56年度～昭和63年度
清水頭	土地区画整理組合	1.7	120	昭和60年度～昭和62年度
袖ヶ浦駅前	袖ヶ浦市	10.1	1,000	昭和63年度～平成26年度
代宿	土地区画整理組合	5.3	430	平成5年度～平成26年度
袖ヶ浦駅海側	土地区画整理組合	48.9	3,700	平成23年度～令和2年度
合 計		444.1	43,656	

※事業認可の公告年度から解散（終了）の年度まで

② オープンスペースの確保（防災空間の整備・拡大）

ア 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所や一時集合場所、また、延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として、防災的な視点を取り入れた計画的な公園の整備を図るとともに、消防水利等の防災施設の設置や火災に強い樹木の植栽を行うなど、防災効果の高い公園の整備を推進する。

イ 緑地の保全

緑地は市街地内の緑のオープンスペースとして、良好な生活環境を提供するほか、震災時に発生する火災の延焼を防止する効果もあることから、都市公園法に基づく緑地の指定を進め、良好な緑地を維持保全する。

ウ 河川空間の維持

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、定期的な点検を実施し、河川空間の維持に努める。

2 道路及び交通施設の安全化

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路の整備、橋りょうの架替え、補修が重要である。

(1) 道路の拡幅整備

市では、防災効果の高い道路として都市計画道路を中心とした整備を推進している。これらの整備拡幅は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、幹線道路については、袖ヶ浦市都市計画マスタープランや市道路網整備計画に基づく整備により、防災性の高いまちづくりを推進する。

また、市道路網整備計画に基づき、主として指定緊急避難場所への避難経路として位置付けられる道路、指定緊急避難場所と主要な都市施設とを有機的に連携させる道路、並びに震災応急対策活動の地区防災拠点となる公共施設周辺道路の整備を推進する。

さらに、災害時に交通が遮断されやすい狭隘道路については、市民の合意形成の下に、「袖ヶ浦市市街化区域内みちづくり計画要綱（令和3年4月改訂）」による拡幅整備を推進する。

(2) 橋りょうの架替え・補修

① 市道橋

市内の橋りょうのうち、老朽化した橋りょう及び耐震性の低い橋りょうについては、震災発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすことになるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、架替え、補修等により整備する。

② 県道橋

震災発生時における避難に支障のないよう、老朽橋及び耐震性の低い橋りょうについては、架替え、補修等を要請する。

(3) 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

① 現況

鉄道は、東日本旅客鉄道（株）内房線が海岸線沿いに市原から木更津方面に延びており、袖ヶ浦駅と長浦駅が立地している。

また、市の南部には木更津から久留里方面に久留里線が走り、横田駅と東横田駅が立地している。

② 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」に基づき、鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。

ア 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を行っている。

イ 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

3 建築物の不燃化及び耐震化等

市では、防火・準防火地域指定による建築物の不燃化などにより被害発生の防止に努めているが、既存不適格建築物も存在しているため、大規模地震時の火災の防止の観点から、市街地内の延焼防止対策を推進するとともに、市有施設の不燃化・耐震化を進める。

(1) 市街地における延焼防止対策

① 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、都市計画基準に基づき地域地区の見直しを行うとともに、用途地域との整合を図り、防火地域及び準防火地域の指定拡大を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の整備を促進する。

市内には、「建物密集地域」や「公共施設等重要施設の集合地域」等の集団的地域の他、「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」や「避難路及び避難地周

辺地区」等の路線的な地域が存在するため、これまで都市防災上の観点から都市計画法に基づき、防火地域・準防火地域の指定を進めてきたが、今後も必要に応じてこれらの指定を行い、都市防災の強化を図る。

防火・準防火地域指定状況

(令和3年4月1日現在)

	防火地域	準防火地域
袖ヶ浦市	12.2ha	17.0ha

② 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行っており、また、同法第23条には外壁の延焼防止の構造内容が規定されているため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置について指導する。

③ 耐火構造

市が建設する市営住宅は、現在は簡易耐火構造であるが、今後は耐火構造とする。

(2) 建築物の耐震化等

① 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

ア 既存建築物の安全性の向上

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、緊急の課題である。そのため、市は千葉県と協力し、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

イ 耐震診断及び耐震改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、市は千葉県と協力し、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設等、耐震診断及び耐震改修等の促進のために次の対策を推進する。

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

平成25年の耐震改修促進法改正により、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるとして、耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された大規模な建築物について、重点的に耐震化すべき建築物と位置付け、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう啓発を図る。

② 公共建築物の耐震診断・改修

災害時に防災拠点となる市庁舎・消防署及び避難所として使用される学校、公民

館について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に従い耐震診断を実施してきており、今後は耐震改修等が必要なものについては改修計画を作成し、順次耐震補強を実施していく。

その他の市所有建築物についても、今後、大規模改修時などにあわせ、必要に応じて耐震改修等を実施していく。

③ 民間建築物の耐震化

ア 木造住宅の耐震化促進（木造住宅耐震改修・住宅リフォーム事業）

木造住宅に係る耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、地震による木造住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、地震に対する安全性を向上させることで、地震に強いまちづくりを推進する。

また、リフォームに併せて耐震改修を実施することは、所有者にとって経済的にも有効なことから、耐震改修に着手しやすくするため、耐震改修と同時に行うリフォームに対しても補助制度を実施しており、制度の周知を図る。

なお、建築住宅課が窓口となり、市内の民間建築士により組織された「袖ヶ浦市耐震改修促進協議会」と連携し事業を実施する。

イ 安全対策の啓発

市は、「袖ヶ浦市耐震改修促進協議会」との連携や「耐震診断相談窓口」の開設等により、耐震相談会や講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ウ 耐震診断・改修の技術者の育成

耐震診断や耐震改修の業務の増大に対応するため、市職員の建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者を育成するとともに、民間団体（袖ヶ浦市耐震改修促進協議会）へ技術者の育成の協力を依頼する。

④ 文化財の防災対策

市は、文化財保護のための防災対策に努める。

⑤ 落下物の防止

地震時には、中高層ビル等からの落下物による被害が出るのが予想される。そこで、次の点に留意しながら事前防止に努める。

ア 屋外広告物に対する規則

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。このため、千葉県屋外広告物条例第12条の2及び同第12条の3、並びに道路法第32条に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、震災対策の観点からの指導を強化していく。

イ 建築物外壁（タイル貼り等）剥落防止

地震時には、建築物等のタイル貼り仕上げの外壁が剥落し、被害を与えることが予想される。このため、市は、君津土木事務所に対し、落下物の防止の指導について要請する。

ウ 落下物（窓ガラス）防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

⑥ 家具・大型家電の転倒防止

市は、ホームページ、広報及び市民対象の各種イベント等を通じて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性について啓発を図る。

(3) がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊・倒壊防止

阪神・淡路大震災をはじめ、伊豆大島近海地震、宮城県沖地震及び大阪北部地震の発生に伴い、がけやブロック塀等の崩壊・倒壊により多数の死傷者が発生し、新たな災害要因として注目された。

がけ・擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者・管理者等が行うべきものであるが、行政としての対策としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

① がけ地に近接する建築物の崩壊防止

ア 規制指導等の強化

がけ地に、建物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づき、防災上の見地から指導を行っているが、特に、今後新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化していく。

イ がけ地の移転の促進

市は、災害時にがけ崩れ等の危険が特に高い住家に対して、「袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を活用して、移転を促進していく。

※資料編 資料1-8 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

② ブロック塀等の倒壊防止

ア 指導の強化

過去の地震におけるブロック塀等の倒壊は、昭和56年以前の旧耐震基準及び建築基準法による新耐震法施行以前で、かつ、業者等の施工が不良だったことに主な原因があると見られている。

市では、千葉県とともに既存ブロック塀や石塀について実態調査を行い、改善指導を行っており、今後も引き続き倒壊防止についての指導徹底を図る。

③ 自動販売機の転倒防止

自動販売機はその場で倒れるよりも、前面の道路まで滑り出して倒壊する例が多い。このため、自動販売機が倒壊する場合、人体に対する危険の他に地震発生後の緊急車両の通行障害になることも予想される。

これら自動販売機の倒壊防止については、国において昭和54年に日本工業規格として規定された「自動販売機据付基準」に基づき、必要な措置を講ずるよう業者団体等に対し指導の徹底を図る。

(4) 応急危険度判定体制の確立

市では、大規模な地震災害後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動ができるよう、「袖ヶ浦市被災建築物応急危険度判定 震前判定計画」を策定（平成26年10月改訂）しており、本計画に基づき応急危険度判定体制の確立を図るべく、必要な措置を講じる。

(5) 空き家対策

令和3年4月現在の市内の空き家戸数は239戸である。適切に管理されていない空

き家は、地震時の揺れによる倒壊や火災の発生等が懸念されるため、防災対策が必要である。

このため市は、空家等の所有者等に対し周囲に影響を及ぼさないよう意識啓発を図るとともに、改善が必要な空家等については、関係機関と連携し、改善依頼や助言等の対策を推進する。

4 ライフライン等の耐震対策

市域には、上下水道やガス管等の地下埋設管が敷設されている。これらの施設が地震により破損した場合、都市機能がマヒするおそれがあり、その防止は極めて重要な課題である。阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県においても上下水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。これらのことから、各施設の耐震性の強化を図る。

(1) 水道施設

① 施設の現況

現在、稼働しているかずさ水道広域連合企業団の浄配水場と加圧場の各施設は、建物構造上の耐震基準を満たしている。

管路施設では、毎年、基幹管路を優先的に耐久性、耐震性に優れた管へ更新工事を行っている。平成11年度末までの石綿セメント管の延長は162.2kmであったが、18年間で143.1kmを更新した結果、平成29年度末の残延長は19.1km、整備率は88.2%となっている。

水道施設の現況

(令和2年4月1日現在)

水道事業			
配水池	13池	有効貯水量	15,366m ³
導送配水管総延長			518,832m
導水管	(75~250mm)		10,283m
送水管	(50~250mm)		1,894m
配水管	(50~500mm)		506,655m
用水供給事業			
配水池		有効貯水量	45,550m ³
送水管延長	(φ500~φ1000)		14,707m

② 事業計画

ア 老朽導送配水管の交換

かずさ水道広域連合企業団は、地震時における断水区域の縮小、応急復旧の迅速化を図るため、水道管の被害をできるだけ少なくすることを目標に、これまでも老朽導送配水管の交換を行ってきたが、引き続き更新を進める。

このため、耐震性が特に低い石綿セメント管及び老朽塩ビ管の取替えを実施し、送配水施設の耐震性を強化し、地震被害の軽減を図る。

イ 復旧用資材の備蓄

被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため、各種資材を備蓄する。

ウ 貯留水の確保

必要に応じて配水池に緊急遮断弁等の流失防止装置を設置し、貯留水の確保を図る。

(2) 下水道施設

① 施設の現況

下水道施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場や下水を処理するための終末処理場があり、大規模な地震により液状化等の被害が発生すると復旧に長期間を要することが考えられる。

このため、緊急度に応じ計画的に施設の耐震化を図り、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮した設備の備えが必要である。

下水道総合地震対策の実績

施策	整備内容
下水道総合地震対策	主要な污水管の耐震化整備延長：61.06 km 指定避難所へのマンホールトイレ整備数：13箇所

資料：袖ヶ浦市下水道総合地震対策整備事業 事務事業評価（令和3年3月、下水対策課）

② 計画目標

震災による下水道施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除、雨水の排除などの排水機能を確保するため、施設の耐震整備を行う。

③ 事業計画

ア 構築物の更新・補強

構築物に発生しているクラック及び今後補強を要するものについては、重要度及び発生状況を考慮し、補強・更新する。

イ 管渠破損等の補修及び改良等

管渠の破損等については、流下の阻害や道路陥没を防ぐため、清掃・点検及び補修補強を行う。

ウ 災害対策基本法及び同法に基づく本計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難所）と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業を行う。

エ 災害対策基本法及び同法に基づく本計画に位置付けられた緊急輸送路、並びに軌道の下に埋設されている管渠の耐震化事業を行う。

オ 災害対策基本法及び同法に基づく本計画に位置付けられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難所に限る。）について、マンホールトイレの設置に努める。

(3) 農業集落排水施設

① 施設の現況

農業集落排水施設には、自然流下を原則として面的に整備される管路や低地に建設されることの多いポンプ場や下水を処理するための処理場があり、大規模な地震

により液状化等の被害が発生すると復旧に長期間を要することになる。

このため、施設全体を安全な構造とすることは不可能に近いものの、適切な工法を採用し耐震性の向上に努め、被害を最小限に食い止める必要がある。また、停電、断水等を考慮した設備の備えが必要である。

農業集落排水施設の現況

地区名（処理場名）	対象地域	計画処理人口
袖ヶ浦東部地区 （袖ヶ浦東部浄化センター）	袖ヶ浦市高谷、三箇、百目木及び横田の一部の地域	2,220人
松川地区 （公共下水道へ接続）	袖ヶ浦市三黒、谷中、永地及び横田の一部地域	960人
平岡地区 （袖ヶ浦東部浄化センター）	袖ヶ浦市野里、永地、上泉、下泉及び永吉の一部の地域	3,330人

② 計画目標

震災による農業集落排水施設の被害を最小限にとどめ、生活排水の排除等の排水機能を確保するため、施設の整備を行う。

③ 事業計画

ア 構築物の更新・補強

構築物に発生しているクラック及び今後補強を要するものについては、重要度及び発生状況を考慮し、補強・更新する。

イ 管渠破損等の補修及び改良等

管渠の破損等については、流下の阻害や道路陥没を防ぐため、清掃・点検及び補修補強を行う。

(4) 電気施設

① 施設の耐震化

震災時の電気施設の対策については、過去の地震による教訓を生かして、関東大震災級の地震にも施設が十分に耐えられるよう、次の耐震設計基準に従い、施設の耐震化に努める。

電気施設の耐震設計基準

施設名	耐震設計基準
変電設備	最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3~0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2G を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。 建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。
送電設備 架空線	地震力の影響は風圧加重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。 ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

施設名	耐震設計基準
地中線	154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。
配電設備	震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、概ね送電可能の施設としている。
通信設備	水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

注) 重力加速度1G=980ガル

② 設備の予防強化

設備の予防強化については、次の事項についてあらかじめ措置を講じる。

ア 要員の確保
イ 防火、防水、救命用具の点検整備
ウ 非常持出品の搬出準備
エ 防火扉の開閉点検
オ 建物の補強
カ 建物中の設備並びに資材等の補給及び損害防止
キ 排水設備の点検整備
ク 工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか、補強又は応急措置
ケ 非常災害時の運転、保守、操作は社内規程による

③ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(5) ガス施設

① 施設の耐震化

ガス製造設備、ガス供給設備等のガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の防止に努める。

ガス施設の耐震設計基準

施設名	耐震設計基準
製造設備	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガスを製造する工場設備は、日本ガス協会で定めた基準に基づいた材質・設計方法により耐震性を維持。工場内の地下タンクはLNG液面が常に地表面より低い位置にあるので、万が一タンクに亀裂が生じてもLNGが外に漏れだすことはない。 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

施設名	耐震設計基準
供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスホルダー・高・中低圧導管は日本ガス協会が定めた基準に基づいた設計がなされている。 ・ガスホルダーは、基礎についてもガスホルダー地盤調査に基づいて固い地盤まで杭を打ち込み、鉄筋コンクリート基礎の上に支柱と球体を据え付けた強固な構造である。さらに揺れを吸収するオイルダンパー（減衰装置）やガスホルダーとガス管の結び口には、リモートコントロールのできる緊急遮断装置や揺れを吸収する伸縮管を設置。 ・高・中低圧導管は、日本ガス協会が定めた基準に基づいた設計がなされている。高・中圧導管は、強度や展延性に優れ、大きな地盤変動にも耐える「溶接接合鋼管」を使用。低圧導管は、地盤変動の影響を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるため、ポリエチレン管の採用を促進している。 ・大規模なガス漏洩等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

② 非常用設備の整備

- ア 通信設備
- イ コンピューター設備のバックアップ体制
- ウ 自家発電設備など
- エ 防災中枢拠点設備
- オ 資機材等（復旧用鋼材・配管材料・工具等）
- カ 車両（工作車・緊急車・採水車・建設機械の調達先の確保等）
- キ 代替熱源（移動式ガス発生設備・カセットコンロ類、LPG調達等）
- ク 前進基地・宿泊施設等の候補調査等

③ ガス施設の点検計画

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

④ 広報活動

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

(6) 電話施設

① 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（強・弱）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

② 局外設備

ア 土木設備

- (ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- (イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- (ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ 線路設備

- (ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- (イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

③ 局内設備

- ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
- イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

④ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

5 有害物・危険物等の安全化

L Pガス・塩素系等の高圧ガス、毒物及び劇物、火薬類、化学薬品等は、平常時には燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。

しかし、これらの保管施設が、ひとたび地震等で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性などによる二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

このため、高圧ガス、放射性物質、毒物・劇物等の保管施設の安全性について、万全を期するものとする。

(1) 高圧ガス施設

高圧ガス施設の防災対策は次のとおり行う。

- ① 経済産業省及び千葉県は、「高圧ガス保安法」に基づいて許可を行い、届出を受理している。これらの施設について、実態を把握し、警防活動の参考にする。
- ② 高圧ガス関係の消防上必要な事項について届け出させ、これによって施設の実態を把握し、防災上の不備欠陥箇所の是正を指導する。
- ③ 高圧ガス貯蔵施設における火災等の災害については、その原因を調査し防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。

(2) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩

を防ぐため、変位を有効に吸収する構造にするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

ウ 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

エ 停電時に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を整える。

オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

(3) 毒物・劇物保管施設

現在、毒物及び劇物取締法、同法施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については、登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記登録又は届出を義務づけられている毒物劇物取扱施設には、専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。

消防本部は、毒物・劇物関係の消防上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握するとともに、千葉県が実施する次の防災対策について、連携・協力して地震時の災害防止に努める。

- ① 立入検査体制の整備、強化を図る。
- ② 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講じるよう指導する。
- ③ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。
- ④ 危険防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。
- ⑤ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法遵守の徹底を図る。

(4) 石油等の危険物の安全化

石油等の危険物施設は、出火のみならず、延焼拡大要因ともなるため、従来から安全化を進めてきたところであるが、さらに、これらの施設に対し、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた育成指導をし、法令に定める保安講習等あらゆる機会をとらえて出火防止の推進を図る。

(5) 火薬類保管施設の安全化

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法に基づいて安全性の確保について指導を図る。

(6) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、研究所等に対し、立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別的、具体的な安全対策を推進していく。

主な指導事項	① 化学薬品容器の転倒落下防止措置 ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置 ③ 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置 ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓 ⑤ 初期消火資機材の整備
--------	---

6 土砂災害の防止

(1) 危険箇所の調査把握

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の状況を把握し、警戒避難体制の整備等を図る。

① 土砂災害警戒区域等の把握

土砂災害警戒区域等については、崩壊による被害の軽減を図るため、千葉県及び関係機関との合同点検等で状況の把握に努める。

② 土砂災害警戒区域等の公表

市は、土砂災害警戒区域等の場所を本計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、自治会への回覧、ホームページにより周辺住民に対し、周知に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

① 千葉県及び市は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定手続を推進する。

なお、土砂災害特別警戒区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の周知を図るとともに、「がけ地崩壊対策事業補助金交付制度」及び「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」に基づき対策工事、移転対策を推進する。

※資料編 資料 1-8 袖ヶ浦市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

② 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、指定区域における対応土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

(令和3年4月1日現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
指定箇所数	178	6	0	184	174	5	0	179

資料：千葉県河川環境課

※資料編 資料5-2 土砂災害(特別)警戒区域指定箇所一覧

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名称	概要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれのある土地を公示 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の構造規制 (居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保) 住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

(3) 急傾斜地崩壊の防止

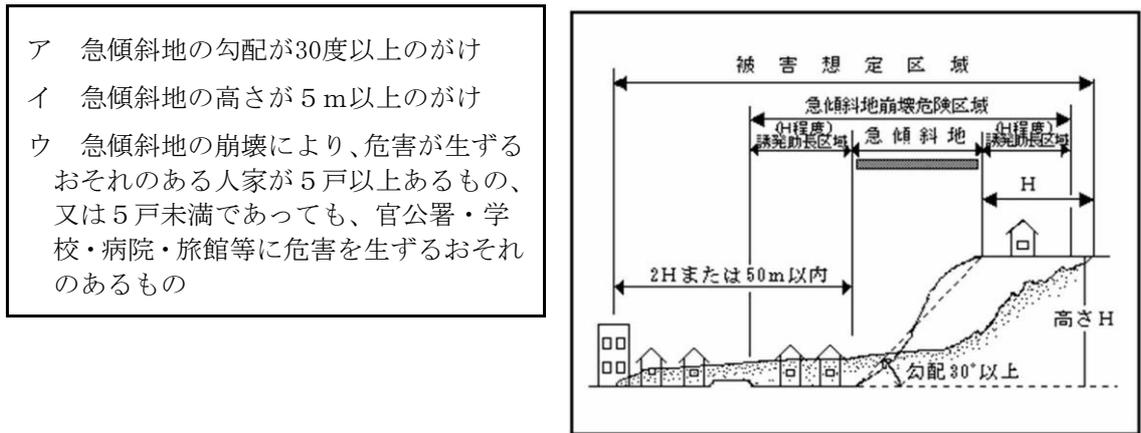
① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

千葉県は、市町村と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「急傾斜地法」という。)」第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

② 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次のア～ウの全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

急傾斜地崩壊危険区域指定基準



③ 急傾斜地崩壊危険区域の状況

令和3年4月1日現在で17箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。

※資料編 資料5-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧

※資料編 資料5-4 山腹崩壊危険地区一覧

④ 行為の制限

千葉県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

⑤ 防止工事の実施

千葉県及び市は、新たに急傾斜地崩壊危険区域が指定された場合において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するものうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものについて、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(4) ため池の安全化

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

7 液状化対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、市に液状化の被害はなかったものの、県内において、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じた。

市では、千葉県東方沖地震（1987年）の際に、沿岸部の埋立地で小規模な液状化現象が発生していることから、市においても液状化対策の推進を図ることとする。

(1) 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや道路・橋りょう等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、

地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設に被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

(2) ライフライン等の液状化対策

① 上水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施するとともに、地盤の液状化による鑄鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、耐震継手の導入を図る。

② 下水道施設・農業集落排水施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

③ 海岸保全施設

千葉県では、地震に強い漁港、海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めており、市としては引き続き施設の重要性を考慮し、液状化対策を実施するよう必要に応じて関係機関等に要請していく。

④ 道路橋りょう

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋りょうについては、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

⑤ 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また、海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策の実施について必要に応じて、関係機関等に要請していく。

(3) 液状化対策の広報・周知

① 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

市では、千葉県が平成24年に公表した液状化しやすさマップをもとに、「液状化危険度マップ」を作成している。本マップでは、震度6強の地震が発生した場合に液状化の発生が予想される区域を図示するとともに、液状化の仕組みや液状化への備え等を示している。

市は、市民に本マップを広く周知し、市民の液状化現象に関する知識の向上を図る。

また、市民の液状化対策を一層推進するため、液状化の原因や対策を考える上で重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

② 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。市民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

③ 建築物の液状化対策講習会への参加

市は、千葉県が建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るために開催する「建築物の液状化対策講習会」へ市職員等を参加させるよう努める。

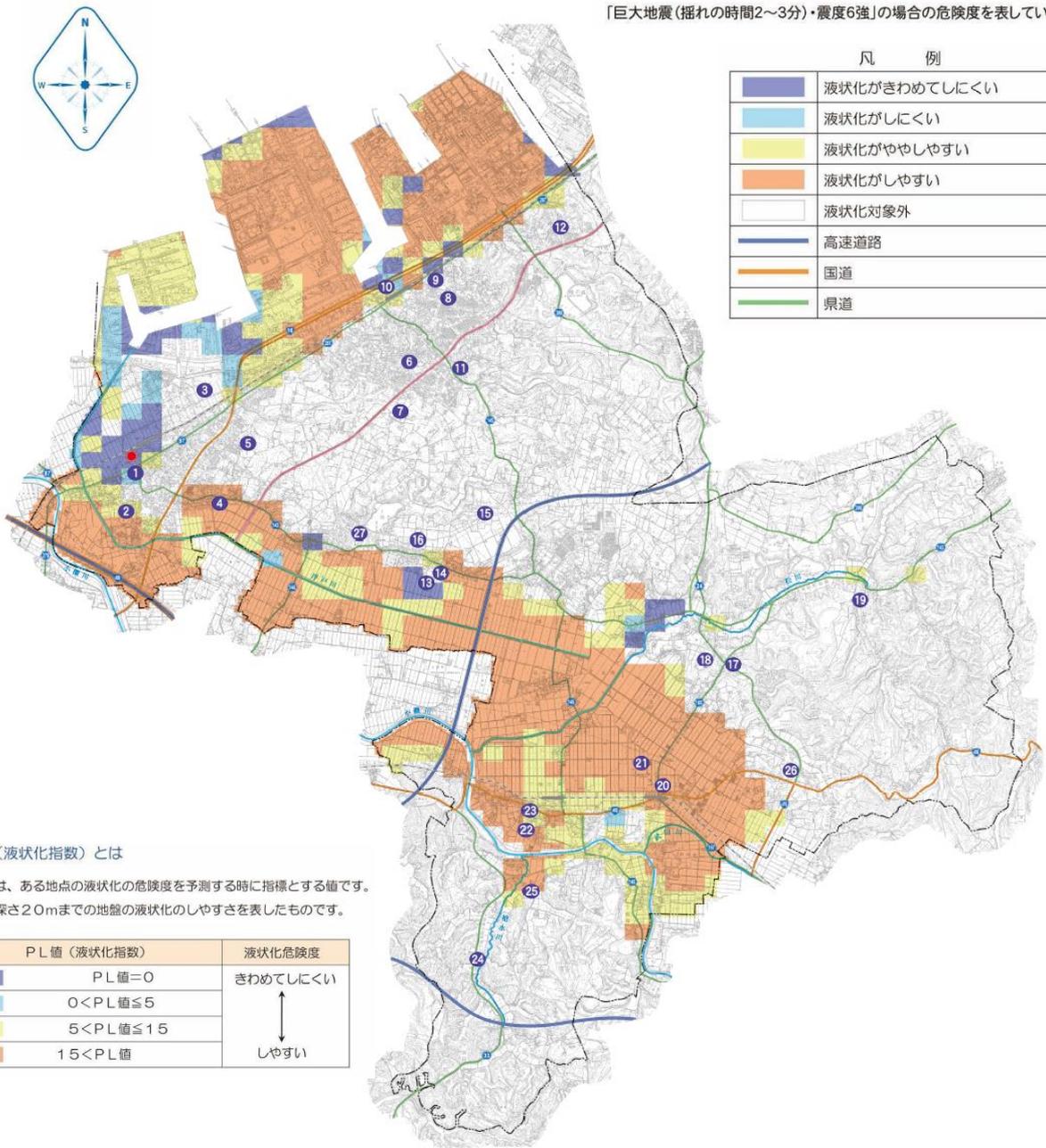
(4) 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者（児）等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

液状化危険度マップ

このマップは、予測の中でも本市域への影響が最も高いケースである「巨大地震(揺れの時間2～3分)・震度6強」の場合の危険度を表しています。



凡 例	
	液状化がきわめてしにくい
	液状化がしにくい
	液状化がややしやすい
	液状化がしやすい
	液状化対象外
	高速道路
	国道
	県道

● PL 値（液状化指数）とは

PL 値とは、ある地点の液状化の危険度を予測する時に指標とする値です。地上から深さ20mまでの地盤の液状化のしやすさを表したものです。

PL 値（液状化指数）	液状化危険度
PL 値=0	きわめてしにくい ↑↓ しやすい
0<PL 値≤5	
5<PL 値≤15	
15<PL 値	

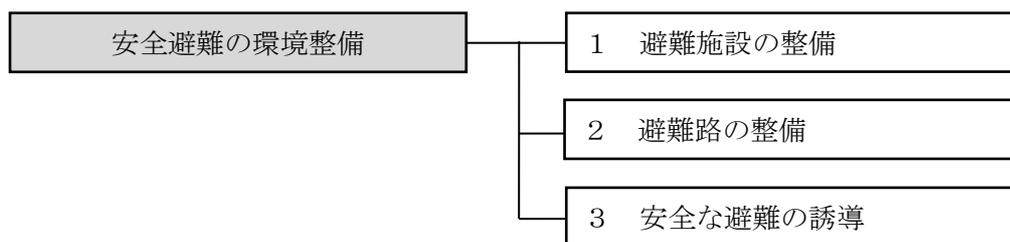
資料：袖ヶ浦市液状化危険度マップ

第4節 安全避難の環境整備 ‹総務部、福祉部、都市建設部、消防本部、消防団、教育委員会、警察署›

市は、各種災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、必要な数・規模の施設等をあらかじめ整備するとともに、市民に周知徹底を図る。

また、安全・安心な避難を実現する避難誘導體制の確立を図る。

【 体系 】



1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、平常時から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行うこととする。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

① 指定緊急避難場所の指定

ア 市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない施設や場所とする。

ウ 津波・洪水が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波・洪水の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段、その他の避難路を有する施設や場所を指定する。

エ 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

オ 市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、千葉県に通知するとともに公示する。

② 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを平常時から市民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定等

① 指定避難所の指定

ア 指定避難所の指定要件

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ウ 市は、指定避難所を指定又は取消したときは、千葉県に通知するとともに公示する。

② 指定避難所等の整備等

指定避難所等の整備等については、次の点に留意する。

ア 施設の安全性

施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、吊天井等の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を收容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難場所の場所、收容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 生活環境に配慮した設備の整備

指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

また、電源や燃料の整備に当たっては、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギー供給源の多様化を図るため、避難所の建物設備状況に応じて再生可能エネルギー等を含む常用自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

ウ 救護所、通信機器等の整備

指定避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。

エ 福祉避難室の確保

指定避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

オ 生活に必要な物資等の備蓄

指定避難所に食糧（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

カ 危険箇所の安全化

指定避難所周辺における危険箇所（ブロック塀、擁壁等）を調査把握し、安全化に努める。

キ 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者を生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）としての配置等に努める。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

ク 福祉避難所への直接避難

福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ケ 学校の指定避難所指定

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

コ 必要な知識等の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

サ 学校の指定避難所指定

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

シ 指定管理施設の指定避難所指定

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス マンホールトイレの整備

災害時におけるトイレ対策は避難者の健康状態や感染症防止するための良好な衛生環境の維持などの面から重要な対策である。避難者の利便性を高め、衛生的な環境を保てるよう、下水道施設が機能している条件下であれば、使用回数に制限のない災害用マンホールトイレの整備を推進する。

セ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と市民子育て部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

ソ 「暴力は許されない」意識の普及

市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	名称	所在地	電話	指定緊急避難場所					想定収容人数		指定避難所
				対象とする異常な現象の種類					指定緊急避難場所	指定避難所	
				洪水	土砂	高潮	地震	津波			
1	昭和小学校	坂戸市場 1431	62-2031 62-2055	○	○	○	○	○	5,260	1,471	○
2	市民会館	坂戸市場 1566	62-3135	○	○	○	○	○	1,590	217	○
3	奈良輪小学校	奈良輪 425-1	62-6700 62-6701	×	○	×	○	×	7,340	972	○
4	袖ヶ浦高校	神納 530	62-7531	○	○	○	○	○	11,000	2,856	○
5	昭和中学校	神納 3204	62-2034 62-2275	○	○	○	○	○	9,910	1,558	○
6	蔵波小学校	蔵波台 4-19-1	63-6351 63-6352	○	○	○	○	○	3,750	1,588	○
7	蔵波中学校	蔵波 2967-2	62-7041 62-7045	○	○	○	○	○	7,370	1,430	○
8	長浦小学校	長浦駅前 6-1-4	62-2634 62-2905	○	○	○	○	○	3,630	1,328	○
9	長浦中学校	久保田 129	62-2834 62-2934	○	○	○	○	○	8,960	1,158	○
10	臨海スポーツセンター	長浦 1-57	63-2711	○	○	×	○	×	1,690	624	○
11	長浦公民館	蔵波 513-1	62-5713 62-5714	○	○	○	○	○	5,410	309	○
12	代宿公民館	代宿 74-1	63-4296	○	○	○	○	○	120	89	○
13	根形小学校	三ツ作 761	63-0450 63-0201	○	○	○	○	○	4,840	917	○
14	根形中学校	三ツ作 741	63-0311 63-0312	○	○	○	○	○	6,450	981	○
15	健康づくり支援センター	三ツ作 1862-12	64-3200	○	○	○	○	○	1,820	297	○
16	根形公民館	下新田 1277	62-6161	○	○	○	○	○	6,450	350	○
17	平岡小学校	野里 1503	75-2059 75-2036	○	○	○	○	○	3,100	1,073	○
18	平岡公民館	野里 1563-1	75-6677	○	○	○	○	○	8,090	365	○
19	平岡小学校 幽谷分校	川原井 470	75-2110	○	○	○	○	○	2,620	380	○
20	平川公民館	横田 115-1	75-2195	○	○	○	○	○	1,750	690	○
21	平川中学校	横田 500	75-2141 75-2191	○	○	○	○	○	9,230	1,189	○
22	中川小学校	横田 2583	75-2015 75-2453	○	○	○	○	○	5,530	936	○
23	中川幼稚園	横田 2637	75-6390	×	○	○	○	○	680	307	○
24	吉野田保育所	吉野田 198	75-2123	○	○	○	○	○	730	210	○
25	平川公民館 富岡分館	吉野田 622-2	75-4805	○	○	○	○	○	740	170	○
26	平川保育所	三箇 1965	75-2159	○	○	○	○	○	257	245	○
27	老人福祉会館	飯富 2497-1	63-0824	○	○	○	○	○	132	136	○

※収容可能人数について、指定緊急避難場所については、車での避難等があることも踏まえ一人当たりの必要な占有面積は2.5㎡を確保する面積での算出。

※指定避難所については県の基準に準拠し、必要スペースを差引いた避難者一人当たりの必要な占有面積を2㎡とした。

(3) 一時避難（集合）場所

災害時における避難方法は、パニックの防止や避難秩序維持のため、集団避難方式が原則となるが、そのためには、まず、近隣の公園等に集合しておくことが必要となる。このため、地域の実態に応じて、区等自治会・自主防災組織等を単位として、市内の各公園などを一時避難（集合）場所として位置付け、整備を図るよう努める。

また、袖ヶ浦公園、百目木公園、袖ヶ浦海浜公園は、市民のみならず、多くの方が利用していることから、災害時のパニックを防止する目的からも、非常電源、案内標識など必要な施設の整備を図る。

① 一時避難（集合）場所の基準

一時避難（集合）場所の基準

- ア 面積が概ね500㎡以上であること
- イ 原則として、公共の施設であること
- ウ 市民の集合及び避難場所への避難が容易であること

※資料編 資料7-1 一時避難（集合）場所一覧

② 一時避難（集合）場所の整備・確保

一時避難（集合）場所として必要な機能のほか、地域ぐるみの防災活動の拠点となるよう初期消火や救助用資器材などを保管する場所としての整備を図る。

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、避難生活において特別な配慮を必要とする方を受入対象とする避難所で、災害時に一般の避難所等での生活が非常に困難となった方を受入れる避難所である。

市では、5箇所の公共施設の指定に加え、市内の高齢者福祉施設や障がい者福祉施設、児童福祉施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、福祉避難所の確保・充実に努めている。

① 避難対象者

福祉避難所の避難対象は次のとおりである。

福祉避難所の避難対象者

高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活の中で、何らかの特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の方及び要配慮者の支援を行う家族など。

② 福祉避難所への受入れ

福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受入れを促進する。

市は、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

※資料編 資料 2-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（袖ヶ浦市内民間福祉施設（15施設））

※資料編 資料 7-2 福祉避難所一覧

2 避難路の整備

(1) 避難路の選定

避難路は、避難場所へ通じる道路とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な機能を有するものとする。

① 避難路選定上の一般的な留意点

- ア 狭い路地、塀ぎわ、がけ下、河川敷はさけて、適当な道路幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物取扱施設等がないこと。
- イ なるべく道路、線路、河川を横切る避難はさけること。
- ウ 水利の確保が比較的容易なこと。
- エ 耐火建築物の多い道路であること。
- オ 地盤が耐震的で地下に危険な埋設物がないこと。
- カ 浸水等の危険のない道路であること。
- キ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 避難路の確保

地震直後の同時多発的の火災や倒壊家屋等から市民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

なお、整備に当たっては沿道建築物の防火耐震化対策や倒壊落下対策等、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

3 安全な避難誘導

(1) 誘導標識等の整備

避難場所周辺の安全性を確保するため、誘導標識や避難場所案内板の整備を進める。

① 現況

- ア 誘導標識
避難場所周辺に誘導標識を設置している。
- イ 避難場所案内板
避難場所の敷地内出入口付近等に避難場所案内板を設置している。

② 事業計画

- ア 誘導標識、案内板等の整備
既に設置済みの誘導標識、避難場所案内板の維持管理を行うとともに、新たに設置する場合は、要配慮者等に配慮した整備・増設を進める。

なお、市は、誘導標識を設置する際には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

また、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

※資料編 資料 2-51 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング（株））

(2) 避難誘導體制の確立

① 市の対策

災害時において、地域ごとの建物や道路の被害状況等について迅速に把握し、また関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の確立を図る。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」など既存の枠組みを活用することにより国や県、その他市区町村等との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に要請し、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等支援するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、君津保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、君津保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

② 警察署の対策

ア 避難誘導體制の整備

市民・来訪者の避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。

また、大規模地震が発生した場合における署員の動員方法について、あらかじめ、署員に周知徹底する。

イ 震災発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底

大規模地震では、道路の損壊や交通信号機の故障等により、道路機能がある程度マヒすることは避けられないものと予想される。

そうした事態の中で、自動車で避難することは、徒歩による避難に一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火・救護活動等の支障となる。

また、放置された自動車が火災延焼の原因となることも危惧される。

そのため、警察署は、大規模地震発生時の「地震・津波に関する一般知識」、「地震に関するドライバーの心得」、「避難方法・避難時の心得」等避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保を図れるよう平常時から広報活動を通じて、運転者に「大震災に備えたドライバーの心得」の周知徹底を図る。

(3) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業者等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災

用井戸の整備を行う。

なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

(4) ペットとの同行避難

市は、災害時に円滑なペットとの同行避難が行われるよう、ケージやリード、エサや水などの避難生活に必要な物資の備蓄や、無駄吠えや待てなどの基本的なしつけ、各種ワクチン接種等の必要な対策について平常時より周知を図る。

第5節 備蓄体制の整備 <<総務部>>

災害応急対策においては、火災や倒壊・流出により住宅を失った市民のための災害救助用食糧や避難所等で一時的に生活するための生活必需物資、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意しなければならない。

しかし災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物資はあらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要がある。

【 体系 】



1 食糧・生活必需物資等の供給体制の整備

市は、千葉県「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月策定）に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食糧・飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食糧、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

① 現況

市の食糧、飲料水、生活必需物資、応急資機材等を備蓄倉庫及び簡易備蓄倉庫に備蓄している。

※資料編 資料7-3 備蓄倉庫の現況

※資料編 資料7-4 備蓄品の現況（主要品目）

② 整備方針

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として被災者への食糧・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 食糧・飲料水・その他生活必需物資等の備蓄

生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や燃料、ブルーシート、土のう袋等の指定避難所運営に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に

努めるものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄物資の管理

備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努める。

なお、「食品ロス」削減のためにも、防災備蓄食品の入れ替えの際には、廃棄せず防災訓練等において有効活用するよう努める。

ウ 物資の提供

被災者に物資を迅速に提供するため、指定避難所等への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

エ 物資供給事業者等との協定締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

オ 備蓄・調達体制の整備

必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

協定締結の推進方策

- | |
|---|
| <p>(ア) 米穀、生鮮食品、その他食品の供給に関して、スーパー及び農協等と協定の締結を推進する。</p> <p>(イ) 災害時における燃料の供給に関して、市内燃料供給業者との間で協定の締結を推進する。</p> <p>(ウ) 医薬品等について、市内薬局等と協定の締結を推進する。</p> |
|---|

※資料編 資料2-1 災害時における各種協定締結先一覧

(3) 帰宅困難者等支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食糧や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

① 集積拠点の選定

市は、指定した拠点へ搬入される物資を指定避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておく

とともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者等と連携するなどの体制の整備を図る。

また、市は、選定した集積拠点を千葉県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 備蓄倉庫等の整備

(1) 現況

備蓄倉庫及び簡易備蓄倉庫の整備状況は、次の資料編に示すとおりである。

※資料編 資料7-3 備蓄倉庫の現況

(2) 整備目標

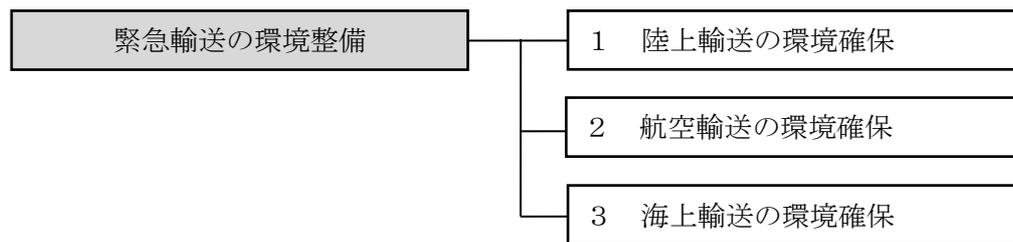
指定避難所となる施設等を対象に簡易備蓄倉庫を設置し、非常用食糧・生活必需物資・救助活動用資機材等を備蓄している。備蓄品については、数量の定期的な見直しを図るとともに、物資の随時入れ替えと点検整備を実施することで、災害時に円滑に供給、使用できるよう努める。

第6節 緊急輸送の環境整備 <<総務部、都市建設部>>

地震による災害が発生した場合、物資や災害応急対策要員等の緊急輸送の迅速な確保を図るため、道路管理者は緊急輸送道路及び主要道路の機能確保を図る。

また、道路の損傷等により陸上輸送が困難となる事態に備え、空からの輸送を確立するため、臨時ヘリポートを指定し緊急事態に備えるほか、海上からの輸送を確立するため、物資の輸送に適した埠頭をあらかじめ把握しておく。

【 体系 】



1 陸上輸送の環境確保

(1) 県指定の緊急輸送道路

市を通過する県指定の緊急輸送道路は、次のとおりである。

① 1次路線（交通規制対象道路）

- | | |
|----------------|--------------|
| ・ 館山自動車道 | ・ 国道16号 |
| ・ 東京湾アクアライン連絡道 | ・ 国道409号 |
| ・ 国道410号 | ・ 主要地方道千葉鴨川線 |

② 2次路線

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 主要地方道袖ヶ浦中島木更津線 | ・ 主要地方道君津平川線 |
| ・ 南袖大野台線 | ・ 中袖南袖線 |
| ・ 奈良輪1号線 | ・ 奈良輪9号線 |

③ 3次路線

- | |
|---------------|
| ・ 北袖インターチェンジ線 |
|---------------|

※資料編 資料6-4 千葉県緊急輸送ネットワーク図

(2) 市の主要道路

市は、都市計画マスタープランの道路ネットワーク形成方針に掲げられる道路と、県の指定する緊急輸送道路及び市の重要な拠点となる指定避難所や物資備蓄センター等の施設とを結ぶ道路、更に南袖神納線、代宿横田線、三箇永地線、吉野田4号線を主要道路に位置付ける。

※資料編 資料6-5 袖ヶ浦市都市計画マスタープラン（道路ネットワーク形成方針図）

(3) 道路ネットワークの機能確保

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある災害時においても、道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するため、公安委員会や各道路管理者と協力して計画的・予防的な通行止めや迂回誘導等を行う。

(4) 民間との協定締結の推進

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

2 航空輸送の環境確保

(1) 臨時ヘリポートの指定

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は本計画に位置付けその確保に努める。

① 指定基準

臨時ヘリポートの指定基準

ア	30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。
イ	施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
ウ	ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。 ※必要面積は、使用目的・天候気象・地形等相互の関連により異なるが、概ね次のとおりである。
	・小型OH-6 J×1 (搭乗人員3人) 約 30m×30m
	・中型UH-1 H×1 (搭乗人員11人) 約 36m×36m
	・中型UH-60 ×1 (搭乗人員15人) 約 50m×50m
	・大型CH-47 ×1 (搭乗人員55人) 約100m×100m
	※夜間の場合には、ヘリポートに照明が必要である。
	※諸元の数値は、乗員・燃料以外の有効搭載人員であり、概ね標準状態のもので、使用目的等により相当の変化がある。

② 設置予定地

市街化の状況に応じて、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の指定を行う。設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開放に備え、必要な整備に努める。

なお、指定緊急避難場所における緊急離発着場については、特に、避難住民の安全性を考慮し、指定緊急避難場所と緊急離発着場の区別等所要の措置を講じる。

臨時ヘリポート設置予定地の状況

名 称	施設管理者	発着場広さ	可能機種	消防各署からの所要時間	電 話
昭和中学校	学校長	110m×130m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	1分	0438-62-2034
総合運動場	市長	100m×180m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	4分	0438-62-9377
長浦中学校	学校長	120m×110m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	5分	0438-62-2834
根形中学校	学校長	100m×180m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	10分	0438-63-0311
平川中学校	学校長	160m×160m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	1分	0438-75-2141
平岡小学校	学校長	120m×50m	OH-6 J UH-1 H UH-60	3分	0438-75-2059
中川小学校	学校長	100m×100m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	4分	0438-75-2015
蔵波小学校	学校長	90m×100m	OH-6 J UH-1 H UH-60	4分	0438-63-6351
奈良輪小学校	学校長	100m×100m	OH-6 J UH-1 H UH-60 CH-47	2分	0438-62-6700

※上記表中の施設の内、災害の規模に応じて指定する。

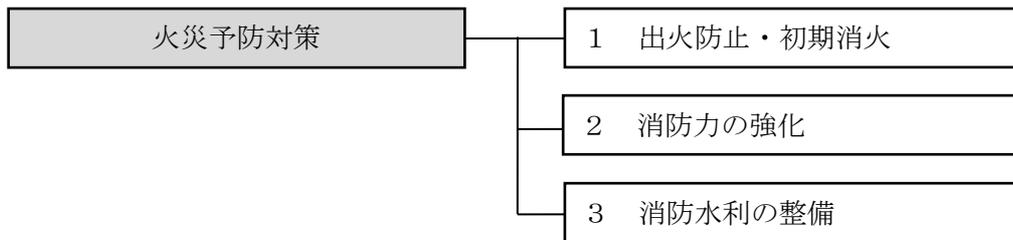
3 海上輸送の環境確保

市は、災害時に陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した埠頭をあらかじめ把握しておく。

第7節 火災予防対策 <<消防本部、消防団>>

大規模な地震発生時には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や初期消火対策を講じておくとともに、消防力の強化や消防水利の整備を推進する。

【 体系 】



1 出火防止・初期消火

(1) 出火防止

① 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、区等自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、地震時には、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

また、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

さらに、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

一般家庭に対する火災予防指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、火を使用する器具周辺に可燃物をおかないこと、避難前に元栓を閉める等の指導を行う。

イ 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 消火器、住宅用火災警報器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防週間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

特に、寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者、身体障がい者（児）等要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

② 職場に対する指導

職場に対する火災予防指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- カ 百貨店、旅館、雑居ビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・事業所等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

③ 防火対象物の防火・防災体制の確立

消防機関は、防火管理者又は防災管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者又は防災管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

④ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防機関は、消防法第4条及び第16条の5の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

⑤ 危険物施設等の保安監督の指導

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、市火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

⑥ 化学薬品等の出火防止

消防機関は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保安の適正化の指導を行う。

⑦ 消防同意制度の活用

消防機関は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防法同意制度の効果的な

運用を図る。

(2) 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで市民が行う初期消火が極めて有効である。

このため、市民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

① 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平常時から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児等、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

② 職場における初期消火体制の整備

ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的なマニュアルを作成する。

③ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 市民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等の地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により消防計画の充実及び消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

現在、市には大規模地震対策特別措置法に基づく「袖ヶ浦市消防本部震災対策計画」があるが、次のとおり見直しを図るものとする。

① 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準について見直す。

② 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について見直す。

③ 危険区域の火災防衛計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡

大が予想される区域における火災防御計画について見直す。

(2) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

① 消防資機材等の整備

消防本部においては、消防ポンプ自動車、化学消防自動車等、火災等災害に対する資機材を整備しているが、今後、震災対策として有効な救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

消防団においては、小型動力ポンプ及び消防ポンプ自動車を中心に整備する。

常備車両一覧

(令和3年4月1日現在)

車両名及び配備先	本部	中央消防署	長浦消防署	平川消防署	合計
指揮統制車	1				1
消防査察車	1				1
原調広報車	1				1
多目的連絡車	1				1
事務連絡車	1				1
指揮車		1	1	1	3
水槽付消防車		2	1	2	5
大型化学消防車			1		1
化学消防車		1			1
消防ポンプ車					0
小型動力ポンプ付水槽車		1			1
大型高所放水車			1		1
泡原液搬送車			1		1
救助工作車			1		1
高規格救急車		1	1	1	3
資機材搬送車		1			1
非常用救急車		1			1
合計	5	8	7	4	24

資料：令和2年版消防年報(袖ヶ浦市消防本部)

※資料編 資料6-3 消防車両の現況

② 消防団の育成

消防団の育成については、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、消防団員の確保の促進などについて配慮していくことが必要であり、次のとおり育成に努める。

ア 消防団は、震災時には消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

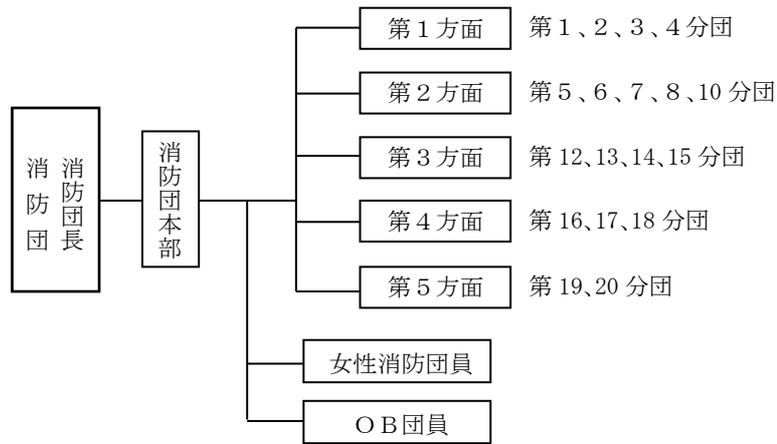
イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団を活用した市民への防災指導に努める。

消防団員の確保のため市の留意すべき事項

- (ア) 消防団に対する住民意識の高揚
- (イ) 処遇の改善
- (ウ) 消防団の施設・装備の改善
- (エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (オ) 機能別団員・分団の採用の推進

消防団の組織図



3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の把握

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等を常に把握するよう努める。

また、ため池等の農業水利施設のなかから、消防用水利として有効なものを選定し、災害時に活用を図るため防災水利整備事業の実施を千葉県へ要望するなど、整備促進に努める。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

防火水槽				少量防火水槽
100m ³ 以上	60～100m ³ 未満	40～60m ³ 未満	合計	20～40m ³ 未満
24	12	230	266	41

公設防火水槽のうち耐震性製品			
100m ³ 以上	60～100m ³ 未満	40～60m ³ 未満	合計
23	0	87	110

公設消火栓
1,448

資料：令和2年版消防年報(袖ヶ浦市消防本部)

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用

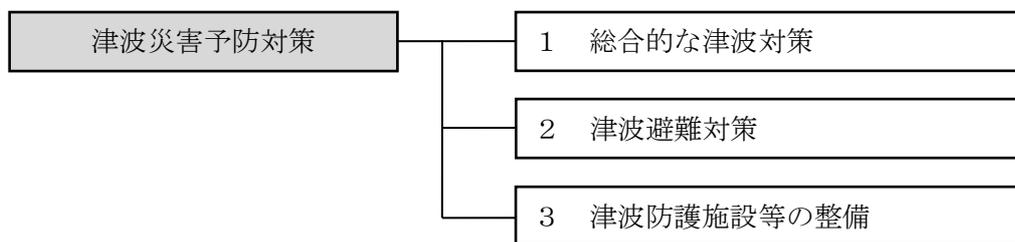
家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

第8節 津波災害予防対策 ≪総務部、環境経済部、都市建設部、消防本部、消防団≫

東日本大震災の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であることから、市は、千葉県や関係機関と連携し、市民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

特に、津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、津波避難対策の強化や津波防護施設等の整備充実を図る。

【 体系 】



1 総合的な津波対策

(1) 基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じたうえで、海岸保全施設や防波堤や土手などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

(2) 津波広報、教育、訓練計画

① 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 市民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、市民は、平常時から津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、区等自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市の取組み

市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を市民等が取ることができよう、次の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、わかりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(7) 地震・津波に関する正確な知識

地震・津波に関する知識の普及内容

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ。
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- c 津波は繰り返し襲ってくること。
- d 第一波が最大とは限らないこと。
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。
- g 津波は河川や水路を遡上すること。

(イ) 津波シミュレーションの結果

千葉県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や地盤標高図及び津波高と被害の関係及び市が作成した津波ハザードマップを利用し、わかりやすく情報発信する。

なお、市の津波ハザードマップは、千葉県が作成した津波避難のための津波浸水予測図をもとに作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

津波警報等に関する情報及び知識の普及内容

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報（特別警報）の内容と想定される被害及び取るべき行動。
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

(エ) 津波避難行動に関する知識

津波避難行動に関する知識の普及内容

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること。
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること。
- f 海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること。

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、平常時から「最低3日、推奨1週間」の食糧、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

② 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

③ 津波防災訓練の実施

市、市民及び関係機関等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は千葉県、市単位の訓練、区等自治会等单位の地域訓練等があるが、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

④ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 津波避難対策

(1) 津波ハザードマップの周知・活用

市は、平成24年に千葉県が公表した津波浸水予測図等の情報をもとに、「津波ハザードマップ」を作成し、市民等への周知徹底に努めている。

また、マップと併せて、津波の基礎知識や津波に関する警報・注意報の発表基準、津波避難の心得等の情報も提供しており、津波ハザードマップが市民等の避難や地域の防災教育、津波避難訓練等に有効に活用されるよう、効果的な周知に努めている。

今後もこうした取組みとともに、ハザードマップは1つのモデルであって全部ではないことや自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを市民に丁寧に広報する。

(2) 市の津波避難体制の確立

市は、千葉県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、津波が発生した場合に行政と市民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画を作成し、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう対策を進める。

① 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波注意報等が発令された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。

避難指示発令に係る留意事項

ア 気象庁より津波注意報等が発令されたときには、本部長（市長）は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。

イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ本部長（市長）が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をする。

ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発令される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発令される可能性があることを認識し、高齢者等避難・避難指示の発令を検討する。

② 市民等の避難誘導體制

市民等の避難誘導體制における留意事項

- ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩や自転車を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行う。
また、平常時より名簿を提供することに同意が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者への名簿の提供と併せて、避難支援のための個別避難計画の策定に努めるとともに、前述の避難方法を踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- ウ 市は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。
- エ 区等自治会、自主防災組織等による避難誘導など、自身の安全確保を前提に市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

③ 隣接市との連携による広域避難体制の構築

津波は市域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって隣接市と連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難体制の構築を図る。

(3) 津波避難体制確立のための千葉県への支援要請

市は、津波が発生した際に、津波対応や市民等の迅速な避難行動ができるよう、千葉県に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果データの提供及び市の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しへの支援を求め、津波避難体制の確立に務める。

(4) 市の津波情報受伝達体制の確立

① 津波情報受伝達対策

市は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

② 市民等への情報伝達体制の確立

市民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市は、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

ア 同報無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

市においても整備済みである、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や衛星携帯電話、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、市ホームページ等あらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

防災行政無線や広報車等により海岸線付近の公園、事業所等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に来場者及び従業員等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

3 津波防護施設等の整備

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

東京湾沿岸などの海岸保全施設については、千葉県・東京都・神奈川県の一都二県共同で策定された「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の修正を含めた動向を踏まえ、促進する。

河川堤防等については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備とあわせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて推進する。

(2) 閉鎖措置

市は、津波等に関する情報を認知した場合は防潮水門の閉鎖に万全を期すとともに、緊急時にも円滑に閉鎖できる機能を必要に応じて導入するものとする。

防潮水門一覧

番号	施設名	河川名等	所在地	門扉諸元			水門管理者	管理者
				形式	寸法	操作方法		
1	高須新田水門	木更津海岸	奈良輪 2376-3 地先	鋼製スライドゲート	W=1.2m H=1.2m	手動スピンドル方式	高須区	千葉県
2	高須成教水門	水路	奈良輪 2537-6 地先	鋼製ローラーゲート	W=2.0m H=2.0m	電動ラック式 (手動併用)		
3	境川下流水門	水路 (奈良輪境川)	今井3丁目 58-1 地先	鋼製ローラーゲート ×2扉	W=2.4m H=2.16m	手動スピンドル方式		
4	今井水門	放水路	今井2丁目 140 地先	鋼製ローラーゲート ×2扉	W=4.3m H=4.0m	電動スピンドル方式 (手動併用)	今井区	袖ヶ浦市
5	蔵波水門	放水路	蔵波 1978-3 地先	鋼製ローラーゲート	W=2.0m H=2.0m	電動スピンドル方式 (手動併用)	(個人)	
6	長浦水門	放水路	蔵波 1972-2 地先	鋼製ローラーゲート ×2扉	W=3.4m H=3.5m	電動スピンドル方式 (手動併用)		

7	奈良輪雨水ポンプ場排水樋門	水路	奈良輪 2516 番地 1 地先	ステンレス製ローラーゲート×2扉	W=3.2m H=2.0m	電動ラック方式	袖ヶ浦市	
---	---------------	----	------------------	------------------	------------------	---------	------	--

(3) 指定緊急避難場所及び津波避難ビル等の指定

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年度）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、指定緊急避難場所及び津波避難ビル等の指定に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された指定避難所と津波等からの緊急一時的に避難する指定緊急避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

津波避難場所の安全性の基準等

津波避難場所の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として避難対象地域から外れていること。 ・建物を指定する場合、昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。 ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険性がないこと。 ・想定より大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。 ・原則として、避難場所表示があり、入口等が明確であること。
津波避難場所の機能の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者 1 人あたり十分なスペースが確保されていること。 （1 人当たり 1 m²以上を確保することが望ましい） ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。 ・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、食糧等が備蓄されていることが望ましい。

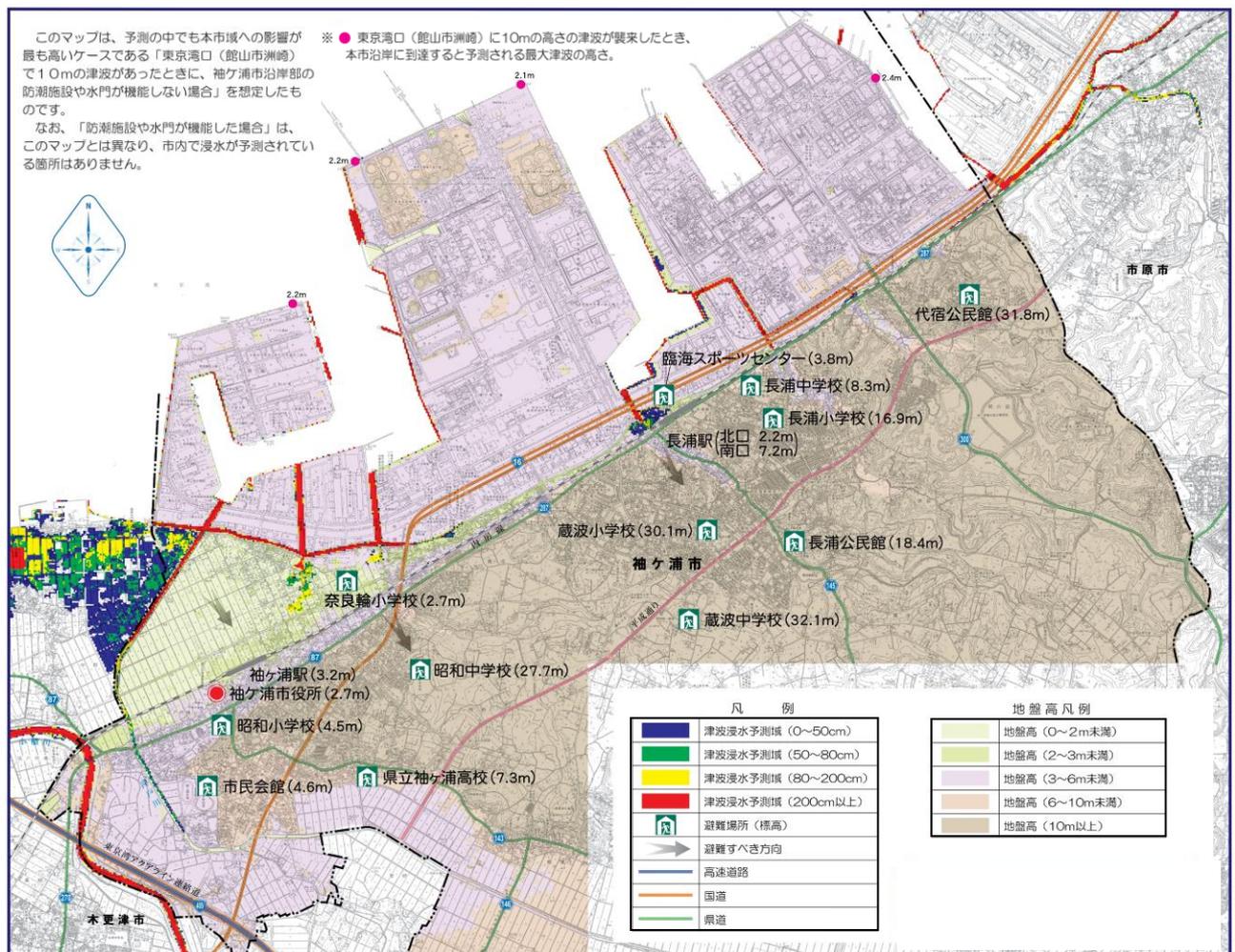
津波避難ビルの安全性の基準等

津波避難ビルの安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート（RC）構造又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の施設とし、避難スペースは対象地区で想定される津波の最大浸水深を考慮して安全性が確保される高さに設定する。なお、個々の高さ等を踏まえ個別に検討する必要があるが、想定浸水深に相当する階に 2 を加えた階に設ければ安全側であると考えられる（想定される浸水深が 3 m（2 階の高さ）の場合は 4 階建以上、2 m（1 階の高さ）の場合は 3 階建て以上）。 ・津波に対する安全性の確認は、「津波避難ビル等に係るガイドライン」（平成17年6月）及び、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成23年12月国土
---------------	--

	<p>交通省告示第1318号)を参考に検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸に直接面していないことが望ましい。 ・耐震性を有していること。昭和56年(1981年)の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することを基本とする。 ・避難路等に適した道路に面していることが望ましい。 ・進入口への円滑な誘導が可能であることが望ましい。 ・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
<p>津波避難ビルの機能の目安</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保することが望ましい。 ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

資料：千葉県津波避難計画策定指針(平成28年10月)

津波ハザードマップ



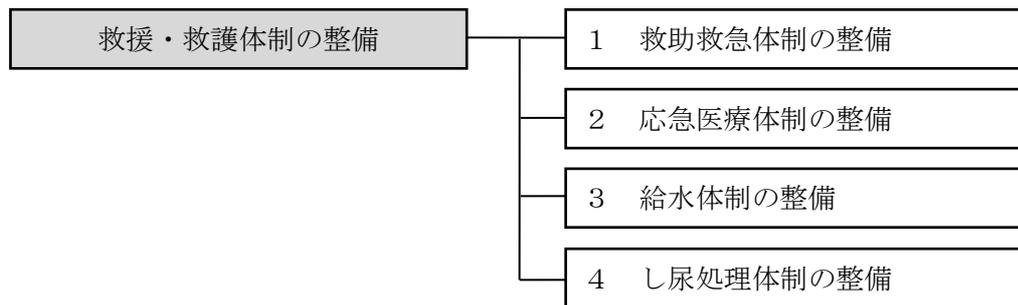
資料：袖ヶ浦市津波ハザードマップ

第9節 救援・救護体制の整備 ‹市民子育て部、環境経済部、消防本部、かずさ水道広域連合企業団›

市は、千葉県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、救助救急体制や応急医療体制を整備するなど、平常時から地震・津波の発生に備える。

また、災害時に被災者に対して円滑に飲料水の供給が行われるよう、給水体制の整備やし尿処理体制の整備を図る。

【 体系 】



1 救助救急体制の整備

(1) 救助救急体制の整備

市及び消防本部は、救急車の携帯電話等を活用した救急情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急患者のプレホスピタルケア（病院前救護）に対応する救急救命士の増員、その他救助救急資機材の整備充実を図る。

また、より高度な知識・技術を持つ消防隊員の指導・育成に努めるとともに、消防団に対して、救助救急活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

※資料編 資料 7-5 消防本部が保有する救急救助資機材等

※資料編 資料 8-2 市内の医療機関

(2) 緊急体制の整備

医療救護班及び歯科医療班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による応急救護処置が主体となる。

消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設においては、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(3) 市民の自主救護能力の向上等の推進

消防本部では、一般市民並びに市内事業所を対象として普通救命講習会を開催し、応急手当等の重要性及び必要性について広く普及している。

今後も、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進し、市民を対象にした救命講習会等を定期的に開催する。

応急手当資格取得状況（人）

（令和3年4月1日現在）

指導員（消防職員）	普及員（一般）
112	10

資料：令和2年版消防年報（袖ヶ浦市消防本部）

2 応急医療体制の整備

市は、緊急事態発生の際は、医師が直ちに出動できるよう、（一社）君津木更津医師会及び（一社）君津木更津歯科医師会との協定に基づき、医療救護班及び歯科医療班をあらかじめ編成しておくよう要請するなど体制の整備を図る。

なお、近隣4市においては、千葉県災害医療救護計画に基づき、大規模災害時に、管内市、医療機関、関係団体相互の連携のもと、迅速に医療救護活動が実施できるよう調整を行うことを目的に「君津地域合同救護本部活動マニュアル」を作成しており、本マニュアルを基本とし、災害の規模や状況により臨機応変に対応することとする。

(1) 初動医療体制の整備

医療担当者をあらかじめ数人指定しておき、初動医療体制の確立を図る。

(2) 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については、医療機関による医療が必要となる。そこで、（一社）君津木更津医師会及び（一社）君津木更津歯科医師会の協力のもとに、救急告示病院及びその他の病院・医院等を収容医療機関として指定するなど、後方医療体制の整備を図る。

※資料編 資料 2-12 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

※資料編 資料 2-13 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津歯科医師会）

※資料編 資料 2-14 災害時の救護支援活動に関する協定書（NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会）

(3) 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、（一社）君津木更津医師会及びNPO法人君津木更津薬剤師会薬業会等の協力を得て確保する。

また、市は、応急手当に必要な医薬品の備蓄を図る。

※資料編 資料 8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

3 給水体制の整備

災害時、特に震災時における飲料水は、被災者の生命維持をはかる上から極めて重要なことであるため、最も優先して確保する。

(1) 給水基準

最小限必要な分として、飲料水が1人1日3ℓ、生活用水が1人1日16ℓの合計19ℓを7日分（混乱期3日、復旧期4日と想定した日数）確保するものとする。

また、給水人口は約6万5千人を対象として考える。

給水基準

【飲料水】

1人1日3ℓ、給水人口が6万5千人として、
 $3\ell \times 6万5千人 \times 7日分 = 1,365m^3$

【飲料水+生活用水】

1人1日19ℓ、給水人口が6万5千人として、
 $19\ell \times 6万5千人 \times 7日分 = 8,645m^3$

(2) 現況

水源地及び配水池の取水量や容量の現況は、次のとおりである。

水源地及び配水池

(令和2年4月1日現在)

水源地及び配水池の場所	取水量及び配水池容量	
水源(井戸11本) 代宿、勝下、永吉 各浄水場	m ³ /日 10,985	m ³ 4,669
用水受水(かずさ水道広域連合企業団) 角山、吉野田 各配水場	24,500 m ³ /日	10,697 m ³
計	m ³ /日 35,485	m ³ 15,366

(3) 給水源の確保

必要量については、飲料水のみとした場合のほか、最小限の生活用水を含めた場合も市水源地でほぼ十分確保できる。

しかし、施設の被災等により震災発生時の貯水確保量は、必ずしも100%は期待し難い。また、道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態も予想される。

そのため、震災直後の飲料水及び生活用水については、市内各地区に分散して、別途給水源を確保しておく必要がある。

(4) 給水用資機材の整備

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク等給水用資機材の整備・充実を図る。

(5) 各家庭での飲料水・生活用水の確保

震度5弱以上の強い揺れにおいては、水道管の損壊によって給水が途絶する可能性が大きく、地震そのものの被害はまぬがれても、そのあとの生活に困らないような備えを各家庭でしておかなければならない。そのために、各家庭においては次のような飲料水、生活用水を備蓄しておく必要がある。

家庭における飲料水・生活水の確保対策

- ① 家族数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を最低3日、推奨1週間分を備えておく。
- ② 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

(6) 協力体制の整備

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で平常時から備えておく必要がある。

そこで、市は、市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

また、関係事業者と協力体制を確立し、災害時における給水に対応する。

4 し尿処理体制の整備

(1) 災害用仮設トイレの整備

① 市は、災害時に指定緊急避難場所、指定避難所又は浄化槽・下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に仮設トイレを配備し、共同仮設トイレとして利用するよう計画する。

② 市は、高齢者等の要配慮者が使用しやすく、また、下水道施設が機能している条件下であれば使用回数に制限のない、災害用マンホール直結型災害用トイレの整備を推進する。

(2) 搬送・管理体制の確立

市は、指定避難所等のし尿の収集が優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。

また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるため、し尿の搬送・管理体制を検討し確立する。

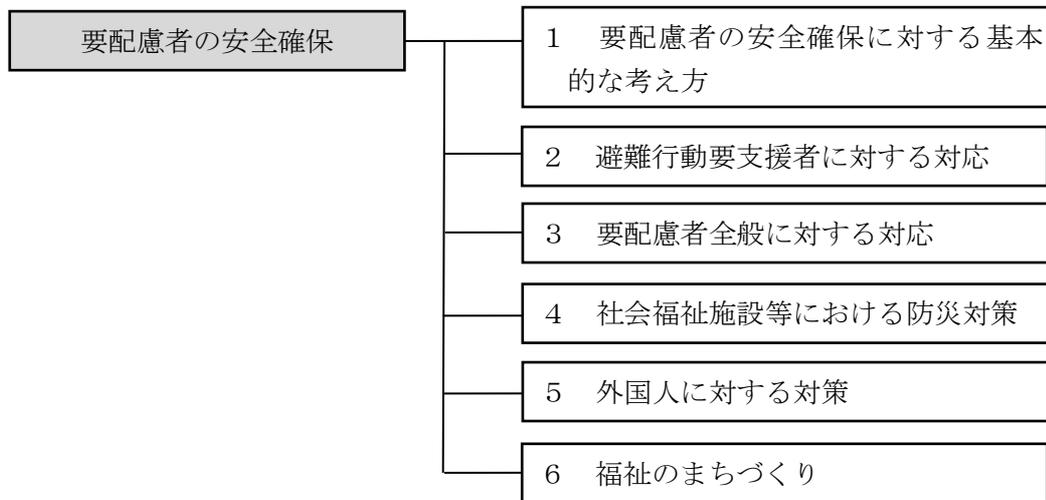
(3) 処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理については、し尿処理場へ投入するほか、千葉県、その他の関係機関と協議して、適切な処理計画の検討を進める。

第10節 要配慮者の安全確保 《企画政策部、総務部、市民子育て部、福祉部、消防本部》

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障がい者（児）が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がい者（児）など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

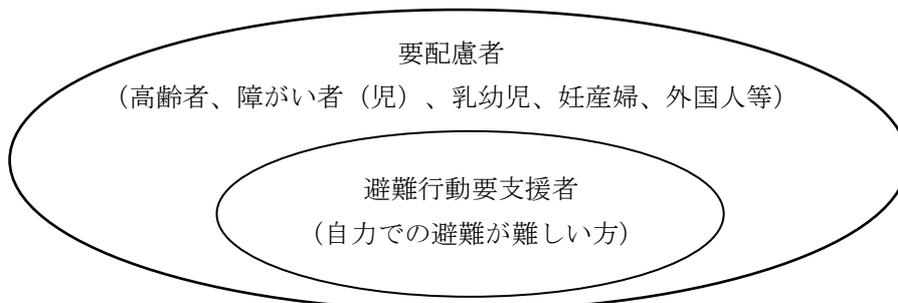
【 体系 】



1 要配慮者の安全確保に対する基本的な考え方

(1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法の規定により、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦や日本語を十分理解できない外国人が想定される。また、要配慮者のうち、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を、「避難行動要支援者」という。



(2) 基本的な考え方

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障がい者（児）が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障がい者（児）など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、市は、要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、千葉県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

なお、市は、要配慮者の安全確保について、次のように特別な配慮に基づいた施策の実施に努める。

要配慮者の安全確保対策

- ① 地域住民は、「要配慮者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決することを認識する。
- ② 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう、平常時から支援する。
- ③ 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を平常時から手当てしておく。
- ④ 地域住民は、地域の実状に応じた必要な資機材を平常時より検討し準備する。
- ⑤ 市は、以上4点につき、自主防災組織等を通じ地域住民に対して現況及び必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
- ⑥ 市は、地域の検討した対策の実施に必要な財政援助等を行う。
- ⑦ 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、要配慮者がそうでない市民と共生できるよう、「福祉のまちづくり」を計画的かつ総合的に推進する。また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。

(3) 袖ヶ浦市避難行動要支援者登録制度

市では、平成21年度に策定した「袖ヶ浦市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、「袖ヶ浦市避難行動要支援者登録制度」を実施している。

本制度は、災害時に自力または家族の支援だけでは避難できない市民（避難行動要支援者）が自身の情報を事前に市に登録し、避難行動要支援者の同意に基づき、その情報を地域の関係者（民生委員、自主防災組織、区等自治会等）に提供することで、災害時に避難行動要支援者が安否確認や避難支援等の必要な支援を受けられるようにするとともに、制度への登録をきっかけとして支援者となる市民の確保を目的とするものである。

2 避難行動要支援者に対する対応

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、要配慮者を支援することに努める。

(1) 地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

① 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、要配慮者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、千葉県は、これを支援する。

ア 市は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

ウ 所在把握には、区等自治会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

エ 千葉県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

② 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、市内在住者で次のいずれかに該当する方とする。（但し、施設入所者は除く。）

避難行動要支援者名簿への記載対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護保険の要介護認定者 (イ) 障がいの有する方（身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A以上の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方） (ウ) その他災害時において支援の必要な方 |
|---|

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

避難行動要支援者名簿への記載事項

- | |
|--|
| (ア) 氏名 |
| (イ) 生年月日 |
| (ウ) 性別 |
| (エ) 住所又は居所 |
| (オ) 電話番号その他の連絡先 |
| (カ) 避難支援等を必要とする事由 |
| (キ) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 |

③ 避難行動要支援者名簿情報の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、千葉県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

イ 情報セキュリティ対策

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、袖ヶ浦市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

ウ 避難行動要支援者名簿への適切な掲載

避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、自主防災組織や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員などの地域の鍵となる人や団体との連携を図る。

④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、本計画で定める避難支援等関係者（区等自治会、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察等）に平常時から名簿情報を提供し共有するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について定める。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

⑤ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、

名簿情報を最新の状態に保つ。

イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変更が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(3) 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別避難計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が策定の主体となり、当事者である避難行動要支援者、家族及び避難支援等関係者等と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を策定する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所及び避難所、避難路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを地域の実情に応じて記載する。

また、避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居または夫婦二人暮らしなど、計画作成の優先度が高いものについて、地域の実情を踏まえながら優先的に個別避難計画の策定に取り組む。

個別避難計画は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、民生委員、自治会、自主防災組織、医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会など、様々な関係者と連携して策定するものとする。

市における個別避難計画等、必要に応じて県から助言を受け、策定することとする。

3 要配慮者全般に対する対応

(1) 支援体制の整備

市は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で、要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

要配慮者への各種支援体制については、「袖ヶ浦市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき整備に努める。

なお、要配慮者への支援体制づくりについては、積極的に女性の意見の活用を図り、整備に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線のほか、テレホンサービス、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、ジェイコム防災情報サービスを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には速やかに避難指示等の避難情報について周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための、緊急通報システ

ム及び聴覚障がい者（児）等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

- ① 市は、指定避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、要配慮者のために特別な配慮がなされた福祉避難所の指定整備や社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。
- ② 市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、市域を越えて受入れる拠点の整備に努める。
- ③ 市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる、次の資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。
 - ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用品や障害特性に応じた障がい者（児）用備品
 - イ 児童遊具、ミルク、ほ乳瓶等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等
- ④ 市は、千葉県で作成した「災害時における避難所運営の手引き」（平成29年7月）に基づき、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

また、市におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置することにより、「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。

(6) 在宅で介助支援の必要な市民への対策

- ① 基本的考え方
在宅で介助支援の必要な市民の安全確保対策については、自主防災組織等の住民組織を中心として、地域ぐるみの支援体制づくりにより行う。
- ② 対象者の範囲
防災上の介助支援が必要な市民の範囲は、要配慮者の内、在宅で生活を営む要介護認定者、障がい者（児）、傷病者を想定する。
- ③ 市民へのPRの徹底
広報等により、介助支援を必要とする者及び家族、地域住民に対して、防災についての指導・PRの徹底を図る。

(7) 避難計画**① 避難誘導**

本計画及び「袖ヶ浦市避難行動要支援者避難支援プラン」、千葉県で作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用するとともに、次の事項に留意して行う。

ア 避難路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、標示、なわ張り等による注意喚起を行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、要配慮者を適切な場所へ集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区等自治会の単位で行うこと。

オ 高齢者、障がい者（児）等の要配慮者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

カ 移動若しくは歩行困難な者を優先して避難誘導を行うこと。

② 避難後の対応

高齢者や障がい者（児）等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難スペースを確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の整備を図るとともに、平常時より入所可能状況等の把握に努めるものとする。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者（児）等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

③ 被災した要配慮者の生活の確保

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(8) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

4 社会福祉施設等における防災対策**(1) 施設の安全対策**

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

さらに、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設において、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、千葉県との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を定期的実施する。

また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

5 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人の要配慮者に対しては、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 防災・気象情報の多言語化
- ④ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 指定避難所等における対応

市は、多言語による広報のほかにひらがな標記で容易な表現にする「やさしい日本語」や図表・イラスト（ピクトグラム）等での広報に努めるとともに、千葉県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に配慮した指定避難所等の運営等に努める。

また、避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、千葉県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

(3) 外国人支援情報コーディネーターの育成

市は、国、県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

6 福祉のまちづくり

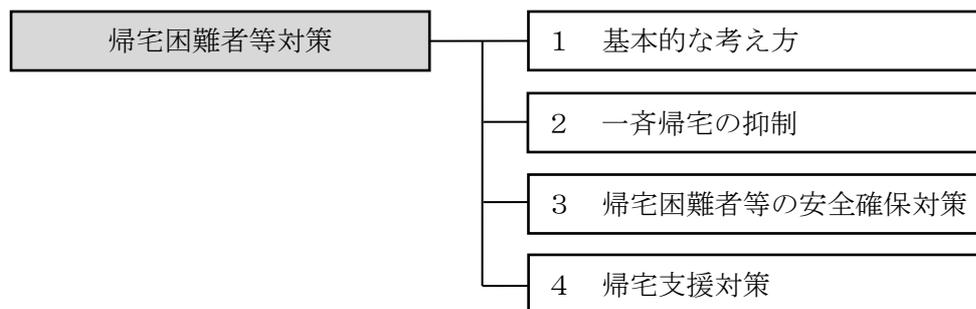
地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

あわせて、高齢者や障がい者（児）が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう推進し、施設の改善、整備に当たっては関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

第11節 帰宅困難者等対策 《企画政策部、総務部、教育委員会》

市は、大規模震災時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策を講じる。

【 体系 】



1 基本的な考え方

平成23年3月に発生した東日本大震災では、千葉県内においても多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会等における研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、近隣市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努める。

帰宅困難者等の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。
また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版、災害用伝言版（Web 171）、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」とこの呼びかけ、地震に関する情報、広域的な被害情報について、防災行政無線や広報車、生活安全メール等を活用して主体的に提供していく。

3 帰宅困難者等の安全確保対策**(1) 一時滞在施設の確保**

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を確保する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護**① 利用者保護の要請**

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

② 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

(3) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の要請

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食糧、毛布などの備蓄は、企業については自らの準備を要請し、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

(4) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定

した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市は、障がい者（児）、高齢者、妊産婦又は乳幼児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第2編 地震・津波編＞

第3章 災害応急対策計画

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目次

第3章	災害応急対策計画	1
第1節	応急活動体制 《各部班》	3
1	活動体制.....	3
2	配備の体制.....	5
3	大規模地震時の初動体制.....	8
4	災害対策本部.....	11
5	職員の動員・配置.....	22
第2節	情報の収集・伝達 《各部班》	25
1	情報連絡体制（各部班）.....	25
2	地震、津波情報の伝達（気象庁）.....	29
3	被害状況の収集・伝達（各部班）.....	34
第3節	災害時の広報 《秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団》	44
1	実施機関とその分担（秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団）.....	44
2	広報の実施手順（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）.....	47
3	報道機関への発表・協力要請（秘書広報班、消防部）.....	49
第4節	応援の要請 《秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団》	50
1	千葉県への応援要請（秘書広報班）.....	50
2	他市町村・指定地方公共機関等への応援要請（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）.....	51
3	自衛隊への災害派遣要請（秘書広報班、防災安全班）.....	53
4	災害協定の締結.....	58
5	広域避難者の受入れ（総務部、都市整備班）.....	59
第5節	災害救助法の適用 《地域福祉班》	61
1	災害救助法の概要.....	61
2	災害救助法の適用（地域福祉班）.....	62
3	災害救助法の適用申請（地域福祉班）.....	65
4	救助の程度、方法及び期間等（地域福祉班）.....	66
第6節	消防・救助救急活動等 《消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部》	67
1	消防活動（消防部、消防団）.....	67
2	救助救急活動（消防部、海上保安部、警察署）.....	70
3	危険物等の対応（消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部）.....	72

第7節	警備・交通対策	《防災安全班、消防部、警察署、道路管理者》	76
1	災害時の警備（警察署）		76
2	交通対策計画（防災安全班、消防部、警察署、道路管理者）		78
3	情報の収集及び提供（防災安全班）		80
4	地震・津波発生時における運転者にとるべき措置の周知（防災安全班、警察署）		80
5	道路啓開（道路管理者）		81
第8節	避難対策	《防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者》	82
1	避難情報の発令（防災安全班、消防部、警察署）		82
2	避難の誘導等（防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署）		88
3	避難路及び指定緊急避難場所の安全確保（消防部、消防団、警察署）		91
4	指定避難所の開設（防災安全班、医療班、保育幼稚園班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）		91
5	指定避難所の運営（医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）		93
6	安否情報の提供（秘書広報班、防災安全班）		96
第9節	津波避難対策	《総務部、環境経済部、都市建設部、消防部、消防団》	97
1	津波避難情報の伝達		97
2	市民等の避難及び避難誘導		98
第10節	要配慮者等の安全確保対策	《総務部、市民子育て部、福祉部、消防部》	99
1	避難誘導等		99
2	指定避難所の開設、要配慮者への対応		100
第11節	帰宅困難者対策	《企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班》	102
1	一斉帰宅抑制の呼びかけ（秘書広報班、防災安全班）		102
2	企業、学校など関係機関における施設内待機（商工観光班、学校教育班）		102
3	大規模集客施設や駅等における利用者保護		103
4	帰宅困難者等の把握と情報提供（企画政策班、秘書広報班）		103
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導（企画政策班、保育幼稚園班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）		103
6	徒歩帰宅支援（企画政策班、秘書広報班、子育て支援班）		103
第12節	応急医療救護	《医療班、消防部》	105
1	市民及び市の役割（医療班）		105
2	医療救護体制（医療班）		106
3	医療救護活動の実施（医療班）		107
4	医薬品・医療用資機材の確保（医療班）		111
第13節	緊急輸送対策	《企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署》	114

1	輸送手段の確保（企画政策班、管財契約班、防災安全班、土木管理班、土木建設班、警察署）	114
2	商工観光班による輸送（農林振興班、商工観光班）	117
3	物資の集積場所（商工観光班）	118
4	臨時ヘリポートの開設（防災安全班、消防部）	118
5	船舶による輸送	119
第 14 節 生活関連施設の応急対策 ≪土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力 パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本 電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者≫		
1	上水道施設（かずさ水道広域連合企業団）	121
2	下水道施設（下水対策班）	123
3	農業集落排水施設（下水対策班）	124
4	電力施設（東京電力パワーグリッド（株））	124
5	ガス施設（東京ガス（株））	126
6	鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））	127
7	通信施設（東日本電信電話（株）他）	129
8	道路・橋りょう（土木管理班、土木建設班）	133
9	がけ地・擁壁（土木管理班、土木建設班）	135
10	河川管理施設（土木管理班、土木建設班）	136
11	その他の公共施設（施設管理者）	136
第 15 節 生活救援対策 ≪秘書広報班、総務班、防災安全班、調査 1 班、調査 2 班、資 産管理班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察 署、かずさ水道広域連合企業団≫		
1	飲料水・生活用水の供給（防災安全班、かずさ水道広域連合企業団）	138
2	食糧の供給（商工観光班、給食班）	142
3	生活必需物資の供給（農林振興班、商工観光班）	145
4	燃料の調達（防災安全班）	146
5	被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び判定の実施（資産管理班）	147
6	被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施（都市整備班）	148
7	住宅の応急対策（総務班、地域福祉班、調査 1 班、調査 2 班、都市整備班）	149
第 16 節 防疫・保健等 ≪市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、 君津健康福祉センター≫		
1	防疫・保健（医療班、君津健康福祉センター）	155
2	行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬（市民班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団）	158
3	動物対策	161
第 17 節 清掃 ≪環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、 消防部、消防団≫		
1	障害物の除去（廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団）	162
2	災害廃棄物の処理（廃棄物対策班）	164
3	し尿の処理（環境管理班、廃棄物対策班）	166
第 18 節 応急教育・文化財の保護 ≪保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、 生涯学習班、給食班≫		
		169

1	防災体制の確立（教育部）	169
2	災害発生直後の体制（教育総務班、学校教育班）	170
3	応急教育の実施（教育総務班、学校教育班、給食班）	171
4	学用品の調達及び支給（学校教育班）	173
5	授業料等の減免・育英補助の措置（教育総務班、学校教育班）	174
6	応急保育（幼稚園）の実施（保育幼稚園班、学校教育班）	174
7	災害復旧時の体制	176
8	文化財の応急対策	176
第 19 節 ボランティアの協力等 《市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班》 . . . 177		
1	災害ボランティアセンターの設置（防災安全班、社会福祉協議会）	177
2	ボランティア活動の協力要請（市民協働推進班、地域福祉班）	178
3	ボランティアの受入れ体制	180
4	労働力の確保	182

第3章 災害応急対策計画

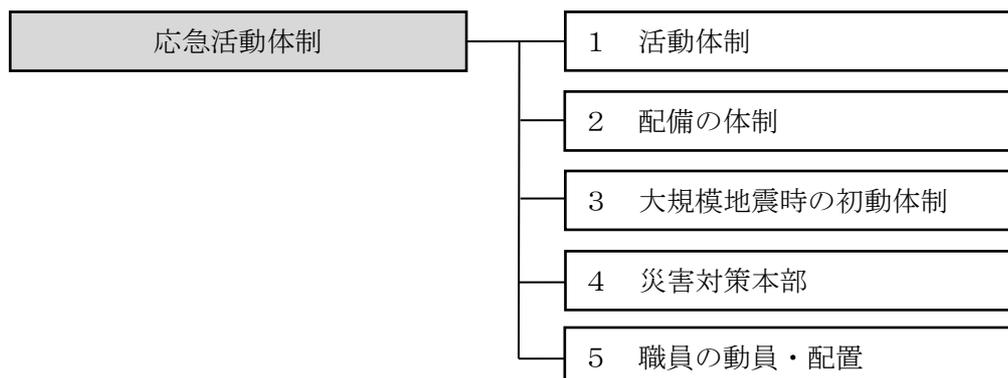
節	項目	担当部班等
1	応急活動体制	各部班
2	情報の収集・伝達	各部班
3	災害時の広報	秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団
4	応援の要請	秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団
5	災害救助法の適用	地域福祉班
6	消防・救助救急活動等	消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部
7	警備・交通対策	防災安全班、消防部、警察署、道路管理者
8	避難対策	防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者
9	津波避難対策	総務部、環境経済部、都市建設部、消防部、消防団
10	要配慮者等の安全確保対策	総務部、市民子育て部、福祉部、消防部
11	帰宅困難者対策	企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班
12	応急医療救護	医療班、消防部
13	緊急輸送対策	企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署
14	生活関連施設の応急対策	土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者
15	生活救援対策	秘書広報班、総務班、防災安全班、調査1班、調査2班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団
16	防疫・保健等	市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、君津健康福祉センター
17	清掃	環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理

節	項目	担当部班等
		班、土木建設班、消防部、消防団
18	応急教育・文化財の保護	保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、給食班
19	ボランティアの協力等	市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班

第1節 応急活動体制 <<各部班>>

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、千葉県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、千葉県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

【 体系 】



1 活動体制

(1) 活動体制の区分

地震の規模あるいは災害の状況により、小規模地震体制・中規模地震体制・大規模地震体制の3段階の体制で、災害対策を講ずる。

なお、災害発生前でも災害の発生が予見される場合は、適切な体制で災害の予防に努める。

活動体制の区分

体制	本部	配備	配備の基準（目安）	活動の内容
小規模地震体制	災害対策本部設置前	情報収集体制	(1) 市域に震度4の地震が発生したとき。（自動配備） (2) その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	情報収集体制の体制表参照
		警戒配備	(1) 市域に震度5弱の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 東京湾内湾に「津波注意報」又は「津波警報」が気象庁から発表されたとき。（自動配備） (3) 東海地震注意情報を気象庁が発表したとき。（自動配備） (4) その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	警戒配備の体制表参照

体制	本部	配備	配備の基準（目安）	活動の内容
中規模地震体制	災害対策本部設置後	災害対策本部第1配備	(1) 市域に震度5強の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 東京湾内湾に「大津波警報」が気象庁から発表されたとき。(自動配備) (3) 内閣総理大臣の警戒宣言が発表されたとき。(自動配備) (4) 以下の①又は②に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長（市長）が必要と認めるとき。 ①特に大きな被害が発生したとき ②大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	第1配備の体制表参照
		災害対策本部第2配備	(1) 市域に震度6弱の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 以下の①又は②に該当する場合で、本部長（市長）が認めるとき。 ①市域の広範囲にわたる被害が発生したとき ②局地的であっても被害が甚大であるとき	第2配備体制の表参照
大規模地震体制	大規模地震災害対策本部	災害対策本部第3配備	(1) 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。(自動発令) (2) 以下の①又は②に該当する場合で、本部長（市長）が、市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めるとき。 ①市域の広範囲にわたる被害が発生したとき ②局地的であっても被害が特に甚大であるとき	第3配備体制の表参照

※市域の震度は、袖ヶ浦市本庁舎の観測地点の震度による。

※資料編 資料9-1 気象等観測施設一覧

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(3) 市町村間での応援体制

市は、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

※資料編 資料2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

2 配備の体制

(1) 小規模地震体制

災害対策本部設置前の体制として、次の配備を行い、災害対策を実施する。

① 情報収集体制

情報収集体制

項目	内容
配備の内容	災害関係部課の少数の人員をもって主として情報収集・連絡に当たり、状況により速やかに高次の配備に移行しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	消防本部又は当直者（守衛）が、災害関連情報を収受した場合は、防災安全課長又は防災安全課員に連絡し、総務部長が判断して動員する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。
配備人員	防災安全課5名以上及び別に定める「配備区分別職員配置表」から必要な人員を総務部長が配備する。
活動内容	災害に関する情報の収集・整理を行い、災害警戒のための情報連絡を円滑に行う。
警戒配備への移行手順	配備された人員の判断・連絡に基づき、総務部長が警戒配備への移行を決定する。

② 警戒配備

警戒配備の体制

項目	内容
配備の内容	情報収集体制を強化し、局地的災害に備える配備とし、情報の収集・伝達を円滑に実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全課長又は防災安全課員に連絡し、総務部長が判断して動員する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき総務部長が判断して動員する。
配備人員	防災安全課5名以上及び別に定める「配備区分別職員配置表」から必要な人員を総務部長が配備する。
活動内容	ア 災害関連情報の収集・整理・伝達 イ 災害警戒 ウ 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立
災害対策本部への移行手順	ア 総務部長は、警戒配備職員からの連絡を受けたとき、又は、自ら必要があると認めるときは登庁し、気象・災害等の状況把握に努める。 イ 総務部長は、総合的判断に基づき必要と認められるときは、市長に災害対策本部の設置を申請する。

(2) 中規模地震体制

災害対策本部を設置し、次の配備のもとで、災害対策を実施する。

① 第1配備（災害対策本部設置体制）

第1配備の体制

項目	内容
配備の内容	局地的災害に対する救助活動及び情報の収集・伝達を円滑に実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	<p>ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。</p> <p>イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。</p>
配備人員	別に定める「配備区分別職員配置表」による。
活動内容	<p>ア 局地的災害に対する応急対策活動</p> <p>イ 広範囲な災害に備える応急活動体制の確立</p> <p>ウ 警戒宣言に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止</p>
第2配備への移行手順	本部長（市長）が本部会議を開催し、決定する。

② 第2配備（災害対策本部設置体制）

第2配備の体制

項目	内容
配備の内容	数地域についての救助・救護活動を行い、また、その他の地域への災害の拡大防止を実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	<p>ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。</p> <p>イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。</p>
配備人員	別に定める「配備区分別職員配置表」による。
活動内容	広範囲な災害に対する応急対策を実施する。
第3配備への移行手順	本部長（市長）が本部会議を開催し、決定する。

(3) 第3配備（大規模地震体制）

第3配備の体制

項目	内容
配備の内容	職員全員をもって対処し、直ちに初動活動を開始できる配備とする。
勤務時間外の 動員方法	<p>ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。 ただし、自動発令に該当する災害の場合は、本部長（市長）の指令を待たずに動員があったものとし、全職員は直ちに参集する。</p> <p>イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。</p>
配備人員	職員全員を配備する。
活動内容	初動期には、情報の収集・伝達、救助・救護、避難活動等に当たり、以降は全面的な災害対策を展開する。

3 大規模地震時の初動体制

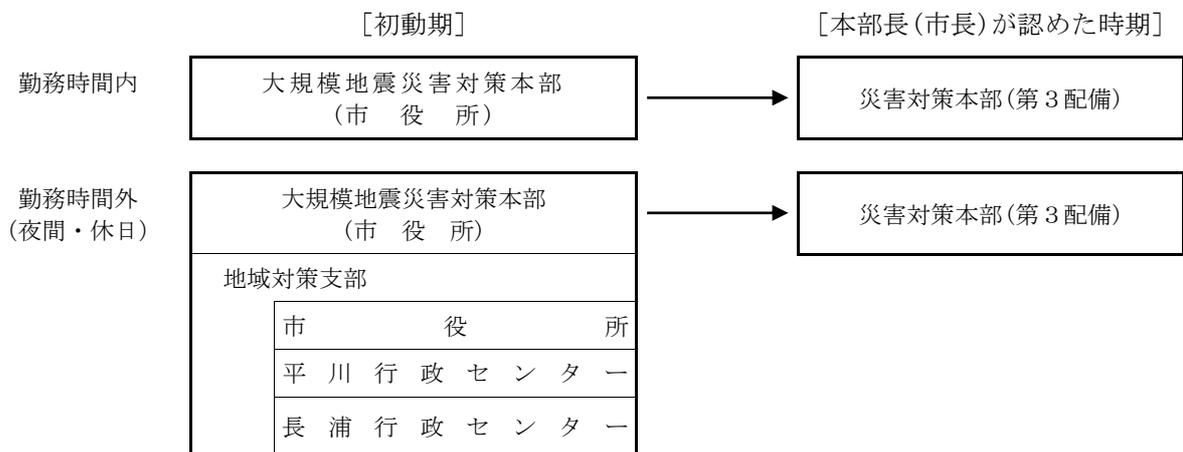
大規模地震が発生した場合には次の体制・事務分掌のもとに、特別な災害対策を実施する。なお、この初動体制の配備時期は次のとおりとする。

- (1) 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。（自動発令）
- (2) 市全域に甚大な災害が発生したとき。
- (3) その他の状況により、本部長(市長)が必要と認めたとき。

(1) 初動体制の概要

勤務時間内では、市役所内に大規模地震災害対策本部を設置し、地震発生直後から必要な初動活動を総力をもって行う。

勤務時間外では、市役所内に大規模地震災害対策本部を設置し、市役所と2箇所の行政センターに地域支部を設置する。特に、市役所には、情報の取りまとめ、外部との対応等の本部機能をもたせる。



(2) 勤務時間内の体制

全職員をもって初動活動を行う。

① 大規模地震災害対策本部

ア 設置場所

大規模地震災害対策本部は、市役所本庁舎内に設置するが、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長(市長)が判断した場合は、消防本部庁舎内に移設する。

イ 組織の構成

初動期は、班編成ではなく部単位で応急対策に対応し、状況に応じて災害対策本部(第3配備)に移行する。

② 大規模地震災害対策本部の事務分掌

部	事務内容
企画政策部	緊急輸送車両の確保に関すること。 県、自衛隊、防災関係機関への応援要請に関すること。 総務部の支援に関すること。
総務部	大規模地震災害対策本部及び各部との連絡調整に関すること。 県本部への連絡・報告に関すること。 被害状況の取りまとめに関すること。 応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 防災行政無線の運用に関すること。 避難の指示に関すること。 避難所の開設、運営の指示に関すること。 庁用車両の配車に関すること。 災害時の道路通行規制に関する連絡調整に関すること。 緊急通行車両の通行証の交付に関すること。 要配慮者への支援に関すること。 大規模災害等のり災証明書の発行に関すること。
財政部	災害関係予算その他財政に関すること。 被災家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
市民子育て部	避難所（所管施設）の開設、運営に関すること。 発災直後の被害状況の調査、取りまとめに関すること。 救護所の設置に関すること。 医療機関との連絡に関すること。 医療品、衛生材料の調達、配分に関すること。 要配慮者への支援に関すること。
福祉部	避難所（所管施設）の開設、運営に関すること。 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること。 要配慮者への支援に関すること。 死体の処理に関すること。
環境経済部	応急食糧の調達・供給に関すること。 災害廃棄物の処理に関すること。
都市建設部	道路、河川、橋りょう等の被害状況の調査及び仮復旧に関すること。 道路等障害物の除去に関すること。 土木関係業者との連絡調整に関すること。 土砂崩れに対する応急措置に関すること。 救護所の設置、負傷者の搬送・転送、死体の安置など上記応急活動の支援に関すること。
協力部	各部の応援に関すること。
消防部	消火活動に関すること。 救助・救護に関すること。
教育部	避難所（所管施設）の開設、運営に関すること。

(3) 勤務時間外（夜間・休日）の体制

勤務時間外（夜間・休日）は、いち早く地域内の情報収集、避難活動に対応するために、大規模地震災害対策本部のほか、地域対策支部を市役所、平川行政センター、長浦行政センターに設置し、職員は最寄りの支部へ参集する。

① 大規模地震災害対策本部

ア 設置場所

大規模地震災害対策本部は、市役所本庁舎内に設置するが、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、消防本部庁舎内に移設する。

イ 組織の構成

初動期は、大規模地震災害対策本部のもとに地域対策支部を設置し、各支部ごとに班を編成して応急対策に対応し、状況に応じて災害対策本部（第3配備）に移行する。

② 地域対策支部

ア 設置場所

地域対策支部：市役所（本部機能を併せ持つ）
平川行政センター
長浦行政センター

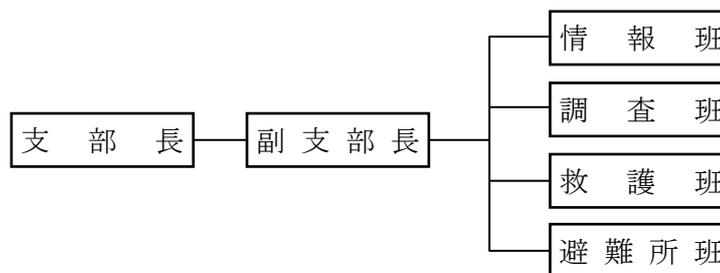
イ 組織の構成

地域対策支部の組織の構成は次のとおりとする。

全体及び大規模地震災害対策本部の総括指揮は、本部長（市長）が当たるものとする。

また、地域対策支部の指揮は、災害対策本部会議名簿記載順とし、副支部長及び班長は、支部長が指名したものが当たる。（支部長が参集に時間を要する場合は、参集した時点の上席者が支部長の代理を務める。支部長代理者は支部長が参集した後、被害状況等を報告し、指揮を移管する。）

地域対策支部の構成



③ 地域対策支部の事務分掌

地域対策支部の各班は、次の事務分掌に従い初動期における応急対策を実施する。

班	事務内容
情報班	情報の取りまとめに関すること。 大規模地震災害対策本部との連絡に関すること。
	各支部の情報の取りまとめに関すること。（市役所のみ）
調査班	地域内の被害状況の調査・把握に関すること。
救護班	負傷者の搬送、応急手当に関すること。

避難所班	指定避難所の開設に関すること。 備蓄品の供給に関すること。
------	----------------------------------

④ 災害対策本部（第3配備）への移行

各地域対策支部での初動活動が終了した時点で、大規模地震災害対策本部から災害対策本部（第3配備）に移行し、全職員は市役所に参集する。移行の時期は、次の基準により本部長（市長）の判断によって決定する。目安としては、概ね地震発生後1～2日後とする。

移行の基準

- | |
|--|
| <p>ア 市域の被害状況が概ね把握できたとき。</p> <p>イ 負傷者の救出・救護、被災者の避難など初動期の活動が終了し、次の応急活動に移行するとき。</p> |
|--|

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置から廃止まで

本部長（市長）は、次の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「袖ヶ浦市災害対策本部」を設置する。

なお、市内に震度6強以上の地震が発生した場合は、「大規模地震災害対策本部」を設置し、初動期の災害対策を実施する。

① 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

災害対策本部の設置基準

- | |
|---|
| <p>ア 市内に震度5強以上の地震が発生したとき</p> <p>イ 東京湾内湾に「大津波警報」が気象庁より発表されたとき</p> <p>ウ 内閣総理大臣の警戒宣言が発表されたとき（自動設置）</p> <p>エ 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長（市長）が必要と認めたとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 特に大きな被害が発生したとき</p> <p style="margin-left: 20px;">b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</p> |
|---|

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎内に置く。ただし、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、消防本部庁舎内に本部を移設する。

③ 本部の廃止

本部長（市長）は、災害の発生するおそれがなくなると認めたとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

④ 本部の設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちに、次のとおり電話、その他適当な方法により通知する。

報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市民	秘書広報班長 防災安全班長	市防災行政無線・広報車・報道機関 市ホームページ、電子メール（市生活安全メール、緊急速報メール）等
知事 （県危機管理課）	防災安全班長	県防災情報システム・県防災行政無線・FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
君津地域振興事務所長 （地域振興課）		
木更津警察署長 （木更津警察署警備課）		
その他防災関係機関		
隣接市長 （隣接市防災担当課）	防災安全班長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
報道機関	秘書広報班長	FAX・電話・口頭又は文書

⑤ 本部の標識等

〔掲示板〕

袖ヶ浦市災害対策本部

〔腕章〕

本部長、副本部長、本部員は、災害応急活動に従事するときは、所定の腕章を帯用するものとする。

（本部長）

袖ヶ浦市災害対策本部
本部長

（本部付）

袖ヶ浦市災害対策本部
本部付

（副本部長）

袖ヶ浦市災害対策本部
副本部長

（本部員）

袖ヶ浦市災害対策本部
本部員

(2) 現地災害対策本部

本部長(市長)は、災害現地に活動拠点をおく必要が生じた場合は、現地災害対策本部を設置する。

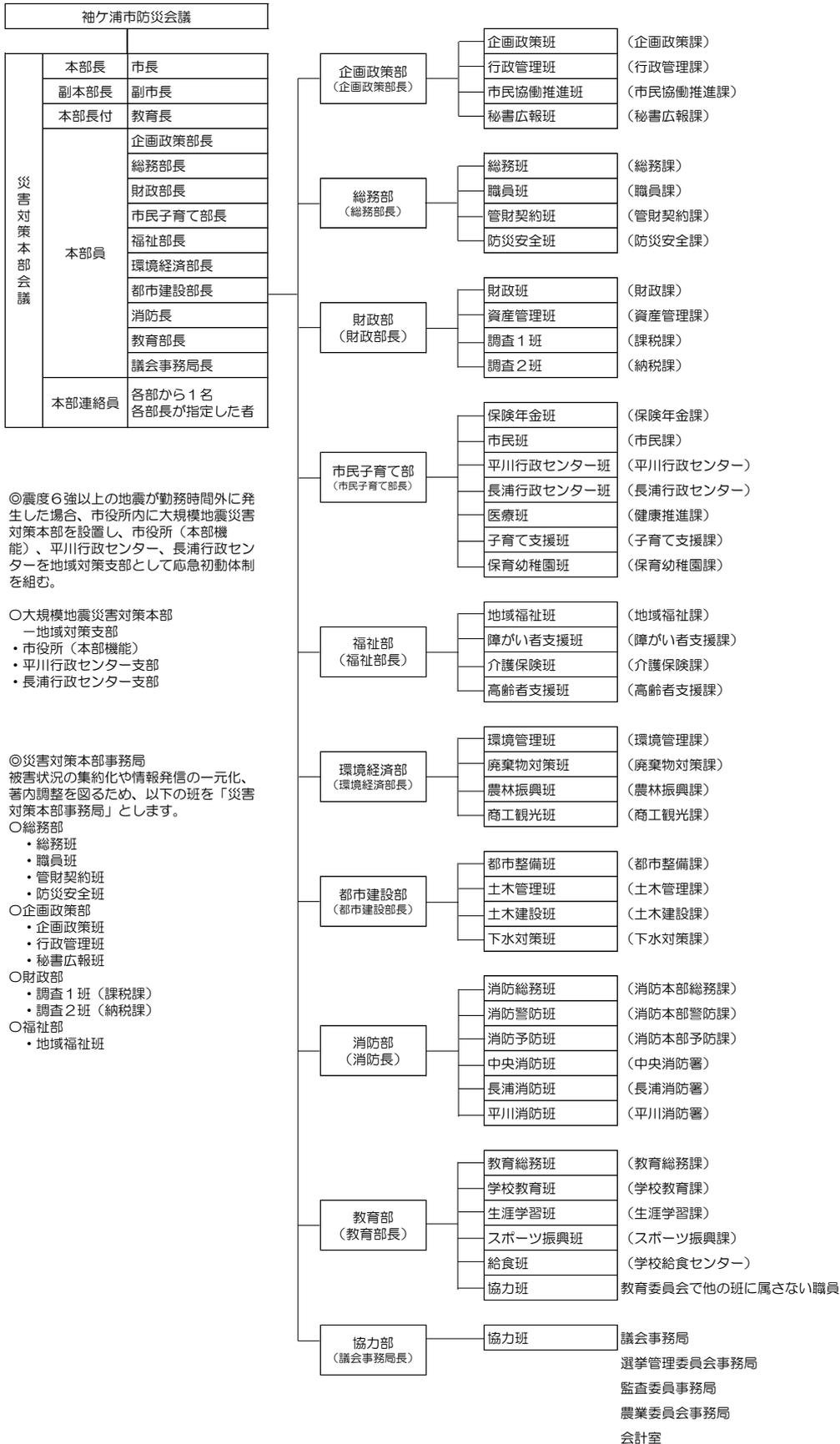
また、条例に定めるもののほか、現地災害対策本部に関し必要な事項は、本部長(市長)が定める。

(3) 災害対策本部の組織

① 組織の構成

災害対策本部の組織は、「袖ヶ浦市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおり構成する。

災害対策本部組織体制



② 組織の概要

- ア 市長を災害対策本部長とする。本部長(市長)は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、本部機構は、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する。
- イ 本部長が不在時又は事故あるときは、以下の順位により権限を委任する。

指揮権限の委任

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位以降	第3順位以降は袖ヶ浦市行政組織条例の機構順に企画政策部長及び各部長とする

- ウ 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という）とする。副本部長は、本部長(市長)を補佐する。
- エ 教育長を災害対策本部長付（以下「本部長付」という）とする。本部長付は、本部長(市長)及び副本部長を補佐する。
- オ 各部長相当職を災害対策本部員（以下「本部員」という）とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。
- カ 本部長(市長)の命令あるいは本部で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて本部に連絡する。
- キ 班長は、各班を指揮監督する。
- ク 班員は、班長の命を受けて、災害対策に従事する。

※資料編 資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例

(4) 災害対策本部の運営

① 本部会議の開催

- 本部長(市長)は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。
- ア 報告事項
本部員は、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。
- イ 協議事項
本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

本部会議の協議事項

(ア) 災害応急対策に関すること。
(イ) 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。
(ウ) 災害救助法の適用に関すること。
(エ) その他災害対策の重要事項に関すること。
(オ) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

② 災害対策本部事務局の設置

ア 本部長（市長）は、災害対策本部を設置し必要と認めたときは、災害対策本部事務局を設置する。

イ 総務部長を本部事務局長、防災安全課長を本部事務局次長とし、本部事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

役割	担当班	主な事務分掌
総合調整	防災安全班	① 本部会議に関すること。 ② 防災会議委員との連絡に関すること。 ③ 県本部等への報告及び連絡に関すること。 ④ 被害状況等の総括取りまとめに関すること。 ⑤ 応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること。 ⑥ 気象その他の情報の収集伝達に関すること。 ⑦ 避難計画、避難の指示に関すること。 ⑧ 避難所の開設、運営の統括に関すること。
情報整理	総務班	① 災害情報の整理、記録に関すること。 ② 災害活動に関する情報処理に関すること。
広報報道	秘書広報班	① 災害の広報に関すること。 ② 報道機関との連絡に関すること。
受援窓口	企画政策班	① 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関すること。 ② 自衛隊派遣要請に関すること。 ③ 国や県への災害に関わる要望、陳情に関すること。
施設管理	管財契約班	① 市有財産の被害状況の把握に関すること。 ② 庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。 ③ 庁用車両の配車に関すること。
職員配置	職員班	① 職員の動員及び配置に関すること。 ② 職員の災害従事者名簿の作成に関すること。
通信ネットワーク	行政管理班	① 全庁ネットワーク等電子情報機器の被害調査及び復旧に関すること。
電話窓口	協力班	① 本部事務局への電話・窓口対応に関すること。
り災証明	総務班 地域福祉班	① り災証明書の受付・交付に関すること。
	調査1班 調査2班	① 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること。

③ 本部の運営上必要な資機材等の確保

総務部長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

本部開設に必要な資機材等

- (ア) 袖ヶ浦市災害対策図（地区防災カルテ）の設置
- (イ) 被害状況図・ホワイトボード等の設置
- (ウ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (エ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (オ) コピー機等の複写装置の確保
- (カ) ビデオ、カメラ等の記録装置の確保
- (キ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- (ク) 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- (ケ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- (コ) その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

準備する機器

- | | |
|--------------|---------------|
| (ア) I P 無線機 | (エ) インターネット |
| (イ) 電話、携帯電話等 | (オ) W i - F i |
| (ウ) F A X | |

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

④ 災害対策本部機能の強化

災害情報を一元的に把握し、共有する体制を整備するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）等の防災情報に関するシステムを活用した災害対策本部の機能の充実・強化を促進する。

(5) 災害対策本部の事務分掌

各部班の事務分掌は次のとおりとする。

各部班の事務分掌

部名	班名	班長	班員	事務分掌
企画政策部	企画政策班	企画政策課長	企画政策課員	① 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ② 緊急輸送車両の確保に関する事 ③ 公共交通機関との連絡調整に関する事 ④ 国や県への災害に関わる要望、陳情に関する事 ⑤ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事
	行政管理班	行政管理課長	行政管理課員	① 全庁ネットワーク等電子情報機器の被害調査及び復旧に関する事
	市民協働推進班	市民協働推進課長	市民協働推進課員	① 自治会との連絡調整に関する事 ② ボランティアの依頼、受入及び配置に関する事 ③ 外国人の総合的な支援の企画及び実施に関する事
	秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	① 本部長(市長)の特命事項に関する事 ② 本部長(市長)及び副本部長(副市長)の秘書に関する事 ③ 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する事 ④ 自衛隊派遣要請に関する事 ⑤ 被災者の相談の受付に関する事 ⑥ 災害見舞金等の受入れ及び礼状に関する事 ⑦ 災害の広報に関する事 ⑧ 報道機関との連絡に関する事
総務部	総務班	総務課長	総務課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関する事 ② 災害情報の整理、記録に関する事 ③ 災害活動に関する情報処理に関する事 ④ 大規模災害等のり災証明書の発行に関する事 ⑤ その他各班に属さない事項に関する事 ⑥ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事
	職員班	職員課長	職員課員	① 職員の動員及び配置に関する事 ② 職員の災害従事者名簿の作成に関する事 ③ 公務災害補償、その他被災職員に対する給付に関する事
	管財契約班	管財契約課長	管財契約課員	① 庁用車両の配車に関する事 ② 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事 ③ 市有財産の被害状況の把握に関する事 ④ 庁舎の警備に関する事 ⑤ その他総務部長の指示により部内各班の応援に関する事
	防災安全班	防災安全課長	防災安全課員	① 本部会議に関する事 ② 防災会議委員との連絡に関する事 ③ 県本部等への報告及び連絡に関する事 ④ 被害状況等の総括取りまとめに関する事 ⑤ 応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事 ⑥ 気象その他の情報の収集伝達に関する事 ⑦ 避難計画、避難の指示に関する事 ⑧ 避難所の開設、運営の統括に関する事 ⑨ 備蓄品の管理及び配分に関する事

部名	班名	班長	班員	事務分掌
				⑩ 防災行政無線（固定局）の運用に関する事 ⑪ IP無線機の運用に関する事 ⑫ 有線通信網の利用方法等に関する事 ⑬ 自主防災組織との連絡に関する事 ⑭ 交通及び防犯関係について、警察や関連機関との連絡調整に関する事 ⑮ 災害時の道路通行制限に関する事 ⑯ 緊急輸送車両の通行証の交付に関する事 ⑰ 災害時の交通安全対策に関する事 ⑱ 部の所管業務に基づく被害状況の総括取りまとめに関する事
財政部	財政班	財政課長	財政課員	① 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ② 災害関係予算その他財政に関する事 ③ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事
	資産管理班	資産管理課長	資産管理課員	① 建築業者との連絡調整に関する事 ② 被災建築物の応急危険度判定に関する事
	調査1班	課税課長	課税課員	① 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事 ② 発災直後の被害状況の収集及び取りまとめに関する事 ③ 市税の減免に関する事
	調査2班	納税課長	納税課員	① 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事 ② 発災直後の被害状況の収集及び取りまとめに関する事 ③ 市税の徴収猶予に関する事
市民子育て部	保険年金班	保険年金課長	保険年金課員	① 本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ② 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事
	市民班	市民課長	市民課員	① 安否情報の収集体制に関する事 ② 行方不明者の相談受付及び窓口に関する事
	平川行政センター班	平川行政センター所長	平川行政センター職員	① 本部との連絡調整に関する事 ② 行政センター所管区域内の情報収集に関する事 ③ センターの警備に関する事
	長浦行政センター班	長浦行政センター所長	長浦行政センター職員	① 本部との連絡調整に関する事 ② 行政センター所管区域内の情報収集に関する事 ③ センターの警備に関する事
	医療班	健康推進課長	健康推進課員	① 医療機関との連絡調整に関する事 ② 日本赤十字社千葉県支部の医療班派遣依頼に関する事 ③ 医療助産（救護所の設置）に関する事 ④ 医療品、衛生材料等の調達、配分等に関する事 ⑤ 防疫及び衛生に関する事 ⑥ 患者の収容及び被災家屋の消毒に関する事 ⑦ 課所管施設の被害調査及び復旧に関する事 ⑧ 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事 ⑨ 健康支援に関する事
	子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課員	① 乳幼児の総合的な支援の企画及び実施に関する事 ② 応急保育に関する事 ③ 課所管施設の被害調査及び復旧に関する事
	保育幼稚園班	保育幼稚園課長	保育幼稚園課員	① 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事 ② 乳幼児の総合的な支援の企画及び実施に関する事

部名	班名	班長	班員	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ③ 応急保育に関すること。 ④ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
福祉部	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること。 ③ 日本赤十字社及び市外からの救助物資の受入れ、見舞金給付に関すること。 ④ ボランティアの依頼・受入れ及び配置に関すること。 ⑤ 死体の処理に関すること。 ⑥ 災害救助法に関すること。 ⑦ 災害のり災証明書発行に関すること。 ⑧ 災害見舞金の給付に関すること。 ⑨ 被災者生活再建支援法に関すること。 ⑩ 長期にわたる避難者の収容及び世話に関すること。 ⑪ 各班に属さない要配慮者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。 ⑫ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ⑬ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関すること。
	障がい者支援班	障がい者支援課長	障がい者支援課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者（児）の総合的な支援の企画及び実施に関すること。 ② 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
	介護保険班	介護保険課長	介護保険課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。
	高齢者支援班	高齢者支援課長	高齢者支援課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。 ② 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ③ 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること。
環境経済部	環境管理班	環境管理課長	環境管理課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 災害時における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 ③ 雨量等の観測に関すること。 ④ 大気汚染観測局の被害状況調査に関すること。 ⑤ 災害救助物資の供給（応援）に関すること。 ⑥ 放浪動物及びペットへの対応に関すること。 ⑦ その他環境経済部長の指示により部内各班の応援に関すること。 ⑧ 災害時における仮設公衆トイレの設置及び維持管理に関すること。 ⑨ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関すること。
	廃棄物対策班	廃棄物対策課長	廃棄物対策課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地のごみ、し尿の収集処理に関すること。 ② 災害廃棄物の総合的な処理企画及び実施に関すること。 ③ クリーンセンターの被害調査及び復旧に関すること。
	農林振興班	農林振興課長	農林振興課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地、農道、農業施設の被害調査及び復旧に関すること。 ② 土地改良団体との連絡に関すること。 ③ 土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ④ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ⑤ 災害救助物資の供給（応援）に関すること。 ⑥ 農業関係団体との連絡に関すること。 ⑦ 農産物の被害調査に関すること。 ⑧ 被害農家に対する緊急融資に関すること。
	商工観光班	商工観光課長	商工観光課員	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要食糧の調達に関すること。 ② 応急食糧品の調達供給に関すること。

部名	班名	班長	班員	事務分掌
				③ 衣料、生活必需物資の調達供給に関する事 ④ 災害救助物資の供給に関する事 ⑤ 商工業者の被害調査及び復旧に関する事 ⑥ 被害商工業者に対する緊急融資に関する事 ⑦ 課所管施設の被害調査及び復旧に関する事
都市建設部	都市整備班	都市整備課長	都市整備課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関する事 ② 被災宅地危険度判定に関する事 ③ 応急仮設住宅の設置に関する事 ④ 野外収容施設の設置に関する事 ⑤ 宅地開発事業者及びその宅地造成者との連絡調整に関する事 ⑥ 公園、駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの被害調査及び復旧に関する事 ⑦ 部の所管業務に基づく被害状況の収集及び災害記録に関する事 ⑧ 市営住宅の被害調査及び連絡調整に関する事
	土木管理班	土木管理課長	土木管理課員	① 土木関係業者との連絡調整に関する事 ② 道路等の障害物の除去に関する事 ③ 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関する事 ④ 土砂崩れに対する応急措置に関する事 ⑤ 市の主要道路の維持補修に関する事 ⑥ 土木資材及び水防資材の確保調達に関する事 ⑦ 水防に関する事 ⑧ 下水道施設（雨水）の被害調査及び復旧に関する事 ⑨ その他土木に関する事
	土木建設班	土木建設課長	土木建設課員	① 土木関係業者との連絡調整に関する事 ② 道路等の障害物の除去に関する事 ③ 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関する事 ④ 土砂崩れに対する応急措置に関する事 ⑤ 緊急交通路の確保に関する事 ⑥ その他土木に関する事
	下水対策班	下水対策課長	下水対策課員	① 下水道施設（污水）の被害調査及び復旧に関する事 ② 袖ヶ浦市下水道BCP計画に基づく行動に関する事
消防部	消防総務班	消防本部 総務課長	消防本部 総務課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関する事 ② 消防職員、消防団員の動員に関する事 ③ 消防計画の調整に関する事 ④ 消防機関との連絡に関する事 ⑤ その他部内各班に属さない事項に関する事 ⑥ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事
	消防警防班	消防本部 警防課長	消防本部 警防課員	① 消防力の強化に関する事 ② 消防機関との連絡・調整に関する事 ② 消防水利施設の警備・保全に関する事
	消防予防班	消防本部 予防課長	消防本部 予防課員	① 火災その他災害の予防に関する事 ② 災害発生による情報の収集及び広報に関する事
	中央消防班 長浦消防班 平川消防班	中央消防署長 長浦消防署長 平川消防署長	中央消防署員 長浦消防署員 平川消防署員	① 火災、水害、その他災害の警戒及び防御に関する事 ② 火災、水害、その他災害に係る救助業務に関する事 ③ り災者の救急救護に関する事 ④ 海岸、河川、堤防その他危険地域の警戒及び応急措置に関する事

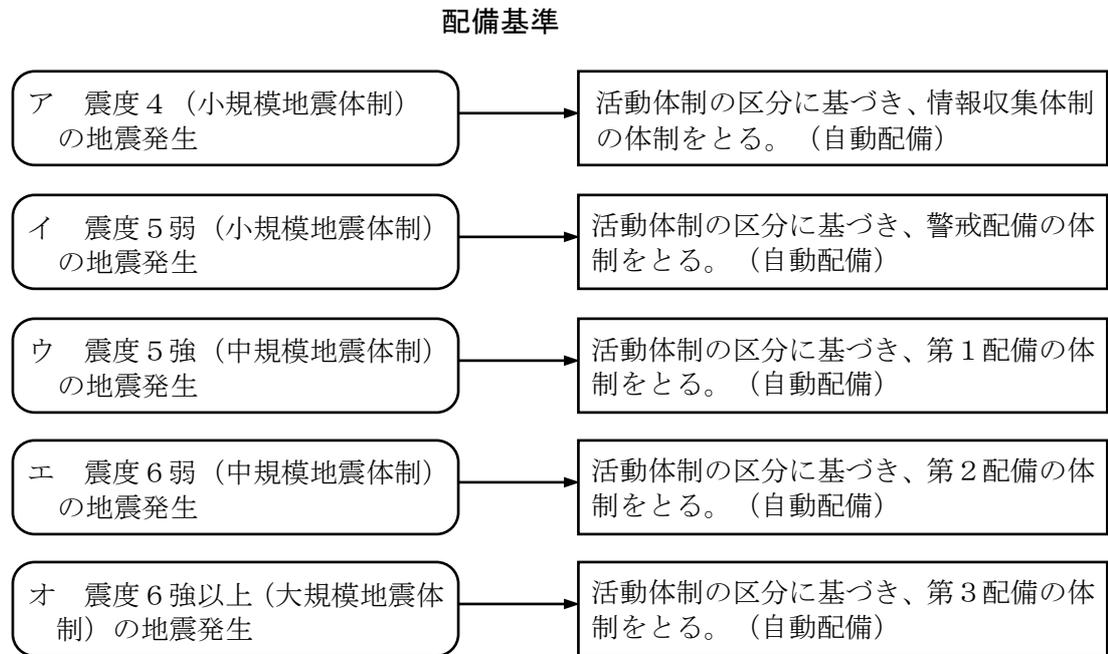
部名	班名	班長	班員	事務分掌
				こと。 ⑤ その他部内各班の応援に関する事
教育部	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関する事。 ② 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事。 ③ 教育その他管理施設の被害調査及び復旧に関する事。 ④ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事。
	学校教育班	学校教育課長	学校教育課員	① 応急教育計画に関する事。 ② 教員の動員に関する事。 ③ 被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関する事。
	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課員	① 社会教育諸団体等への協力要請に関する事。 ② 社会教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 ③ 文化財の保護及び復旧に関する事。 ④ 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員	① 社会体育施設の被害調査及び復旧に関する事。 ② 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事。
	給食班	学校給食センター所長	学校給食センター職員	① 避難者への炊き出しに関する事。 ② 給食センターの被害調査及び復旧に関する事。
	協力班	市民会館館長	教育委員会 の他班に属さない職員	① 教育部長の指示により部内各班の応援に関する事。 ② 所管施設利用者の避難誘導に関する事。 ③ 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事。
協力部	協力班	議会議務局 副局長	議会議務局員 会計室員 選挙管理 委員会書記 監査委員 事務局書記 農業委員会 事務局員	① 本部長（市長）の指示により各部の応援に関する事。

5 職員の動員・配置

(1) 動員及び参集

① 動員及び参集

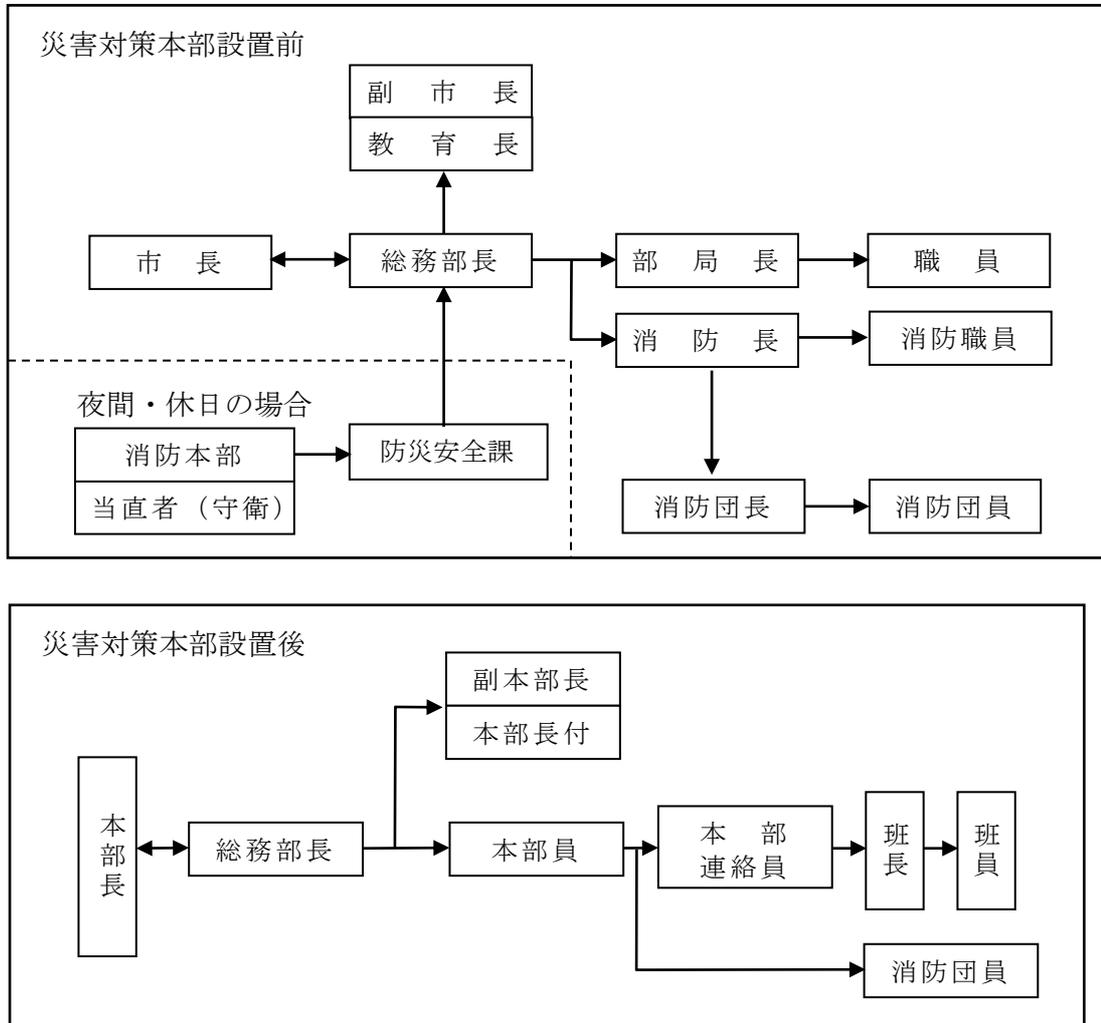
全職員は、次のア～オの地震に際し動員指令を待たずに手段を尽くして、所定の部署に参集し、所定の体制をとる。



② 伝達

動員指令の伝達は、庁内放送、市防災行政無線、電話、メール等あらゆる手段をもって行う。

動員指令の伝達系統図



(2) 職員の配備及び報告

① 職員の配置

各部長（本部員）は、配備の指示を受けたときは、次の措置を講じる。

各部長（本部員）の措置

- ア 所属職員の掌握
- イ 所属職員の所定の配備場所への配置

② 職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて、防災安全班に報告する。防災安全班長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長(市長)に報告する。報告の時期については、本

部長(市長)が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

(3) 職員の服務

すべての職員は、配備が指示された場合、次の事項を遵守するものとする。

なお、災害への対応に係る諸活動を行うに際しては、熱中症予防をはじめとして、体調管理に十分配慮する。

職員の遵守事項

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払うこととする。

勤務時間外における遵守事項

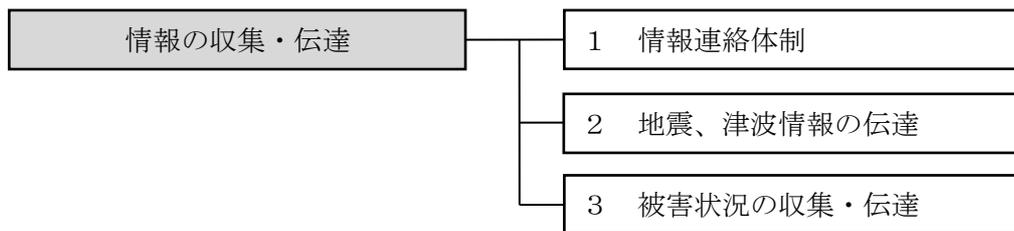
- ① 地震が発生し、その地震が「配備の基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、招集指令を待つことなく、自主的に指定の場所に参集する。
- ② 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、施設の責任者の指示に基づき災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- ③ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、食糧1食分以上を持参する。
- ④ 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第2節 情報の収集・伝達 《各部班》

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く市民や海岸付近にいる人等に伝達することが必要である。特に、避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は防災関係機関等と緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えておく必要がある。

【 体系 】



1 情報連絡体制（各部班）

(1) 指定電話・連絡責任者の指定

① 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

② 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

(2) 本部連絡員の派遣

① 市の各部

市の各部は、本部長(市長)と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部会議に派遣する。

② 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡担当者を本部に派遣する。

なお、連絡担当者は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

(3) 有線通信網の利用方法

① F A X等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

② 災害時優先電話

市は災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話（株）千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

③ 非常・緊急扱い電報の利用

災害時において、市が公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある電報については、災害時優先電話としての承認を受けている電話から、次のとおり「非常扱い電報又は緊急扱い電報」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより、利用することができる。

なお、緊急扱い電報は、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に優先して取り扱われる。

ア 非常・緊急扱い電報の使用内容の範囲

非常扱い電報

- (ア) 災害の予防又は救援のために必要で緊急を要する事項
- (イ) 道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
- (ウ) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
- (エ) 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- (オ) 秩序の維持のため緊急を要する事項

緊急扱い電報

- (ア) 火災、感染症、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
- (イ) 治安の維持のため緊急を要する事項
- (ウ) 天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報告を内容とする事項
- (エ) 上下水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

イ 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）により行う。

市から発信を請求する場合には、115番を回し、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」であることをはっきり告げて、申し込む。

なお、緊急の場合等で、非常通話と確認できる場合については、通常の加入電話からも利用できる。

ウ 接続・電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局は、次の区分により、優先的な取扱を実施する。

非常電防及び緊急電報の優先内容

区 分	内 容
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取扱う。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取扱う。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

- ① 千葉県・隣接市及び防災関係機関との連絡
県防災行政無線又は県防災情報システム等を利用して行う。
また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。
- ② 消防庁との連絡
県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 市各部（出先機関）との連絡
市出先機関及び災害現場等に出動している各部、市社会福祉協議会との連絡は、I P無線機により行う。
なお、市と中央消防署、長浦消防署、平川消防署間の連絡は、I P無線機及び衛星携帯電話により行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

※資料編 資料4-7 消防無線の現況

- ④ その他非常無線の利用
非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。
災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

※資料編 資料4-2 袖ヶ浦市非常通信ルート

(5) 無線通信の利用

- ① 通信の統制
災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。
特に災害対策本部においては、防災安全班長が、市防災行政無線管理運用規程に基づき、概ね次のとおり通信の統制を行う。

ア 無線機器の管理

- (ア) I P無線機の集結
本庁内のI P無線機は、市災害対策本部に一旦集結させる。

(イ) IP無線機の搬出

市災害対策本部に集結したIP無線機の搬出・使用は、防災安全班長が指示する。

イ 通信の原則

無線機器からの通話は、すべて市災害対策本部に対して行うものとする。その他次の原則に基づき行う。

通信の統制の原則

- (ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等の重要性の高い通信を優先）
- (イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- (ウ) 無線機相互通信の禁止の原則（無線機相互通信の必要があるときは、統制者の許可を得る。）
- (エ) 簡潔通話の実施の原則
- (オ) 専任通信取扱者の設置

② 通信の制約に対する対応策

災害時には、次のような制約が予想される。

- ア 使えない（不通・故障・電源不良等）
- イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要であるため、次のように対応する。

対応策事例

- (ア) 使えないとき
代替の通信手段によるが、それでも困難な場合には、伝令を派遣する。
- (イ) 混雑しているとき
混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局にあげてもらおうようにする。
また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。
- (ウ) 聞き取りが困難なとき
周囲が騒がしく聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。
また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。

※ 資料編 資料 1-4 袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程

(6) 放送局に対する放送の要請

災害時における、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

放送機関と要請事項

放送機関	要請事項	根拠法令
日本放送協会千葉放送局 千葉テレビ放送（株） （株）ベイエフエム （株）ニッポン放送 かずさエフエム（株） 市原FM放送（株） （株）ジェイコム千葉	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ③ 希望する放送日時・送信系統 ④ その他必要な事項	災害対策基本法 第57条 （かずさエフエム（株）、市原FM放送（株）、（株）ジェイコム千葉については協定締結）

※資料編 資料 2-33 災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））

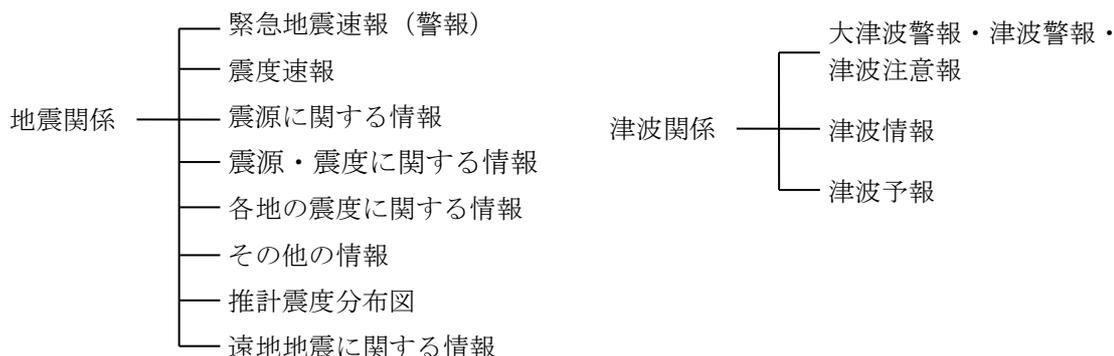
※資料編 資料 2-34 災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））

※資料編 資料 2-36 災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）

2 地震、津波情報の伝達(気象庁)

(1) 警報及び情報等の種類

地震、津波に関する警報及び情報等は次のとおりである。



(2) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表

ア 緊急地震速報の役割

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地点の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報である。

イ 発表の基準

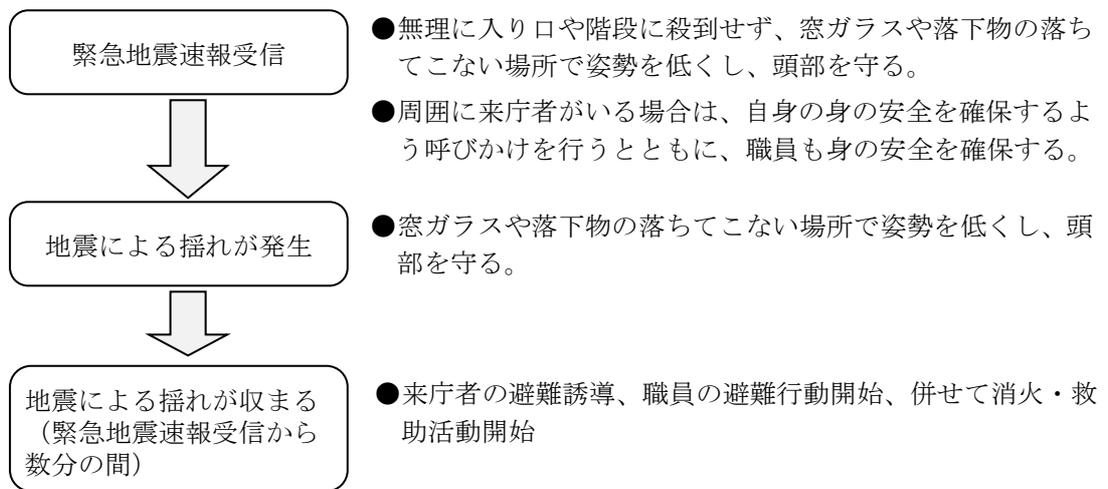
気象庁は、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、電子

メール（生活安全メール、緊急速報メール）等を通して市民に伝達する。

③ 緊急地震速報を受信した場合の対応の主な流れ



④ 緊急地震速報受信時の対応方法

<p>ア 周りに来庁者が無く、自らの安全を確保する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる。 ・近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。 ・窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
<p>イ 周囲に来庁者がいる場合</p>	<p>次の点に配慮しながら、自らの安全も確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出口や階段等に人が殺到している中で地震による揺れが発生すると集団転倒等の被害につながるため、あわてて行動し、出口や階段などに殺到することのないよう呼びかける。 ・落ち着いて安全な場所（落下物や倒れかかるものがない、窓ガラスから離れた場所）で身を守るよう呼びかける。 ・窓際にいる人などは、ガラスや落下物のない安全な場所へ誘導し、頭部を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。対応した職員は一緒に待機する。
<p>ウ エレベータ内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベータを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、エレベータの停止後、速やかに機外に出て、揺れに備える姿勢をとる。
<p>エ 公用車内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車を運転している場合は、あわてて急に速度を落とさず、ハザードランプを点灯させ周囲の車への注意喚起を行いながら、緩やかに速度を落とす。 ・大きな揺れを感じたら、後続車に注意しながら道路の左側に停車する。

(3) その他の地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	・震度4以上を予想した地域	最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。千葉県は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多数発生した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多数発生した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

注) 各情報に用いる震度について

情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74箇所）、気象庁（20箇所）、防災科学技術研究所（11

箇所)、千葉市(4箇所)、松戸市(1箇所)により設置された震度計のデータを用いている(令和3年4月1日現在)。

(4) 津波に関する情報

① 警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報(大津波、津波)又は津波注意報を発表する。千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属しており、市は「東京湾内湾」に属する。

津波警報・注意報の種類と発表基準等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

② 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

③ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣りなどに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

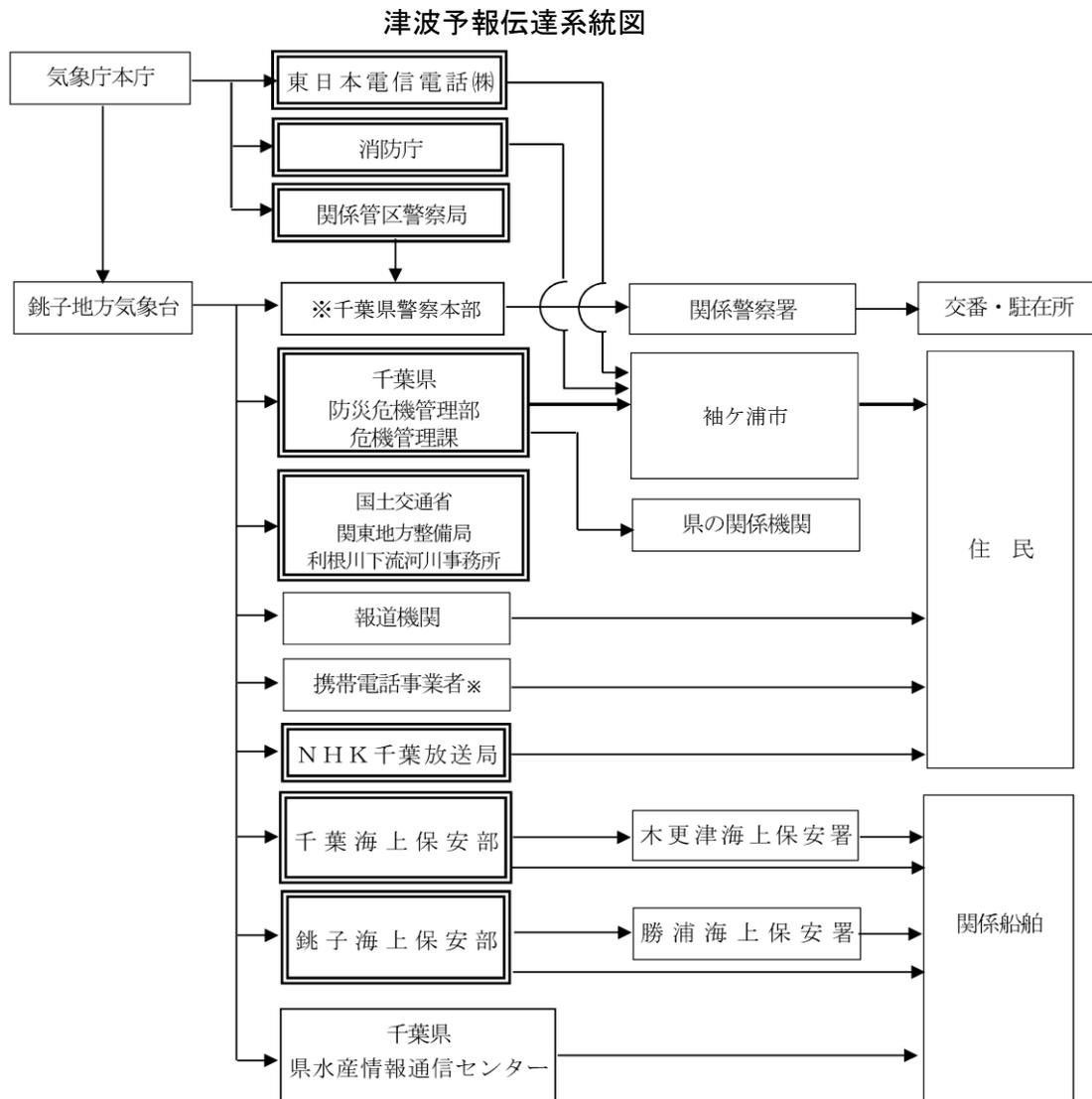
(5) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(6) 受伝達系統等

津波情報は、県防災情報システム及び県防災行政無線により受信し、市関係機関や市民等へ市防災行政無線、広報車、電話等の手段により伝達する。

なお、津波予報伝達系統図は次のとおりである。



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

法令（気象業務法等）による通知

行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から市までの伝達は「防災情報システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶えた場合には、代替経路として県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 ※気象業務支援センターを経由

3 被害状況の収集・伝達（各部班）

(1) 収集報告に当たって留意すべき事項

① 発災初期の情報収集

発災初期の情報収集に当たっては、報道発表等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状

況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

② 優先して収集・報告する情報

人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

③ 被害数値等の調整

被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

④ 情報収集体制

情報収集の迅速・正確を期するため、収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

⑤ 千葉県等への応援要請

災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な災害対処に必要な各種情報の交換等を行うため、県から派遣された情報連絡員と、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集・交換する。

その結果、情報連絡員との協議により把握された支援ニーズにより、県職員等の迅速な応援を要請する。

甚大な被害により、物資の提供や調達が困難になった場合には、情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食糧及び燃料等の生活必需物資の迅速な供給を要請する。

※資料編 資料 2-35 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

⑥ り災世帯・り災人員等の把握

り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

⑦ 無人航空機を活用した情報収集

被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、災害対策本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

(2) 被害状況の収集

① 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、概ね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

- | |
|--|
| <p>ア 人的被害</p> <p>(ア) 市民</p> <p>(イ) 児童生徒、市施設への来所者・入所者、職員等</p> <p>イ 物的被害</p> |
|--|

(ア) 庁内（本庁舎、出先機関）、消防署等の防災関係機関施設 (イ) 学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設 (ウ) 住家、商業施設・農林業施設、危険物取扱施設等 ウ 機能的被害 (ア) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理施設等の生活関連機能 (イ) 道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能 (ウ) 医療・保健衛生機能

② 収集の実施者

被害状況収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、概ね次のとおりである。

※資料編 資料 3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

※資料編 様式 6 市の報告様式

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	施設の管理者	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 イ 所管施設の物的被害及び機能的被害
	職務上の関連部課	ア 農・商・工業施設、危険物取扱施設等の物的被害 イ その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
市	消防部	ア 人的被害
	中央消防班	イ 住家の被害（物的被害）
	長浦消防班	ウ 火災発生状況及び火災による物的被害
	平川消防班	エ 危険物取扱施設の物的被害
	（消防本部及び各消防署）	オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ その他消防活動上必要な事項
防災関係機関	警察署	ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置 エ その他活動上必要な事項
	その他の防災関係機関	ア 市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対し既にとった措置 イ 震災に対し今後取ろうとする措置 ウ その他活動上必要な事項

(3) 被害状況の取りまとめ

① 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

情報の総括責任者

区別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	総務部長	総務部長
取扱責任者	防災安全班長	防災安全課長

② 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の表の手順のとおり、防災安全班へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

防災安全班への報告の手順

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (災害緊急報告)	情報を覚知後、直ちに報告	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。 ・迅速性を第1に報告のこと。 ・部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記のこと。
経過 (即報及び災害詳細報告)	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②本部から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定 (災害確定報告)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。

③ 被害状況の取りまとめ

防災安全班は、各部からの情報の取りまとめに当たっては、次の点に留意するものとする。

情報の取りまとめにあたっての留意事項

- ア 確認された情報による災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の把握
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

(4) 調査班による災害地調査

① 災害地調査の実施

本部長(市長)は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を図るため、必要に応じ調査班長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

② 調査の実施要領

ア 調査班の編成

調査班長は、本部長(市長)の指示に基づき、災害地調査実施のため班を編成する。班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、概ね次のような編成とする。

班編成の目安

活動項目の目安	班数	1班当たりの構成員	備考
連絡調整	1	職員 2名	調査1班 調査2班
調査表集計	1	職員 3名	
住家被害調査	10	職員 2～3名	
特命調査	2	職員 2名	

イ 調査事項及び実施要領

調査事項及び実施要領は、概ね次のとおりとする。

調査事項

- (ア) 被害状況
- (イ) 応急措置状況
- (ウ) 災害地市民の動向
- (エ) その他災害対策上必要な事項

実施要領

- (ア) 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、区等自治会、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て、実施する。
- (イ) 無線通信機等の有効適切な活用を図り、調査の結果を調査班長を通じて、防災安全班へ報告する。
- (ウ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに調査班長を通じて、防災安全班へ報告する。

※資料編 様式6 市の報告様式

(5) 千葉県（災害対策本部）への報告

① 報告の手段

千葉県及び君津地域振興事務所への報告は、次の手段を用いて行う。

君津地域振興事務所への報告の手段

- ア 県防災情報システム
- イ 県防災行政無線（FAX、電話）
- ウ 一般加入電話（FAX、電話）

② 報告すべき事項

報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による市民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

③ 報告の手順等

報告の手順等

- ア 防災安全班は、各部から報告された被害状況及び措置状況の取りまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、千葉県への報告前において、再調査するものとする。
- イ 被害即報は、規定された報告の区分及び様式にしたがって、県防災情報システム、県防災行政無線、電話で報告する。被害状況の把握後、迅速第一に「災害緊急報告」の第一報を入れ、以後、被害状況の把握の都度「災害緊急報告」を行う。また、「災害総括報告（即報）」を定時に行う。
 なお、報告すべき被害は、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。
- ウ 「災害総括報告（確定報告）」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

千葉県に行う被害情報報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
災害緊急報告	覚知後、直ちに報告	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害及び住家被害を重点にする。 ・迅速性を第一に報告のこと。 ・部分情報、未確認情報も可。 	県様式1-1
災害総括報告（即報） 災害詳細報告	定時報告は、原則として、1日当たり2回とし9時、15時現在の状況を指定時刻までに報告。災害状況により県が指示した時限に報告する場合あり。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 	県様式2-1 県様式3~22
災害総括報告（確定報告）	応急対策終了後10日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。 	県様式2-1 2-2

※資料編 資料3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

④ 報告先

被害情報を収集し県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により、千葉県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、千葉県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。

なお「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成20年9月9日一部改正）」により被害の有無を問わず、第1報等について千葉県と併せて国に報告する。

また、大規模な災害により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を、国（総務省消防庁）及び千葉県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立地区については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、千葉県に連絡する。

また、市は、当該地区における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

報告先一覧

千葉県庁連絡先	平常時	勤務時間内	防災危機管理部 危機管理課 災害対策室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) F A X 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) 電 話 043-223-2175 F A X 043-222-1127
		勤務時間外	防災行政無線 統制室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) F A X 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) 電 話 043-223-2178 F A X 043-222-5219
災害時		災害対策本部 設置前	防災危機管理部 危機管理課 情報収集作業室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7310 F A X 500-7630 電 話 043-223-2149 F A X 043-222-5208
		災害対策本部 設置後	千葉県 災害対策本部 事務局	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7310 F A X 500-7630 電 話 043-223-2149 F A X 043-222-5208
君津地域振興事務所			地域振興課	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 510-721 F A X 510-722 電 話 0438-23-1111 F A X 0438-23-7495
総務省 消防庁		勤務時間内	消防庁 応急対策室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系) 電 話 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537
		勤務時間外	消防庁 宿直室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) 電 話 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

千葉県への報告の種類及び要領

報告の種類		内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 当該災害に対して講じた応急対策の状況について報告 4 本部等の設置状況、避難情報の発令状況、措置情報、指定避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに（電話、FAX）
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合は、その指定時刻まで（電話、FAX及び端末入力）
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後、10日以内（端末入力及び文書）
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで（端末入力及び文書）
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合は、その指定時刻まで（電話、FAX及び端末入力）

各部署が千葉県に行う被害情報等の報告先

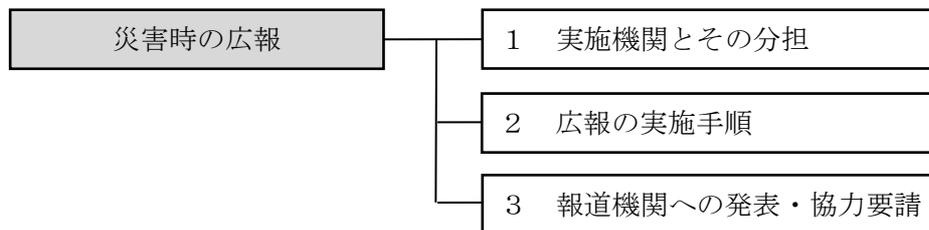
項目	所管	報告先
公共土木施設等関係	都市建設部	君津土木事務所
農林業施設等関係	環境経済部	君津農業事務所 中部林業事務所
漁業生産施設等関係	環境経済部	南部漁港事務所
商工施設等関係	環境経済部	県商工労働部経済政策課
文教施設等関係	教育部	南房総教育事務所
危険物施設等関係 (核燃料物質使用施設含む)	消防部	県防災危機管理部消防課
社会福祉施設等関係	福祉部	県健康福祉部健康福祉政策課
下水道施設等関係	都市建設部	県県土整備部下水道課
農業集落排水等施設	都市建設部	県農林水産部農地・農村振興課 君津農業事務所
清掃施設等関係	環境経済部	県環境生活部廃棄物指導課
医療施設等関係	市民子育て部	君津保健所（君津健康福祉センター）
港湾施設等関係	都市建設部	千葉港湾事務所袖ヶ浦支所

※資料編 資料 3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

第3節 災害時の広報 ≪秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団≫

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市は、広報媒体を十分に活用し、市民に対し、迅速かつ適切な広報活動を展開する。

【 体系 】



1 実施機関とその分担（秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 秘書広報班

秘書広報班は、本部長（市長）の決定に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

- ① 災害時の広報
 - ア 避難に関すること。
 - (ア) 避難情報に関する周知
 - (イ) 避難の際の注意と避難誘導方法・避難路の周知
 - イ 二次災害防止に関すること。
 - (ア) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意
 - (イ) デマ情報に対する注意
 - ウ 災害情報及び被災状況に関すること。
 - (ア) 地震の規模
 - (イ) 延焼火災の発生状況
 - (ウ) がけ崩れその他地盤災害の発生状況
 - エ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること。
 - (ア) 本部の設置
 - (イ) その他
 - オ その他必要な事項
- ② 被災者に対する広報
 - ア 指定避難所の開設、指定緊急避難場所の開放状況

- イ 医療救護、衛生知識の周知
- ウ 給水、給食等の実施状況
- エ 上下水道施設の復旧状況
- オ 電気、通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
- カ 被災地の状況
- キ その他

(2) 消防部

消防部は、本部長(市長)の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外時に災害が発生した場合は、本部体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を代行する。広報手段は、市防災行政無線や生活安全メール、広報車等によるものとする。

- ① 出火の防止、初期消火の呼びかけに関する事。
- ② 火災及び危険物施設被害の発生状況に関する事。
- ③ 避難情報の伝達・誘導に関する事。
- ④ その他、市民の安心・安全のために必要な情報に関する事。

(3) かずさ水道広域連合企業団

かずさ水道広域連合企業団は、市、消防機関その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて、広報活動を実施する。

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ③ 水質についての注意
- ④ その他震災発生時に必要な事項

(4) 下水対策班

下水対策班は、本部長(市長)の決定に基づき、次の事項に重点を置いて、広報活動を実施する。

- ① 下水道施設の被害状況及び利用制限
- ② 下水道施設の復旧見込み
- ③ その他、震災発生時に必要な事項

(5) 木更津警察署

木更津警察署は、市、消防機関その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- ① 被害に関する情報に関する事。
- ② 避難・救援活動に関する事。
- ③ 治安の維持及び犯罪の予防に関する事。
- ④ 道路交通規制に関する事。
- ⑤ その他の警察措置に関する事。

(6) 東日本電信電話（株）木更津営業支店

災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- ① 通信途絶、利用制限の理由
- ② 通信途絶、利用制限の内容
- ③ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- ④ 通信利用者に協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始
- ⑥ その他事項

(7) 東京電力パワーグリッド（株）木更津支社

電気による災害を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、電力施設の被害状況、復旧予定時間等については、市との連係を図るとともに、可能な限りPR車や市防災行政無線を通じて直接当該地域に周知する。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 災害直後には、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項

(8) 東京ガス（株）千葉支社

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、袖ヶ浦市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

- ① 災害時（供給を継続している場合）
 - ア ガスが漏れてにおいがしないか、確認すること。
 - イ ガスのおいがする場合、火は使用しないこと。
 - ウ ガスのおいがする場合は、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉め、窓を開け、すぐ東京ガスに連絡すること。
 - エ ガスのおいがしない場合でも、ガス給湯器の排気筒の外れなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合には、ガス機器は使用しないこと。
- ② 災害時（供給停止をした場合）
 - ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、安全のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めること。

イ	東京ガスの係員が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。
③	ガス供給を再開する場合
ア	あらかじめ通知する安全確認の当日はなるべく在宅すること。
イ	安全確認が終了するまでは、ガスを使用しないこと。
ウ	安全確認の当日不在の場合は、必ず最寄りの東京ガスに連絡すること。
エ	ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め最寄りの東京ガスに連絡すること。

2 広報の実施手順（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 広報活動の方法（手段）

市が市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は、原則として、防災行政無線（固定系）、ホームページ、電子メール、SNS、広報車によって行う。

また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ・ビラの配布・掲示をはじめ、他の機関又は団体等の応援・協力を求めるなど、市が使用できるあらゆる広報手段の活用により、広報活動に万全を期するものとする。

なお、広報活動の方法（手段）の選定は、本部長（市長）から特に指示された場合を除き、秘書広報班が次のとおり、状況を判断の上、適切かつ必要に応じ、手段所管班に広報を指示する。

① 緊急に伝達する必要のあるもの

事 例	ア 避難情報 イ 火災防止指示
手 段	ア 防災行政無線（固定系）、広報車、現場での指示 イ あわせて警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を要請 ウ ホームページ、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）、SNS

② 一斉に伝達する必要のあるもの

事 例	ア 地震発生直後の地震情報及び二次災害防止のための一般的注意事項 イ 安否情報 ウ 災害対策本部・救護所の設置等応急対策活動の実施状況
手 段	ア 防災行政無線（固定系）、広報車 イ ラジオ・テレビ・報道機関への発表、協力の要請 ウ ホームページ、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）、SNS

③ 時期又は地域を限定して伝達するもの

事 例	復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項
手 段	ア 広報車 イ 防災行政無線（固定系）

	ウ 現場での指示、チラシ・ビラの配布、掲示 エ ラジオ・テレビ・報道機関への発表、協力の要請 オ ホームページ、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）、SNS
--	--

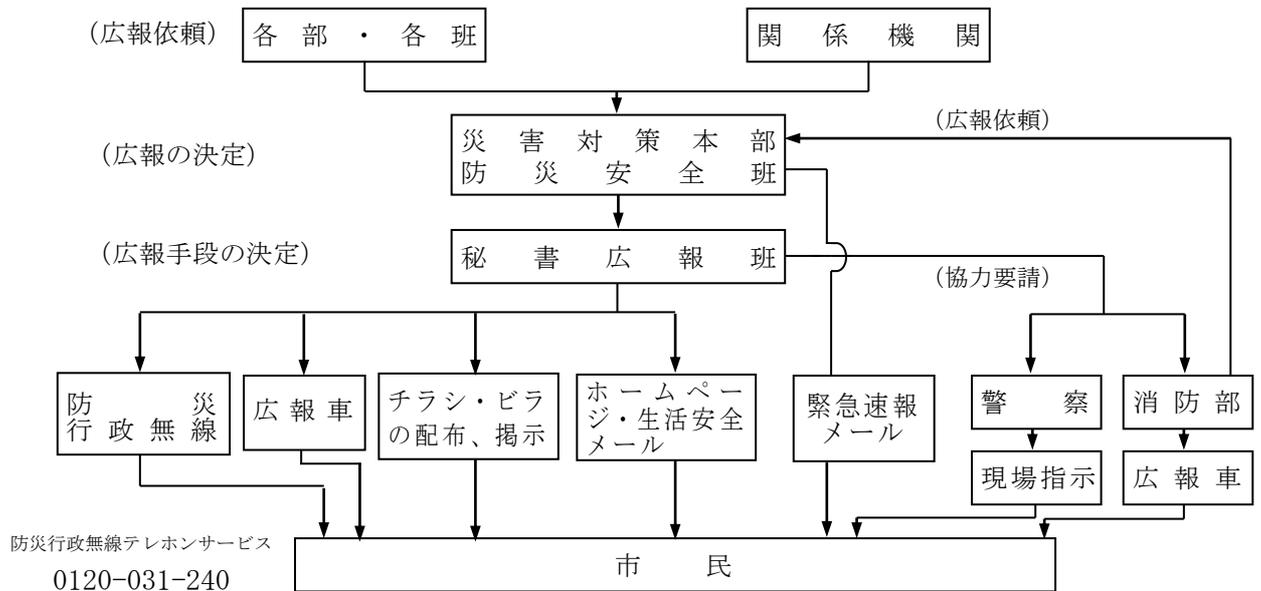
(2) 広報活動の決定

災害時に市が行う広報活動は、おおよそ次の2つの場合が想定される。

- | |
|---|
| ① 災害対策本部（長）の自主的な判断によるもの
② 各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼によるもの |
|---|

いずれの場合についても、広報活動を実施する決定は、本部長（市長）が行うこととする。指揮命令系統は、原則として広報ルート的一本化を図り、広報情報の不統一を避ける観点から、次の図のとおりとする。

広報依頼から市民への周知までの流れ



(3) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとするが、防災訓練や自主防災組織との交流等を通じて、聞きまちがいのより少ない適切な広報となるよう努める。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波に関する情報
- ③ 気象に関する情報
- ④ 災害対策本部設置の情報
- ⑤ 避難準備の周知
- ⑥ 避難の指示、誘導
- ⑦ 救護所設置
- ⑧ 防疫・保健衛生に関する周知
- ⑨ 被害に関する情報

⑩ 交通に関する情報

※資料編 資料4-5 災害に関する広報文例

3 報道機関への発表・協力要請（秘書広報班、消防部）

(1) 災害対策本部の発表

① 災害対策本部設置前

秘書広報班が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

② 災害対策本部設置後

災害対策本部は、秘書広報班を担当窓口として、報道機関に対して被災者に関する情報の発表・協力の要請を行う。

また、秘書広報班は、災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて市庁舎に臨時記者詰め所及び共同記者会見所を設置する。

発表は、原則として、本部長(市長)の決定に基づき、危機管理監が共同記者会見方式で行う。

なお、ラジオ、テレビに対する広報の協力の要請については、原則として、千葉県を通じて行うが、千葉県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接放送機関に要請する。

※資料編 資料2-33 災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））

※資料編 資料2-34 災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））

※資料編 資料2-36 災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）

(2) 消防部の発表

警戒防御に関する発表は、秘書広報班が行う共同記者会見の場で、消防長が行う。

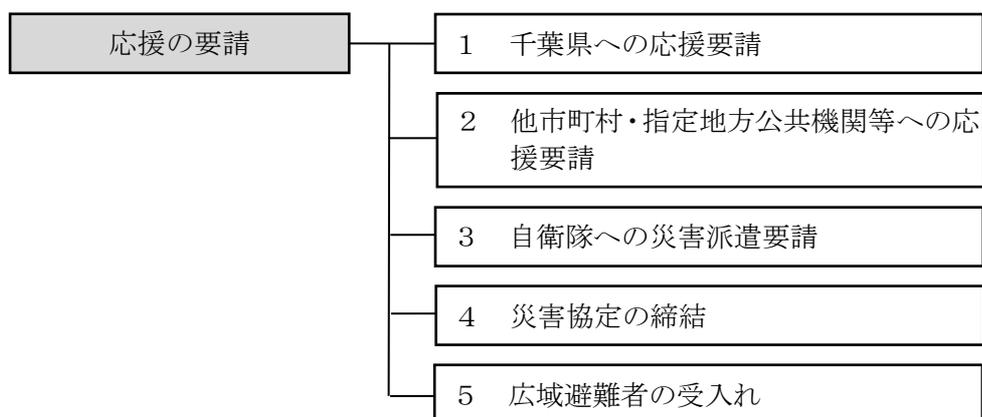
なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

第4節 応援の要請 ≪秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団≫

大規模地震時には、被害が拡大し市単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、市は、あらかじめ千葉県や他市町村、防災関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

【 体系 】



1 千葉県への応援要請（秘書広報班）

(1) 要請の手続

本部長(市長)は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する。

本部長(市長)の決定を受け、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する場合は、千葉県(危機管理課)に対し、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

千葉県の連絡先

連絡先	電 話	県防災行政無線
県危機管理課	043-223-2175	500-7320
休日・夜間用	043-223-2178	500-7225

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

千葉県への応援要請の内容・事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を 要請する理由 ② 応援を希望する期間 ③ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資 材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応 急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

2 他市町村・指定地方公共機関等への応援要請（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 県内市町村への要請又は応援

- ① 本部長(市長)の決定を受けて県内市町村へ要請する場合については、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づいて、次の事項を明らかにして、千葉県又は各市町村へ県防災行政無線又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出する。

また、応援に要した費用の負担については、協定に基づき行う。

なお、他市町村において災害が発生した場合は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。この時、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

県内市町村への応援要請の内容・事項等

要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ ①～⑨に定めるもののほか、特に必要を要する事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的な内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか必要な事項

※資料編 資料 2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

② 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を策定し、受援計画に基づく災害時受援体制の構築・強化を図る。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関、指定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

要請又は斡旋を求める場合は、千葉県に対し県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

なお、要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。また、費用の負担については、法令に基づき行う。

指定地方行政機関等への要請事項

要請の内容	事項	根拠法令
職員派遣・斡旋要請	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣： 災害対策基本法第29条 斡旋： 災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

また、千葉県及び県内市町村では十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく、国への応援要請を行う。

(3) 消防機関の応援

① 消防機関への要請

本部長(市長)の決定を受けて県内消防機関による応援を求める場合については、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、要請を行う。

また、本部長(市長)は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

なお、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

② 消防機関による応援

市は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

※資料編 資料2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

(4) 水道事業者等への要請

かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業者等に応援を求める場合については、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、千葉県に要請を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請（秘書広報班、防災安全班）

(1) 災害派遣要請基準

- ① 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ事態からやむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とする。
- ② 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(2) 派遣要請の手続

- ① 本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣が必要と認めた場合は秘書広報班長に命じて、知事に次の事項を明記した文書をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合は、口頭、県防災行政無線又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請依頼書

ア 提出(連絡)先	防災危機管理部危機管理課
イ 提出部数	1部
ウ 記載事項	(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

※資料編 様式1 自衛隊派遣要請の様式(県への要請の様式)

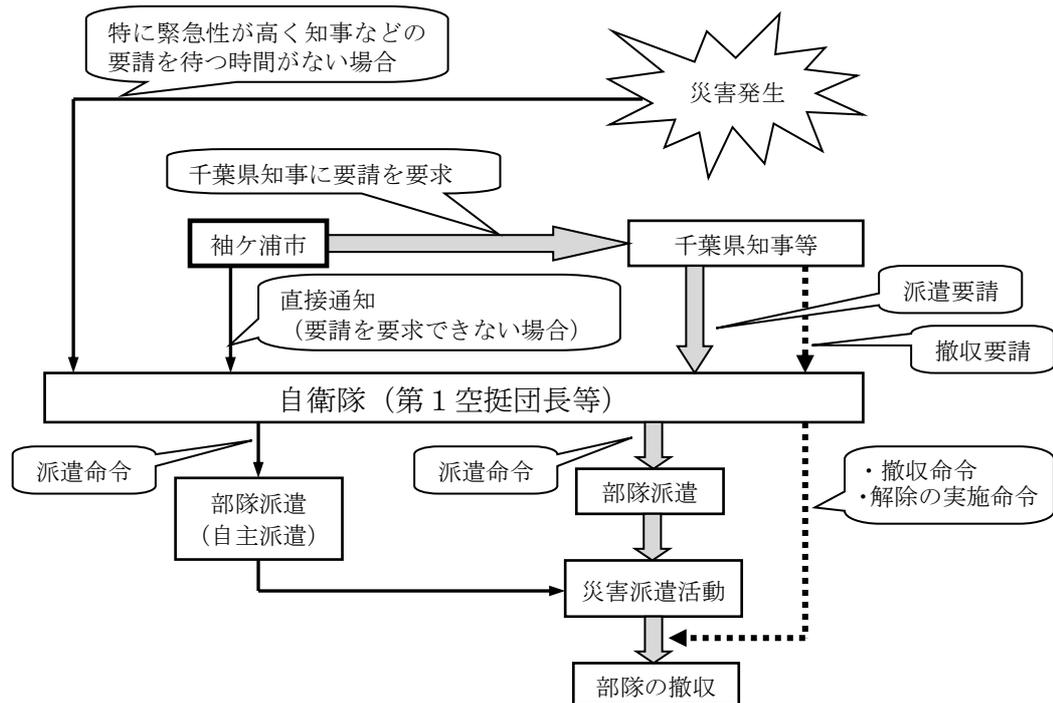
- ② 本部長(市長)は、緊急避難や人命救助の場合等、事態が急迫し、知事に要請するいとまがないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通知する。
また、本部長(市長)は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- ③ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。

この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

要請から派遣、撤収までの流れ



要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

自衛隊派遣要請の緊急時の連絡先

部隊名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電話番号 ()内は時間外	県防災行政 無線		
		時間内 (8:00~17:00)	時間外				
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 内線 047-466-2141 218、236(302)	632-721 当)632-725	
		高射学校 (下志津)	企画副室長	駐屯地 当直司令	千葉 内線 043-422-0221 203~205(302)	500-9661 当)500-9663	
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 内線 0438-23-3411 215(301)	633-721 当)633-724	
		需品学校 (松戸)	企画室副室長	駐屯地 当直司令	松戸 内線 047-387-2171 202、203(302)	636-721 当)636-723	
	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 内線 04-7191-2321 2420(2424)	635-723	
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 内線 04-7191-2321 2213(2220)	635-721	
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 内線 0470-22-3191 213、413(222)	634-721	
	航空自衛隊	第4補給処 木更津支処 (木更津)	総務課 企画班長	分屯基地当直	木更津 内線 0438-41-1111 207(225)	638-721 当)638-724	
	県外	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長	司令部 当直部長	東京 内線 03-3933-1161 238、239(207)	
			東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 内線 042-524-9321 234(302)	
海上自衛隊		横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部第3 幕僚室防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 内線 046-822-3500 2543(2222)	637-721 637-723	

(3) 災害派遣部隊の受入れ措置等

本部長(市長)は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、防災安全班長、総務班長に命じて、次のとおり部隊の受入れ措置を行う。

なお、自衛隊の各部隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

災害派遣部隊の受入れ手順

項目	活動内容										
準備	<p>ア 作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項を網羅した実効性のある計画を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 作業箇所及び作業内容 (イ) 作業箇所別必要人員及び必要資材 (ウ) 作業箇所別優先順位 (エ) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 (オ) 部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 <p>イ 作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。</p> <p>ウ 自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。</p>										
受入れ (注) 四方向に障害物のない広場のとき	<p>エ 派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 本部事務室 (イ) 宿舎 (ウ) 材料置場、炊事場(野外の適切な広さ) (エ) 駐車場(車1台の基準は3m×8m) (オ) ヘリコプター臨時離発着場 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">機種</td> <td>必要地積(最少)</td> </tr> <tr> <td>OH-6J</td> <td>30m×30m</td> </tr> <tr> <td>UH-1H</td> <td>36m×36m</td> </tr> <tr> <td>UH-60</td> <td>50m×50m</td> </tr> <tr> <td>CH-47</td> <td>100m×100m</td> </tr> </table>	機種	必要地積(最少)	OH-6J	30m×30m	UH-1H	36m×36m	UH-60	50m×50m	CH-47	100m×100m
機種	必要地積(最少)										
OH-6J	30m×30m										
UH-1H	36m×36m										
UH-60	50m×50m										
CH-47	100m×100m										
県への報告	<p>オ 秘書広報班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて報告する。</p>										

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の救援活動内容は、次の表のとおりである。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	利用可能な消防車、その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需物資等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長(市長)及び派遣部隊の長と協議して行う。

本部長(市長)は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(6) 経費負担区分

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、その活動が、他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を決める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(7) 自衛隊の即応態勢

- ① 情報収集
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- ② 初動対処態勢
 - ア 陸上自衛隊
各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。
 - イ 緊急時の人命救助
救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。
 - (ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
 - (イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

4 災害協定の締結

(1) 災害協定の目的

市が単独で実施する災害対策のほか、他の地方公共団体や民間事業者と協力して生活物資・資機材・輸送手段・集積場所の確保や応急復旧活動を実施することで、速やかに市民生活の安定を図る。

(2) 協定締結先

協定締結先は、次の資料編に示すとおりである。

※資料編 資料2-1 災害時における各種協定締結先一覧

※資料編 資料2-60 協定締結先一覧（応急対策関係）

(3) 応援協定に基づく応援要請等

本部長（市長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、上記の応援協定に基づき、地方公共団体、民間団体等に応援を要請する。

また、市は、生活物資の供給に関連する協定を引き続き進めるほか、各種資機材の提供や応急復旧活動への協力など、各種分野における災害協定の締結を推進する。

※資料編 資料2-1 災害時における各種協定締結先一覧

5 広域避難者の受入れ（総務部、都市整備班）

(1) 広域避難者の調整手続等

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 市は、他の都道府県と協議を行う場合、県に協議要求を行うものとする。

ウ 市は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。

エ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ 市、県、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

① 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、避難者を受入れた際に、避難者から避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

② 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入れ体制を補完するため、市及び千葉県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

③ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(3) 広域一時避難の調整手続等

ア 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域

外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

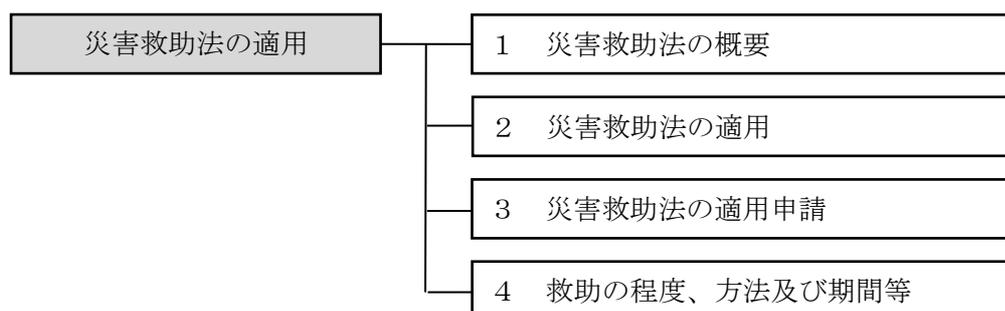
- イ 市は、他の都道府県と協議を行う場合、県に協議要求を行うものとする。なお、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、協議の要求を行えないときは、県が、広域一時滞在のための協議を代わって行うものとする。
- ウ 市は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。
- エ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第5節 災害救助法の適用 <<地域福祉班>>

大規模な地震・津波災害が発生した場合、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用される。

市は、迅速かつ的確な応急活動を実施するためにも、この適用を検討するとともに、適用を受けた場合には、各応急対策の中でそれぞれ実施していく。

【 体系 】



1 災害救助法の概要

(1) 救助業務の実施者

災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、本部長(市長)がこれを補助する。

本部長(市長)は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。この場合、本部長(市長)は、救助に着手した状況を直ちに知事に報告するものとする。

また、知事は、救助は災害の発生と同時に迅速に実施しなくてはならないため、災害救助法第13条第1項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を本部長(市長)が行うこととする(救助の委任)ことができるものとし、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第13条第2項の規定により、本部長(市長)は知事が行う救助を補助する。

(2) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
① 避難所及び応急仮設住宅の供与	市長(応急仮設住宅については知事(住宅課))
② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	市長
③ 被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与	市長
④ 医療及び助産	知事(救護班・日本赤十字社)
⑤ 被災者の救出	市長
⑥ 被災した住宅の応急修理	市長
⑦ 学用品の給与	市長

救助の種類	実施者
⑧ 埋葬等	市長
⑨ 死体の捜索及び処理	知事（救護班・日本赤十字社）
⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	市長

2 災害救助法の適用（地域福祉班）

(1) 適用基準

適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定によるが、袖ヶ浦市における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

区分	指標となる被害項目	滅失世帯数
1号適用	市町村の区域内の人口に応じ、次頁別表「災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき	市 80世帯以上
2号適用	被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ市内の住家滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき	県 2,500世帯以上 かつ市 40世帯以上
3号適用	(1) 被害が広範な地域にわたり、県内の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき (2) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき ※「特別の事情」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需物資の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	県 12,000世帯以上 かつ市 多数
4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。 ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需物資の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	—

別表

災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

なお、第1条第1項第4号は、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用されるが、市で考えられる事例には、次のようなものがあげられる。

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用に基づく災害例

(1) 列車事故あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
(2) 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
(3) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
(4) その他被災者が現に救助を要する状態にある場合

(2) 滅失（り災）世帯の算定基準

① 滅失（り災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定基準

	住家被害の状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

② 住家の滅失（り災）等の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次の表のとおりである。

災害の被害認定基準

被害の区分	認定の基準
滅失 〔全壊 全焼 流失〕	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊・半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
<p>※住家：現実に居住のため使用している建物をいう。ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※世帯：生計を一つにしている実際の生活単位をいう。</p> <p>※損壊：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものをいう。</p> <p>※主要な構成要素：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>	

※上記の認定基準を下回る被害については「半壊に至らない。」と区分する。

資料：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月、内閣府）

資料:災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

※資料編 資料3-1 被害の認定基準 (災害総括報告)

その他の認定基準

前頁の「災害の被害認定基準」とは異なる目的の基準であるが、参考となる認定基準として、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知)に定める「一部破損」、「床上浸水」、「床下浸水」がある。

被害の区分	認定の基準
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

資料:災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知)

3 災害救助法の適用申請(地域福祉班)

(1) 適用要請手続

- ① 災害に対し、「2 災害救助法の適用－(1)災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長(市長)は直ちにその旨を知事に報告(君津健康福祉センター経由)する。
- ② 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。
- ③ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長(市長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

災害救助法の申請事項

ア	災害発生の日時及び場所
イ	災害の原因及び被害の状況
ウ	適用を要請する理由
エ	必要な救助の種類
オ	適用を必要とする期間
カ	既にとった救助措置及び今後実の救助措置の見込み
キ	その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長(市長)は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

4 救助の程度、方法及び期間等(地域福祉班)

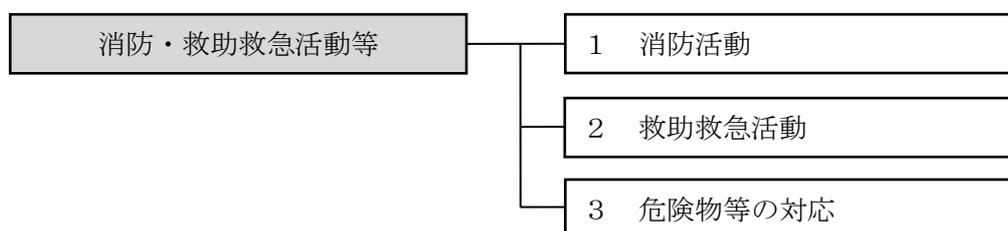
災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、資料編のとおりである。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第6節 消防・救助救急活動等 ‹消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道(株)、海上保安部›

大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、災害活動のための常備組織である市の消防部が関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動及び市民等の避難の安全確保に当たる。消防部の非常災害時における組織体制の確立・消防隊及び救急隊の運用方法については、「袖ヶ浦市消防本部震災対策計画」に定める。

【 体系 】



1 消防活動（消防部、消防団）

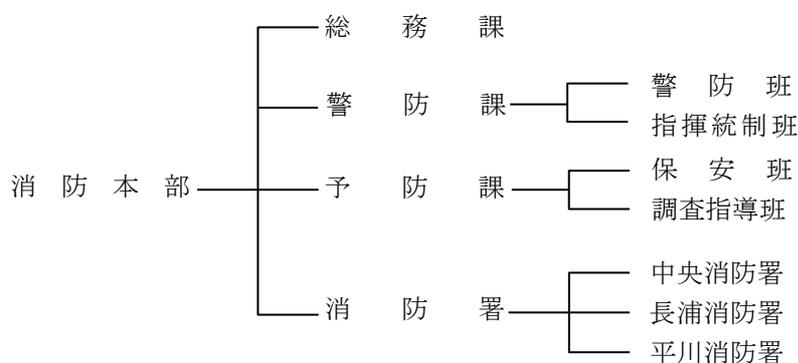
地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。消防部では災害時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開する。

(1) 消防体制の確立

地震により、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、次により応急活動体制を確保する。

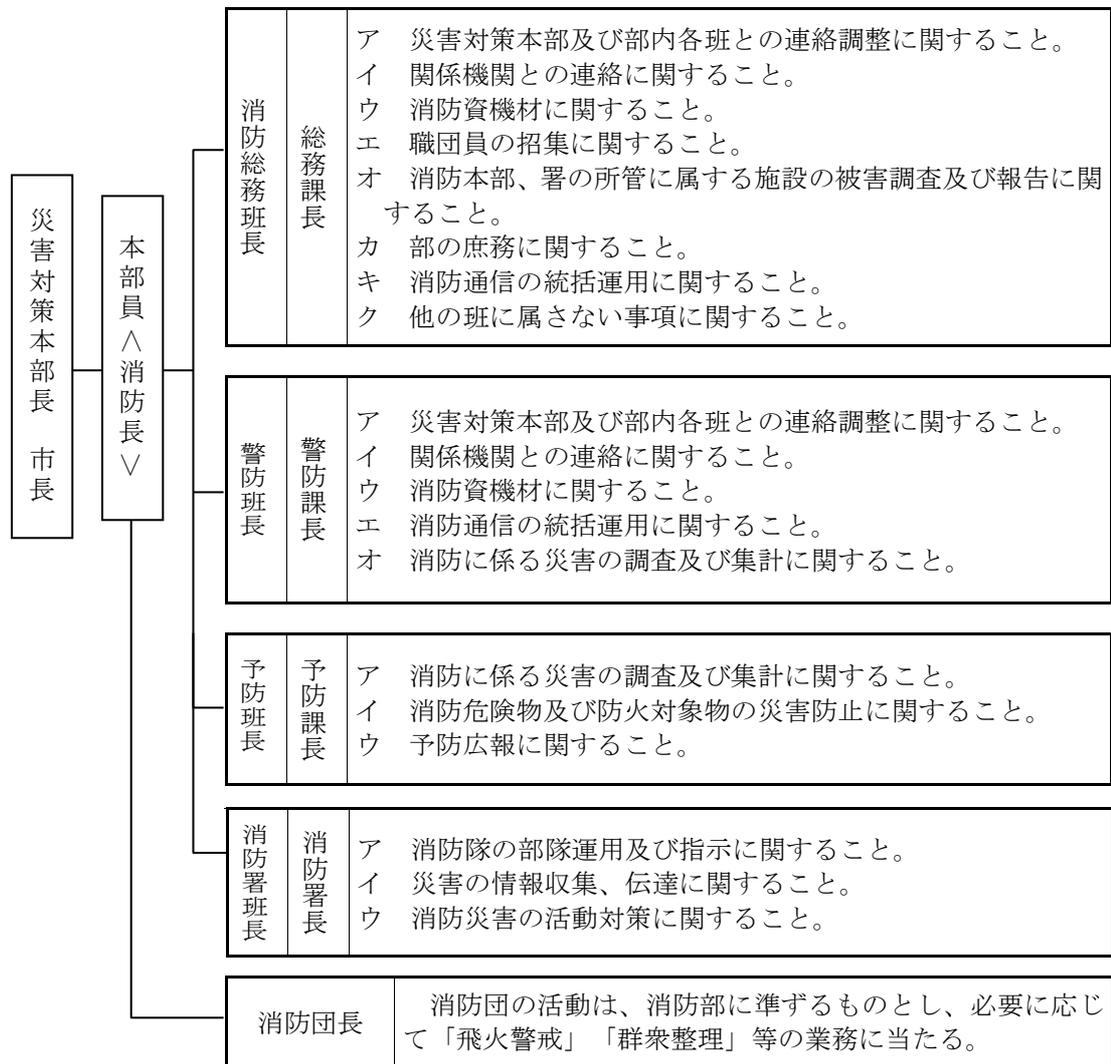
① 消防部隊組織

(令和3年4月1日現在)



② 災害時事務機構

地震災害時の事務機構は、次のとおりとする。



※資料編 資料 4-6 消防通信の概要

③ 動員及び参集

地震による災害が発生したときは、災害応急活動に必要な消防職、団員を緊急に参集させ、警防活動要員の確保を図り、組織的指揮体系の確立と消防力の総力を挙げて、災害活動体制を確保する。

(2) 初期活動

小規模地震体制（情報収集体制、警戒配備）の指示が出された場合、市域に地震が発生し被害が予測されるとき、あるいは本部長（市長）の命を受けたときは、消防本部、署は平常業務をすべて停止し、次の初動措置をとる。

- ① 車両・機材等の安全確保及び機材の増強
- ② 有線電話の通話統制
- ③ 全無線局の開局及び点検
- ④ 被害状況の把握
- ⑤ 重要防御地域の状況把握
- ⑥ 消防車・救急車・広報車等の出動準備
- ⑦ 市民への防災資機材貸出し準備
- ⑧ 消防本部内に対策本部（警戒本部）の設置
- ⑨ 警戒拠点設置

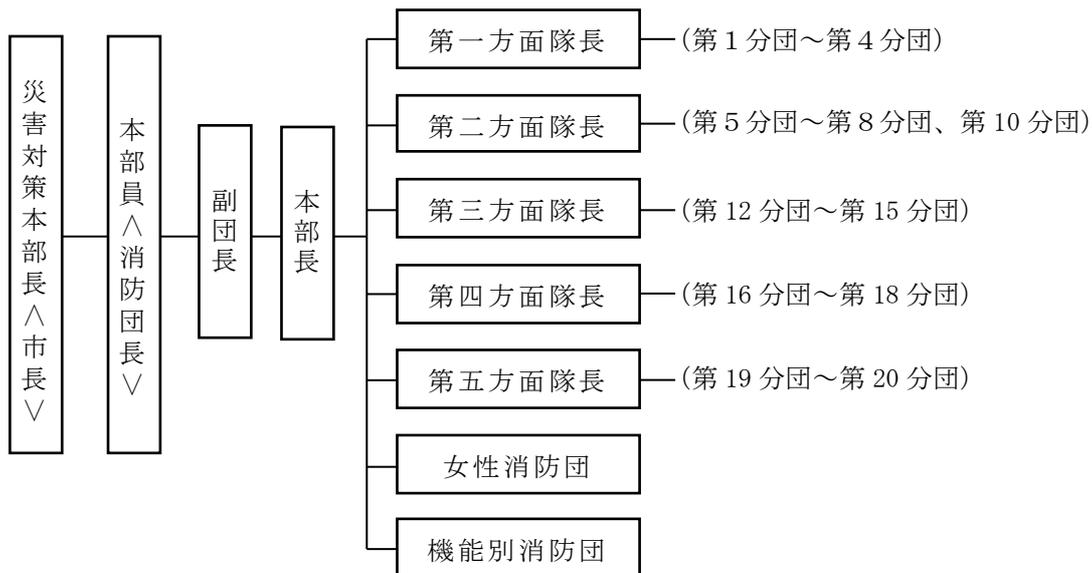
(3) 消火活動の原則

地震時の火災防御の部隊運用は、1件の火災に対し原則として消防部隊2隊とし、消火活動は、次の原則に基づいて行う。

- ① 避難地・避難路優先確保の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地・避難路の消火活動を行う。
- ② 重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
- ③ 消火可能地域優先の原則
同位出動区域に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。
- ④ 市街地火災消火優先の原則
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消火隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。
- ⑤ 重要対象物優先の原則
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消火活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を目的とした消火活動を行う。

(4) 消防団

- ① 消防団の組織
消防団は条例及び規則により次のように定められている。



② 消防団の活動

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を広報するとともに出火した場合は、市民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

消防隊の出動が不能又は困難な地域における消火活動あるいは主要避難路確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

2 救助救急活動（消防部、海上保安部、警察署）

(1) 活動体制

消防部及び木更津警察署は、それぞれの消防活動・警備活動方針によるほか、（一社）君津木更津医師会・日本赤十字社千葉県支部・自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助救急体制をとる。

(2) 救助救急活動

機関名	項目	対応措置
消防部 (消防本部)	救助救急活動	<p>① 活動の原則 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>② 出動の原則 救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
千葉海上保安部		<p>① 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>② 負傷者、医師その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>③ 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>
消防部 (消防本部)	救急搬送	<p>① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防署、医療救護班等の車両のほか、必要に応じドクターヘリ、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>② 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>① 災害の状況などを判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>② 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
木更津警察署		<p>① 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>

(3) 救助救急資機材の調達

- ① 初期における装備資機材の運用については、原則として関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- ② 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入等を図り、救助救急に万全を期する。

3 危険物等の対応（消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部）

(1) 高圧ガス保管施設等の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき、又は火災、水害等により危険な状態になったときは、施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、消防団員等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対応措置
施設の責任者	① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。 ② 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。 ③ 上記の措置を講ずることができないときは、従業者に対し、また必要に応じて付近の市民に対しても退避するよう警告する。 ④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。 ⑤ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の高圧ガスの保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 必要に応じて、保安措置等についての指導を行う。 ② 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛防災組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。
木更津警察署	① 施設等の危険状態又は災害発生の届出を受けた場合は、知事、袖ヶ浦市、道路管理者及び交通機関その他の関係機関等に速やかに通報する。 ② ガスの漏出に際しては、施設管理者に対して緊急遮断措置を講じせしめる。 ③ ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して、災害広報を実施するとともに、警戒区域を設定し、施設周辺市民の避難誘導及び周辺の交通規制を実施する。 ④ ガス爆発の危険性がある場合、その他必要と認める場合には、第二次関係機関等（知事、指定地方行政機関等）に通報する。

(2) 石油类等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、消防団員等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対応措置
施設の責任者	① 製造作業を中止し施設の応急点検を行い、必要に応じ保安措置を講ずる。 ② 保安措置を講ずることができないときは、従事者に対し、また必要に

機関名	対 応 措 置
	<p>応じて付近の市民に対しても避難するよう警告する。</p> <p>③ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の石油類等の保有量並びに保有位置等について報告する。</p>
消防部 (消防本部)	<p>① 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。</p> <p>② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。</p> <p>③ 危険物による災害時の自衛消防組織等の活動要領の制定を行う。</p> <p>④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動を行う。</p>
木更津警察署	<p>① 地震が発生し、災害発生が予想されるときは、危険と認められる対象施設に対して、警察官を派遣し情報収集活動を行う。</p> <p>② 消防隊、施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。</p> <p>③ 警戒区域を設定し、施設周辺市民を避難誘導するとともに、周辺の交通規制を実施する。</p> <p>④ 負傷者の救出、救助活動を推進する。</p>

(3) 火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により、火薬類保管施設が火災、水災等により危険な状態になったときは、製造保安責任者その他施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、消防団員等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
施設の責任者	<p>① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。</p> <p>② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。</p> <p>③ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口等を目張等で完全に密閉し、本部には消火措置を講じ、爆発により危険を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。</p> <p>④ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の火薬類の保有量並びに保有位置等について報告する。</p>
消防部 (消防本部)	<p>① 火災に際しては、誘爆防止のため、延焼拡大を防止する消防活動を行う。</p> <p>② 施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して、応急対策の対応に当たる。</p>
木更津警察署	<p>① 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と緊密な連携の上、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。</p>

	② 搬出の余裕がない場合には、爆発により危険を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるとともに周辺の交通規制の措置を講ずる。
--	---

(4) 毒物・劇物保管施設等の応急措置

毒物・劇物保管施設等の各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 製造作業を中止し施設の応急点検を行い、必要に応じ保安措置を講ずる。 ② 保安措置を講ずることができないときは、従事者に対し、また必要に応じて付近の市民に対しても避難するよう警告する。 ③ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 ② 大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに県警察と連携して被災者の救出救護、避難誘導等を実施する。 ③ 毒物、劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、県・市・警察等の機関と協力し、交通遮断、避難指示、現場広報活動等の必要な措置をとる。 ④ 危険区域は、危険のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止する。 ⑤ 危険区域の立入禁止の解除に当たっては、県及び市、警察署と十分な連絡をとり、混乱のないように措置する。
木更津警察署	① 中毒防止方法等災害予防に関する広報活動を実施する。 ② 施設管理者に対する漏出防止、除毒等その他保健衛生上の危害を防止するため必要な応急措置の指示と援助を行う。
君津健康福祉センター	① 保管施設等の責任者に対して、毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガス発生の防止のための応急措置を講じるよう指導する。 ② 保管施設等の責任者に対して、危険区域における危険のおそれが消滅するまで、周辺住民への安全措置及び中和剤等による除毒方法を講じて、早急に復旧するよう指導する。 ③ 毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関へ通報し、適切な措置を求める。
市	市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難情報を発令する。

(5) 危険物等輸送車両の応急対策

危険物等輸送車両の各機関の応急対策については、次のとおりとする。

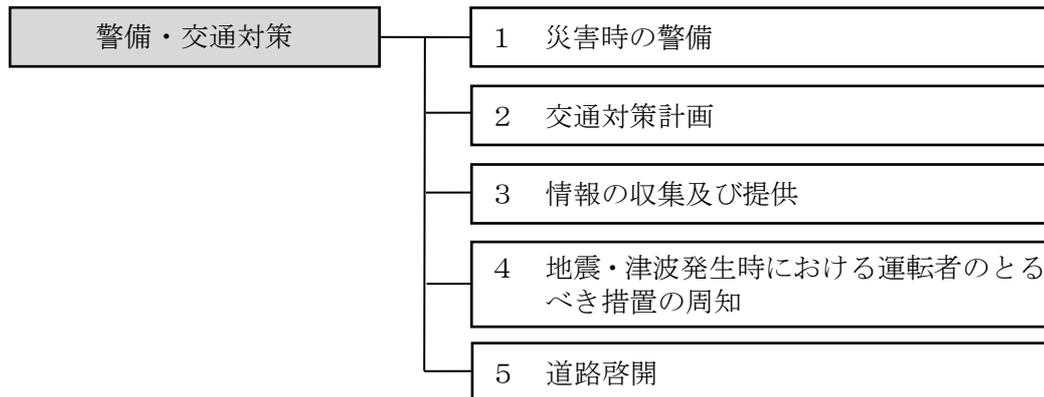
機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 可能な限り安全な場所へ車両を移動させるなど必要な保安措置を講ずる。 ② 消防隊の到着に際しては、災害の発生状況及び危険物の種類・積載量等について報告する。

<p>消防部 (消防本部)</p>	<p>① 事故通報などに基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関等と密接な情報連絡を行う。</p> <p>② 必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。</p> <p>③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。</p>
<p>木更津警察署</p>	<p>警察は、輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
<p>日本貨物鉄道 (株)</p>	<p>危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は事故の拡大、併発事故を防止するため、J R貨物における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。</p>
<p>千葉海上保安部</p>	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の事態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <p>① 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</p> <p>② 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</p>

第7節 警備・交通対策 ≪防災安全班、消防部、警察署、道路管理者≫

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

【 体系 】



1 災害時の警備（警察署）

災害時の警備は、木更津警察署が次のとおり実施する。

(1) 警察署の任務

大規模地震発生直後における警察活動の任務は、概ね次のとおりとする。

大規模地震発生直後の警察署の任務

- ① 被害の実態把握及び災害時における情報収集
- ② 被災者の避難誘導
- ③ 災害発生直後の交通規制並びに交通秩序回復のための応急措置
- ④ 被害の拡大防止
- ⑤ 被災者の救出及び負傷者の救護
- ⑥ 死体の検視、見分並びに行方不明者の調査
- ⑦ 被災地及び指定避難所等の警備
- ⑧ 各種犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 警備体制の発令

県警察本部長は、次により必要な警備体制を発令する。

なお、警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

① 準備体制

津波注意報が発表された場合

- ② 警戒体制
津波警報が発表され、被害が発生した場合
- ③ 発災体制
地震（地震に伴う火災及び津波を含む）による被害が発生した場合

(3) 総合対策本部の設置

警備体制を発令した場合は、次により総合対策本部体制等を設置して指揮体制を確立する。

警備体制	内容	指揮体制
準備体制	津波注意報が発表された場合	県警察災害警備連絡室（室長～警備課長） 警察署災害警備連絡室（室長～警察署長）
警戒体制	津波警報が発表され、被害が発生した場合	県警察総合対策本部又は県警察災害警備対策室 （本部長～警備部長、室長～警備部長又は警備課長） 警察署災害警備本部又は警察署災害警備対策室 （本部長・室長～警察署長）
発災体制	地震（地震に伴う火災及び津波を含む。）による被害が発生した場合	県警察総合対策本部（本部長～警察本部長又は警備部長） 警察署災害警備本部（本部長～警察署長）

(4) 警備活動要領

- ① 準備体制下の活動
 - ア 連絡室又は対策室要員の参集
 - イ 津波注意報の伝達
 - ウ 判定会委員への便宜供与
 - エ 震災情報の収集及び伝達
 - オ 関係機関との連絡
 - カ 通信機材・装備資器材の準備
- ② 警戒体制下の活動
 - ア 対策室要員若しくは総合対策本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
 - イ 津波警報の伝達
 - ウ 避難の指示、警告又は誘導
 - エ 警備部隊の編成及び事前配置
 - オ 通信機材・装備資器材の重点配備
 - カ 補給の準備
 - キ 通信の統制
 - ク 管内状況の把握

ケ 交通の規制

コ 広報

③ 発災体制下の活動

ア 総合対策本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集（震度6弱以上の地震が県内で発生したときは、発災体制発令の有無にかかわらず、かつ、原則として全職員が自主参集する。）

イ 人命の救助

ウ 被害情報の収集及び報告

エ 交通規制

オ 犯罪の予防

カ 死体の検視

キ 広報

ク 補給の実施

ケ 警備部隊の応援要請

コ 通信機材・装備資器材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

① 被害状況等のまとめ

② その他必要な事項

2 交通対策計画（防災安全班、消防部、警察署、道路管理者）

公安委員会、警察署長等は、大震災が発生した場合は、交通の混乱や交通事故の発生を防止し、緊急交通路を確保するため、次により歩行者又は車両等の交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、直ちに交通規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を千葉県防災ポータルサイトの活用や交通管制センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 交通規制

① 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は総務班と協力し、市の管理する道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認めた場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

② 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限

公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 緊急交通路の指定

公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

道路管理者は、上記の要請を受けた際には、災害対策基本法第76条の6の規定又は同条第3項若しくは第4項の規定により、直ちに、必要な措置を講ずる。

③ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

④ 警察官の交通規制等

ア 危険箇所等の交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官による通行の妨害となる物件の移動等

警察官は、通行禁止区域等（前記②イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

⑤ 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記④イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(2) 交通規制の指針

県下で実施される交通規制は、次のとおりである。

- ① 交通規制の対象となる道路は、主として千葉県が定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- ② 前記(1)②イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- ③ 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- ④ 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。

※資料編 資料6-4 千葉県緊急輸送輸送ネットワーク図

3 情報の収集及び提供（防災安全班）

防災安全班は、各警察署、道路管理者、関係各班、その他関係行政機関と連絡を密にし、次の事項について、交通情報の収集を行う。

- (1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) 特に危険と認められた道路及び橋りょう
- (5) その他必要な事項

4 地震・津波発生時における運転者のとるべき措置の周知（防災安全班、警察署）

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ① できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- ④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の行動をとること。

- ① 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- ② 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- ① 車両を道路外の場所に置くこと。
- ② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

5 道路啓開(道路管理者)

道路管理者等は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知しておく。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、次の事項を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 国による道路啓開・災害復旧の代行

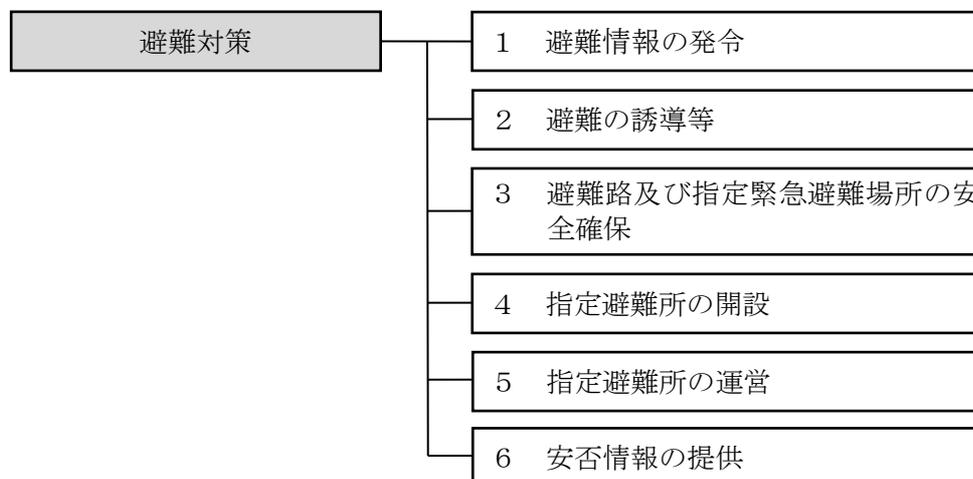
被害を受けた道路の迅速な道路啓開又は災害復旧を行う際に、道路復旧の負担が大きく、業務遂行が困難となる場合は、国土交通大臣に道路啓開・災害復旧の代行を要請できる。

第8節 避難対策 ≪防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者≫

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

【 体系 】



1 避難情報の発令（防災安全班、消防部、警察署）

(1) 避難情報の発令

本部長(市長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、速やかに立ち退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

避難の種類及び発令基準

種 類	内 容	基準（目安）
警戒レベル5 緊急安全確保	○すでに安全な避難ができず 命が危険な状況	①災害の状況を確実に把握できるもの ではないことから、必ず発令される ものではない
警戒レベル4 避難指示	○危険の切迫性があり緊急的 に避難すること	①地震火災の拡大により、市民に生命 の危険が及ぶと認められるとき ②津波注意報、津波警報又は大津波警 報が発表され、市民に生命の危険が 及ぶと認められるとき ③がけ崩れ等の地変が発生し、又は発 生するおそれがあり、付近の市民に 生命の危険が認められるとき ④ガス等の危険物質の流出拡散し、又 はそのおそれがあり、市民に生命の 危険が及ぶと認められるとき ⑤その他災害の状況により本部長(市 長)が必要と認めるとき
警戒レベル3 高齢者等避難	○高齢者等以外の人にも必要に 応じ普段の行動を見合わせ 始めたり、避難の準備をし たり、危険を感じたら自主的 に避難すること ○要配慮者は避難を開始す ること	①状況により本部長(市長)が必要と認 めるとき

(2) 実施責任者

発令者	避難指示を行う要件	根拠法則
本部長 (市長) 知事	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難指示を行う。また、市長が事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合、知事がこれを代行する。	災害対策基本法 第60条
警察官又は 海上保安官	① 市民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、 ア 市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 イ 市長から要求があったとき。 直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。 ② 市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	①災害対策基本法 第61条 ②警察官職務執行法 第4条
知事、知事の命を受けた職員、水防管理者※	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条
知事、知事の命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認めるとき、必要と認める区域内の居住者に立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止法 第25条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

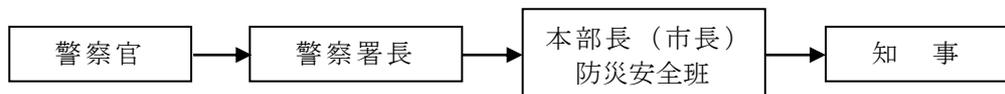
※水防管理者（市長）に代わり、市職員もこれを行うことができる。

避難措置及び解除の通知・報告の流れ

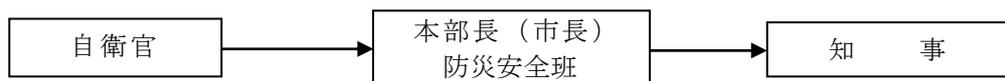
◆本部長(市長)の措置



◆警察官の措置



◆自衛官の措置



◆知事若しくは知事の命を受けた職員の措置
(水防法第29条による場合)



(3) 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(4) 避難情報の内容

避難情報は、次のことを明らかにして行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所、指定避難所の名称）
- ④ 避難路
- ⑤ 避難情報の理由
- ⑥ その他（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

警戒レベルと住民が取るべき行動

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ^{※1}
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	災害の恐れ高い	危険な場所から全員退避	避難指示
3	災害の恐れあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮 注意報
1	今後気象状況悪化の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(5) 避難情報の伝達等

① 関係地域内市民等への伝達

ア 避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、サイレン等により伝達するとともに、報道機関の協力を得るなど関係地域内のすべての人に伝わるようあらゆる手段を活用する。

イ 状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。

ウ 障がいのある人に対しては、障害等の特性に応じて、地域の共助等による直接的な声かけを活用するなど、確実に伝達できる体制の整備に努める。

エ 避難措置解除の連絡は、防災行政無線、生活安全メール、SNS、報道機関への協力要請等による。

② 防災上配慮を有するものが利用する施設への防災情報の伝達

浸水想定区域内並びに土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内の高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の現況について把握し、施設の所有者又は管理者が災害時に適切な対処ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

③ 隣接市等関係機関への通報

本部長（市長）が避難情報を発令したとき、又は警察官等から避難情報を発令した旨の通報を受けたとき、防災安全班長は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

ア 隣接市

市民が避難のため隣接市の施設を利用する場合は想定される。また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対して連絡する。

イ 千葉県の関係機関

木更津警察署、君津健康福祉センター等の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

ウ 学校施設等の管理者

指定避難所として利用する施設を所管する班長を通じて、学校施設等の管理者に対して連絡し、協力を要請する。

(6) 千葉県への報告

防災安全班は避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象区域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

(7) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しそうな場合、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、次の要領で警戒区域を設定し、区域への立ち入りを制限、禁止又は区域からの退去を命ずるものとする。

発令者	設定の要件	根拠法則
本部長 (市長)	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条
警察官※ 又は 海上保安官	① 上記の場合において、 ア 市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき。 イ 市長から要求があったとき。 ② 市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき。	・災害対策基本法 第63条 ・警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は上記①の場合で、他に職権を行う者がいない場合に限り、警戒区域を設定できる。	災害対策基本法 第63条
消防職員 消防団員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条に おいて準用する 同法第28条
水防団長 水防団員 又は消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、設定する。	水防法第21条

※警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 避難の誘導等（防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署）

(1) 基本方針

① 避難誘導の実施

市の公共施設及び災害対策基本法第7条に基づく「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を基に、災害時には直ちに避難誘導を実施する。

特に、自衛防災組織を有する施設においては、自衛防災組織の活動内容に基づき、来訪者・入所者の避難誘導を速やかに実施する。

また、その他主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来所者の安全な避難対策を講じるように努める。

② 安全確保措置

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努める。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

③ 避難情報の発令及び指定緊急避難場所等の開放

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

④ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

⑤ 避難の手順

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

(2) 避難の誘導を行う者

① 危険地域の場合

本部長(市長)は、広域的な延焼火災等により緊急避難の必要を認めた場合、避難情報の発令と同時に、避難所施設所管班長に対して、あらかじめ指定する指定避難所にそれぞれ複数の市職員を派遣するよう命じる。

派遣された職員は、本部からの指示・情報等の収受に当たるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域への避難誘導に努める。

② 学校、事務所等の場合

学校、幼稚園、保育所(園)、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育所(園)、福祉施設等については、災害の規模、状況により必要なときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等と協力して、安全な場所への避難誘導を講ずる。

③ 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(3) 避難の誘導

避難の誘導は、原則として次のとおり行う。

① 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

なお、自動車による避難及び家財の持出し等は危険であるため、中止させる。

避難時の携帯品、服装

ア 家族の名札(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)

イ 1人2食分位の食糧と2～3ℓの飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具

② 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて、おおよそ次のような方法をとる。

ア 避難の誘導は、できるだけ区等自治会や自主防災組織ごとの集団避難を行うものとする。特に、避難行動要支援者の避難を優先するとともに、できるかぎり早めに避難させるよう努める。

この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じ、誘導中は落下物による怪我、感電等の事故の防止に努めるものとする。

イ 避難路は、本部長(市長)から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指示するよう努める。

なお、避難路の指示に当たっては、できる限り危険な橋、堤防、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を指示する。

また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認するよう努め、危険な地域には標示、なわ張りを行う他、状況により誘導員を配置する。

(4) 避難の完了報告

大規模な災害が発生し、避難情報が発令されたとき、若しくは自主的に施設において、来訪者・入所者・従業員等の避難を実施した時は、施設の管理者は、次のとおり、市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、防災安全班は、あらかじめその周知徹底に努める。

① 市の施設の場合

施設の管理者は、次の図のとおり避難所施設所管班を通じ、避難の完了を防災安全班へ報告する。

なお連絡の方法は、電話、FAX、IP無線機若しくは伝令による。

② 市以外の施設、事業所等の場合

ア 市以外の施設、事業所等の管理者は、次の図のとおり市の所管する部・班へ報告する。

イ 教育総務班は、市立施設とあわせて、県立、私立の教育施設分を集約し、防災安全班へ報告する。

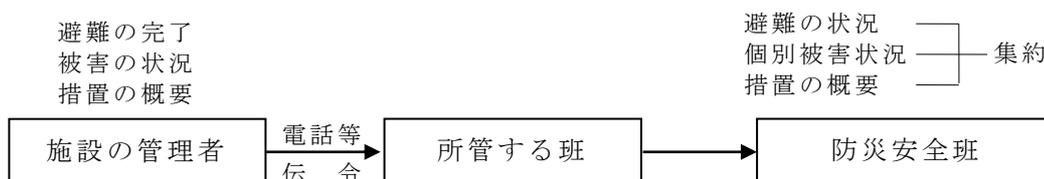
ウ 地域福祉班は、市立施設とあわせて、県立、私立の福祉施設分を集約し、防災安全班へ報告する。

エ 保育幼稚園班は、市立施設とあわせて、私立の児童施設分を集約し、防災安全班へ報告する。

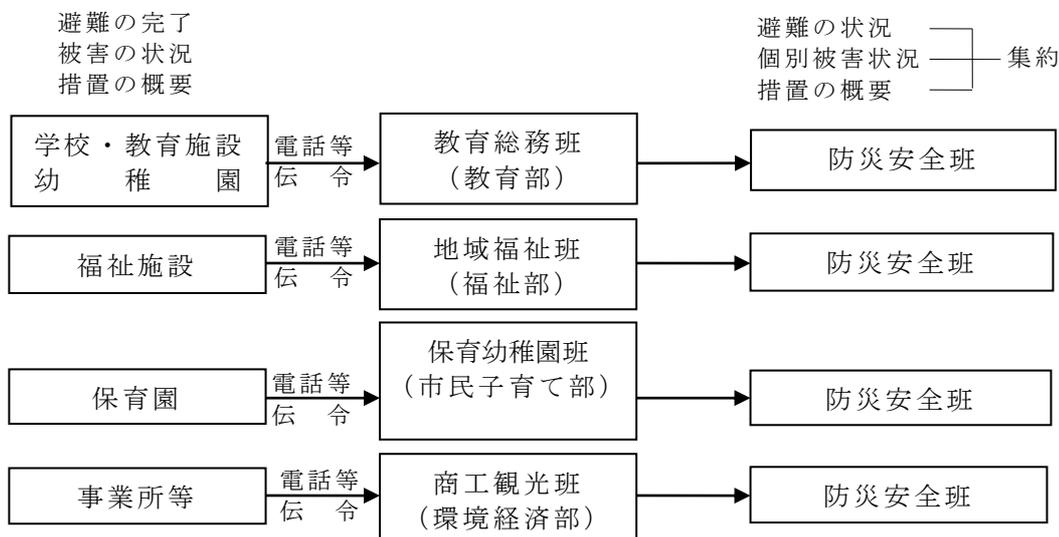
オ 商工観光班は、市内の事務所、工場、その他の施設の状況を集約し、防災安全班へ報告する。

避難完了報告及び確認の流れ

【市の施設】



【市以外の施設】



3 避難路及び指定緊急避難場所の安全確保（消防部、消防団、警察署）

(1) 消防部の任務

消防部は、避難情報が発令された地域の市民が避難を行う場合には、状況に応じて、最も安全な方向を本部長(市長)及び警察署に通報する。

なお、避難情報の発令時点以降の消火活動は、被災者の活動が完了するまでの間、指定緊急避難場所、避難路の安全確保に努めるとともに、指定緊急避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による指定緊急避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して市民の誘導、避難情報の伝達の徹底に当たるよう要請する。

(2) 警察署の任務

警察署は、避難情報が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。避難誘導員は、夜間時の照明資材の活用等をはじめとして安全な避難路の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者に混乱が生じないように適切な誘導を行う。

また、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら、指定緊急避難場所の秩序保持に努める。

4 指定避難所の開設（防災安全班、医療班、保育幼稚園班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

(1) 開設の担当

① 指定避難所の開設場所

指定避難所の設置は、本部長(市長)が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

本部長(市長)は、指定避難所一覧に基づき、被害の状況に応じて指定避難所の開設場所を決める。

② 指定避難所の開設

開設の実務については、指定避難所を所管する担当班長が職員を派遣して担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、施設の管理責任者・勤務職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

③ 応援の要請

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 開設の手順

指定避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

① 電話、無線等により指定避難所開設の旨を施設を所管する班長に報告する。

- ② 施設を点検する。
- ③ 施設の門を開ける。
- ④ 施設の入口扉を開ける。（すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。）
- ⑤ 指定避難所内事務所を開設する。
- ⑥ 避難者の受入れ（収容）スペースを指定する。
- ⑦ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。

なお、開設した指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、必要に応じて野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応するものとする。

さらに、市は、要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 開設時の留意事項

① 指定避難所の耐災害性の確保

指定避難所に指定されている施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意をする。

② 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、区等自治会、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

③ 報告

指定避難所開設に当たった職員は、避難した市民の収容を終えた後、速やかに施設を所管する班長に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線により報告し、所管班長はその旨を防災安全班長に報告する。

防災安全班長は、指定避難所の開設を確認後、本部長（市長）に報告し、また、秘書広報班長に対して、市民に対する指定避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

また、消防長、知事、警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

連絡事項

- | |
|---------------------|
| ア 指定避難所開設の日時、場所、施設名 |
| イ 収容状況及び収容人員 |
| ウ 開設期間の見込み |

④ 指定避難所内事務所の開設

指定避難所の開設に当たった職員は、指定避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の

所在を明らかにする。

なお、指定避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者カード、避難所物資受払簿等の様式、事務用品等）を準備する。

(4) 学校等の指定避難所利用における留意事項

指定避難所に指定されている学校等については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

5 指定避難所の運営（医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

(1) 地域主体の指定避難所運営

① 指定避難所運営マニュアルの策定

市は、本来の施設管理者の監督のもとで、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考に、指定避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進するものとし、その策定にあたっては、施設管理者と協議を行う。

② 地域主体の指定避難所運営

大規模な災害が発生し、多くの市民が長期にわたり避難生活を送る際には、自主防災組織等の避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法である。市職員や施設管理者、ボランティア等はこれを支援する。

(2) 運営の担当者

市における指定避難所運営の担当は、施設を所管する班長が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担う。

なお、指定避難所は、秘書広報班、調査班、商工観光班、医療班等の行う応急・復旧活動の拠点ともなることが予想される。

指定避難所内での各活動場所の指定は、指定避難所の責任者が行う。

(3) 運営の手順

指定避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

指定避難所運営の手順

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難者カードの配布・避難者名簿の作成 ② 居住区域の割り振り ③ 食糧、生活必需物資の請求、受取、配給 ④ 指定避難所の運営状況の報告（毎日午前10時、その他適宜） ⑤ 指定避難所運営記録の作成 |
|---|

(4) 運営上の留意事項

① 避難者の把握

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者カードを配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、施設を所管する班長を通じて防災安全班長へ報告する。

また、各指定避難所との情報連絡を密にし、集まった避難者情報の取り扱いに厳重に留意の上、逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応するものとする。

② 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、可能な限り地域地区（区等自治会など）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割

- ア 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食数その他物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布活動等の補助
- エ 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- オ 消毒活動等への協力
- カ 施設の保全管理

③ 指定避難所における女性への配慮

市は、指定避難所の管理運営に当たり、男女双方の要望や意見を反映するため、管理運営する者の構成や男性・女性の比率に配慮するものとする。

また、指定避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ、洗濯物の干し場などの施設利用に関する配慮や、女性専用物資の配布を女性の担当が行うなどの配慮を行う。

④ ペットとの同行避難

ペットとの同行避難に備えて、「袖ヶ浦市避難所運営マニュアル」を参考にペットの収容場所を確認するとともに、トラブル等が起きないようにルールの実行に努める。

⑤ ペットとの避難生活

動物アレルギーの方への配慮を踏まえ、避難後の生活は、盲導犬、介助犬、聴導犬を除き、避難者の生活スペースとは別に決められた飼育場所で、飼い主自身がケージ等により飼育管理を行うよう努める。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるも

のとする。

⑥ 食糧、生活必需物資の請求、受取、配給

責任者となる職員は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需物資、その他物資の必要数について、施設を所管する班長に報告し、本部（防災安全班）を通じ商工観光班長へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

⑦ 被災者の健康管理

市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

⑧ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

ア 責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに施設を所管する班長を通じて防災安全班長へ報告する。

イ 傷病人の発生等、特別の事情のある時は報告する。

ウ 指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。

⑨ 被災者の移送

ア 被災者の他地区への移送

本部長(市長)は、被害が甚大なため、市の指定避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は他県等への移送を要請する。この場合、千葉県の計画の定めるところにより行う。

イ 他地区からの被災者の受入れ協力

本部長(市長)は、知事から他地区からの被災者を受入れるための指定避難所の開設指示を受けた場合は、千葉県の計画の定めるところにより行う。

⑩ 感染症対策

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部と市民子育て部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑪ 性暴力・DVの発生防止

市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

※資料編 様式2 避難所運営のための様式

(5) 長期避難生活者（要配慮者）対策

① 要配慮者の健康診断や相談業務の実施

高齢者・障がい者（児）等の要配慮者については、避難生活が長期化した場合には、健康診断や相談業務、介護等をボランティアの協力を得ながら実施するものとし、避難スペースを優先的に割り当てる。

② 応急仮設住宅の優先入居

応急仮設住宅の設置に当たっては、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮する。

③ 必要な物資の備蓄及び調達

市は、長期の避難生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。

④ 寒さ、暑さ対策

季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(6) 在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の人数、所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。

特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

6 安否情報の提供（秘書広報班、防災安全班）

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

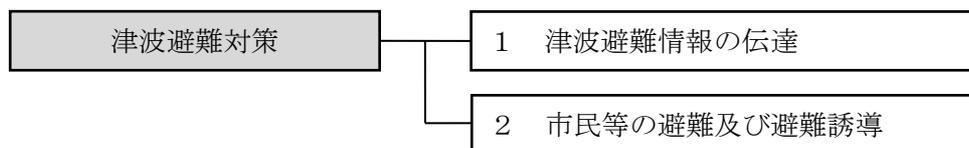
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理の徹底に努める。

第9節 津波避難対策 <<総務部、環境経済部、都市建設部、消防部、消防団>>

津波からの避難については、市民自らが津波の規模や津波注意報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。市民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に市民等に最も身近な市が実施し、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

【 体系 】



1 津波避難情報の伝達

(1) 津波警報等の伝達

① 市民への伝達

市は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた時、又は気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、市民等に対して直ちに避難指示の発令を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、市民等への発表・伝達に当たっては、次に留意して行うものとする。

ア 避難指示の伝達

市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

イ 伝達の方法

市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市は、あらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、生活安全メール、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への津波注意報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ 市民等への継続的に情報伝達

気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や津波注意報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、市民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ 伝達手段の多様化

千葉県及び放送事業者と連携し、走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、

観光客等にも確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や衛星携帯電話、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、市ホームページ等のあらゆる手段の活用を図り、千葉県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。

(2) 関係機関における相互連絡

河川・海岸地域では、市、防災関係機関が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

2 市民等の避難及び避難誘導

(1) 市民等の避難行動

市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波注意報等の発表や避難指示の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

(2) 市民等の避難誘導

市は、本計画に基づき市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。

また、市民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

① 避難方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

② 安全の確保

市民等の避難誘導に当たる消防団員、警察官、市職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、区等自治会、自主防災組織等による避難誘導や観光施設等の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

(3) 避難所の開設等

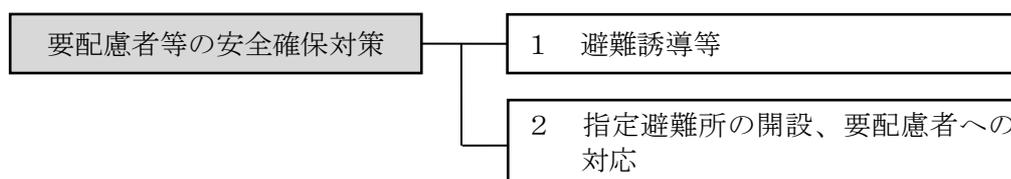
避難所の開設は、「第8節 避難対策」による。

第10節 要配慮者等の安全確保対策 ≪総務部、市民子育て部、福祉部、消防部≫

東日本大震災では、多くの要配慮者が犠牲となっており、今後、さらに要配慮者の数が増加することが予想されるなかで、要配慮者の安全確保対策により一層取り組むものとする。

特に、自ら避難することが困難で、避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市が作成した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

【 体系 】



1 避難誘導等

(1) 避難誘導

避難行動要支援者については、次の事項に留意して、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

① 避難路

避難路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

② 誘導員の配置

危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

③ 車両又はボート等による輸送

被災状況により、高齢者、障がい者（児）、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。

④ 避難誘導の単位

避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区等自治会等の単位で行う。

⑤ 避難行動要支援者の避難誘導

高齢者、障がい者（児）等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。

⑥ 避難誘導の優先

移動若しくは歩行困難な者を優先して避難誘導を行う。

(2) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 指定避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 指定避難所の開設及び福祉避難室の設置

指定避難所の開設は、「第8節 避難対策」による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、要配慮者の状況により必要に応じて、指定避難所内において福祉避難室を設置するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

指定避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

- ① 指定避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- ② 指定避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ③ 指定避難所における要配慮者支援への理解促進

また、避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の避難所への派遣を要請する。

(2) 外国人に対する対応

市は、千葉県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した指定避難所運営に努める。

(3) 福祉避難所の設置

市では、災害が発生した際、一般の避難所では生活が困難な人のために、市内の公民館や福祉施設等を福祉避難所に指定しており、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、福祉避難所の設置が必要と判断する場合は、福祉避難所を設置する。

① 福祉避難所の設置

本部長（市長）は、発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、福祉避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（市長）が行うことができる。

② 応援要請

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

③ 福祉避難所開設後は、関係機関及び各指定避難所に対し、福祉避難所を開設したことを周知する。

※資料編 資料 2-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（袖ヶ浦市内民間福祉施設（15施設））

※資料編 資料 7-2 福祉避難所一覧

(4) 指定避難所から福祉避難所への移送

① 福祉避難所への移送

市は、指定避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、要配慮者自身による移動を基本としつつ、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

② 移送手段の確保

市は、福祉避難所に指定された施設、又は千葉県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

③ 自力での移動の可否状況調査

市は、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

④ 移送支援の働きかけ

市は、社会福祉協議会と協力して、ボランティア及び市民に対し、要配慮者の指定避難所までの移動支援や指定避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

(5) 被災した要配慮者等の生活の確保

① 高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者（児）等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

② 相談事業の実施

被災した要配慮者等の生活の確保として、市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による次の相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

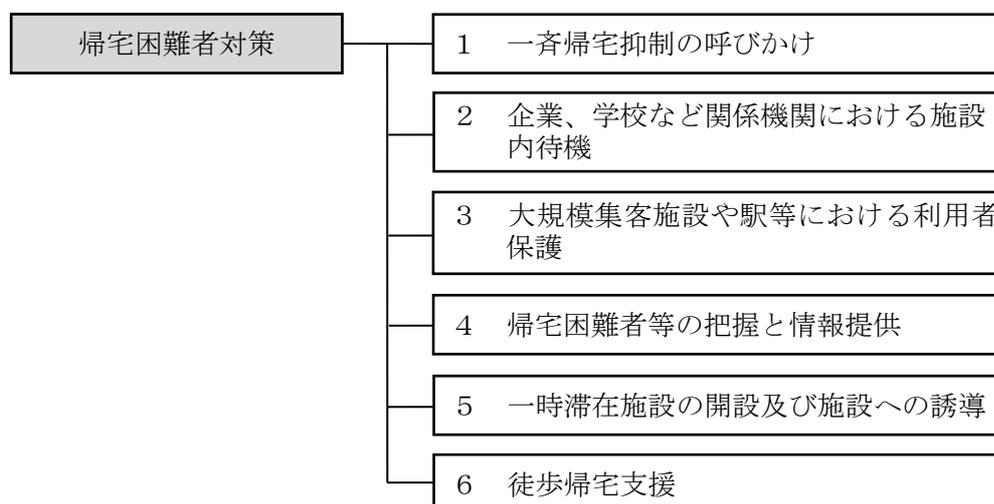
イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第11節 帰宅困難者対策 ≪企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班≫

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

【 体系 】



1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（秘書広報班、防災安全班）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、企業、学校など関係機関に対し、むやみに移動を開始せず職場や学校などの施設内に留まるよう、国、千葉県と連携してテレビやラジオ放送のほか、防災行政無線、生活安全メールなどを通じて一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（商工観光班、学校教育班）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（企画政策班、秘書広報班）

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

報道機関等からテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供される地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等の情報提供に併せて、市においても、防災行政無線や生活安全メール、SNS、ホームページ等を活用し、帰宅困難者への情報提供を行う。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（企画政策班、保育幼稚園班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

(1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用者については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援（企画政策班、秘書広報班、子育て支援班）

(1) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、テレビ・ラジオ放送等により、道路の状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などが提供されるが、市においても防災行政無線、生活安全メール、SNS、ホームページ等を活用し、これらの情報提供を行う。

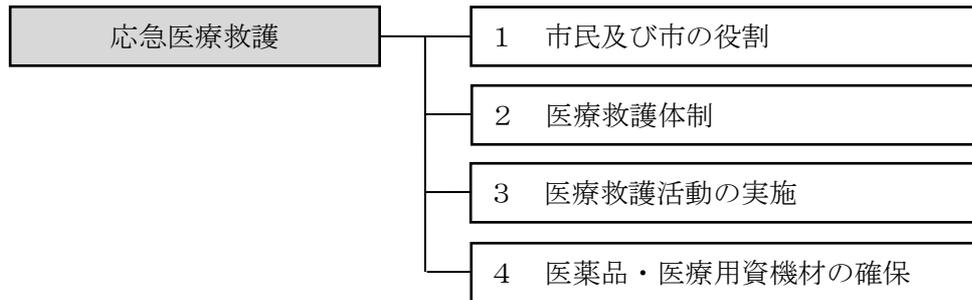
(2) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障がい者（児）、高齢者、妊婦又は乳幼児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、市は、千葉県や関係機関と連携し輸送手段の確保に努める。

第12節 応急医療救護 ‹医療班、消防部›

災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

【 体系 】



1 市民及び市の役割（医療班）

(1) 市民の役割

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、平常時より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- ③ 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

(2) 市の役割

- ① 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした市民等に対する医療救護活動を行う。
- ② 本計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- ③ 災害時には医療救護班を設置し、千葉県災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ④ 前記①、②、③のほか、千葉県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

2 医療救護体制（医療班）

(1) 指揮と調整

① 医療救護活動の指揮と調整

千葉県においては災害医療本部を、市においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、千葉県は、必要に応じて君津地域合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

② 千葉県災害医療本部の統括

千葉県災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

③ 君津地域合同救護本部の統括

君津地域合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、君津地域合同救護本部の活動を統括する。

④ DMA T調整本部等の設置

千葉県災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて君津保健所（君津健康福祉センター）等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。

⑤ DPAT調整本部等の設置

千葉県災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、君津健康福祉センター（保健所）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整をはかる。

⑥ DMA T以外の医療救護班の指揮と調整

千葉県が対応するDMA T以外の医療救護班については、千葉県災害医療本部内の派遣救護部及び君津地域合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

⑦ 市の応援要請

本部長（市長）は、必要に応じて、君津地域合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

(2) 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

① 災害に起因する負傷者

② 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

③ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

④ 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(3) 情報の収集と提供

市は、医療機関、（一社）君津木更津医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、次について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 指定避難所及び医療救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

(4) 地域医療体制への支援

市又は千葉県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

3 医療救護活動の実施（医療班）**(1) 医療救護及び助産の実施者**

医療救護は、救護本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、救護本部長（市長）はこれを補助するものとする。

救護本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

なお、市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 医療救護班及び歯科医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、救護本部長（市長）は、医療班長に命じて、（一社）君津木更津医師会長及び（一社）君津木更津歯科医師会長に対して、医師会医療救護班及び歯科医師会歯科医療班（以下「医療救護班等」という。）の編成及び出動を要請する。

また、各医師会長は、自ら必要と認めたときは、救護本部長（市長）の要請を待たずに、医療救護班等の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。この場合、各医師会長は、直ちに救護本部長（市長）に通報する。

救護本部長（市長）は、災害の状況に応じ知事に対して、医療救護班等の出動その他医療救護活動に関し、必要な措置を要請する。

① 医師会医療救護班

医師会医療救護班の編成については、「地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」による。

※資料編 資料 2-12 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

② 歯科医師会歯科医療班

歯科医師会歯科医療班の編成については、「袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」による。

※資料編 資料 2-13 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
(一社)君津木更津歯科医師会

(3) 医療救護及び助産活動

- ① 市及び千葉県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護及び助産活動を行う。
- ② 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護及び助産活動を行う。市による医療救護及び助産活動だけでは対応が困難な場合は、千葉県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- ③ 医療救護活動の内容
- 医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班及び歯科医療班が救護所において、次のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護、助産活動を実施する。

ア 医療救護班の活動

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 転送困難な患者及び指定避難所等における軽傷患者に対する医療の実施
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 助産

イ 歯科医療班の活動

- (ア) 歯科診療を必要とする患者に対する応急処置
- (イ) 後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 歯科診療記録等による身元確認の協力

注) 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ(トリアージタグ)を傷病者に装着する。

※資料編 資料 8-1 トリアージタグ

④ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ救護本部長(市長)が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。また、助産活動を実施する期間については、分べんの日から7日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

⑤ 助産活動

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。

イ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前・分べん後の処理
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

⑥ 経費の負担について

市が開設した救護所における医療費は、無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

※資料編 様式3 応急医療救護に関する様式

(4) 医療機関の役割分担と患者受入れ先の確保

① 傷病者等の受入れ

傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入れ先をあらかじめ君津保健医療圏で検討し、災害時の速やかな受入れに努める。

② 災害拠点病院の役割

災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。

③ 医療機関の搬送先の確保

医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市救護本部又は君津地域合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市救護本部又は君津地域合同救護本部は搬送先の確保に努める。

搬送先の確保を要請された市町村の市救護本部又は君津地域合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

(5) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

① 搬送体制

ア 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

ウ 原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防部が実施する。

エ 救護所から後方医療施設への搬送については、医療班及び消防部が千葉県その他関係機関の協力を得て行う。

オ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

② 搬送の方法

病院へ収容する必要がある傷病者（重傷病者）の後方医療施設への搬送を次のとおり行う。

ア 各救護所から消防部に配車・搬送を要請する。

イ 市所有車（管財契約班に要請）又は医療班その他の市職員が使用している自動車により配送する。

ウ 医療班、消防部職員その他市職員により担架で搬送する。

③ 人工透析患者等への対応

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュ症候群による急性腎臓病が患者に対して行うことも必要である。

このため、市は、医療機関等と連携し、後方医療施設の対応状況を確認するとともに、対応が困難な場合は、千葉県を通じて受入れ医療機関を確保し、車両又はヘリコプター等で搬送する。

【クラッシュ症候群（クラッシュ症候群）】

倒壊家屋や家具等に長時間身体を挟まれた人が、救出当初は比較的元気そうであったにもかかわらず、突然容態が悪化して亡くなってしまうことがある。これが阪神淡路大震災以降、知られるようになったクラッシュ症候群（クラッシュ症候群）である。

瓦礫等で挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫開放で、血流に乗って全身に運ばれ、臓器に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になる。

(6) 応援要請

① 市が要請する派遣

市長は、必要に応じて、（一社）君津木更津地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

② 千葉県が要請する派遣

知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

災害拠点病院一覧

<p>基幹災害拠点病院 (4箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医科大学千葉北総病院（印西市） ・旭中央病院（旭市） ・亀田総合病院（鴨川市） ・君津中央病院（木更津市）
<p>地域災害拠点病院 (22箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉大学医学部附属病院（千葉市） ・千葉県救急医療センター（千葉市） ・千葉市立海浜病院（千葉市） ・千葉市立青葉病院（千葉市） ・千葉医療センター（千葉市） ・船橋市立医療センター（船橋市） ・東京歯科大学市川総合病院（市川市） ・順天堂大学医学部附属浦安病院（浦安市） ・東京女子医科大学附属八千代医療センター（八千代市） ・東京ベイ・浦安市川医療センター（浦安市） ・松戸市立総合医療センター（松戸市） ・東京慈恵会医科大学附属柏病院（柏市） ・成田赤十字病院（成田市） ・東邦大学医療センター佐倉病院（佐倉市） ・県立佐原病院（香取市） ・東千葉メディカルセンター（東金市） ・千葉労災病院（市原市） ・帝京大ちば総合医療センター（市原市） ・県循環器病センター（市原市） ・安房地域医療センター（館山市） ・千葉県済生会習志野病院（習志野市） ・千葉西総合病院（松戸市）

4 医薬品・医療用資機材の確保（医療班）

(1) 各医療救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療用資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

① 医療用資機材及び医薬品の確保

医療班は、医療用資機材及び医薬品を確保し救護所に携行する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、君津地域合同救護本部を通じて、市救護本部に提供を要請する。

② 自己が携行した医薬品等を使用した場合の費用請求

市の要請により、出動した医師会医療救護班が使用する医薬品、医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合は、その費用を市に請求する。

また、市の要請により、出動した歯科医師会歯科医療班が使用する医薬品、歯科用機材等は、原則として当該歯科医療班が携行するが、その医薬品等を使用した場合は、その費用を市に請求する。

③ 携行医薬品、医療用資機材の使用

千葉県によって編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

(2) 医薬品、医療用資機材の調達方法

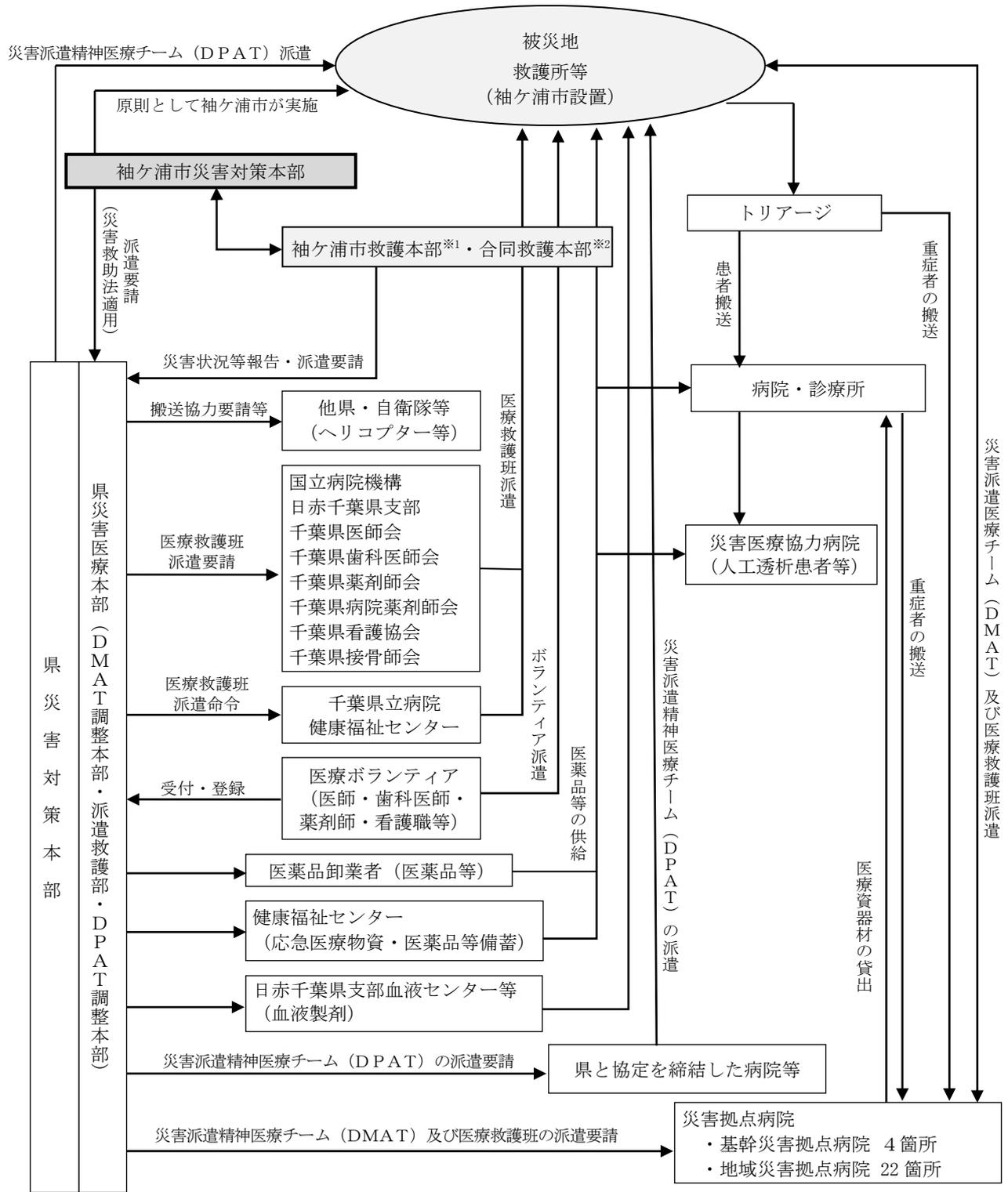
医療班長は、各医療救護班及び各歯科医療班が医療救護のために使用する医療器具及び医療品等に不足が生じた場合は、千葉県（健康福祉部）、薬剤師会、その他医薬品・医療用資機材取扱業者、日本赤十字社千葉県支部及び各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社千葉県支部（県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、秘書広報班に対して、市民への献血呼びかけを要請する。

※資料編 資料 8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

医療救護活動の体系図

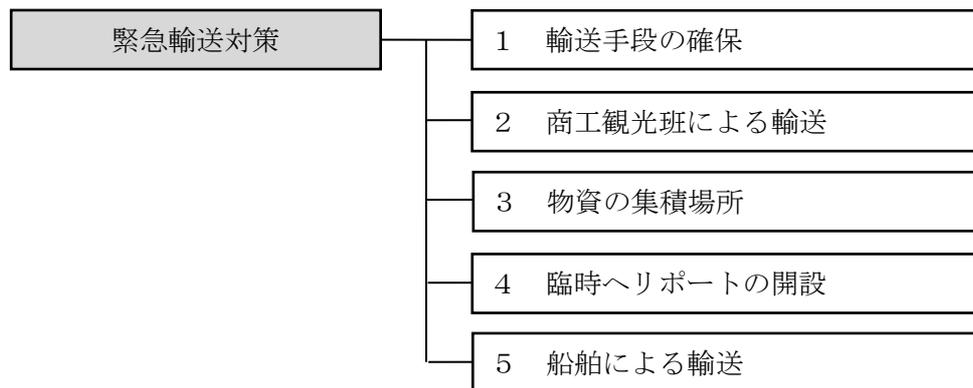


※1 袖ヶ浦市で設置する救護本部
 ※2 君津健康福祉センター所管区域単位で設置する合同救護本部

第13節 緊急輸送対策 ≪企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署≫

市は、被害者の救援・救護活動や緊急物資の円滑な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を活用し、緊急輸送網の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送対策を実施する。

【 体系 】



1 輸送手段の確保（企画政策班、管財契約班、防災安全班、土木管理班、土木建設班、警察署）

(1) 緊急輸送路の確保

① 道路の確保順位

土木管理班長及び土木建設班長は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

ア 本部長(市長)の指示に基づき、袖ヶ浦市建設業協同組合の協力を得て、避難所と緊急輸送路を繋ぐ道から順次確保する。

イ 地域によって主要な路線を確保することが困難な場合、必要に応じ代替路線を確保する。

ウ 千葉県指定の路線(国道含む。)については、千葉県又は国がそれぞれ所管する路線の確保に当たるが、市が災害対策実施の必要性から千葉県の指定路線を確保し作業する場合は、千葉県又は国に対してその旨を通知する。

② 道路確保作業の内容

市、千葉県及び国は、それぞれが所管する路線について、相互に連携を密にしなが、被害の状況に応じて優先順位を定め道路確保の作業を行う。

道路確保作業の実施内容は、原則として、2車線の車両走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、き裂等の舗装破損の応急復旧を行う。

なお、被害の規模、状況によっては関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

③ 木更津警察署の任務

木更津警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(2) 車両等の調達

① 市所有車両の把握

管財契約班長は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に調達可能な市所有車両の状況について把握する。

※資料編 資料 6-2 市所有車両一覧

② 借り上げの準備

市所有車両では対応が困難な場合は、企画政策班が市内の輸送業者等から借り上げる。

企画政策班長は、災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ次のとおり輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

ア 借り上げ可能な輸送業者等

イ 車両の待機

市内の輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

※資料編 資料 2-18 災害時における輸送車両の提供に関する協定（日進レンタカー（株）袖ヶ浦営業所）

③ 燃料の調達

管財契約班長は、各部班の市所有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(3) 配車計画

① 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね次の順とする。

ア 負傷病者、要配慮者等の被災者

イ 被災者の避難のための人員の輸送

ウ 医療救護のための人員、資機材の輸送

エ 被災者救出のための人員、資機材の輸送

オ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送

カ 飲料水の供給のための物資の輸送

キ 救助物資の輸送

ク 死体の捜索及び処理のための物資の輸送

ケ 埋葬等のための物資の輸送

コ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

② 配車手続等

ア 管財契約班長は、本部長(市長)の指示に基づき、各部班で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。

イ 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。

ウ 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(4) 緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策を実施するために使用するもので、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令に関するもの

イ 消防、水防その他応急措置に関するもの

ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ その他、災害の発生、防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

※千葉県地域防災計画所収「緊急輸送車両の確認事務処理要領」による。

② 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求められることができる。

イ 前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 交付された標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ この届出に関する事務手続は、知事においては、千葉県防災危機管理部危機管理課長又は君津地域振興事務所長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長が行う。

③ 緊急通行車両等の事前届出について

ア 事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)業務の実施について責任を有する者(市長)とし、担当部署は防災安全班とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。

イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等

事前届出済証（以下「届出済証」という。）が申請者に交付される。

ウ 災害時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※資料編 資料 6-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

④ 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

県警本部は、緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記(4)②を準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であっても、次の車両については緊急交通路の通行が認められ、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(4)③を準用する。

- (7) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(5) 車両以外の輸送手段

道路・橋りょうの損壊等により車両による輸送ができない場合、若しくは著しく緊急性を要する場合等には、企画政策班長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成する。

なお、各機関への要請については、「第4節 応援の要請」の定めるところにより行う。

- ① 航空機（自衛隊のヘリコプター）による輸送
- ② 鉄道（東日本旅客鉄道（株））による輸送

2 商工観光班による輸送（農林振興班、商工観光班）

(1) 輸送を実施する範囲

商工観光班が実施する輸送の範囲は、次のとおりとし、農林振興班が輸送の応援を行う。

- ① 商工観光班が輸送を担当する定めのあるもの
（例：食糧・生活必需物資等の輸送）
- ② 各部班が輸送を担当する定めのあるもので状況によって応援を必要とするもの
（例：傷病者の搬送、応急復旧用資機材等の輸送）

③ 各対策項目のうち、輸送についての明確な定めのないもの

(2) 輸送の内容

輸送に必要な人員は、商工観光班及び農林振興班の職員をもってあてるが、人員に不足がある場合は、本部長(市長)に応援職員の割当を求めるものとする。

各活動業務ごとの輸送作業のあらまは、次のとおりとする。

① 給食・生活必需物資等の輸送

炊き出し所、集積場所等から指定避難所等の市民への配布場所までの輸送を行う。

ア	県の配布場所	→	集積場所等
イ	集積場所	→	指定避難所等
ウ	炊き出し所	→	指定避難所等
エ	防災倉庫	→	指定避難所等
オ	ヘリポート	→	指定避難所等

3 物資の集積場所(商工観光班)

災害時において、調達した物資等や他都縣市等からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、次の施設を物資の集積場所とする。

なお、災害の状況によっては、指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所を選定する。

集積場所

名称	所在地	電話番号
J A きみつ平川経済センター	袖ヶ浦市上泉 361	75-2001

4 臨時ヘリポートの開設(防災安全班、消防部)

(1) 開設の決定

首都圏に大規模な災害が発生した場合、国は、全省庁的な災害救援体制を組むとともに、陸、海、空の3つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送に当たる。

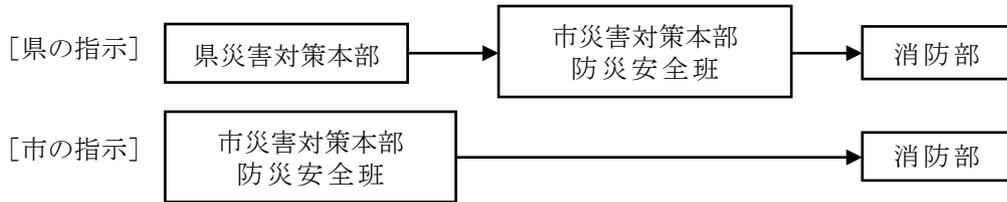
千葉県もまた、そうした計画のもとで、県内における陸、海、空の3つの緊急輸送ルートを確保することとなる。

これらのことから、臨時ヘリポートの開設の決定は、千葉県からの指示若しくは本部長(市長)の指示によるものとする。

なお、本部長(市長)は、臨時ヘリポートの使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所の臨時離発着場については、避難する市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じるものとする。

また、消防長は、本部長(市長)の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

開設の決定の指示の流れ



(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援袖ヶ浦市事前計画」に準ずるとともに、ヘリコプター進入時、周辺の車両通行止を行う。

ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

名 称	所 在 地	電 話	広 さ 幅×長さ(m)
総合運動場	坂戸市場 1566	(62)9377	100×180
昭和中学校	神納 3204	(62)2034	130×110
長浦中学校	久保田 129	(62)2834	120×110
根形中学校	三ツ作 741	(63)0311	100×180
平川中学校	横田 500	(75)2141	160×160
平岡小学校	野里 1503	(75)2059	120×50
中川小学校	横田 2583	(75)2015	100×100
蔵波小学校	蔵波台 4-19-1	(63)6351	90×100
奈良輪小学校	奈良輪 425-1	(62)6700	100×100

5 船舶による輸送

災害時に陸上輸送が不可能な場合は、被災者や救援物資等の輸送を船舶により行う。なお、この場合、公共埠頭等の被害状況をあらかじめ把握しておくものとする。

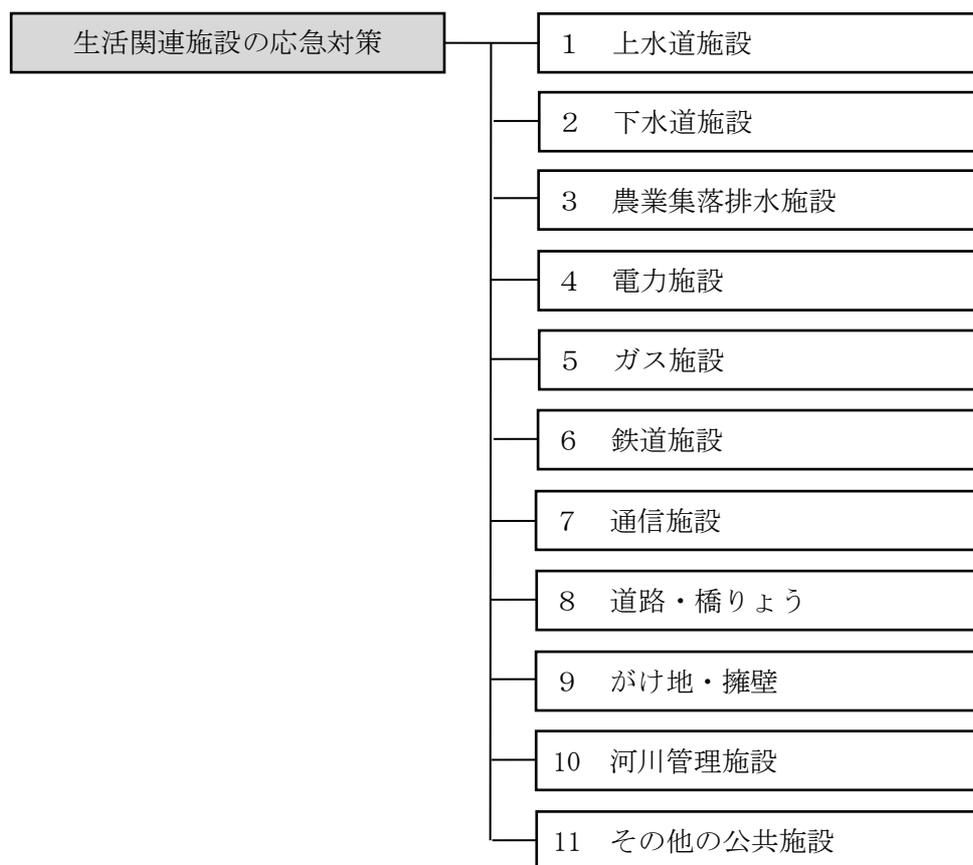
第14節 生活関連施設の応急対策 ≪土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者≫

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化等の被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれがある。

したがって、市は、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者等と相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

なお、市及び防災関係機関及びライフライン事業者等は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

【 体系 】



1 上水道施設（かずさ水道広域連合企業団）

(1) 震災時の初動措置

かずさ水道広域連合企業団は、地震が発生し被害が予測される場合は、速やかに配備について施設の点検を行う。また、大規模な地震（震度6弱以上を目処とする。）が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

その上で広域連合企業長に対して、その旨を速やかに報告し、指示を待つものとする。

① 緊急配水調整

作業の第1順位として、水源地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

ア 配水池、配水設備及び連絡管等の異常を調査する。

イ 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。

② 配水管の被害調査

作業の第2順位として、仕切弁操作を次の順位により行うとともに、市内給水地域をブロックに分け、配水管の被害調査を行う。

ア 主要幹線系統の操作

イ 連絡管系統の操作

ウ 給水拠点系統の操作

③ 仕切弁操作の基準

ア 地震により停電した場合は、非常用発電機を使用し、主要配水幹線を主力に枝管を制限しながら、遠距離配水を図る。

イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。

ウ 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。

エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。

オ アからエまでの計画にしたがって操作する上で、判断し難いときは、上流側（水源地）から下流側（配水管側）へ行き、次に大区域から小区域へと行う。

カ 人命にかかわる場合は、アからオまでの規定にかかわらず、状況判断による。

④ 水質の保全

ア 地震発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

イ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ソーダ注入を行う。

(2) 応急復旧の実施

① 応急復旧の基本方針

大規模な地震による断水をできる限り、短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの配水本管の幹線の復旧を最重点に優先して実施し、ついで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努める。

施設の応急復旧順位

- ア 取水、導水、浄水施設
- イ 送水、配水施設
- ウ 給水装置

② 送水、配水管路の応急復旧工事順位

- ア 応急復旧工事は、送水管を修理し、次に配水管を行う。
- イ 管の破裂折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

③ 配水管路の応急復旧工事順位

配水管路の復旧順位

- ア 水源地から給水拠点までの配水管
- イ 病院、学校その他緊急給水施設の配水管
- ウ その他の配水管

④ 給水装置の応急復旧

宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるような配水に支障を及ぼすものについては、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

給水装置の応急復旧

- ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
 - ※濁水が多量なものの復旧
 - ※被災給水装置の閉栓
- イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 資機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、次のとおり基本体制を確立し、24時間2交替連続作業で行う。

① 応急復旧用資機材及び車両

かずさ水道広域連合企業団の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足が生じた場合は、協定締結会社等から緊急調達する。

② 動員計画

突発的な地震の発生に対応できるよう、次のとおり対処する。

ア 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、想定された復旧計画を調整し、応急復旧作業体制を確立する。

イ 指定給水装置工事事業者等への応援要請

あらかじめ応援を求める場合の体制を確立しておくものとする。また、管工事協同組合等を通じて、あらかじめ応援復旧対策に応援可能な人員、動員方法等を

打ち合わせておくように努める。

(4) 災害時の広報

水道施設の被害及び復旧の状況等について、市民への適切な広報に努める。

発災後の広域的な広報は、県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

市内の一部地域を対象とする広報は、かずさ水道広域連合企業団が拡声器付自動車による路上広報等を行うほか、市に防災行政無線（固定系）を要請して行うものとする。

2 下水道施設（下水対策班）

(1) 管渠及びポンプ場の応急措置

下水対策班は、大規模な地震により、汚水管渠に折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として次のとおり管渠の応急措置を実施する。

- ① 汚水管渠の被害に対しては、移動式ポンプ等を用いて疎通に支障ないよう努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- ② 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので早急に応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- ③ 枝線の被害については、直接本復旧に努める。
- ④ 多量の塵芥により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等において流入防止の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- ⑤ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の投入を指示する。

(2) 終末処理場の応急措置

- ① 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替え、汚水処理に万全を期する。
- ② 汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行い、汚水処理に万全を期する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- ① 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。
- ② 不足した場合の資機材の調達は、千葉県に備蓄の提供を要請し、若しくはその他関係業者に調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、防災安全班に防災行政無線（固定系）その他による広報を要請し行うものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

3 農業集落排水施設（下水対策班）

(1) 管渠及びポンプ場の応急措置

下水対策班は、大規模な地震により、汚水管渠に折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として次のとおり管渠の応急措置を実施する。

- ① 汚水管渠の被害に対しては、移動式ポンプ等を用いて疎通に支障ないように努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- ② 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので早急に応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- ③ 枝線の被害については、直接本復旧を行う。
- ④ 多量の塵芥により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等において流入防止の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- ⑤ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の投入を指示する。

(2) 東部浄化センター等の応急措置

汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行い、汚水処理に万全を期する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- ① 農業集落排水施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。
- ② 不足した場合の資機材の調達は、千葉県に備蓄の提供を要請し、若しくはその他関係業者に調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害時の広報

農業集落排水施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、防災安全班に防災行政無線（固定系）その他による広報を要請し行うものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

4 電力施設（東京電力パワーグリッド（株））

(1) 災害時の活動態勢

災害の発生するおそれのある場合、又は発生した場合には、災害の程度に応じて次のとおり、東京電力パワーグリッド（株）木更津支社に非常災害対策支部を設置し、応急復旧対策に当たる。

① 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機態勢	夜間、休日等非常災害対策要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合

区 分	情 勢
第1 非常態勢	ア 災害の発生が予想される場合 イ 災害が発生した場合
第2 非常態勢	大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3 非常態勢	ア 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 イ 警戒宣言が発せられた場合

② 情報連絡

東京電力パワーグリッド(株)各支社が災害時に実施する情報連絡は、主に次の2系統になる。

- ア 災害に関する情報は、給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- イ 袖ヶ浦市災害対策本部、木更津警察署、袖ヶ浦市消防本部等の管内防災関係機関との情報連絡

なお、東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(2) 応急措置

① 人員の動員と連絡の徹底

- ア 災害時における動員体制を確立するとともに同時に連絡方法も明確にしておく。
- イ 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

② 資機材の調達

第一機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現業機関相互の流用
- イ 現地調達
- ウ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支社あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

③ 災害時における危険防止措置

震災時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- ア 巡視、点検の実施
- イ 応急安全措置の実施

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を策定する。

- ア 復旧応援隊の必要の有無
- イ 復旧作業隊の配置状況
- ウ 復旧資機材の調達
- エ 電力系統の復旧方法の検討
- オ 復旧作業の日程
- カ 復旧の完了見込
- キ 宿泊施設、食糧、衛生対策等の手配
- ク その他必要な対策

② 復旧の順位

各設備の復旧順位は、原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都心部に送電する系統の送電用変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 通信設備

- (ア) 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

エ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

(4) 災害時の広報

第3節「災害時の広報」のとおり行う。

5 ガス施設（東京ガス（株））

(1) 活動体制

① 非常時の体制

地震等の非常事態が発生した場合、対策本部及び支部を設置し、必要な社員等を動員するとともに、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常の事態に対応しうる体制に移行する。

② 連絡体制

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実にできるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

通報、連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用するが、通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

③ 応急復旧用資機材等の確保

資機材の確保については、予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を、取引先やメーカー等からの調達、被災していない他地域からの流用、他ガス事業者等からの融通等の方法により速やかに確保する。

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、袖ヶ浦市等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(2) 応急措置

ガスの漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先的に行う。

(4) 災害時の広報

第3節「災害時の広報」を参照のこと。

(5) 事業継続計画の策定・発動

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない次の業務を最優先する。

- ① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ② ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
- ③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
- ⑤ 事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

6 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

(1) 活動体制

① 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

② 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

(2) 初動措置

災害発生と同時に、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。初動措置は、原則として次のとおり行う。

① 運転規制

運転規制の内容

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度SI値（カイン）による。
- イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。
- ウ SI値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。
- エ SI値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

② 乗務員の対応

乗務員の対応

- ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。

(3) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

避難誘導は、原則として次のとおり行う。

避難誘導方法

- ① 駅における避難誘導
 - ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
 - イ 乗客を臨時避難場所に誘導した後、更に市があらかじめ定めた指定緊急避難場所の位置、災害に関する情報等を乗客に伝達し秩序維持に協力する。
 - ウ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。
- ② 列車乗務員が行う乗客の避難誘導
 - ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
 - イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。
 - (イ) 特に女性や子どもに留意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

地震により乗客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。
救護活動は、原則として次のとおり行う。

救護活動の内容

災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

(5) その他の措置

- ① 乗客誘導のための案内放送
- ② 駅員の配置手配
- ③ 救出、救護手配
- ④ 出火防止
- ⑤ 防災機器の操作
- ⑥ 情報の収集

7 通信施設（東日本電信電話（株）他）

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合は、通信障害状況等を関係機関に共有するとともに、被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(1) 東日本電信電話（株）千葉事業部

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により、東日本電信電話（株）千葉事業部をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

東日本電信電話（株）千葉事業部は、災害対策本部を設置した時には、市及び指定行政機関と密接に連絡がとれる体制をとるものとする。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される各種報道については、速やかに通報する。

② 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備

(ロ) 非常用電話局装置等の発動準備

(ハ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

(ニ) 局舎建築物の防災設備の点検

(ホ) 工事用車両、工具等の点検

(ヘ) 保有資機材、物資の点検

(ヘ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、次の(ア)～(ク)の応急措置をとるものとする。

(ア) 最小限の通信の確保

広い範囲にわたり、家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、支店・営業所等からの電報、電話については最小限の通信ができるように措置する。

なお、電報、電話の着信者への伝言サービスも行う。

(イ) 非常用可搬型電話局装置の設置

所内設備が被災した場合の代替交換機として、また、加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合、被災地等に非常用可搬型電話局装置を設置し、重要な通信を確保する。

(ロ) 臨時電報、電話受付の開設

災害対策本部、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を開設し、東日本電信電話（株）社員を配置して、電報電話が利用できるようにする。

(ハ) 特設用公衆電話の設置

- a 街頭公衆電話については、特設公衆電話として措置する。
- b 市の指定緊急避難場所等に特設公衆電話を設置する。
- c 特設公衆電話の設置は、概ね次の方法により行う。
 - (a) ボックスの利用（平常時のものを非常用に切り替える。）
 - (b) 保留回線による設置
 - (c) 可搬型移動無線機の設置
 - (d) ポータブル衛星車の設置

(オ) 臨時回線の作成

政府機関、保安機関及び情報連絡、救護、応急復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、有線又は無線を使用して臨時回線を作成する。

(カ) 通信の利用制限

次のa～cの理由により通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電話サービス契約約款に基づいて、通信の利用制限を行う。

- a 通信が著しく輻輳するとき。
- b 通信電源回線の確保が困難なとき。
- c 回路の全面的維持が困難なとき。

(キ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

災害等による輻輳時においても通信を確保するため、あらかじめ、東日本電信電話（株）に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

また、電話・電報の利用ができなくなった場合の対策として、警察・消防緊急通報回線の確保に努める。

(ク) 災害時伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

被災地域外からの安否情報の確認等による回線の輻輳を避けるため、災害時伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」が運用開始されており、マスコミを通じてサービス開始の周知を図る。

③ 応急復旧対策

災害により被災した施設の復旧は、災害対策規定に基づき、災害対策本部の指揮下により、次のとおり実施する。

ア 回線の応急復旧順位

回線の復旧順位は、概ね次の順位を基本にして、災害による設備の被害状況に応じ、復旧計画を策定し行う。

- (ア) 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動等のため必要と認められる最小限の回線
- (イ) 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- (ウ) 公衆電話及び概ね平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

④ 災害時の広報

第3節「災害時の広報」のとおり行う。

(2) (株)NTTドコモ

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、(株)NTTドコモ千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、千葉県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害対策本部を設置した時には、市及び指定行政機関と密接に連絡がとれる体制をとるものとする。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される各種報道については、速やかに通報する。

② 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行うものとする。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって、次の事項を利用者に通知するものとする。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

③ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順

位に従って実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI (株)

KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク (株)

ソフトバンク (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするるとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便 (株) 袖ヶ浦郵便局

応急措置は、次のとおりとする。

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話 (株) 等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話 (株) 等による応急復旧に協力する。

※資料編 資料 2-11 災害時における袖ヶ浦郵便局と袖ヶ浦市の協力に関する覚書 (日本郵便 (株) 袖ヶ浦郵便局)

8 道路・橋りょう (土木管理班、土木建設班)

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市 (土木管理班・ 土木建設班)	① 市内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部長(市長)及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

機関名	応急措置のあらまし						
	<p>② 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。</p>						
<p>千葉県 (君津土木事務所)</p>	<p>県道及び所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、市からの道路、橋りょうの被害報告をまとめ、また、関係機関との連絡を密にし、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の総合対策の樹立と指導・調整・作業の実施を早急に行う。</p> <p>また、通行が危険な路線、区間については、木更津警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。</p>						
<p>国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)</p>	<p>所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、県及び市との連絡を密にして、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の作業の実施を早急に行う。</p> <p>また、通行が危険な路線、区間については木更津警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。</p>						
<p>東日本高速道路 (株) 関東支社</p>	<p>大地震が発生した場合には、速やかに防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。</p> <p>地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="592 1144 1361 1335"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 1144 1099 1193">計測震度値</th> <th data-bbox="1099 1144 1361 1193">通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 1193 1099 1279">計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合</td> <td data-bbox="1099 1193 1361 1279">速度規制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1279 1099 1335">計測震度4.5以上又は5.0以上</td> <td data-bbox="1099 1279 1361 1335">通行止め</td> </tr> </tbody> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制	計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止め
計測震度値	通行規制内容						
計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制						
計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止め						

(2) 応急復旧対策

機関名	緊急措置のあらまし
<p>市 (土木管理班・ 土木建設班)</p>	<p>地震により被害を受けた市道については、原則として、市の主要道路を優先し、次のような実施手順にしたがって応急復旧を行う。</p> <p>① 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>② 応急復旧方法 ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵等の水防工法により行う。 エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。 オ 崩壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積するものとする。 カ 落下した橋りょう、若しくはその危険があると認められた橋り</p>

	よう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、木更津警察署等関係機関と連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。
千葉県 (君津土木事務所)	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。 特に、緊急輸送道路1次路線を最優先に復旧作業を行う。
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)	パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能回復に努める。

9 がけ地・擁壁（土木管理班、土木建設班）

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市 (土木管理班・ 土木建設班)	<ol style="list-style-type: none"> ① 現地に到着した班員は、消防団員や周辺の市民等と協力して、人命救助を最優先で行う。また、がけ崩れ等のおそれがある場合には、周辺市民の避難に努め、現場付近の安全を確保する。 ② 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の状況を調査して本部長(市長)及び県に報告し、被害状況に応じて、市民の避難などの応急措置を実施する。 ③ 道路の周囲では、被害の状況を調査して本部長(市長)及び県に報告し、被害状況に応じた応急措置を実施して交通の確保及び現場付近の安全に努める。
千葉県 (君津土木事務所)	県道及び所管する国道に面する自然がけ地・擁壁等の被害状況を調査するとともに、市からのがけ地・擁壁等の被害状況をまとめる。また、関係機関と連絡し、危険度に応じて通行止め、市民の避難等の措置や迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)	所管する国道に面する自然がけ地・擁壁等の被害状況を調査するとともに、県及び市との連絡をとり、危険度に応じて通行止め、市民の避難等の措置や迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

(2) 応急復旧対策

機関名	緊急措置のあらまし
市 (土木管理班・ 土木建設班)	<ol style="list-style-type: none"> ① 宅地周辺では、二次災害を防止するため、被害状況に応じ、がけ地・擁壁の上下段の市民を速やかに避難させる。また、危険箇所については、災害を未然に防ぐため、必要に応じて、応急的な危険防止策を講ずる。 ② 道路の周囲では、崩壊土の排土作業を行うとともに応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるよう行う。 また、応急復旧ができない場合は、警察署等の関係機関と連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等、必要な措置を講じる。
千葉県 (君津土木事務所)	道路に面するがけ地・擁壁の倒壊、崩壊により被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。 特に、緊急輸送道路1次路線を最優先に復旧作業を行う。
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)	国道のパトロールによる調査結果等をもとに、被害状況を把握し、速やかに復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。

10 河川管理施設（土木管理班、土木建設班）

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市 (土木管理班・ 土木建設班)	① 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。 ② 施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。 ③ 低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。
千葉県 (君津土木事務所)	① 堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 ② 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関しても総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。

11 その他の公共施設（施設管理者）

施設の管理者は、施設利用者の安全確保を第一として、また災害後の防災活動の拠点となる重要な施設建物の保全を第二として、次のとおり自主的な災害対策活動を実施し、復旧が速やかに行われるよう、応急的な措置を講ずる。

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

① 避難対策の事前計画

避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、災害対策本部へ速やかに報告する。

② 場内放送等による情報提供

場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。

特に、ラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設残留者への情報の提供により不安の解消に努める。

③ けが人等の発生時の対応

けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、災害対策本部、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

(2) 施設建物の復旧

① 応急措置

施設建物の復旧については、防災活動の拠点となるものを重点的に実施する。また、施設建物の被害状況を調査の上次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

- (ア) 機能確保のための必要限度内の復旧措置を速やかに実施する。
- (イ) 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり、応援を得て速やかに実施する。

イ 応急措置が不可能な被害の場合

- (ア) 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- (イ) 防災活動の拠点となる建物で業務活動及び機能確保の必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

② その他の留意事項

- ア 火気使用設備及び消火器具等の点検調査
特に、指定避難所となった施設は、火災予防について十分な措置をとる。
- イ ガラス類等の危険物の処理
- ウ 危険箇所への立ち入り禁止の表示

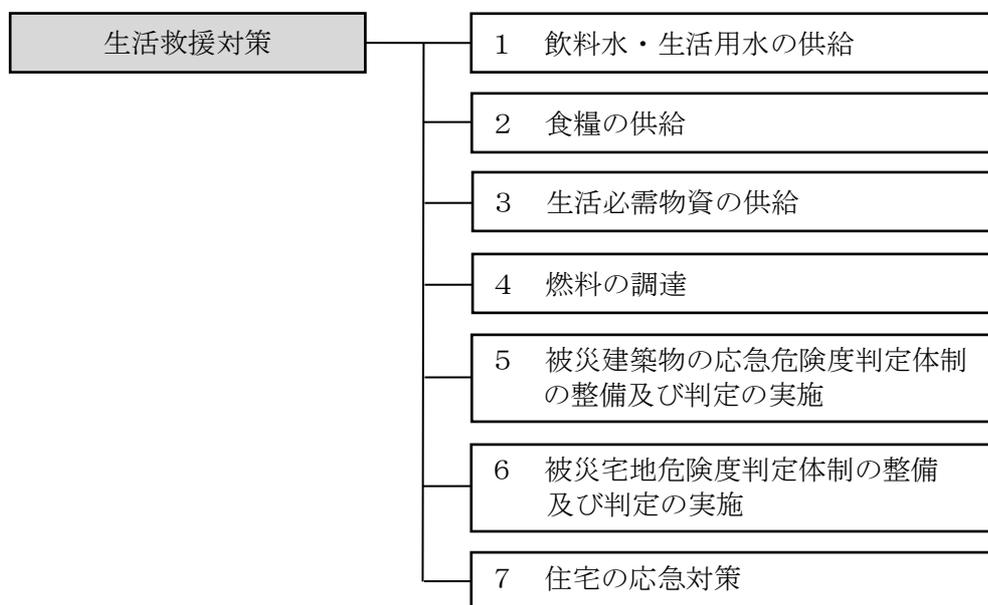
第15節 生活救援対策 ≪秘書広報班、総務班、防災安全班、調査1班、調査2班、資産管理班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団≫

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食糧・生活必需物資の供給活動を行うものとする。

また、市は、大規模災害時において、千葉県や国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

一方、災害により住家を滅失、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対し、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じて生活の安定を図る。

【 体系 】



1 飲料水・生活用水の供給（防災安全班、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 補給給水源の確保

① 市内にある水道用水源地

大規模地震が発生した場合は、直ちに水源地、配水池、浄水施設及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときは、バルブ操作により、応急給水用の水を確保する。

水源地及び配水池

水源地及び配水池の場所	取水量	配水池容量
水源（井戸 11 本） 勝下、永吉 各浄水場	10,985 m ³ /日	4,669 m ³
上水受水（かずさ水道広域連合企業団） 角山、吉野田、代宿 各配水場	24,500 m ³ /日	10,697 m ³
計	35,485 m ³ /日	15,366 m ³

(令和2年4月1日現在)

※勝下、永吉の浄水場と角山配水場は、場内の消火栓から応急給水が可能である。また、停電時は非常用発電設備により配水池の水を場内の消火栓から応急給水を行う。（配水池容量 合計 15,606 m³/日）

② 非常用飲料水井戸（耐震性災害用井戸）

応急飲料水等の確保のため非常用発電設備を有した耐震性災害用井戸を各地区単位に5箇所整備している。

非常用飲料水井戸の所在地

施設名	所在地	備考
長浦小学校	長浦駅前 6-1-4	揚水量 90ℓ/分 発電設備、塩素滅菌設備付帯
蔵波小学校	蔵波台 4-19-1	
根形小学校	三ツ作 761	
昭和中学校	神納 3204	
旧学校給食センター	大曾根 1990	

③ 受水槽・プール等

その他状況により受水槽・小中学校プール等を補給給水源として使用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入を施すなど安全性に留意する。

(2) 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況の把握は、次の方法による。

被害状況把握の方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 袖ヶ浦市災害対策本部への被害情報 ② 千葉県災害対策本部への被害情報 ③ かずさ水道広域企業団災害対策本部からの被害情報 ④ 市民からのかずさ水道広域連合企業団への通報 |
|---|

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項についてあわせて報告する。

本部長(市長)への報告事項

- ① 給水機能停止区域、世帯、人口
- ② 復旧の見込み
- ③ 応急給水開始時期
- ④ 給水所(拠点)の設置(予定)場所

(3) 応急給水の体制

① 実施者

- ア 飲料水の供給は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。
- イ 本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長(市長)に救助を行わせることができる。
- ウ 本部長(市長)は、市のみで処理不可能な場合、近接市町村、千葉県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- エ 本部長(市長)が実施する応急給水については、市とかずさ水道広域連合企業団により締結した「応急給水等に係る確認書」に基づいて行う。

(4) 給水所(拠点)の設置

① 設置

- 給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、市があらかじめ設定した給水所において、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。
- 給水所(拠点)の設置は、指定避難所を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設置する。

② 周知・広報

- 給水所を設定した時は、危機管理班を通じて秘書広報班に対して、給水に関する広報を要請するとともに、給水所の設置場所には「給水所」の掲示をする。

(5) 応急給水用資機材の確保

- かずさ水道広域連合企業団が保有する応急給水活動に使用できる車両及び資機材は、次のとおりである。

- なお、不足車両及び資機材等の調達は、他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

応急給水用資機材

(令和3年4月1日現在)

種別	台数	容量(単位ℓ)	計(単位ℓ)	備考
給水タンク (ポリエチレン製)	2台	1,000	2,000	車積載・給水所設置

種別	台数	容量(単位ℓ)	計(単位ℓ)	備考
”(ステンレス製)	10台	1,000	10,000	車積載・給水所設置
浄水機	1台	4,000	4,000	ℓ/h
給水袋	39,500個	6ℓ	237,000	携帯用
給水車	4台 1台	2,000 1,600	9,600	
合計	262,000リットル			

※なお、応急給水用資器材の数量については、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の合計にて計上。

(6) 応急給水の実施

① 給水基準

給水の量は、1人1日3ℓとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

② 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、かずさ水道広域連合企業団が水源地から給水車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、各家庭において自ら持参した容器により、給水所となった施設の職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合には、市民に対して、援助・相互融通を要請し、不足する場合には、市が備蓄するポリタンク等を使用して行う。

ウ 医療機関・社会福祉施設等への給水

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、養護施設及び特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して行う。

③ 応急仮配管による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、本部長（市長）の指示に基づき関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

④ ボトル水等による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない市民への

非常用飲料水袋による給水を行う。

- ⑤ 直結給水栓等による給水
停電時にも活用できる直結給水栓等の周知を行い、給水の情報提供を行う。

(7) 生活用水の供給

生活用水の供給源として各地区の農業用井戸等の活用を図る。

2 食糧の供給（商工観光班、給食班）

市は、災害時におけるり災者及び災害応急対策活動従事者等の食糧について、その確保と迅速な供給に努める。

なおこの際、やむを得ず指定避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布も行うとともに、要配慮者への配慮及びとろみ剤など飲み込む力が弱い方用の特殊食材の確保にも努める。

(1) 食糧の供給実施の決定

① 供給実施の決定者

ア 食糧の供給業務の実施決定

食糧の供給業務は、本部長(市長)が行う。本部長(市長)は、災害により指定避難所に収容され、又は食糧や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食糧の供給の実施を決定する。

イ 市において供給不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 「プッシュ型」支援の実施

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないときは、千葉県より、要請がなくとも、必要最低限の水、食糧、生活必需品等が支給される「プッシュ型」支援が行われることとなっている。

エ 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助する。本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、災害救助法による食糧の供与の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。

② 供給対象者

応急食糧の供給の対象者は、次のとおりとする。

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

応急食糧の供給対象者

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、車中避難者や一時縁故先等へ避難する者（※1）
- エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食糧を得る手段のない者
- オ 災害応急対策活動従事者（※2）

※1 一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

※2 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

③ 食糧供給の内容

応急的に供給する食糧は、市が備蓄する保存食（サバイバルフーズ・アルファーマイゼン）及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、スーパー等から梅干し、佃煮等の副食を調達する。

また、乳児の食糧は、原則として、市が備蓄する粉ミルク、販売業者等からの調達によるものとする。

(2) 需要の把握

応急食糧の必要数の把握は、関係各班がそれぞれ集計し、商工観光班がまとめる。

なお、商工観光班長は、把握した食糧の必要数（食数）を防災安全班長を通じて本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定を以て必要数の調達・輸送を行う。

必要数の把握の分担

- ① 指定避難所については、それぞれ担当の指定避難所において集計したものを所管施設の班長を通じて防災安全班に報告する。
- ② 住宅残留者については、調査班が関係各班、関係機関、区等自治会長及び自主防災組織等の市民組織の協力を得て報告する。
- ③ 災害応急対策活動従事者については、防災安全班が関係各班の協力を得て報告する。

(3) 食糧の確保

① 市の食糧確保体制

食糧の確保は、商工観光班長が本部長（市長）の指示に基づき、次のとおり行う。

- ア サバイバルフーズ・アルファーマイゼンについては、市の備蓄品を使用する。
- イ 梅干し、佃煮等の副食については、スーパー等から、粉ミルクについては、市の備蓄品及び販売業者から緊急調達する。

② 政府所有米穀の調達

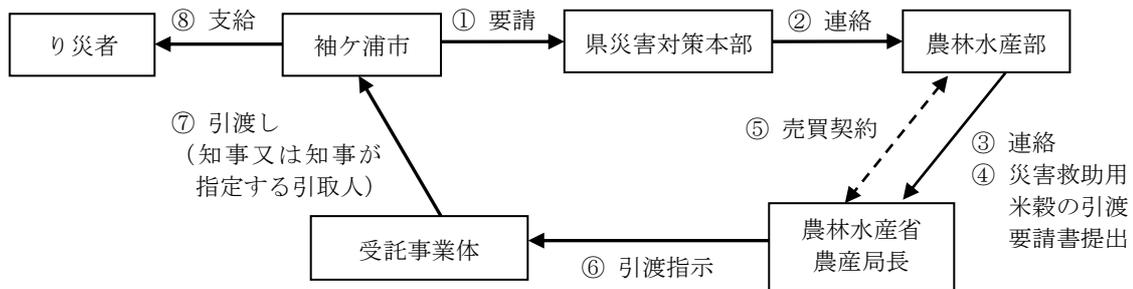
ア 政府所有米穀の調達は、本部長（市長）が給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の引渡要請を行うものとする。

イ 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続きがとれないときは、本部長

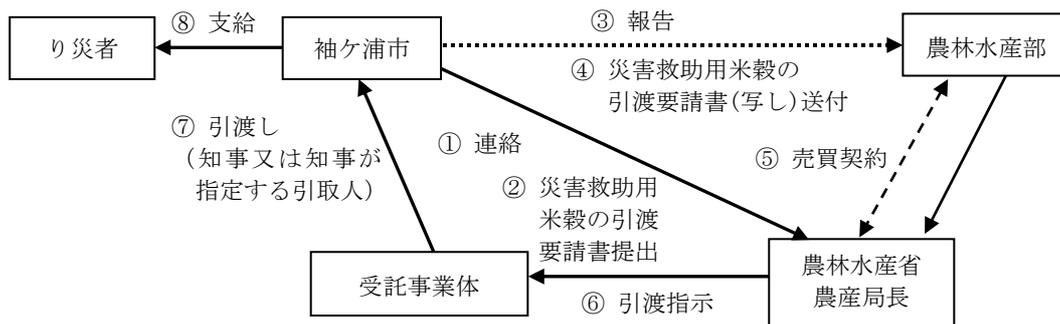
(市長)は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、あわせてその旨を千葉県に連絡する。

政府所有米穀の受渡し系統図

(市からの要請を受け、千葉県が要請する場合)



(市が直接、要請した場合)



(4) 食糧供給活動の実施

① 食糧の輸送

食糧供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は商工観光班が行い、農林振興班が応援する。

商工観光班長は、市において調達した食糧及び千葉県等から支給を受けた食糧を指定避難所等の給食地へ輸送が効率的に行われるよう総括する。

② 食糧の集積場所

食糧の集積場所（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所を選定する。

食糧の集積場所

名称	所在地	電話番号
J A きみつ平川経済センター	袖ヶ浦市上泉 361	75-2001

③ 食糧の供給

ア 供給食糧

供給する食糧は、災害発生第1日目（3食）は、サバイバルフーズとし、第2日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

イ 供給基準

供給基準

品目	基準
(ア) カンパン	1食当たり1パック5枚
(イ) サバイバルフーズ	1食当たりクッキー3～4枚、副食25g（乾燥状態）
(ウ) アルファ化米	1食当たり100g（乾燥状態）
(エ) 米穀	1食当たり精米200g以内
(オ) 食パン	1日当たり200g（約半斤）以内
(カ) 粉ミルク	乳幼児1日当たり150g以内

※ただし、救助作業に従事する場合に当たっては米穀（精米）換算1食当たり300g以内

ウ 炊き出しの実施

炊き出しは、学校給食センターを利用し、給食班が行うが、必要に応じて、日本赤十字社奉仕団、自主防災組織及び民間業者等に協力を依頼する。

3 生活必需物資の供給（農林振興班、商工観光班）

(1) 供給実施の決定

① 供給実施の決定者

ア 被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、本部長(市長)が行う。

イ 市において供給不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ なお、壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないときは、千葉県より、要請がなくとも、必要最低限の生活必需物資等が支給される「プッシュ型」支援が行われることとなる。

エ 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助する。本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

※資料編 資料2-1 災害時における各種協定締結先一覧

② 供給対象者

生活必需物資の供給の対象者は、次のとおりとする。

供給対象者

住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって次に掲げる者
ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

なお、生活必需物資の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても生活必需物資の応急供給を実施する。

③ 応急給付の内容

生活必需物資の応急給付は、次の品目の範囲内で行う。

生活必需物資の給付内容

ア 寝 具…就寝に必要な最小限度の毛布等
イ 衣 類…上着、下着、防寒着等
ウ 身回り品…タオル、手拭い、運動靴、傘等
エ 炊事用具…鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
オ 日用品…石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等
カ 光熱材料…マッチ、ロウソク、灯油等
キ 食器

④ 給与又は貸与期間

災害発生の日から10日以内とする。

⑤ 給与又は貸与限度額

ア 夏季（4月から9月まで） 災害救助法の限度額以内

イ 冬季（10月から翌年3月まで） 災害救助法の限度額以内

(2) 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、前記2(2)を準用する。

(3) 生活必需物資の確保

商工観光班長は、本部長(市長)の指示に基づき、市の備蓄品及び販売業者等から調達する。また、必要に応じて農林振興班は調達の応援を行う。

(4) 生活必需物資供給活動の実施

生活必需物資の供給活動の実施は、前項を準用する。供給(貸与)の基準は、災害救助法の範囲内で行う。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

4 燃料の調達（防災安全班）

災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

5 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び判定の実施（資産管理班）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であることから、「袖ヶ浦市被災建築物応急危険度判定震前判定計画（平成26年10月改訂）」に基づき、次の施策を推進する。

(1) 応急危険度判定の実施

① 実施機関

ア 被災建築物応急危険度判定は、市長が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行う。

② 袖ヶ浦市被災建築物応急危険度判定実施本部及び検討会議の設置

市は、市域内における被災建築物応急危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部の設置と同時に、「袖ヶ浦市被災建築物応急危険度判定実施本部」（以下、「判定実施本部」という。）を設置するとともに、被災建築物応急危険度判定の実施要否を決定するために、災害対策本部内に「袖ヶ浦市被災建築物応急危険度判定実施検討会議」（以下、「判定実施検討会議」という。）を設置する。

③ 応急危険度判定士の確保

ア 市職員の判定士としての養成・登録

市は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の資格を有する市職員について、千葉県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努める。

イ その他の判定士の確保

資産管理班は、次の方法により、建物の応急危険度判定の有資格者を確保する。

(ア) 市内建築関係団体へ要請する。

(イ) 千葉県、他市町村の応援を要請する。

(ウ) ボランティアの募集のための広報を行う。

※資料編 資料 2-46 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

(2) 判定の実施

① 判定実施本部の設置基準

市において震度5強以上の地震が発生し、災害対策本部が設置された場合、本部長(市長)は、判定実施本部を設置し、資産管理班長を判定実施本部長に任命する。

また、同時に、災害対策本部内に判定実施検討会議を設置する。

ただし、震度5弱以下の地震が発生した場合においても、市長は被害状況により必要に応じて判定実施本部及び判定実施検討会議を設置することができる。

② 判定実施本部（窓口）の設置

資産管理班は、多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、資産管理班又は空きスペースに、判定実施本部（窓口）を設置し、次の環境整備を行う。

- ア 活動拠点の準備
- イ 一般建築物判定コーディネーターの配置（受入れ判定士の取りまとめと割り振り、指示）
- ウ 判定に必要な用具の準備
- エ 調査表、結果表の準備
- オ 情報収集

③ 判定作業の概要

ア 判定の実施方法

判定実施本部長は、判定実施区域を設定のうえ要判定対象建築物棟数を推計し、その推計した要判定対象建築物棟数及び判定実施区域の規模・被災状況等に基づき、実施可能な判定方法を次のオペレーションタイプから選択する。

ただし、通常の判定方法は「タイプ2」とする。

- (ア) タイプ1：被災建築物の所有者等の要請に応じた対象について、立入調査を含む判定方法
- (イ) タイプ2：被災建築物の全てを判定する調査で、外観調査を基本とする判定方法
- (ウ) タイプ3：被災建築物の全てを判定する調査で、立入調査を基本とする判定方法（立ち入り権限を有する行政職員が必要となる。）

なお、実際の判定士の判定方法等については、「千葉県被災建築物応急危険度判定士業務マニュアル」による。

イ 判定対象建築物及び判定順位の想定

判定建築物及び判定順位については、次のとおりとする。ただし、地区ごとの被災戸数等の状況から見直すこととする。

- (ア) 医療機関
- (イ) 社会福祉施設
- (ウ) 共同住宅
- (エ) 戸建住宅

ウ 判定結果表を目立つ場所に貼る。

エ 判定結果について必要に応じて使用者らに説明する。

④ 判定後の措置

判定実施本部解散後、必要に応じて相談窓口の設置や建築関係団体への協力要請を行う。

6 被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施（都市整備班）

大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努める千葉県
の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、市内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、千葉県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(3) 判定の実施

① 判定士の確保

都市整備班は、次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 市内土木、建築、宅地開発関係団体へ要請する。
- イ 千葉県、他市町村の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

② 判定実施本部（窓口）の設置

都市整備班は、多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、都市整備班又は空きスペースに、判定実施本部（窓口）を設置し、次の環境整備を行う。

- ア 受入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止などを表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

③ 判定作業の概要

- ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分する。

④ 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立ち入り禁止の措置をとる。

7 住宅の応急対策（総務班、地域福祉班、調査1班、調査2班、都市整備班）

(1) 応急仮設住宅の供与

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

① 実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅の供与は、本部長（市長）が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

ただし、本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う補助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 応援要請

市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

② 供与の方法

ア 建設

(7) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、次の条件を考慮し選定する。

建設地の条件

(a) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
(b) 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
(c) 児童生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること。
(d) 交通の便がよいこと。
(e) 原則、公有地であること。ただし、やむを得ず私有地を利用する場合には、市は所有者等と十分協議し、所有者と賃貸契約書を取り交わすこと。
(f) 敷地が広大であること。

※資料編 資料9-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

(イ) 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、市の意見を踏まえ知事が供給戸数を決定する。

(ウ) 建設の基準

構造及び規模等	(a) 構造 平屋2戸建及び4戸建 (b) 規模 1戸当たり29.7㎡(9坪)以内 (c) 応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (d) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。
費用	1戸当たり建設費の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

(エ) 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

供与期間は、工事完了の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

(オ) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、袖ヶ浦市建設業協同組合に協力を要請する。

※資料編 資料2-5 袖ヶ浦市建設業協同組合員名簿

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

イ 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

③ 入居者の選定

ア 入居資格基準

災害時において現実に市内に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家のない者であって次に掲げるものとする。

入居資格基準

- | |
|--|
| (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
(イ) 特定の資産のない失業者
(ウ) 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
(エ) 特定の資産のない高齢者・病弱者並びに障がい者（児）
(オ) 特定の資産のない勤労者
(カ) 特定の資産のない小企業者
(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者 |
|--|

イ 入居者の選定

入居者の選定は、次のとおり行う。

入居資格基準に基づき、被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力その他を勘案の上、本部会議において決定する。

エ 応急仮設住宅の管理

都市整備班長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各班長と調整するものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理

災害により、住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

① 応急修理実施の決定

ア 実施者

住宅の応急修理は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

なお、市のみでは処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

ウ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

応急修理の実施対象者

- | |
|---|
| (ア) 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある市民 |
| (イ) 自らの資力では、住家の修理ができない市民 |
| (ウ) 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる市民 |

エ 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施(給付)するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

② 修理の実施

ア 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付(原材料費、労務賃等)をもって実施する。

イ 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

③ 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

ア 市営住宅又は付帯施設の被害状況は、建築住宅班が早急に調査を行う。

イ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止の周知を図る。

ウ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くこと

ができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(3) 災害相談の実施

① 災害相談窓口の開設

秘書広報班長は、大規模な災害が発生したとき、若しくは本部長(市長)の指示があったときは、市役所に災害相談窓口を開設し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

② 千葉県による災害相談の実施

ア 千葉県は、県庁内に被者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。

イ 被災者への相談事業等の展開

千葉県は、災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため、被災地及び指定避難所において専門家等による相談等の事業を行う。

ウ 千葉県は、被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部署及び市と緊密な連携を図る。

③ 防災関係機関による災害相談

ア 各警察署

木更津警察署は、警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務に当たる。

イ その他防災関係機関

本部長(市長)は、必要に応じて電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

(4) り災証明書の発行(総務班、地域福祉班、調査1班、調査2班)

市は、り災した世帯の再建復興のために、手続書類としてり災証明書を発行する。り災証明の発行に必要な手続は、次のとおりとする。

① 発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、原則として通常の執務体制で対応できる災害の場合は地域福祉班が行い、特別な執務体制が必要となる大規模災害等の場合には災害対策本部の決定により「袖ヶ浦市り災証明書等交付マニュアル」に基づき受付・交付窓口(以下、「り災証明窓口」という。)を開設して行う。

り災証明窓口は、総務班を総括責任者として、関係班による実施体制を構築するとともに、必要に応じて他の市町村等や関係機関の応援を求める。

なお、住家等の被害認定調査について、地域福祉班又はり災証明窓口から調査の依頼があった場合は調査1班及び調査2班が実施する。

② 発行の手続

地域福祉班又はり災証明窓口は、個別調査結果に基づきり災台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、り災者台帳により確認の上発行するとともに、その旨

をり災証明書交付簿に記録する。

なお、り災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、り災証明書を発行する。

③ 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

証明の範囲

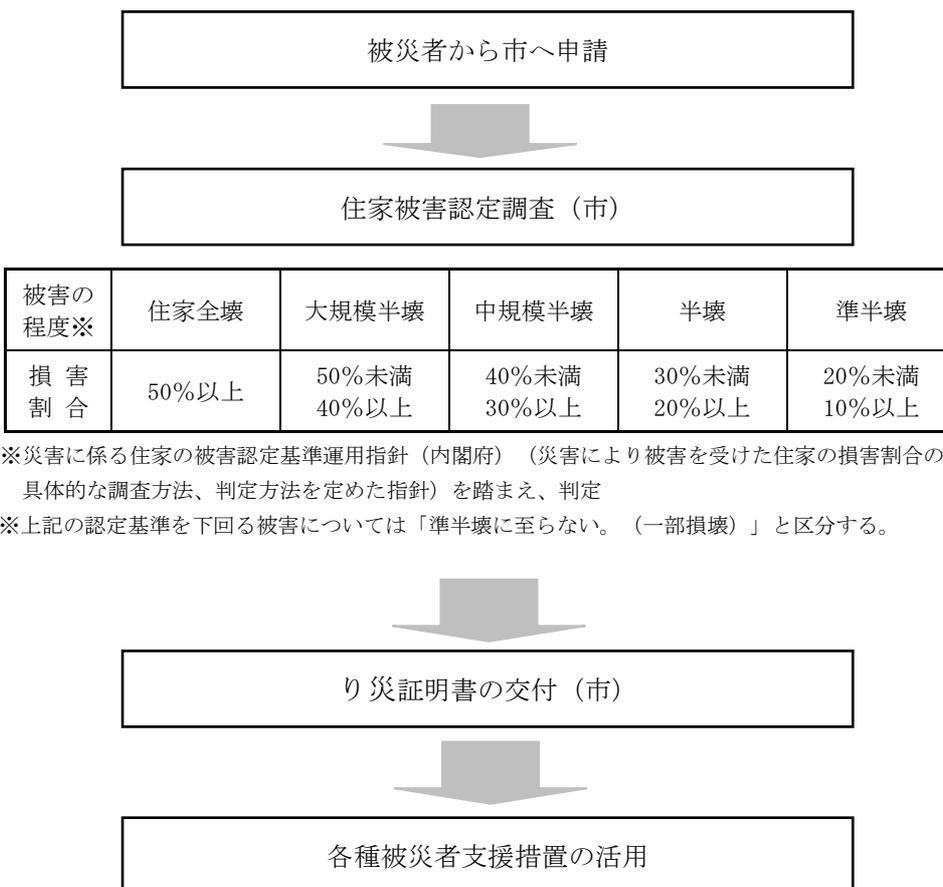
ア 住家	
(ア) 全壊、全焼、流失	(エ) 床上浸水
(イ) 大規模半壊	(オ) 床下浸水
(ウ) 半壊、半焼	(カ) その他市長が必要と認める事項

※資料編 様式4 り災証明書発行申請書及びり災証明書の様式

④ 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

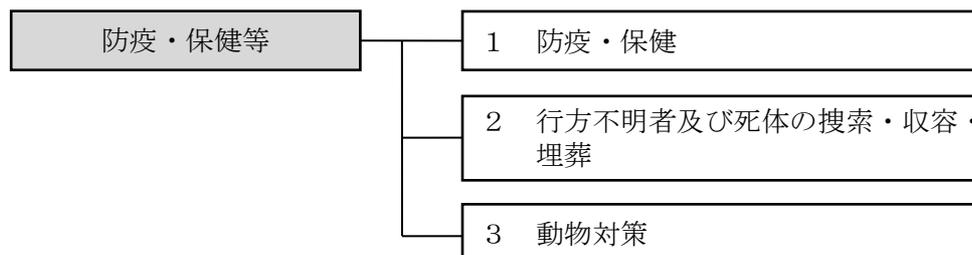
り災証明書の交付の流れ



第16節 防疫・保健等 ‹市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、君津健康福祉センター›

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

【 体系 】



1 防疫・保健（医療班、君津健康福祉センター）

(1) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び千葉県が実施する。

(2) 防疫担当の編成

市は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、医療班の中から防疫担当を編成する。

防疫担当は、医療班及び君津健康福祉センターと密接な連携のもと、災害の状況に応じて編成する。

なお、検病調査及び健康診断は、知事が実施責任者として行う。

(3) 防疫活動の実施・内容

① 防疫活動の実施

医療班長は、次のとおり防疫活動を実施する。

ア 医療班長は、指定避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。

イ 医療班長は、病舎収容力を確認する。

ウ 感染症が発生した時は、必要に応じて患者を搬送するとともに、搬送後、千葉県及び本部長（市長）へ報告する。

なお、入院勧告は君津健康福祉センター長が実施する。

エ 市民の社会不安の防止を図るため、防災安全班を通じて秘書広報班に市民への広報を依頼するとともに、広報活動の強化に努める。

オ 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時君津健康福祉センターに報告する。

② 防疫活動の内容

防疫活動は次のとおりとする。

なお、市は、指定避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに千葉県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

ア 感染症対策

感染症対策

- (ア) 被災地及び指定避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。
- (イ) 感染症患者を発見した時は、君津健康福祉センター及び（一社）君津木更津医師会等と協力して法の規定により必要に応じて入院を勧告する。
- (ウ) 必要に応じて次の措置をとる。
 - a 手指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布
 - b 感染症発見箇所の消毒の実施
 - c 広報の依頼

イ 消毒の実施

次の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

なお、消毒は、感染症法第27条第2項の規定により行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

消毒実施が必要な場合

- (ア) 感染症が発生したとき。
- (イ) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
- (ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のあるとき。
- (エ) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- (オ) 土壌還元によるし尿処理を行うとき。
- (カ) ねずみ族、昆虫が大量に発生したとき。
- (キ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

ウ 感染症対策・消毒の手順

感染症対策及び消毒の手順は、次のとおりとする。

消毒手順

- (ア) ほこりから目や口を保護するため、ゴーグル・マスクを着用する。
- (イ) 清掃中のけが予防に、手袋・底の厚い靴などを着用する。
- (ウ) ドアと窓をあけて、しっかり換気をする。
- (エ) 汚泥等は十分に取り除き、しっかり乾燥をする。
※清掃が不十分だと、消毒の効果を発揮できない。

③ 衛生活動

衛生活動は、次のとおりとする。

ア 被災者に対する衛生指導

指定避難所に収容した被災者及び地域の市民に対して、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するための食糧衛生監視、給食施設の衛生活動、検査を必要に応じて実施するとともに、被災者等への食糧衛生知識の普及に努める。

ウ 検病検査等

君津健康福祉センターの検病検査に協力し、感染症の発生等を未然に防ぐため、指定避難所及び被災地域において、検病・検水検査を実施する。

④ 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が保有するものを使用して行うが、不足する場合は、千葉県及び薬剤師会等に協力を要請し調達する。

(3) 保健活動の実施

市及び君津健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施する。

① 避難所外避難者の把握

医療班は災害発生時において、要配慮者や車中避難者を含む避難所外避難者等の把握に努めるとともに、君津健康福祉センターと要配慮者や避難所外避難者に関する情報の共有・交換を行う。

② 健康管理の実施

医療班は、(一社)君津木更津医師会、(一社)君津木更津歯科医師会及び君津健康福祉センター等との連携の下に、巡回により被災者の健康状態を把握し、心身の状況に合わせた助言を適宜実施する。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

③ エコノミークラス症候群の予防活動

君津健康福祉センターが実施する健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症／肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

④ 入浴施設に係る情報提供

医療班は、被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

⑤ 医療班は、君津健康福祉センターと連携して、被災者の心のケアや災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

2 行方不明者及び死体の搜索・收容・埋葬（市民班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に收容するための收容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

- ① 死体の搜索、收容、処理及び埋葬は、次のとおり本部長(市長)が行う。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとし、本部長(市長)はこれを補助する。
- ② 本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ なお、市のみで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、他市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- ④ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体收容所、検視場所、死体安置所）の確保は、市及び千葉県が場所の選定を行う。
※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間
※資料編 様式5 行方不明者の搜索受付から火・埋葬までの様式

(2) 行方不明者・死体の搜索

- ① 搜索依頼・届出の受付
所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、市民班が次のとおり行う。

搜索依頼・届出の受付

<p>ア 市民班は、市役所及び行政センターに「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。</p> <p>イ 届出を受けた時は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。</p> <p>ウ 「届出」については、まず避難者名簿を当たり、確認する。</p> <p>エ その他災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者名簿）を作成する。</p>
--

- ② 搜索の実施
搜索は、要搜索者名簿に基づき、消防部・消防団が木更津警察署、自衛隊その他の関係機関及び区等自治会、自主防災組織、奉仕団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

捜査の実施方法

- ア 捜索活動は、市民班が作成した要捜索者名簿等に基づき、消防部・消防団が連絡を密接にとりながら実施する。
- イ 捜索活動中に死体を発見したときは、災害対策本部及び木更津警察署に連絡する。
- ウ 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- エ 捜索の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 死体の処理

① 検案医師等の出動要請

市長は、検案医師等について、必要に応じて（一社）君津木更津医師会長、（一社）君津木更津歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部袖ヶ浦市地区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

② 死体の処理

原則として、現地において木更津警察署が検視（見分）した後、死体の検案等の処理を実施する。

なお、市で死体を処理する場合は、次のとおりとする。

市で死体を処理する場合

- ア 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合
- イ 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。
- ウ 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、木更津警察署の死体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

死体の処理内容

- ア 死体の検案は、地域福祉班及び医療班が、（一社）君津木更津医師会等に依頼し実施し、必要に応じ知事、他の市町村長等に応援を求める。
- イ 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに検案書を作成する。
- ウ 身元不明者については、死体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- エ 検案を終えた死体は、関係各班、各機関の協力を得て死体収容所（安置所）へ輸送する。

③ 死体の収容・安置

地域福祉班は、検案を終えた死体について、警察、（一社）君津木更津歯科医師会及び区等自治会などの協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、次のとおり、収容・安置する。

死体の収容・安置手順

- ア 市内の寺院、公共施設等死体収容に適切な場所を選定して、死体収容所（安置所）を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- イ 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- ウ 死体の検案書により、死体処理台帳を作成する。
- エ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- オ 市民部に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- カ 遺族その他より死体引き取りの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理の上引き渡す。

(4) 火・埋葬

引き取り手のない死体の取扱い及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、環境管理班と協力し死体の火葬、仮埋葬を実施する。

火・埋葬方法

- ① 引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 火葬又は埋葬に付する場合は、火・埋葬台帳により処理する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- ⑤ 死体が多数のため、火葬場で処理できないときは、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- ⑥ 仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂へ改葬する。
- ⑦ 火・埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ア 火葬場

火葬場所

木更津市火葬場	木更津市大久保 840-3
いちはら聖苑	市原市今富 1088-8

イ 埋葬場所

埋葬場所

袖ヶ浦市神納 4072-2	墓 地 515㎡
---------------	----------

(5) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時千葉県に報告する。

3 動物対策

千葉県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、市は協力する。

(1) 千葉県動物救護本部及び動物救護センターの設置

千葉県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

(2) ペットの遺棄、逸走

君津健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

(3) 特定動物の逸走

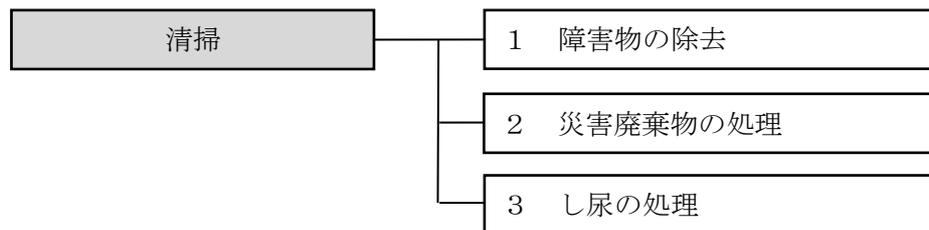
また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第17節 清掃 ‹環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団›

災害に伴う住宅関係や河川・港湾関係等の障害物を除去することにより、災害の拡大防止、交通路の確保等災害応急措置を迅速かつ円滑に推進する。

また、災害により、多量のごみや災害廃棄物が排出されるなど、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

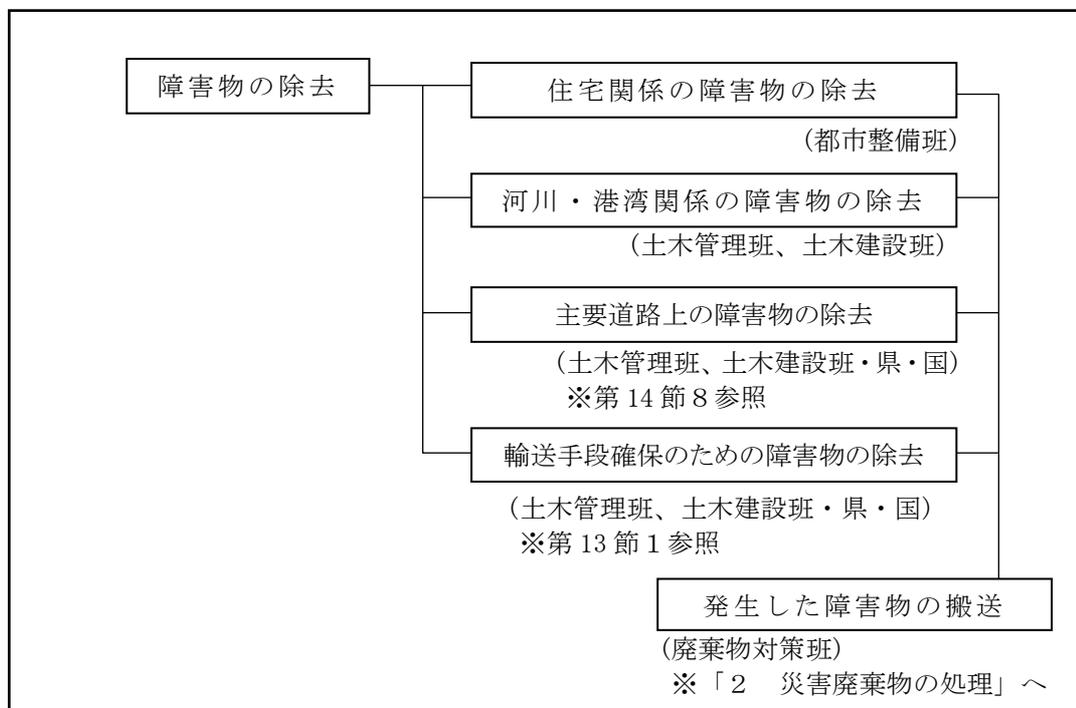
【 体系 】



1 障害物の除去（廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団）

障害物の除去の区分は、次のとおりである。

障害物除去の体系



(1) 住宅関係の障害物の除去

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない市民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

① 実施者

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい傷害を及ぼしている場合、その除去は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

市において処理不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

② 除去すべき対象

住家及びその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に基づき、次のすべての条件に該当する住家を対象とする。

除去すべき対象

- | |
|---|
| <p>ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの</p> <p>イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。</p> <p>ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの</p> <p>エ 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること。</p> |
|---|

③ 除去の実施**ア 災害救助法適用前**

災害救助法の適用前は、本部長(市長)が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、都市整備班長は建設業協同組合等の協力を得て実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 市は、除去対象戸数及び所在を調査し知事に報告する。

(イ) 市のみで除去不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機器等の上乗費又は購入費、輸送費及び人夫費で、災害救助法の限度額以内とする。

(エ) 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

※資料編 資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

④ 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するに当たっては、次の点について、十分留意して行うものとする。

除去作業上の留意事項

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得るものとする。
- イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。
- ウ 障害物の集積は、収集作業のしやすいよう関係各班と協議して、廃棄すべきものと保管すべきものとを区分する。

⑤ 健康被害の防止対策

市は、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について、市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(2) 河川・港湾関係の障害物の除去

① 河川関係障害物の除去

土木管理班長、土木建設班長は、河川等の機能を確保するため、災害時における市内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に橋脚、暗渠流入口及び工事箇所 of 仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各班、関係機関及び建設業協同組合等と協力して実施するものとする。

② 港湾の障害物の除去

港湾等に流入した障害物の除去は、港湾管理者が行う。

2 災害廃棄物の処理（廃棄物対策班）

市は、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき策定した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」に則り、発災後に「袖ヶ浦市廃棄物処理実施計画」を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(1) 実施者

① 被害地帯の清掃

災害時における被害地帯の清掃は、本部長（市長）が実施し、千葉県、他市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

② 大量の廃棄物が発生した際の協力要請

市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互応援細目協定」に基づき相互に援助協力をを行う。また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

③ 国による代行処理

大規模災害等により、極めて大きな被害を受けた場合、市は環境大臣に、災害対策基本法第86条の5の規定に基づいて指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。

※資料編 資料 2-3 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書

※資料編 資料 2-52 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（エコシステム千葉（株））

(2) 処理すべき量の推定

大規模な地震等の発生により直接排出されるごみの量及び一般生活上排出される量は、次の基準により推定する。

ごみ処理の算出基準

事 項			被災世帯1棟当り(t)
災害発生による排出量	南海トラフ巨大地震	全壊	117
		半壊	23
	首都直下型地震	全壊	161
		半壊	32
	火災減少率		34%
	浸水被害	床上浸水	4.6
床下浸水		0.62	
避難所排出ごみ(1人1日)			620g

(3) 災害廃棄物の処理方針

① がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として最終処分場で適正に処分することとする。

② 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

③ 生活ごみ

生活ごみ（指定避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

④ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を市民に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

(4) 第一次処理対策の実施

① ごみの一時集積

災害発生後収集可能な状態になった時点から10日間以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

② 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、次の点に留意し行う。

一時集積場の選定条件

- ア 他の応急対策事業に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入及び搬出に便利なこと。
- エ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。

③ ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、廃棄物対策班が災害廃棄物処理実行計画を作成し、その実施については、原則として、次のとおり行う。

- ア 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、（株）かずさクリーンシステムへ搬送し焼却処理する。
- イ 所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物は、土木管理班及び土木建設班が一時集積場まで建設業協同組合等の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- ウ 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接搬送の協力を要請する。
- エ 収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、医療班と連携し定期的な消毒を行う。

(5) 第二次処理対策の実施

一時集積場に集積されたごみは、（株）かずさクリーンシステムで焼却・破砕処分し最終処分場へ搬出する。

また、建築物等の災害廃棄物は、可能な限り分別を行い、資源の再利用を図る。

なお、第二次処理対策は、第一次処理対策が終了後、すみやかに実施するものとする。

3 し尿の処理（環境管理班、廃棄物対策班）

(1) 実施者

① 被害地帯の清掃

災害時における被害地帯の清掃は、本部長（市長）が実施する。し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要があることから、速やかに収集・処理の体制を確立し、千葉県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、し尿の適正かつ円滑な処理に当たる。

② 大量のし尿の発生又は処理ができない場合際の協力要請

災害等による大量のし尿の発生又はし尿処理施設が被災し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行うほか、必要に応じ、千葉県が協定を結んでいる「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」等に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) 処理すべき量の推定

大地震の発生後に処理すべきし尿の量は、倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿、及び使用できなくなった下水道処理区域の世帯から排出される分の合計となる。

そのため処理すべき量は、次の状況により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とするものとする。

し尿汲み取り量の状況

①	1人1日当たり市汲取量	1.7L
②	1世帯当たりの人員	2.6人
③	1世帯当たり1日の市汲取量	3.7L

(市町村公共施設状況調査資料より)

(3) 仮設トイレの設置

大規模な災害が発生したときは、廃棄物対策班長は「災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書」により、君津地域清掃業組合と協力し、仮設トイレの調達及び設置をする。

また、環境管理班長は、仮設トイレの設置を補佐し、市備蓄品及び調達によりマンホール式及び貯留式仮設トイレを設置する。

設置の箇所は、下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置するものとする。期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長(市長)がその必要がないと認めるときまでとする。

仮設トイレの設置箇所

- | | |
|---|--------|
| ① | 指定避難所 |
| ② | 高層集合住宅 |
| ③ | 住宅密集地 |

(4) 収集・処理の実施

貯留したし尿の収集・処理は、廃棄物対策班が計画を策定し行う。最終処分は、し尿処理場への搬送によるものとし、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し行う。

なお、各処理施設並びに下水道管路等の排水施設の処理機能が確認された場合は、最寄りの汚水マンホール等から直接投入するものとする。

① 収集・処理の実施**ア 収集・処理の優先箇所**

し尿の収集・処理については、指定避難所及び病院等を優先して業者等の協力により行う。

イ 汲み取り量

被害の状況や処理の状況に応じて、貯留槽の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

② 容器等への溜め置き要請

最悪の事態には、市としての収集処理体制が整うまでの期間について、容器等へ

の溜め置きを市民へ要請するものとする。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方式について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

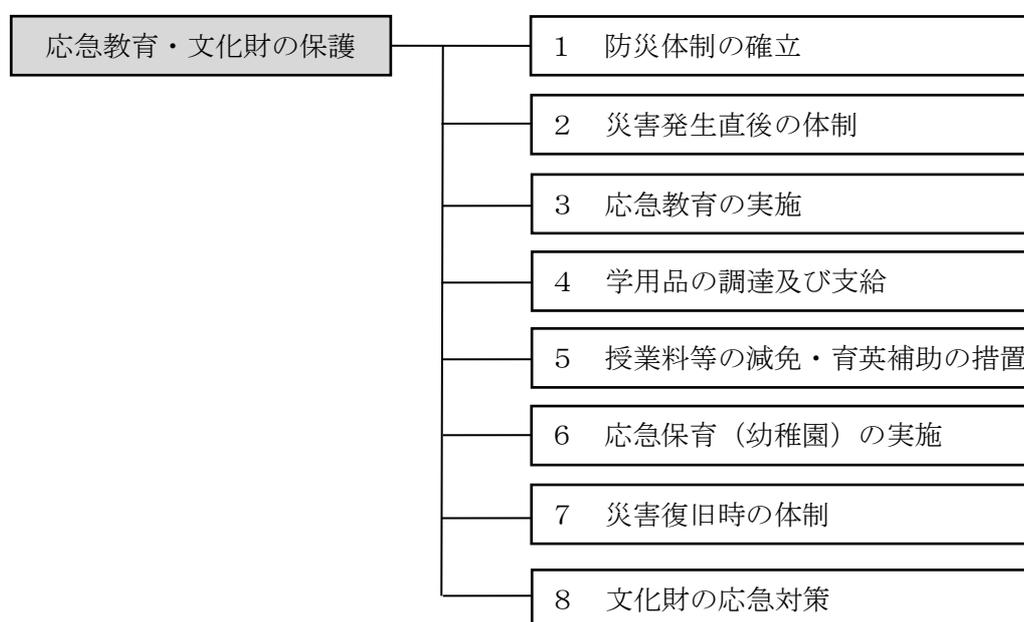
第18節 応急教育・文化財の保護 ≪保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、給食班≫

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり、就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

【 体系 】



1 防災体制の確立（教育部）

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災等過去の災害の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前措置

学校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じる。

- ① 学校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- ② 学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - ア 計画的に、防災に関わる施設・設備の点検・整備を図る。
 - イ 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討する。
 - ウ 保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引渡しに関するル

ールをあらかじめ定めておく。なお、保護者との連絡は学校連絡メールや連絡網などにより行うものとする。

エ 市、警察署、消防署及び保護者への連絡網を確立する。

オ 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 任務の概要

① 教育部長

ア 大規模な災害時に備え、必要な危険防止措置の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検、災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てるよう、学校長に指導助言する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。

② 学校長

ア 学校の立地条件などを考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。また、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。

イ 関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。

ウ 自らテレビやラジオ放送のほか、防災行政無線、生活安全メールなどにより、地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

エ 児童生徒への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

オ 状況に応じて児童生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

③ 教職員

教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

2 災害発生直後の体制（教育総務班、学校教育班）

千葉県では、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成している。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

(1) 発災直後の措置

学校長は、災害が発生した場合には、次のような対策及び措置を講じる。

① 状況に応じ、緊急避難の指示及び誘導を行う。

② 災害の規模並びに児童生徒・教職員・校舎等の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告する。

- ③ 状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、市教育委員会に報告する。
- ④ 指定避難所開設前に被災地域等からの避難者があった場合は、学校教育班を通じ本部長(市長)に対して人数、状況等を報告する。
- ⑤ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集し、災害応急・復旧対策に協力して、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。

(2) 任務の概要

① 教育部長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、学校教育班長に所轄の学校ごとの分担を定めて、情報及び指令の伝達を行うようにする。また、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括に当たる。

② 学校長

ア 避難指示及び誘導

状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。

また、避難完了後速やかに学校教育班長にその旨を報告する。

イ 下校させることが危険な場合の措置

災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、学校教育班長にその旨報告する。

ウ 被害状況の把握

災害の規模、児童生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、学校教育班長に報告する。

エ 教職員の招集、参集状況の報告

勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集する。参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、学校教育班長に報告する。

オ 指定避難所の設置等

指定避難所開設前に被災した地域等からの避難者があった場合には、人数、状況等を学校教育班長に報告する。

また、教育総務班長より指定避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務を行う。

③ 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

3 応急教育の実施（教育総務班、学校教育班、給食班）

(1) 施設・職員等の確保

- ① 学校長は、概ね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育の実施場所

災害の程度	応急教育実施のための場所
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	ア 特別教室 イ 屋内運動場（体育館） ウ 二部授業の実施
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	ア 公民館等の公共施設 イ 近隣学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	ア 市民の避難先の最寄の学校、公民館、公共施設 イ 応急仮設校舎の設置

- ② 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況に対応して速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。また、応急教育の実施が決まり次第、速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- ③ 学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長の指示に基づくが、初期においては、概ね次のとおり行う。

① 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、トイレ等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導	ア 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 イ 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

② 学習に関する教育内容

ア 器具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。
--

(3) 児童生徒の救護

学校施設内における児童生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等がこれに当たる。重傷者がある場合は、救護所に搬送する。

(4) 学校給食の応急対策

学校給食については、原則として、一時中止する。給食班は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

4 学用品の調達及び支給（学校教育班）

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(1) 実施者

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

① 給与の対象

ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。

イ 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒であること。

ウ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

② 給与の方法

ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

ウ 実際に必要なものに限り支給する。

エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

③ 学用品の品目

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

④ 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

⑤ 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

5 授業料等の減免・育英補助の措置（教育総務班、学校教育班）

(1) 授業料の減免

- ① 千葉県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。
- ② 市は、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

(2) 育英補助の措置

- ① 千葉県は、被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。
- ② 市は、袖ヶ浦市奨学資金貸付条例に規定する奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

6 応急保育（幼稚園）の実施（保育幼稚園班、学校教育班）

市は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、保育所（園）（幼稚園）と連携し、次の措置を講ずる。

なお、幼稚園における応急保育の名称については次のように読みかえるものとする。

保育所（園）	→	幼稚園
保育班長	→	学校教育班長
保育士	→	教諭
保育所医	→	幼稚園医

(1) 事前措置

- ① 保育幼稚園班長は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引き渡し、休園等の適切な措置を指示する。
- ② 保育所（園）長は、保育所（園）の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等についての的確な計画を立てておく。
- ③ 保育所（園）長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。
 - ア 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を実施するとともに、保護者等の連絡方法を複数確保し、その周知を図る。
 - イ 市、警察署、消防署（消防団）等との連絡網を確立する。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引き取りは困難と予想されるため、

残留園児の保護について対策を講じる。

エ 勤務時間外においては、保育所（園）長は、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知する。

(2) 災害発生直後の体制

① 園児の安全確保

ア 保育所（園）長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。

イ 避難時の注意事項

各クラスの保育士は、次の事項に注意し、園児を速やかに避難させる。

避難時の注意事項

- | |
|--|
| <p>(ア) あらかじめ定めた避難場所を確認する。</p> <p>(イ) 左手で右腕を軽くおさえ、順に避難する。</p> <p>(ウ) 前の人を追いこさず、話をしないで避難する。</p> <p>(エ) 保育士は、室内を確認して園児とともに避難する。</p> <p>(オ) 避難場所に到着した順に整列し、人員点呼を行う。</p> <p>(カ) 指示があるまでその位置を離れない。</p> |
|--|

② 被害状況の把握

保育所（園）長は、災害の規模、園児・職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに保育班長を通じて、本部長（市長）に報告する。

③ 活動体制

ア 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の保育所（園）に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育所（園）の管理等のために必要な体制を確立する。

イ 保育所（園）長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。

ウ 保育班長は、保育所（園）長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の保育所（園）ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。

あわせて、保育所（園）の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括に当たる。

(3) 応急保育の実施

① 保育所（園）長は、職員を掌握して、保護者及び園児の被災状況を把握する。

② 保育所（園）長は、保育所（園）の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。

③ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所（園）において保育する。

(4) 園児の救護

施設内における園児の救護は、原則として、保育所医及び（一社）君津木更津医師

会等に協力を求めこれに当たる。

(5) 給食

給食については、原則として、一時中止する。

7 災害復旧時の体制

(1) 教育活動の再開に向けての対応

- ① 学校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制の整備に努める。
- ② 教育委員会は、被災学校間との連絡網を確立するとともに、各担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期するほか、指示事項の徹底を図る。
- ③ 応急教育計画に基づき、学校へ収容可能な児童生徒については、学校において指導する。
- ④ 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、健康、安全教育及び生活指導を行うよう努める。
- ⑤ 指定避難所等に学校を提供したため長期間使用不能の場合、学校長は、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- ⑥ 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

8 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

- ① 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに千葉県に報告する。
- ② 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を經由し千葉県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

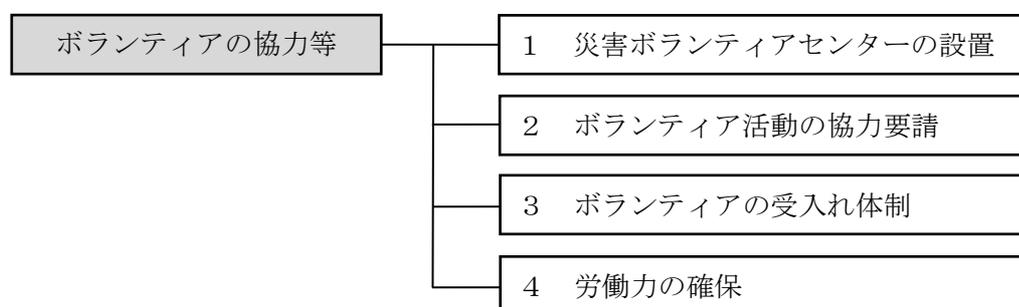
- ① 市は、文化財所有者等や市民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- ② 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、千葉県・市及び市民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第19節 ボランティアの協力等 ≪市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班≫

市は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市は、社会福祉協議会や市内外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

【 体系 】



1 災害ボランティアセンターの設置（防災安全班、社会福祉協議会）

(1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入れ登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当該センターの運営は、市社会福祉協議会が行うものとする。

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、千葉県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、千葉県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。なお、当該センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

市に係る広域災害ボランティアセンターの設置場所は、次のとおりである。

市に係わる広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）

2 ボランティア活動の協力要請（市民協働推進班、地域福祉班）

(1) ボランティア活動の内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

ボランティア活動の内容

<p>① 専門分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救護所での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地危険度判定 エ 外国語の通訳、情報提供 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障がい者（児）等要配慮者の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等 <p>② 一般分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障がい者（児）等要配慮者の介護 オ 清掃 カ その他被災地における軽作業等

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

協力を求める個人、団体

<p>① 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災地周辺の市民（自主防災組織） イ 被災建築物応急危険度判定士 ウ 被災宅地危険度判定士 エ その他 <p>② 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団 イ 袖ヶ浦市社会福祉協議会 ウ （公財）ちば国際コンベンションビューロー エ （一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部 オ その他ボランティア活動団体

(3) ボランティア活動への参加呼びかけ

市民協働推進班及び地域福祉班は、大規模地震が発生した際には、本部長(市長)の指示に基づき、次の手段により、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により、電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

活動への参加呼びかけ手段

- | |
|---------------------------------|
| ① 防災行政無線 |
| ② 広報車 |
| ③ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ |
| ④ アマチュア無線による呼びかけ |
| ⑤ ラジオ、テレビ局等に対する放送要請 |

(4) 災害時におけるボランティアの登録・派遣

- ① 市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置し、一般分野でのボランティア活動を希望する個人及び団体の受け付け及び登録を行う。
- ② 市災害ボランティアセンターで受入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。
- ③ 専門分野等のボランティアを必要とするときは、必要な分野のボランティアの派遣を県に要請する。

分野別窓口

活動分野	個人・団体	県受付窓口	市担当窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保健師、助産師等	健康福祉部 健康づくり支援課 医療整備課 薬務課	市民子育て部 医療班
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部 都市計画課	都市建設部 都市整備班
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	福祉部 高齢者支援班 介護保険班
障がい者(児)支援	支援団体	健康福祉部 障害者福祉推進課	福祉部 障がい者支援班
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー 語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部 国際課	企画政策部 市民協働推進班
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部 危機管理課	総務部 防災安全班

(5) ボランティアニーズの把握

市は、被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(6) 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時における登録、研修制度、災害時における災害ボランティアセンターの活動拠点の確保、ボランティア活動の受入れや調整、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

3 ボランティアの受入れ体制

(1) 受入れ体制の整備

① 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

② 市災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターの活動拠点については、市と社会福祉協議会が協議の上、決定する。

なお、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、千葉県が用意する。

③ 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

ボランティアが活動に必要な資機材については、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

④ 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

⑤ 活動支援

ボランティアの受入れに当たっては、ボランティア活動に必要な各種災害情報を迅速に提供し、常に密接な連絡調整を行う。

また、ボランティア活動を行うために必要な協力と支援を行うこととする。

(2) 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、市は、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入れができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、平常時から連携体制の強化に努める。

(3) 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画一覧

項目	対象	実施内容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他、次の赤十字奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

赤十字奉仕団による個別研修・訓練一覧

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、指定避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	指定避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいを持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、指定避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	指定避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	指定避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

4 労働力の確保

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行う。

(1) 求人の申込み

本部長(市長)は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをするものとする。

(2) 求職者の紹介

本部長(市長)からの求人を受理した木更津公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。

また、本部長(市長)は、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、木更津公共職業安定所長に求職者の開拓に努めるよう要請するものとする。

袖ヶ浦市地域防災計画

<第2編 地震・津波編>

第4章 災害復旧計画

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目次

第4章	災害復旧計画	1
第1節	公共施設の災害復旧 《各部班》	2
1	実施責任者.....	2
2	災害復旧事業の種類.....	2
3	激甚法による災害復旧.....	3
4	市の措置.....	3
第2節	民生安定計画 《総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）》	6
1	被災者に対する支援の情報の提供等.....	6
2	住宅の確保.....	6
3	雇用機会の確保.....	7
4	義援金品の受付及び配分.....	7
5	その他の生活確保.....	8
第3節	経済秩序安定計画 《財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部》	10
1	税等の徴収猶予及び減免.....	10
2	個人被災者への資金援助等.....	11
3	中小企業及び農林業者への支援.....	19
4	流通機能の回復.....	19
第4節	津波災害復旧対策 《総務部、環境経済部、都市建設部》	21
1	河川管理施設.....	21
2	海岸保全施設.....	21
3	津波災害廃棄物処理.....	21
第5節	生活関連施設等の復旧計画《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》	22
1	水道施設.....	22
2	下水道施設・農業集落排水施設.....	23
3	電気施設.....	23
4	ガス施設.....	23
5	通信施設.....	24
6	道路施設.....	24
第6節	激甚災害の指定 《各部班》	26
1	激甚災害に関する調査等.....	26
2	特別財政援助額の交付手続.....	27
第7節	復興計画 《総務部、都市建設部》	28
1	災害からの復興に関する基本的な考え方.....	28

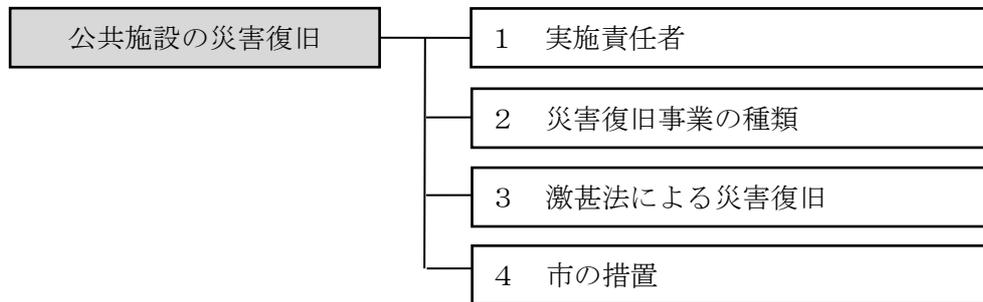
2	改良復旧.....	28
3	復興計画の策定.....	28

第4章 災害復旧計画

節	項目	担当部班等
1	公共施設の災害復旧	各部班
2	民生安定計画	総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）
3	経済秩序安定計画	財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部
4	津波災害復旧対策	総務部、環境経済部、都市建設部
5	生活関連施設等の復旧計画	環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団
6	激甚災害の指定	各部班
7	復興計画	総務部、都市建設部

第1節 公共施設の災害復旧 <<各部班>>

【 体系 】



1 実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

2 災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、概ね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 下水道災害復旧事業
- ⑩ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 公立学校施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 文化財災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

3 激甚法による災害復旧

(1) 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定を受けられるよう、速やかに被害の状況を調査把握し、災害復旧事業が行われるように努める。

(2) 局地激甚災害の指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚法の指定を受けられるよう、速やかに被害の状況を調査把握し、災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

4 市の措置

(1) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(2) 資金計画

① 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

② 激甚法に基づく財政援助等

市において、著しく激甚である災害が発生し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、千葉県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に努める。

なお、激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- | |
|--------------------------------------|
| (ア) 公共土木施設災害復旧事業（第3条1） |
| (イ) 公共土木施設災害関連事業（第3条2） |
| (ウ) 公立学校施設災害復旧事業（第3条3） |
| (エ) 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（第3条4） |
| (オ) 生活保護施設災害復旧事業（第3条5） |
| (カ) 児童福祉施設災害復旧事業（第3条6） |
| (キ) 幼保連携型認定こども園災害復旧事業（第3条6の2） |
| (ク) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業（第3条6の3） |
| (ケ) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業（第3条7） |
| (コ) 障害者支援施設等施設災害復旧事業（第3条8） |
| (ク) 婦人保護施設災害復旧事業（第3条9） |
| (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業（第3条10） |

- (ス) 感染症予防事業（第3条11）
- (セ) 特定私立幼稚園災害復旧事業（第3条11の2）
- (ソ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（第3条12）
- (タ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）（第3条13）
- (チ) 湛水排除事業（第3条14）

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- (ウ) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（第7条）
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（第8条）
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（第9条）
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（第14条）

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第19条）
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（第20条）
- (オ) 水防資材費の補助の特例（第21条）
- (カ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
- (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（第25条）

② その他の法律による財政援助

市は、災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図る。

激甚法以外の法律等による財政援助等は、次に示すとおりである。

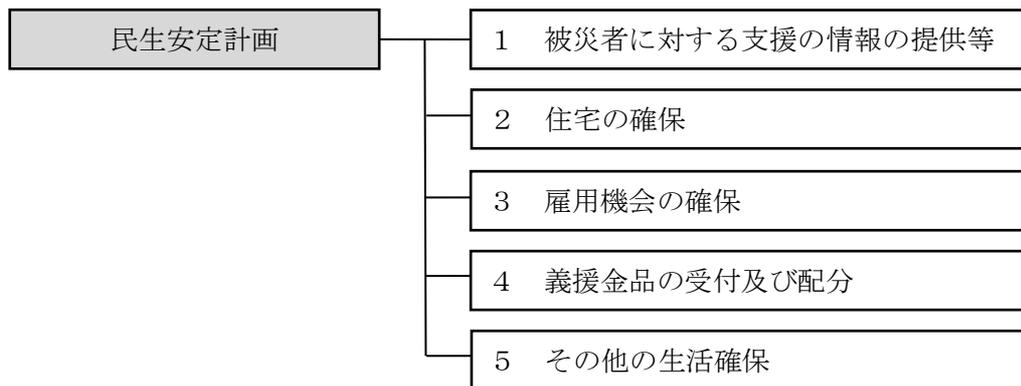
その他の法律等による財政援助等

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 民生安定計画 ≪総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）≫

被災者の住環境の改善、生活の確保等を定めることにより、民生の安定を図るための計画である。

【 体系 】



1 被災者に対する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者にり災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 被災者台帳の作成及びり災証明書の交付の体制強化

市は、り災証明書の交付や被災者台帳の作成業務について、平常時から当該業務に従事する職員の育成や当該業務を支援するシステムの活用について検討するなど、市の体制強化に向けた取組みを推進する。

2 住宅の確保

(1) 計画目標

市は、公営住宅の確保や融資制度の情報を提供することにより、応急仮設住宅からの転換を図り、被災者の住環境を改善する。

(2) 対策

- ① 市は、損壊公営住宅を速やかに修繕するものとする。
- ② 市は、被害の程度に応じて被災者の住宅確保を図る。
- ③ 住宅の建設、購入、補修の融資
地震、津波等の災害によって住宅に被害を受け、自力で住宅を建設する被災者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(3) 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安全を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

① 公営住宅の建設等

自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、市において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

② 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居資格を有する被災者（災害が大規模な場合において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

3 雇用機会の確保

(1) 計画目標

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

(2) 対策

- ① 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、木更津公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等により、早期就職の促進を図る。
- ② 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校等による訓練を実施するよう努める。
- ③ 雇用保険の失業給付に関する特例措置
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

4 義援金品の受付及び配分

市は、一般から抛出された義援金品で市に寄託されたもの及び千葉県又は日本赤十字社千葉県支部から送付された義援金品を、確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

(1) 義援金品の受付

- ① 一般から抛出された義援金で市に寄託されたものについては、秘書広報班が受け付ける。
- ② 千葉県又は日本赤十字社千葉県支部から送付された義援金品については、地域福祉班において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。
- ③ 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

(2) 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。
- ② 被災者への配分に当たっては、必要に応じ、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

(3) 義援金品の保管

- ① 受入れた義援金は、市の「歳入歳出外現金」として保管する。
- ② 義援品は、集積場所等に一時保管する。

5 その他の生活確保

(1) 日本郵便（株）

災害救助法が発動された場合、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。

- ① 郵便関係
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。
- ② 災害時における窓口業務の維持
- ③ （株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(2) 労働局

- ① 地震災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災

状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。

- ② 地震災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、木更津公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 巡回職業相談の実施

- ③ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

地震災害により失業の認定日に出向いて行くことができない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

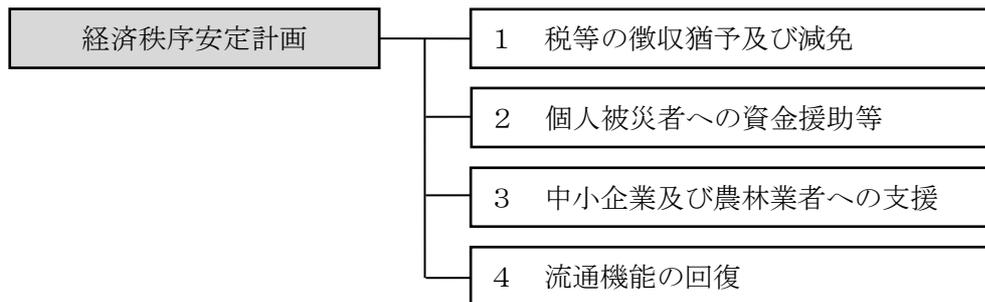
(3) 日本放送協会

日本放送協会は、災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物に設置された受信機による放送受信契約等について、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第3節 経済秩序安定計画 ≪財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部≫

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう被災者に対する税等の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の安定を図るための計画である。

【 体系 】



1 税等の徴収猶予及び減免

(1) 租税の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税については国税通則法又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律により、県税及び市税については地方税法、市税条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適宜、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、一定の期間、国民年金の保険料が免除できるとされている。

(3) 介護保険料の徴収猶予及び減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、介護保険条例により必要があると認められるときは、介護保険料を徴収猶予及び減免することができる。

(4) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により必要があると認められるときは、後期高齢者医療保険料を徴収猶予及び減免することができる。

(5) 保育所等徴収金の免除

災害により被害を受けた場合、保育所、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免することができる。

その他、地方公共団体の公的徴収金等については、災害により被害を受けたときは、必要に応じ、救済措置を行う。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸し付けを行う。

① 災害弔慰金

市は、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金制度の概要

対象災害	ア 市内で5世帯以上の滅失があった自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所以上ある場合の災害 ウ その他、内閣総務大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害による死亡者又は当該災害のやんだ後、3か月以上の行方不明者
支給対象遺族	ア 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母 イ 上記がない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を対象とする。
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4） ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

② 災害障害見舞金の支給

市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒したとき（その症状が固定した時を含む。）に、精神又は身体に重度の障がいがある市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金制度の概要

対象災害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障がいの程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障がいを受けた者 ア 両眼が失明したもの イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

	エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	・生計維持者が障がいを受けた場合 250万円 ・その他の者が障がいを受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

参考：「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府 R2.11）

③ 災害見舞金等の支給

市は、「袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱」に基づき、災害により被害を受けた被災者に対し災害見舞金、弔慰金を支給する。

「袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱」の概要

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発			
支給対象	ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市に記録されている者又は本市に存する建物の所有者で、災害を受けたもの イ 特に市長が必要と認めたもの			
見舞金	被害の程度		見舞金額	
	全壊及び全焼	住家	持家	100,000円
			貸家	貸主 50,000円 借主 50,000円
		非住家		20,000円
		半壊及び半焼	住家	持家
	貸家			貸主 20,000円 借主 20,000円
	非住家		10,000円	
	床上浸水	住家	持家	50,000円
			貸家	貸主 20,000円 借主 20,000円
		被災による居住困難		30,000円
	被災による居住困難	住家	持家	30,000円
			貸家	貸主 10,000円 借主 10,000円
	負傷（1人当たり）		10,000円	
※家屋について支給する見舞金は、重複して支給せず、見舞金額の高い方を優先する。				

※資料編 資料1-7 袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱

(2) 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい影響を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）及び千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成29年4月）に基づき、被災者生活再建支援金を支給するものとし、市は支給申請等に関する事務を行う。

① 国の制度

国の被災者生活再建支援制度の概要

区分	基準内容
ア 対象となる自然災害	<p>暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>(イ) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>(ウ) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)</p> <p>(オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)</p> <p>(カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)</p>
イ 支給対象世帯	<p>上記の自然災害により、</p> <p>(ア) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>

参考：「被災者生活再建支援制度の概要」（内閣府 R 2.12）

ウ 支援額

支援金の支給額は、次の「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 (ア)に該当)	解体 (支給対象世帯 (イ)に該当)	長期避難 (支給対象世帯 (ウ)に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 (エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

② 千葉県の制度

千葉県の被災者生活再建支援制度の概要

区分	基準内容
ア 対象となる自然災害	(ア) 被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第1に定める数以上である場合 (イ) 千葉県の区域内で住宅が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第2に定める数以上であって、被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第3に定める数以上である場合 (ウ) 被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上である場合
イ 支給対象世帯	(ア) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） (イ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 (ウ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊等解体世帯） (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

参考：「千葉県地域防災計画 共通編」（R3.3）

ウ 支援額

支援金の支給額は、次の「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 (ア)に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 (イ)に該当)	半壊等解体 (支給対象世帯 (ウ)に該当)
支給額	100万円	50万円	100万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊・解体・ 長期避難・大 規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

③ 支援金支給手続

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給手続の流れは次のとおりであり、市、千葉県、（財）都道府県会館の三層構造となっている。

ア 申請者は、支給申請書とり災証明書、住民票、預金通帳の写しなどの添付書類を市に提出する。

イ 市は、関係書類を審査し、千葉県に送付する。

ウ 千葉県は、関係書類を審査し、支給事務を委託している（財）都道府県会館（被災者生活再建支援法人）に送付する。

エ （財）都道府県会館は、関係書類を審査の上、支給金額を決定し、申請者の預金口座に支援金を振り込む。

(3) 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

① 災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

災害援護資金制度の概要

<p>ア 貸付の対象となる被害</p>	<p>(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合 (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合 (ウ) 住居が半壊又は全壊・流出した場合</p>																																										
<p>イ 世帯の所得制限</p>	<p>上記アに掲げる被害を受けた世帯について所得制限があり、下表の額以下の場合が対象である。</p> <table border="1" data-bbox="531 562 1406 846"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p>	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																														
世帯人員	市民税における前年の総所得金額																																										
1人	220万円																																										
2人	430万円																																										
3人	620万円																																										
4人	730万円																																										
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																										
<p>ウ 制度の内容</p>	<table border="1" data-bbox="531 958 1393 2033"> <tr> <td rowspan="14">貸付限度額</td> <td colspan="2">(ア) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>a 家財等の損害がない場合</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>b 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>c 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>d 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>a 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>b 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>c 住居の全壊（dの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>d 住居の全体が滅失若しくは流出</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td colspan="2">10年（据置期間を含む）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td colspan="2">年3%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">連帯保証人になること</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="2">年賦償還又は半年賦償還</td> </tr> </table>	貸付限度額	(ア) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		a 家財等の損害がない場合	150万円	b 家財の3分の1以上の損害	250万円	c 住居の半壊	270万円	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	350万円	d 住居の全壊	350万円	(イ) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		a 家財の3分の1以上の損害	150万円	b 住居の半壊	170万円	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	250万円	c 住居の全壊（dの場合を除く）	250万円	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	350万円	d 住居の全体が滅失若しくは流出	350万円	貸付期間	10年（据置期間を含む）		据置期間	3年（特別の場合5年）		利子	年3%（据置期間中は無利子）		保証人	連帯保証人になること		償還方法	年賦償還又は半年賦償還	
貸付限度額	(ア) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																										
	a 家財等の損害がない場合		150万円																																								
	b 家財の3分の1以上の損害		250万円																																								
	c 住居の半壊		270万円																																								
	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)		350万円																																								
	d 住居の全壊		350万円																																								
	(イ) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																										
	a 家財の3分の1以上の損害		150万円																																								
	b 住居の半壊		170万円																																								
	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)		250万円																																								
	c 住居の全壊（dの場合を除く）		250万円																																								
	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)		350万円																																								
	d 住居の全体が滅失若しくは流出		350万円																																								
	貸付期間	10年（据置期間を含む）																																									
据置期間	3年（特別の場合5年）																																										
利子	年3%（据置期間中は無利子）																																										
保証人	連帯保証人になること																																										
償還方法	年賦償還又は半年賦償還																																										

② 生活福祉資金

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者（児）や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものである。

生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費）」）についての貸付がある。それぞれの貸付限度額等は次のとおりである。

緊急小口資金

対象者	低所得世帯
貸付限度額	一世帯 10万円以内
措置期間	貸付の日から2か月以内
償還期限	据置期間後12か月以内
償還方法	月賦
貸付利率	無利子
保証人	不要
申込方法	必要書類等詳細は、社会福祉協議会へ確認すること。

福祉費（災害援護費）

対象者	低所得世帯
貸付限度額	一世帯 150万円
措置期間	貸付けの日から6か月以内
償還期限	据置期間後7年以内
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
保証人	ア 連帯保証人となること イ 原則として借受人と同一市内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ウ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
申込方法	民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。 必要書類等詳細は、社会福祉協議会へ確認すること。

※1）大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や据置期間や償還期間の拡大等の特例措置を実施することがある。

※2）生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

※3）災害援護費については、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、市による「災害援護資金」の貸付が本貸付よりも優先となる。

③ 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて千葉県が

貸付を行うもので、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じている。

母子・父子・寡婦福祉資金の概要

<p>貸付けの対象者</p>	<p>ア 母子福祉資金（次のいずれかに該当する人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女子で、児童を扶養している者（＝「母子家庭の母」） ・「母子家庭の母」に扶養されている児童 ・母子・父子福祉団体(法人)に扶養されている児童 ・父母のない児童（20歳未満） <p>イ 父子福祉資金（次のいずれかに該当する人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない男子で、児童を扶養している者（＝「父子家庭の父」） ・「父子家庭の父」に扶養されている児童 ・母子・父子福祉団体(法人)に扶養されている児童 ・父母のない児童（20歳未満） <p>ウ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女子で、かつて「母子家庭の母」であった者（＝寡婦） ※扶養している子がない場合は、所得制限あり。 ・配偶者のいない女子で、40歳以上の者（所得制限あり）
<p>資金の種類</p>	<p>貸付限度額や利率、償還期間は、母子・父子・寡婦福祉資金共通。なお、個別の事情により限度額が加算・制限される場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金 ・就学支度資金 ・事業開始資金 ・事業継続資金 ・技能習得資金 ・就職支度資金 ・修業資金 ・医療介護資金 ・生活資金 ・住宅資金 ・転宅資金 ・結婚資金

3 中小企業及び農林業者への支援

(1) 中小企業への融資

千葉県は災害を受けた中小企業への融資とした次の対策を講じている。

- ① 市町村認定枠等
 - ア 融資対象者
 - (ア) 激甚災害により被害を受けた者
 - (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者
 - イ 融資用途
 - 設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
 - 1 中小企業者8,000万円以内
 - エ 融資期間
 - 設備資金10年以内、運転資金7年以内
 - オ 融資利率
 - 年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- ② 一般枠
 - ア 融資対象者
 - 知事が指定する災害により被害を受けた者
 - イ 融資用途
 - 設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
 - 1 中小企業者 8,000万円以内
 - エ 融資期間
 - 設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
 - オ 融資利率
 - 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(2) 農林業者への融資

市は、被災農林業者に対する経営の安定又は、事業の早期復旧を図るため、君津市農業協同組合等と連携し、次の利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

- ① 天災資金
- ② 県単農業災害対策資金
- ③ (株)日本政策金融公庫資金
- ④ 農業災害補償制度

4 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

- ① 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、千葉県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- ② 各鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 消費者情報の提供

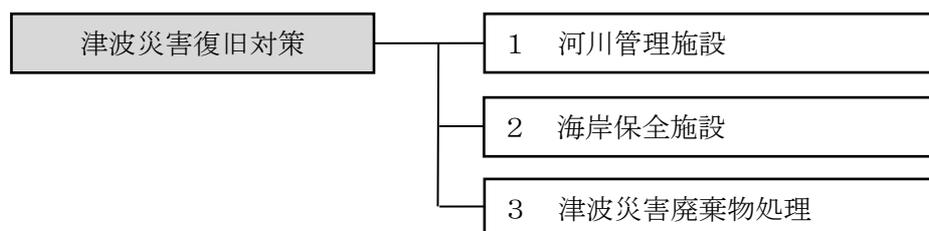
- ① 市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。
- ② 市場等の再開
関係各機関は、市場等が速やかに営業を再開されるよう、施設、設備の復旧の指導を行う。

第4節 津波災害復旧対策 ≪総務部、環境経済部、都市建設部≫

各施設の管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

【 体系 】



1 河川管理施設

- (1) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (3) 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

3 津波災害廃棄物処理

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、迅速な災害廃棄物処理について、必要に応じ千葉県へ支援の要請を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、周辺の地域住民への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労務災害を防止し、適切な措置等を講ずる。

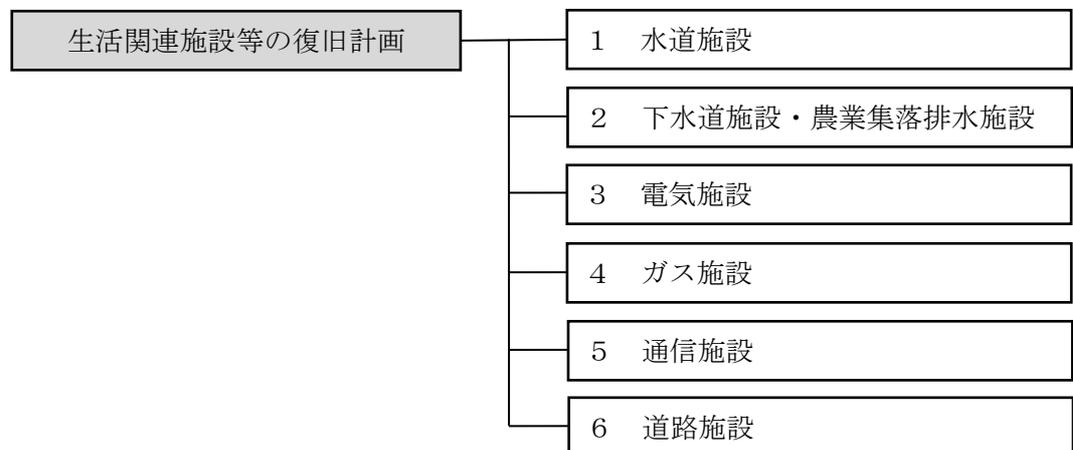
第5節 生活関連施設等の復旧計画<<環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、かずさ水道広域連合企業団>>

上下水道・電気・ガス・通信・道路の各施設は、それぞれ都市生活基盤であり、市民生活及び社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

なお、復旧に当たっては、道路管理者及び関係するライフライン事業者等と工程調整を行い、可能な限り復旧作業の短縮化を図る。

【 体系 】



1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ① 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- ② 施設の耐震化を図る。
- ③ 管路は、多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- ④ 市域の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ① 漏水調査を実施する。
- ② 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
 - ア 漏水の多発している管路は、布設替えを行う。

イ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設・農業集落排水施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

復旧の順位は、原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、指定避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上、復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ① 系統に影響の大きい発電所
- ② 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は、次のとおりである。

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

(3) 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ① 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設

災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、迅速に行う。

(1) 復旧計画の策定

被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近の市民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

① 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

② 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

5 通信施設

(1) 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に基づき実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

(2) 復旧を優先する電気通信サービス

上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

※ 復旧優先サービス

電話サービス（固定系・移動系）

総合デジタル通信サービス

専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含む）

パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 道路施設

道路については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は、都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が必要である。

(1) 道路施設の復旧

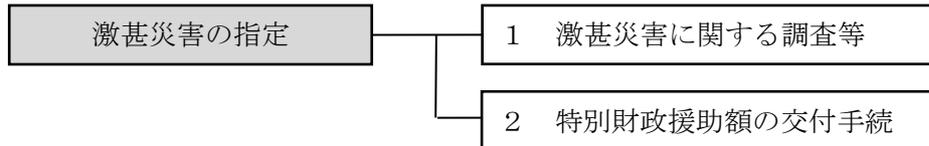
道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公共占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設の復旧を図る。

市が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、権限代行制度により、県に要請を行う。

第6節 激甚災害の指定 <<各部班>>

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

【体系】



1 激甚災害に関する調査等

(1) 激甚災害に関する被害調査・報告

知事は、大規模な地震等が発生した場合、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、千葉県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

市は、千葉県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

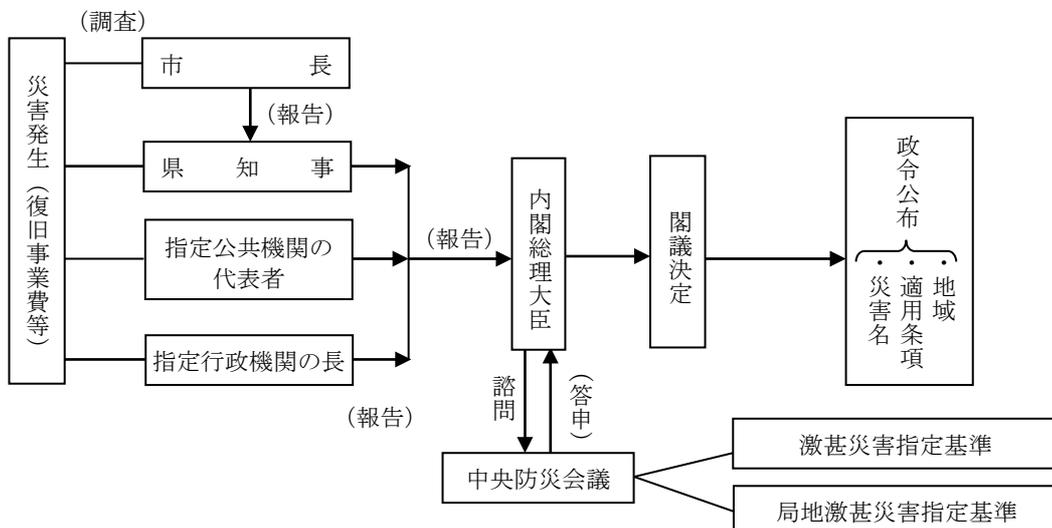
(2) 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

なお、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

激甚災害の指定手順



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について
(平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定)

国では、被災自治体等から、復旧・復興に迅速に取り組むため、激甚災害に早期に指定してほしい旨を強く望まれてきたことを受け、速やかに激甚災害の指定ができるよう、手続きの運用改善を平成29年12月21日の中央防災会議幹事会において決定した。

具体的には、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、

- 内閣総理大臣又は防災大臣から関係省庁へ、被災自治体が行う激甚災害指定に必要な調査に対し、国が積極的に支援するように指示
- 関係省庁は、被災自治体の要望に応じて、被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめて、概ね1週間毎に内閣府へ報告
- 内閣府は、指定基準に達したのものから順次、激甚災害の「指定見込み」を公表

等の一連の取組を行うこととしている。

これにより、災害終息後、最速で1週間程度経った時点から「指定見込み」を公表することができるようになり、これまで以上に被災自治体等が、財政面での不安がなく、迅速に復旧・復興に取り組めるものと考えている。

2 特別財政援助額の交付手続

(1) 市

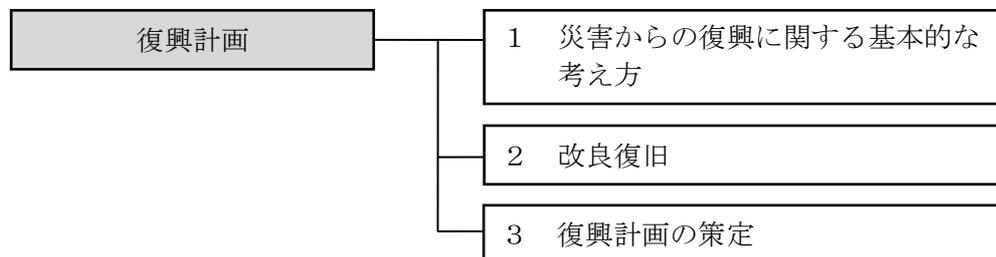
本部長(市長)は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

(2) 千葉県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

第7節 復興計画 <<総務部、都市建設部>>

【 体系 】



1 災害からの復興に関する基本的な考え方

大規模な災害により被災した場合、市や国・千葉県等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）ということも重要であるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、市民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

千葉県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念及び各分野における様々な復興事業に関する研究に努めるものとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、市は、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

なお、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達及び人材の広域応援等に関する協定を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

2 改良復旧

市及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

3 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

市は、関係機関と調整しながら円滑かつ迅速に復興計画を策定し、計画的に復興を推進する。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、同法第5条に規定されている被災市街地復興推進地域に関する都市計画を定めて、土地区画整理事業等の市街地整備事業の活用により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(2) **復興都市計画原案等の事前審議制度**

復興都市計画原案は、現存する都市計画審議会に諮って推進する。